

# 目 次

## ○第1号（3月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	7
欠席議員	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	7
開会・開議	8
町長挨拶	8
諸般の報告	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 報告第 1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校 校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分 の報告について	10
日程第 4 発委第 1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例	13
日程第 5 議案第 3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例	14
日程第 6 議案第 4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料 条例の一部を改正する条例	16
日程第 7 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	17
日程第 8 議案第 6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	23
日程第 9 議案第 7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例	24
日程第10 議案第 8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会 設置条例	26
追加日程第1 議案の撤回の件	32
日程第11 議案第 9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例	32
日程第12 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職 員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃 止する条例	39
日程第13 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について	40

日程第14	議案第12号	吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の サービスの宣誓に関する条例を廃止する条例……………	45
日程第15	議案第13号	吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例……………	46
日程第16	議案第14号	吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	49
日程第17	議案第15号	吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正す る条例……………	50
日程第18	議案第16号	吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	51
日程第19	議案第17号	吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例……………	52
日程第20	議案第18号	吉岡町空家等対策協議会設置条例……………	53
日程第21	議案第19号	吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を 改正する条例……………	54
日程第22	議案第20号	吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例……………	56
日程第23	議案第21号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例……………	57
日程第24	議案第22号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	59
日程第25	議案第23号	吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例……………	60
日程第26	議案第24号	令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル 化設置工事変更請負契約の締結について……………	61
日程第27	議案第25号	町道路線の認定・廃止について……………	63
日程第28	議案第26号	令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）……………	65
日程第29	議案第27号	令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）……………	71
日程第30	議案第28号	令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 （第3号）……………	72
日程第31	議案第29号	令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第4号）……………	74
日程第32	議案第30号	令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予 算（第3号）……………	75
日程第33	議案第31号	令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計	

	補正予算（第1号）	76
日程第34	議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	77
日程第35	議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	79
日程第36	議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	80
日程第37	同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について	82
日程第38	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	87
日程第39	町長施政方針	90
散 会		99

## ○第2号（3月3日）

議事日程 第2号	101	
本日の会議に付した事件	101	
出席議員	102	
欠席議員	102	
説明のため出席した者	102	
事務局職員出席者	102	
開 議	103	
日程第 1	町長施政方針に対する質問	103
日程第 2	議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算	134
日程第 3	議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	154
日程第 4	議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	155
日程第 5	議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	157
日程第 6	議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	158
日程第 7	議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	160
日程第 8	議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算	162
日程第 9	議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算	165
日程第10	議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会 設置条例	169
散 会	170	

○第3号（3月4日）

議事日程 第3号	171
本日の会議に付した事件	171
出席議員	172
欠席議員	172
説明のため出席した者	172
事務局職員出席者	172
開 議	173
日程第 1 一般質問	173
◇富岡大志君	173
◇富岡栄一君	196
◇小林静弥君	211
◇金谷康弘君	226
◇坂田一広君	245
散 会	266

○第4号（3月5日）

議事日程 第4号	267
本日の会議に付した事件	267
出席議員	268
欠席議員	268
説明のため出席した者	268
事務局職員出席者	268
開 議	269
日程第 1 一般質問	269
◇廣嶋 隆君	269
◇小池春雄君	286
◇飯島 衛君	304
◇飯塚憲治君	323
散 会	339

○第5号（3月16日）

議事日程 第5号	341
----------	-----

本日の会議に付した事件	3 4 4
出席議員	3 4 8
欠席議員	3 4 8
説明のため出席した者	3 4 8
事務局職員出席者	3 4 8
開 議	3 4 9
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	3 4 9
日程第 2 議案第 3 号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例	3 5 3
日程第 3 議案第 4 号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	3 5 4
日程第 4 議案第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3 5 4
日程第 5 議案第 6 号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	3 5 5
日程第 6 議案第 7 号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例	3 5 5
日程第 7 議案第 4 3 号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例	3 5 5
日程第 8 議案第 9 号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例	3 5 6
日程第 9 議案第 1 0 号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例	3 5 6
日程第 1 0 議案第 1 1 号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について	3 5 7
日程第 1 1 議案第 1 2 号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例	3 5 7
日程第 1 2 議案第 1 3 号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	3 5 8
日程第 1 3 議案第 1 4 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 5 8
日程第 1 4 議案第 1 5 号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	3 5 9
日程第 1 5 議案第 1 6 号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 5 9
日程第 1 6 議案第 1 7 号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3 5 9
日程第 1 7 議案第 1 8 号 吉岡町空家対策協議会設置条例	3 6 0
日程第 1 8 議案第 1 9 号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を	

		改正する条例	360
日程第19	議案第20号	吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	361
日程第20	議案第21号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例	361
日程第21	議案第22号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	362
日程第22	議案第23号	吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例	362
日程第23	議案第24号	令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル 化設置工事変更請負契約の締結について	363
日程第24	議案第25号	町道路線の認定・廃止について	363
日程第25	議案第26号	令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）	363
日程第26	議案第27号	令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）	364
日程第27	議案第28号	令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第3号）	364
日程第28	議案第29号	令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第4号）	365
日程第29	議案第30号	令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第3号）	365
日程第30	議案第31号	令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算（第1号）	366
日程第31	議案第32号	令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第4号）	366
日程第32	議案第33号	令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第3号）	367
日程第33	議案第34号	令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	367
日程の追加			367
追加日程第1	議案第44号	令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	368
日程第34		委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）	376
日程第35	議案第35号	令和2年度吉岡町一般会計予算	377
日程第36		委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報 告）	378

日程第37	議案第36号	令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	380
日程第38	議案第37号	令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	380
日程第39	議案第38号	令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	380
日程第40	議案第39号	令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	381
日程第41	議案第40号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	381
日程第42	議案第41号	令和2年度吉岡町水道事業会計予算	382
日程第43	議案第42号	令和2年度吉岡町下水道事業会計予算	382
日程第44	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第45	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第46	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第47	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第48	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第49	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第50	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		383
日程第51	議会議員の派遣について		385
町長挨拶			385
閉会			386

# 令和2年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和2年3月2日（月曜日）

## 議事日程 第1号

令和2年3月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契の締結に関する専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 発委第 1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第 3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 4号 吉岡町固定資産評価委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第 9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について



- (提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する  
条例を廃止する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負  
契約の締結について
- (提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第25号 町道路線の認定・廃止について
- (提案・質疑・付託)

- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 6 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 7 同意第 1 号 吉岡町農業委員会委員の任命について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 3 9 町長施政方針  
（演述）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について  
（報告・質疑）
- 日程第 4 発委第 1 号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・討論・表決）

- 日程第 5 議案第 3 号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 4 号 吉岡町固定資産評価委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する  
条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 6 号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 7 号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 10 議案第 8 号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 追加日程第 1 議案の撤回の件
- 日程第 11 議案第 9 号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 12 議案第 10 号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づ  
く債務の免除に関する条例を廃止する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 13 議案第 11 号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 14 議案第 12 号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する  
条例を廃止する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 15 議案第 13 号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 16 議案第 14 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 17 議案第 15 号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 18 議案第 16 号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例

- (提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第25号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第29 議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第30 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第31 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第32 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第33 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)

- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 3 7 同意第 1 号 吉岡町農業委員会委員の任命について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 3 9 町長施政方針  
（演述）

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開会・開議

午前9時32分開会・開議

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和2年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、山畑議長、そして平形議員が群馬県町村議会議長よりそれぞれ議員10年以上在職者表彰ということで受賞されました。心からお祝い申し上げますとともに、日ごろの活動のたまものと深く敬意をあらわします。これからもますますのご活躍をご期待申し上げます。おめでとうございます。

暖冬と言われたこの冬でしたが、大分寒暖の差が大きいように感じております。しかし、春の気配が濃厚に感じられるきょうこのごろであります。

そんな中、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症の猛威は、衰えることがないようです。「自分の体は自分で守る」を基本に、最新情報を入手し、お互い感染予防に努めていただきたいと思えます。

さて、本日令和2年第1回定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。

令和2年度は、吉岡町第5次総合計画の最終年となります。計画の締めくくりとともに、次期計画の立案の仕上げともなります。本定例会では令和2年度の一般会計並びに特別会計当初予算を初めとする議案43件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（山畑祐男君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりであります。それをもって諸般の報告といたします。  
議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番飯塚憲治議員、4番・嶋 隆議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。平形議会運営委員長より委員会報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る2月25日火曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日3月2日月曜日から3月16日月曜日までの15日間です。

町長の施政方針に対する質問は、3月3日火曜日です。一般質問は3月4日水曜日と3月5日木曜日の2日間です。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月16日までの15日間とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの15日間と決定しました。会期日程はお手元に配付したとおりであります。

---



**日程第3 報告第1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について**

**議長（山畑祐男君）** 日程第3、報告第1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 報告第1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

これは、令和元年7月11日に議決いただいた請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容といたしましては、小野里・勝野令和元年度防衛省補助事業吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事特定建設工事共同企業体と1億8,920万円で請負契約を締結したものを別添専決処分書のとおり、請負金額を1億9,015万7,000円に変更する専決処分を令和2年2月18日にしたものです。

なお、詳細については教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

**議長（山畑祐男君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 報告第1号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について、町長の補足説明をさせていただきます。

先ほど町長からの説明からもありましたとおり、令和元年7月11日に議決をいただいた令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約について、請負業者であります小野里・勝野令和元年度防衛省補助事業吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事特定建設工事共同企業体と建設工事請負契約約款第30条の規定に基づき、甲、乙変更協議の結果、専決処分書のとおり、変更前1億8,920万円を変更後1億9,015万7,000円とし、95万7,000円の増額をする専決処分を2月18日にいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものとなります。

変更内容につきましては、新たに必要となった地下配管、具体的には既存電線管や屋外トイレ、既存校舎の排水設備の切り回し等による増、それから、当初想定生徒数が増加することにより必要となった既存校舎等のトイレへの非常用スピーカーの増設、それから、当初予定していた空調機が今年度より防衛省の認定が外れたことにより室外機の変更と、

それに関連する室外機の設備ヤードや冷媒管等の仕様変更等が主な変更理由となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず、いつも感じるんですけども、確かに議会としては専決委任の議決をしております。それは100万円です。ということは、専決してもいいですよというふうになってはいますが、95万7,000円、限りなく議会の議決がない範囲でおさめようというのは、やっぱり見えるんですよ。

果たしてそういう思い、意図はなかったかというのを確認したいのと、それともう1件でありますけれども、今回のこの増額変更によって町負担分、そして、防衛省補助分の割合と数値ですね。町負担分が幾らになるのか、補助分が幾らになるのか、その確認をしたいのと、ここによります変更工事の内容というのが別冊変更設計書のとおりというんですけども、見たこともないし、そんなに厚いものじゃないと思いますので、この辺、変更した部分の変更内容、金額等を示したものが必ずあるわけですから、その辺の提出を求めたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 変更の意図はあったかというご質問ですけども、意図はございません。

内容等は、緊急の変更内容等で金額が出てきたということでご理解いただきたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、事務局長のほうに答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今質問いただきました補助金の変更の部分なんですが、最初からこの補助分につきましては、上限額が示されておまして、この変更契約に基づきまして、変更額が変わるということはありません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） さっき言いましたけれども、私は、ここにありますが別冊変更設計のとおりというんですから、それをまずは出してもらうと。そのとおりっていうんですから、そのとおりっていうのは見てみないとわからない。

それと、だから、上限があるにしても、1億9,015万7,000円あるわけですから、じゃ、このうちの補助分が幾らになって、町が負担する分は幾らなんですかと聞いているんですよ。それ、今の課長だと全然回答になっていないでしょう。だって、1億9,000万円あるんですから、じゃこの中の町が負担する分幾らでしょうと。この中で防衛省から幾ら来るんでしょうというのはわかっているわけじゃないですか。それをわからない……、だって、財源比率がわからないことなんてないわけですからね。それを提出求めているんですから、それは出してください。あと数字を示してください。

議長（山畑祐男君） 暫時休憩とします。

午前9時45分休憩

---

午前9時46分再開

議長（山畑祐男君） 休憩前に戻ります。

再開いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ご質問の関係につきまして、担当課長より説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 補助金の状況につきましては、手元に資料がありませんので、また後で用意させていただきたいと思います。

それから、変更内容ということなのですが、ちょっと皆さんにはお配りしていませんが、ちょっと説明をさせていただきますと、先ほど説明の中でありました地下配管とか既存電線管とか、屋外トイレや既存校舎の排水設備の切り回し等による金額の増加分が21万5,000円、それから、間違いです。誤りです。申しわけありません。この切り回し分が49万3,000円となります。そして、想定生徒数が増加することにより必要となった既存校舎等のトイレへの非常用スピーカーの増設、こちらについてが12万1,000円、そして、空調機の変更等による変更の総額分が21万5,000円、そして、その他工事ということで、本当にその他の細かい工事とあと諸経費、共通仮設とか現場管理費、一般管理費等の諸経費を含んだその他工事ということが12万8,000円という形の変更内容となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これまで恐らく変更契約があったときというのは、こういうふうなここに

示しております別冊変更設計のとおりとなっておりますけれども、今までこれこの後ろについていたと思いますよ。それで、何がどれだけふえたんだと。変われば何がどういふふうに変ったんだと。これじゃ、だけれども、皆さんに説明したことを口頭で言ったものを理解するんじゃないですよ。

そうじゃなくて、ここで変更した部分をここがこういうふうに変わりましたというふうに言わないとわからないんですよ。

だから、私はその提出を求めたので、口頭でという話じゃなくて、当然そこはふえた分が契約を変更したわけですから、今まであった契約からこれこれこういうものがこうなりました、こうふえましたという部分があるわけですから、その部分は出すべきでしょう。

だって、それが95万何がしなんだなというのがわかるわけですから、それがなくて、じゃ、こちらも理解しにくいんですよ。

ですから、その提出は先ほどから私は口頭で答えてくれじゃなくて、別添のものを出してくれと言っているわけですから、それはしっかり出してください。

先ほど金額は出すという話ですから、防衛省の補助が幾ら、そして町の負担分が幾ら、そして、合計が幾らになりますというのがしっかり出ないと、だから、今回ふえた分がその分がどこまで、今回このふえた、95万円ふえた中の、じゃあ実際に防衛省からの補助分は幾らなのかと。町の負担分は幾らなのかと。聞けばわかるわけですから、それと、総体事業の中でも、総体事業19億円の中の町負担分が幾ら、防衛省の補助分が幾らというものは、しっかりと出してください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 規定の中での専決処分ということで報告させていただきました。

今質疑のありました数字につきましては、後ほど資料を提出させていただきたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認めます。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第4、発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の議会運営委員会委員長平形 薫議員に提案理由の説明を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案の理由は、町の組織機構改革の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の3枚目ですかね、吉岡町議会委員会条例新旧対照表をごらんください。

右側の旧にある第2条を、これを廃止し、左側の新にある第2条に改めるものでございます。

なお、この条例の施行は令和2年4月1日からとするものであります。

以上、提案の説明とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形議員、自席にお戻りください。

ただいま議題となっております発委第1号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を求めます。

発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理

由を申し上げます。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、監査委員に係る事務に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用箇所の変更と監査委員に係る事務に関し必要な事項を地方自治法に基づいて規定するための改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第1条から第3条の改正は、地方自治法に基づき本条例において規定しておく事項について追加を行うものでございます。

第1条は、同法第195条第2項、第200条の第2項及び第202条の規定に基づき、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、同法第195条第2項で定めている監査委員の定数について規定をするものでございます。

第3条は、同法第200条第2項で定めている事務局の設置について規定をするものでございます。

第4条から第7条は、第2条及び第3条を追加したことに伴い、それぞれ2条ずつ繰り下げたものでございます。

第8条は、繰り下げと毎月24日となっている現金出納の検査の期日について、現行では「やむを得ない事由によりその日に検査を行うことができないときは、延期して行うことができる」としてありますが、この日が週休日や休日に当たってしまった場合、25日以降に延期するしかなく、日程が限られてしまうことから、「やむを得ない事由によりその日に検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる」と改め、24日以降でも検査を実施できるようにするものでございます。

第9条は、繰り下げを行うものでございます。

第10条は、繰り下げと地方自治法第243条の2が第243条の2の2となったことに伴う条ずれ対応及び引用の誤りを訂正するものでございます。

第11条から第13条は、繰り下げを行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございます。

一番下ですけれども、附則の部分をごらんください。施行期日ですが、公布の日から施行するものとなりますが、第8条の改正においては、同条を第10条とする部分を除き、令和2年4月1日から施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第4号 吉岡町固定資産評価委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第6、議案第4号 吉岡町固定資産評価委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 吉岡町固定資産評価委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、よろしく審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、同法を引用する吉岡町固定資産評価委員会条例と吉岡町手数料条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。こちらで説明をさせていただきます。

吉岡町固定資産評価委員会条例新旧対照表をごらんください。

こちらは、1条による改正では、第6条第2項、第10条第1項第2号、同条第2項第3号で引用している「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律」への題名変更、新規の条項の追加に伴う条ずれに対応するものでございます。

続きまして、吉岡町手数料条例の新旧対照表をごらんください

こちらの第2条による改正についても、別表で引用しております「行政手続等における行政通信技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」への題名改称、新規の条の追加に伴う条ずれに対応するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、一番下の欄になってございますが、附則の部分をごらんください。

施行期日につきましては、第1条、第2条ともに公布の日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第7、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、よろしく審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。



議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による特別職の任用の厳格化に伴い、関係する5つの条例について所要の改正を行うものでございます。

当該改正法では、大きく2つの制度改正が行われておりまして、1つ目といたしましては、臨時的任用の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、2つ目といたしまして、特別職の任用の厳格化が図られております。

1つ目の臨時的任用の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化については、臨時的任用の対象を国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化するとともに、一般職の非常勤職員については、「会計年度任用職員制度」を創設し、任用方法や任期等が明確化されたものでございまして、こちらについては、こちらのほうの条例等の改正については、12月議会でご可決をいただいたところでございます。

本条例案は、2つ目の改正法の趣旨でございます特別職の任用の厳格化に伴う関係条例の整備を行うものでございます。

改正法では、通常の事務職員等が特別職として任用され、その結果として一般職であれば課される守秘義務等の服務規律等が課されない者が存在することから、制度が本来想定する特別職の範囲を厳格化するために地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職について「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定する改正が行われております。

本改正法の公布を受けて総務省から発出されたマニュアルでは、非常勤特別職の実態を把握し、会計年度任用職員制度に移行するなど、職の再設定を行う必要があるとされております。

また、今回の法改正事項ではないものの、新地方公務員法第3条第3項第2号に該当する附属機関については、地方自治法138条の4の規定により、法律または条例により設置することができることとされているところございまして、総務省マニュアルでは当該附属機関の委員についても適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨を受けて慎重に運用すべきものとされているところでございます。

町ではこうした法改正の趣旨に鑑みまして、非常勤特別職の職員の見直しを行い、これまでは非常勤特別職とされていた職のうち、交通指導員については、有償ボランティアに、農業協力員については廃止する方針を出したところでございます。

また、町に設置されている審議会、委員会についても、その位置づけ等の見直しを行いまして、これまで類似機関として規則、要綱等で設置されていたまち・ひと・しごと創生

推進会議、まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会、それと公の施設の指定管理者選定委員会、それと児童館の運営委員会、それと空き家等対策委員会の5つの委員会を地方自治法第138条の4の規定に基づき、条例で設置する附属機関に移行いたしまして、所要の目的を果たしたまちづくり交付金評価委員会などの6委員会を廃止するとともに、位置づけの変わらない高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇談会や健康づくり計画策定委員会などの13の附属機関、類似機関についても設置条例、要綱を改正し、附属機関、類似機関としての位置づけを明確にする方針としたところでございます。

本条例案は、こうした非常勤特別職及び附属機関、類似機関の見直しに伴い、関係規定の改正を行うものでございます。

なお、条例で設置する附属機関に移行する5委員会のうち、条例の新規制定が必要なまち・ひと・しごと創生推進会議、まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会、公の施設の指定管理者選定委員会、空き家等対策委員会の4委員会については、議案第7号から9号まで及び議案第18号として上程させていただいております。

それでは、この条例の説明のほうに移らせていただきます。

まず、新旧対照表をごらんください。

最初に、吉岡町交通指導員設置条例新旧対照表、第1条による改正ですね。こちらをごらんください。

交通指導員については、今回の法改正により非常勤特別職の要件であります「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に該当しないという整理をさせていただいたところから、第4条から「非常勤特別職とする」規定を削除するとともに、これにより公務災害補償の対象から外れるため、第6条の規定を削除するものでございます。

続いて、吉岡町児童館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表、ページをめくっていただきまして、第2条による改正をごらんください。

本条例については、委員会の見直しに伴い、条例で設置する附属機関へ移行することとしたために、これまで規則で規定されておりました設置根拠を条例に移管するための改正を行うものでございます。

続いて、吉岡町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇談会設置条例新旧対照表、第3条による改正です。ページをめくっていただき、こちらをごらんください。

本懇談会につきましては、見直し前から附属機関として設置されておるところでございますが、今回の審議会、委員会の見直しに当たりまして、附属機関は町長の諮問に基づき調停、審査、諮問または調査を行う機関として審議会等の名称を使用し、類似機関は有識者等の意見を聴取し、意見を交換し、専門的な知識や意見を町政に反映させることを目的とする機関として、懇談会等の名称を使用する整理を行ったため、委員会名称を懇談会か

ら審議会へ改正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、続いて吉岡町土地開発事業審議会設置条例の新旧対照表、第4条による改正をごらんください。

本改正は、文言の修正を行うものでございます。

最後に、吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、第5条による改正ですね。こちらは、議案書のほうにお戻りいただいたほうがわかりやすいかと存じます。議案書のほうの第5条のほうをごらんいただきながら見ていただければと思うんですけども、本条例は、非常勤特別職の職員に係る報酬等について定める条例でございます。今回見直しを行いました非常勤特別職及び附属機関の委員の報酬については、地方自治法第203条の2第5項の規定により条例で定める必要があるため、今回の見直しに伴い、所要の改正を行うほか、委員として委嘱はあるものの、本条例第1条の2の規定により報酬の支払いがなかった等の理由により、別表に規定がなかった委員についても本改正にあわせて規定を追加するものでございます。

まず、「公平委員会委員」の項を削る規定なんですけれども、こちらは、議案の第11号にございましており、公平委員会を共同設置したいために規定を削除をしたいものでございます。

続いて、総合計画審議会委員の項をごらんいただきます。項を「総合計画審議会委員から公の施設の指定管理者選定委員会委員までの項」に改正する規定は、類似機関として設置されておりましたまち・ひと・しごと創生推進会議とまち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会及び公の施設の指定管理者選定委員会を附属機関に移行することに伴い、追加をするために改正するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

一番上のところなんですけれども、「交通指導員」の項をその下にありましており、「都市計画審議会臨時委員及び空家等対策協議会委員の項」に改める規定は、「交通指導員」が非常勤特別職から有償ボランティアになるため規定を削除し、これまでの規定になかった「都市計画審議会臨時委員」を追加するとともに、類似機関として設置されておりました「空家等対策協議会」を附属機関に移行することに伴い、追加するものでございます。

続いて、「農業協力員から小口資金融資審査委員までの項」、ちょっと長くなりになっておりますけれども、に改める規定は、「農業協力員」が廃止されるため規定を削除するとともに、「農業委員候補者選考委員及び小口資金融資審査委員」についても各委員会を設置する条例上の名称に統一するものでございます。

続いて、「防災会議委員の項」を「防災会議委員から水防協議会委員までの項」に改め

る規定は、これまでなかった「防災会議専門委員」と「水防協議会顧問」「水防協議会参与」及び「水防協議会委員」を追加するものでございます。

続いて、中ほどになりますけれども、「給食運営委員の項」を「文化財調査臨時委員及び学校給食センター運営委員会委員の項」に改める規定は、これまで規定のなかった「文化財調査臨時委員」を追加するとともに、「給食運営委員」について委員会を設置する条例上の名称に統一するものでございます。

続いて、「隣保館長及び隣保館運営審議会委員の項」を「隣保館運営審議会委員から次世代育成支援対策地域協議会委員までの項」に改める規定については、隣保館長については既に非常勤特別職から再任用に移行されておりますが、総務省のマニュアルにより、非常勤の館長等については、原則として一般職に移行することが適当であるという見解が示されておるために、規定を削除し、これまで規定のなかった「公民館運営審議会委員」及び「次世代育成支援対策地域協議会委員」を追加するとともに、「児童館運営委員会委員」を附属機関に移行することに伴い、追加するものでございます。

続いて、「文化センター運営委員の項及び図書館長の項」を「文化センター運営委員会委員の項」に改める規定は、「文化センター運営委員」について、委員会を設置する条例上の名称に統一するとともに、既に教育委員会事務局長の兼務に移行している「図書館長」については、「隣保館長」と同様の理由により、削除とするものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

「老人ホーム入所判定委員（医師）からラブホテル審議会委員までの項」を「老人ホーム入所判定委員会委員（医師）からラブホテル審議会臨時委員までの項」に改める規定は、各委員会を設置する条例上の名称に統一するほか、これまで規定のなかった「土地開発事業審議会臨時委員」及び「ラブホテル審議会臨時委員」を追加するものでございます。

続いて、「国民保護協議会委員の項」を「青少年問題協議会専門委員から国民保護協議会専門委員までの項」に改める規定は、これまで規定のなかった「青少年問題協議会専門委員」及び「国民保護協議会専門委員」を追加するものでございます。

続いて、「水道事業の運営に係る調査研究懇談会委員及び吉岡町鳥獣被害対策実施隊員の項」を「鳥獣被害対策実施隊員の項」に改める規定は、以前から類似機関であった「水道事業運営に係る調査研究懇談会」の規定を削除するとともに、「吉岡町鳥獣被害対策実施隊員」については、他の委員と同様に、「吉岡町」をつけない名称に統一するために名称変更するものでございます。

附則ですけれども、本条例の施行期日は令和2年4月1日からとさせていただきたいと考えております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1分の1ページですけれども、吉岡町交通指導員設置条例の新旧対照表がありますけれども、この中で、4条はわかったんですけれども、6条の公務災害については、これに下に線で引いてありますけれども、このことはどういうふうに変ったのか。わざわざ線引いてありますから、というのと、このケースの場合に、年齢にもよるんでしょうけれども、公務災害、交通指導員が危険もあるでしょうから、こういう方が群馬県市町村総合事務組合の公務災害補償等に関する条例という中で支払われると思うんですけれども、こういう人というのは、年齢にもよりますけれども、こういう公務中に事故等で亡くなった場合の補償というのは、現在はどのぐらいの数字になっているんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず最初に、この6条が新旧対照表に線が引っ張ってありまして、新になると削除となっているところの部分につきましては、非常勤の特別職でなくなって、ボランティアに移行したことから、こちらの条項に該当しなくなったことから、削除という表現になっておりまして、下のところの委任という条項が今まであったこの7条が6条に繰り上がったという形の新旧対照表のつくりとなっております。

2つ目の質問の、それでは今まで公務災害としていろいろ損害あった、大変なことがあった場合に、補償措置があったことが今後どうなるかということにつきましては、民間の保険……、民間とは限らないんですけれども、例えば市町村共済組合とか、そういったところとか、あと民間の保険会社、さまざまところのボランティア保険というところの制度設計の中に移行することになっておりまして、その費用負担等についても従前と同じような考えで整理されているところでございます。

今までの補償の金額、その他については、手元に資料がございませんので、お答えすることはこの場ではちょっとできないんですけれども、よろしく願います。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和2年4月1日の組織機構改革の実施による定数配分の見直し及び公平委員会の共同設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条第1項第1号の改正は、町長部局の定数を102人から106人に、4人の増員をするものでございます。

町長部局の現在の人員は101名、令和2年4月1日の予定人員は104名でありまして、改正後の余裕定数は2名でございます。

第2号の改正は、水道事業の企業職員の定数を8から7に、1人減員するものでございます。

水道事業の企業職員の現在の人員は6人でありまして、令和2年4月1日の予定人員も6名でありまして、改正後の余裕定数は1名でございます。

第4号の改正は、吉岡町選挙管理委員会の事務局の職員の定数を4人から5人に、1名増員するものでございます。選挙管理委員会の事務局の職員は、町長の事務部局の職員が兼務するものでございまして、機構改革による変更はございませんが、短期間に事務が集中し、職員の負担が大きいことから、定数を増員し、職員の負担軽減を図るものでございます。

第6号の公平委員会の事務局の職員を削除する規定は、議案第11号にございますよう

に、公平委員会を共同設置したいために規定を削除するものでございます。

改正後の第6号の改正は、教育委員会の事務局の職員の定数を20人から17人に減員するものでございます。

教育委員会の現在の人員は14名、令和2年4月1日の予定人員は16名でございますので、改正後の訂正につきましても余裕がございます。

全体の職員数といたしましては、現在の定員が123人、令和2年4月1日の予定人員は128人であり、5人の増員を予定しておりますが、今回の改正では、定数配分の見直しを行い、定数の増員、減員は行っておりませんので、条例定数は改正前、改正後ともに133名で、改正後の余裕定数は5名でございます。

第2項の改正は、改正前の第1項第6号の公平委員会の規定を削除することに伴う号ずれに対応するとともに、文言の整理を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則をごらんください。

本条例の施行年月日は、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認めまして、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、議案第5号で説明をさせていただきましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う委員会の見直しによりまして、これまで類似機関として要綱で設置させていただいておりましたまち・ひと・しごと創生推進会議を地方自治法第138条の4の規定に基づき、新規に条例で設置する附属機関に移行したいために上程するものでございます。

それでは、議案書のほうをごらんください。

第1条では、本条例の設置目的を規定するものでございます。

第2条では、本会議の所掌する事項について規定するものでございます。

第3条では、委員の定数を20名以内とし、産業、行政、高等教育機関、金融、労働、言論、法曹界等の業界の有識者及び地域住民、その他町長が必要と認める者を構成員として規定するものでございます。

第4条では、委員の任期を1年とすると規定するものでございます。

第5条では、推進会議の会長及び副会長について規定するものでございます。

第6条では、推進会議の招集及び成立要件、議決要件、意見の聴取について規定するものでございます。

第7条では、委員会の庶務について定めるものでございます。

第8条では、本条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める旨を規定するものでございます。

附則といたしましては、施行年月日を令和2年4月1日とさせていただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このまち・ひと・しごと創生推進会議が設置をされて、今の予定ですと、これはこの会議というのは年間にするとどのぐらい開かれるものなんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕



総務政策課長（高田栄二君） 回数というものは、決定されたものではございませんけれども、今年度に関しましては、3回ほど開催させていただきまして、主に5年間をめぐりに第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたんですけれども、そちらの見直し等を行うために、各界の意見を聞くとともに、方針等の意見を伺っているところでございます。

したがって、見直しがないときというのは、年1回開催されるかされないか。見直しがあるときについては、随時必要に応じて開催をしておるところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、議案第5号でも説明がありました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う委員会の見直しによりまして、先ほどの議案第7号と同様に、地方自治法第138条の規定に基づいて条例で設置する附属機関に移行したいために上程をするものでございます。

具体的な内容については、議案書のほうをごらんください。

第1条では、本条例の設置目的を規定するものでございます。こちらでございますとおり、

毎年度、毎年度KPIということで数値目標を掲げさせていただいておりますので、それを年度の締まったところで検証を行うために、第三者的な意見を伺うための委員会等を開かせていただきまして、その結果を9月の議会等で議会の議員の皆さんにも報告をさせていただいた経過がございます。

第2条では、本委員会の所掌する事項についてするものでございます。

第3条では、委員の定数を10人以内とし、産業、行政、高等教育機関、金融、労働、言論、法曹界等の業界の有識者及びその他町長が必要と認める者を構成員と規定するものでございます。

第4条では、委員の任期を1年とすると規定するものでございます。

第5条では、検証委員会の委員長及び副委員長について規定するものでございます。

第6条では、推進会議の招集及び成立要件、議決要件、意見の聴取について規定するものでございます。

第7条では、委員会の庶務について定めるものでございます。

第8条では、本条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める旨を規定するものでございます。

附則といたしましては、施行年月日を令和2年4月1日とさせていただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 第3条に検証委員会委員10人で組織するとあるんですけども、先ほどの議案第7号とこれを比較しますと、第3条の（1）、（3）、第7条のほうの（1）、（3）と第8条の（1）、（2）がほとんど同じ。第7号のほうには「地域住民」が入っていると、こういうことになっているんですけども、1つ聞きますけれども、この第7号で委嘱された20人は、第8号の検証委員会の委員10人、委嘱された10人のダブるところがあるのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 趣旨から申し上げますと、策定したものに対する検証ですので、質疑の趣旨まではちょっとはかりかねるんですけれども、ダブる可能性等はございます。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 要するに、委員重複しているというところはあるということなんですが、この第1条の文言と2条の所掌の範囲とかを述べますと、推進会議の委員の方は、執行のほうにこうやったほうがいいんじゃないですか、ああやったほうがいいんじゃないですかと、そういう提案みたいなものをされるわけですね。そうすると、それを意見を参考に執行が実行していくということになって、プランをつくって実行し、途中で検証し、PDCAですからね、アクションすると、こういうPDCAのサイクルを回してやると、こういうことになっているわけなんですけれども、こういうふうにして、やったほうがいいんじゃないですかとはいう委員がここはまずかったとか、あれはまずかったとか、検証するときに、どうしても情動的に自分がこういうふうにしたほうがいいのかというところですから、やるのは自分じゃないんですけれども、執行なんですけれども、批評、検証するときに、多少なりとも評価が甘くなるというんですかね。シビアな見方ができなくなるというふうなところがあるのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうかね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうより説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） こちらの検証委員会、議案第8号の趣旨なんですけれども、こちらについては、制度設計された平成26年のときに出されておりますけれども、効果検証の客観性を担保するためにできる限り外部の有識者等を含む検証機関を設置するという、こちらの趣旨を捉えての設置となっております。つくった人が評価するんじゃ甘くなるんじゃないかというご疑念を示されておろうかと思うんですけれども、そこで打ち出されたKPI、数値目標について、遵守されているか否かというところについては、客観的事実に基づいて委員さんのほうからご意見をいただくという部分においては、そこで我々ができなかった部分については当然これでやれると言ったじゃないかという部分の指摘をいただくこともございますので、その辺では外部の意見を聞くという意味では、有効に機能しているというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この検証委員会ですか、この総合戦略自体ができる限り誰が見てもわかるようにという目標で、要するに数値目標あるいはKPI、重要目標というんですかね。これを掲げて施策とか事業を進めなさいということですから、達成率何%かは数字で評価できる部分はかなりあるので、その検証委員会と推進会議の委員と仮に重複したとしても、その数値あるいはKPIは動かしがたい目標であったがために、やっぱり全然関係ない人から見た場合に、非常に達成したかしなかったというのはわかるわけなので、今私が申し上げたような情状酌量ですかね、みたいなのところできるだけなくなっている制度であるということは理解しているんですけども、これ達成が例えば70、80%であったような場合に、原因はどこにあるんだということまで年1回、大体8月ごろ検証委員会が会議を開いて検証して、その報告書を作成し、ホームページで開示しておくわけなんですけれども、その開示された報告書を見ますと、やはり数値だけで物を言っているんじゃないところがあるわけですね。

だから、そこのところを私は心配しているわけなので、この7号、8号ひっくるめてあれなんですけれども、できる限りこの推進会議で数値、KPI、そういうものに第三者が明らかにわかるように、設定をしていただいての上での検証委員会としていただきたいというふうに思います。

そこら辺については、いかがでしょうかね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうから説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほどいただきましたご質問なんですけれども、第2期の総合戦略が策定されるに当たりまして、第1期のときのKPI数値目標の設定の仕方がそれを達成すべきものなのか、維持すべきものなのか、あるいは現況数字なのか、あるいは平均数字なのか、その辺のすり合わせが十分でないからわかりにくいのではないかという指摘が全国的になされておりました。

その辺のご指摘等は、同じように、町としてもいただいておりますので、いただいたご意見をしっかり生かしながら今後の政策に生かしていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今の回答の中で、7号につきましては、創生推進会議のメンバーが20人、そして、検証委員会では10人、ともすると、その人たちが重複することもあるという回答だったんですけれども、その重複にも度合いがありますけれども、やっぱり町の中では重複は可能だけれども、どの程度かというものを考えておかないと、こっちが20人で、こっちが10人で、この中の10人が横滑りしちゃうというようなことになっちゃうと、全く意味のないものになっちゃうので、その辺の考慮というんですか、その辺はどのように考えているのか。

多少はしようがないと思いますよね。しかし、だけれども、左側、7号が20人でこっち、8号が10人ですから、こっちの半分が今度はこっちで検証委員会の横滑りで、先ほどその兼ねることも可能だという考えでありましたから、まず、その辺私たちは見えませんから、皆さんがどの程度の腹づもりでいるのか、それともまた、どの程度までだったら推進委員が検証委員会の中に入ってもいい、この程度入ってもいいんじゃないかという腹づもりというのか、その常識の範囲というのがあると思うんですけれども、その辺というのはどのように考えているか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうから説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） こちらにつきましては、外部の識者をお願いするときどうしても役職等で、例えば公の団体の長を務められている方をお願いするという部分が多くなってございます。したがって、そういった方が異動によって職は同じでも変わる部分がございます。それと、住民の方が参加していただいている部分は、どうしても公募、その都度かけておりますので、同じ人が応募してくるということは余りございませんので、その辺は重なってこないもので、全く同じということは、これは避けるべきだというふうに考えておるんですけれども、どうしてもご意見をいただいている中で、例えばこちらの先ほども第3条の組織の中にもございますけれども、高等教育機関でありますとか、金融、労働、言論、法曹界というふうになってきますと、その中の協議会とか、そういったところからご推薦をいただいた方という部分のご意見を伺っているのが実情でございますので、全く同じというのは、やはり避けるべきなのかなと。

また、具体的に率を示せという部分については、こちらでは明言を控えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで休憩といたします。11時まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

---

午前11時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議事に入る前に、高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほどご説明申し上げました議案の一部に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

配付させていただきました正誤表をごらんください。

第8条の第5条の部分の見出しの部分に本来であれば検証委員会ですから、「委員長及び副委員長」と記載すべきところを「会長及び副会長」でございました。こちらを訂正させていただきますと思います。

あと、もう1点なんですけど、附則についてですが、こちらについては、「条例」と記載すべき部分が「訓令」という記載になってございました。こちら、訓令は、行政命令でございますので、全く違うものでございますが、この場で訂正をさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

議長（山畑祐男君） ただいま高田総務政策課長より訂正の申し入れがありました。皆さん訂正してください。と同時に、これは問題……、小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう提案されたものは、差しかえはできません。条例の撤回です。要するに訂正は、議会が始まる前であれば訂正できるんですけども、字句を変えるというのは、議会の議決がなければ撤回を出して、撤回をして、要するにやり直しですよ。しないと法律でできませんよ。

議長（山畑祐男君） 暫時休憩とします。

午前11時02分休憩

---

午前11時03分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

今、ただいま、町長何ですか。会議は再開しました。

---

### 追加日程第1 議案の撤回の件

議長（山畑祐男君） ただいま小池議員より異議の申し立てがありました。

お諮りいたします。

議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例に対しまして、文言の記載間違いがありましたけれども、これについての取り下げをしていただきたいという提案がありましたけれども、お諮りいたします。

ただいま議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例を取り下げることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 賛成多数、よって、議案第8号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例は取り下げることを認めます。

したがって、議事日程に入ります。

小池議員何かありますか。よろしいですか。

今話そうとしたんですけれども、取り下げをしましたから、順番でいきたいと思うんです。よろしいですね。いいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

今お諮りした議案第8号の取り下げにより、日程第10が議案第8号でしたけれども、追加で取り下げを日程の中に追加1という形で入れさせていただきました。よろしいですね。異議ありませんね。

ですから、今取り下げが日程の追加になります。追加日程ですから、日程全体はこのままでいきます。よろしいですね。

執行は、ご了解いただけましたか。

---

### 日程第11 議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例

議長（山畑祐男君） それでは、日程第11、議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例について  
提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、  
所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いた  
だきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

[総務政策課長 高田栄二君発言]

総務政策課長（高田栄二君） 補足説明を申し上げます。

本条例は、議案第5号で説明のありました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す  
る法律の施行に伴う委員会の見直しによりまして、これまで類似機関として要綱で設置し  
ておりました吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例を地方自治法第138条の  
4の規定に基づき新規に条例で設置する附属機関に移行したいため上程をさせていただく  
ものでございます。

では、議案書をごらんください。

第1条では、本条例の設置目的を規定するものでございます。

第2条では、本委員会の所掌する事項について規定するものでございます。

第3条では、委員の定数を10人以内とし、その構成員を規定するものでございます。

第4条では、委員の任期を委嘱された日から当該委嘱に係る所掌事項が終了した日まで  
とするものとして規定をするものでございます。

第5条では、選定委員会の委員長及び副委員長について規定するものでございます。

第6条では、推進会議の招集及び成立要件、議決要件、利害関係者は議事に参加できな  
い旨、会議は原則非公開であるとする旨の規定等行うものでございます。

第7条は、1ページめくっていただきまして、委員の責務について定めるものでござい  
ます。

第8条では、委員会の庶務について定めるものでございます。

第9条については、条例で定めるもののほかについては、規則に定める旨を規定するも  
のでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日からの施行とさせていただくもので  
ございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。



これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 公の施設の指定管理ということですが、現在あるもの、これから予想される指定管理は、町はどのようなものを考えているかについてお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうから説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 現在指定管理をお願いしている施設に対する新たなる追加につきましては、現在のところ検討されているものはございません。

今の温泉を初めとする温泉と緑地運動公園、道の駅よしおか温泉とあとは社会福祉協議会に施設を移管、指定管理をお願いしている部分ということになってございます。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） お伺いしたいんですけれども、6条の関係で、会議が非公開が原則というようなことでございますけれども、この会議録のほう、開示請求があった場合の取り扱い等についてはどのようになっておりますでしょうか。お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうより説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 会議の公開は、非公開になっておるんですけれども、会議録の公開については、新たに執行機関になりますので、情報公開に関する規定をこれから整備する必要等はございますけれども、基本的に非公開になっている理由というものが業務上のノウハウをそれぞれ委員の皆さんに語っていただくという部分で、同業他社に対して営業の不利益に当たるおそれがあるということで非公開になっている部分がございまして、こちらは一律に判断できるものではないと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 第3条に選定委員会は、委員10人以内で組織すると書いてあるんですけども、そして、その(1)には町長等が適当と認めるか、または局の長、それから、(2)では学識経験者等ですけども、町長等が適当と認める者と、こうあるんですけども、そこで聞きたいんですけども、通常この10人マックスといいますか、定員ぎりぎりまで選定委員会は10人で組織されているのか、通常例えば8人とか、そういうふうになっているのか。

それと、この(1)でいう町長等が適当と認めるか、または局の長の人の数と(2)の町長等が適当と認める者の方の数の比率を教えてください。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 総務政策課長のほうから説明を申し上げます。

議長(山畑祐男君) 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長(高田栄二君) こちら、第3条のご質問についてなんですけれども、基本的にはその施設を所管する課局長等が入ってくるということになりますので、それぞれの所管する課局長以外にも、例えば健康福祉の部分の施設であれば、それに関連する課の課長に入っていていただく場合もありますし、また、例えばですけども、道の駅等でしたら、産業振興の部分であったりとか、建設の部分であったりとかという部分がありますので、そういったところで、人数の増減等が考えられます。

また、第2号の学識経験者についても、その分野の権威と言われている方をお呼びするという部分で、1名であったり2名であったりというのは、一概に判断できるものではないので、比率についてあらかじめお示しすることは困難であると考えております。以上です。

議長(山畑祐男君) ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) この1番を読みますと、町長等が、副町長ですか、教育長あるいはこういう方が選定委員会に入るわけなんですけれども、2番のほうですね、例えば温泉の今指定管理者になっている振興公社がございまして、100%町の出資の株式会社振興公社ですね。その社長といいますか、取締役は町長とか、あるいは今でいうと総務課長かな。がお三方になっているわけですよ。

そうすると、この指定管理者って5年ぐらいで変わっていく、再契約みたいな格好でやっているとすけれども、そのときに選定委員会が開かれるというふうに思うんですけれども、簡単に言っちゃうと、総務課長がいるところに総務課長みずから入って指定管理者の選定に携わるというのがどうもそれでいいのかなという感じがするんですよ。

それをまず2問目に聞きたいということと、もう一つは、ここに委員長を互選によって選ぶとあるんですけれども、通常は副町長とか、あるいは教育長とか、総務課長とか、現在のですね。そういう方がなるんでしょうかね。

そうなってくると、どういうふうになるかわからないけれども、意見がちょうど真っ二つに割れたというときには、委員長が裁定を下すと、ここに書いてあるんですよね。通常の議会という委員会みたいなことをやっていらっしゃるわけなんですけれども、そのときに、利害関係とは言わないんですけれども、振興公社で例えば取締役になっている方が選考委員会である程度簡単に話して手前みそになっているんじゃないのという感じが全然関係ない第三者の目から見ると、してくるわけです。

そこら辺の公平性というか、はどうなっているんでしょうかね。

先ほどの質問でいくと、会議録も非公開でいくとか何か、会議は非公開でやるとか何か言っていますけれども、議事録も全然私見たことありませんけれども、その辺の1つは、当事者がこの選定委員になっているという指定管理者があるということについての公平性は保たれているのかという質問ですね。

委員長を含めての話なんですけれども、その辺をお答えいただけますかね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） こちらの条例規定の中には、先ほど平形議員から指摘のございましたところに利害関係の出席等に関する規定は確かにないんですけれども、当然社長みずから自分のところの指定管理にかかわる議論に加わるというのは避けるべきでありまして、そういったことは今までも避けておりまして、例えば課長が出なくちゃならないところに関しては、室長がその質問、説明員として出席するような形をとっておりますので、そういった疑念が湧かないような運用については、きちんと気をつけてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 3回目になっちゃうんですけども、この会議は非公開というふうになって、多分議事録は残していると思うんですけども、この議事録は今のさっきの質問でちょっと聞きそびれちゃったんですけども、これは公開できるものということで理解してよろしいんでしょうか。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 総務政策課長より説明をさせます。

議長(山畑祐男君) 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長(高田栄二君) 後日の公開は当然できるものと考えております。

議長(山畑祐男君) ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 7条にも関係しますけれども、今出た質問の中で、7条では職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというのがあります。それと、6条では、委員、自己または親族の従事する業務に直接利害関係のある事項についてはその議事に参加することができない。ただし、選定委員会の同意を得たときはこの限りではないというんですけども、同意を得るということは、議会でもありますけれども、過半数議決もあれば、3分の2の同意もあれば、さまざまなんですよ。

だから、これで想定して半分なのかというのは、この人がこの会議にもしかしたらここで心配しているのは、直接の利害関係があるかどうか、大変微妙なことを審議しているときに、このまま読んでいくと、恐らく半分の人がいいんじゃないかと言ったらよくなっちゃうんですよね。

でも、そういう人から疑念というのか、どうなんだろうというものが審議されたときに、そのことが秘密会にされちゃうと、どうしてこのことが決まったかということがわからなくなっちゃうんですよね。

確かに先ほど課長が言われたような秘密というふうなものがあるかもしれませんけれども、やはりその選定基準、人を選ぶというときというのはやっぱりそういう懸念を人から誤解を受けないように、そして、ちゃんと選ばれましたよというときというのが議事録も必要だと思うんですよ。

でも、これをそのまま読んでいっちゃうと、微妙なところは秘密があるからということ

で、議事もとらなくてもいいというふうになっていっちゃうんですよ。

そうすると、本来は公平で開かれた形で多くの皆さんがそういうことで決まったんだねということがわからなきやならないものがこの一言が入っていることによって、どういう経過で選ばれたか、職務上知り得た秘密と、どこまで秘密にするかというのがありますから、本来は会議というのは公開が原則であるし、こういうこの選定委員会の中で恐らく秘密会というのではないと思いますから、そうすると、この指定管理者の選定というところでは、そういう誤解を招かないようにちゃんと議事録もちゃんとできているし、秘密もなくて、それでそういう危なっかしいというか、ちょっと関係するんじゃないかと、業者のそもそもここにもものを入れている人じゃないかと。そういう人がその中に入るということがどうしても利益誘導につながるおそれがある。

こういう観点のところで、ちょっと私はこのここで整合性がちょっととれないんじゃないかなと思っているんですよ。

これについてのまず見解をお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ご質問いただきました第6条会議の第4項の部分の業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参加することができないということで、一定の歯どめをかけているわけなんですけれども、このただし書きの部分で、そういった方が例えば選考委員が全員いいと言った場合には、例えば関係があってもその人が入って行って決められてしまうのではないかというご疑問を持たれる構成ではないのかというご指摘に関しましては、こちら当然なんですけれども、ここの委員を選ぶところできちんと町のほうがその辺の事情をきちんと酌んだ上で人選を行うというところで、責任を担保させていただければというふうに考えるところでございます。

また、この会議は非公開とあるんですけれども、この非公開とあるから情報が公開されないというよりも、会議の審議過程が公開されないということで、その結論については当然ご議決をいただかないと指定はできない性質のもので、その段にはきちんとした説明をした上で、議決をいただくという構成になっているというふうに考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第12 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例について、所期の目的を達成し、今後該当となる職員もいないため廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、お決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、昭和天皇の崩御に伴い、吉岡町職員の昭和64年1月7日以前の事由による減給または戒告の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務について免除することを定めた条例を廃止するものでございます。

廃止の理由といたしましては、所期の目的を達成し、今後該当となる職員もないためでございます。

続きまして、一番最後の附則でございますが、附則につきましては、公布の日から施行するものとなります。

附則の2といたしまして、経過措置についてですけれども、この条例の施行の際に現に条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有するものといたしまして、同条例の廃止により職員の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務について免除の効力が失われることがないように定めております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和2年4月1日から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市外33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、お決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の7第1項の規定により公平委員会を共同設置するため、渋川市外33団体を構成団体とする規約を定めまして、名称を群馬県市町村公平委員会として共同設置に関する必要事項を定めることについて議決をお願いするものでございます。

それでは、規約の内容の説明を、主なものについて説明をさせていただきますので、議案書の2ページをごらんください。

まず、第1条ですが、こちらは共同設置をする団体に関する規定でございます。渋川市を初めとする1市11町7村、14組合等の33団体を構成団体とするものでございます。

構成団体につきましては、3ページの別表、この四角の中に書いてある33団体という

こととさせていただきます。

次に、第2条につきましては、公平委員会の名称を群馬県市町村公平委員会とするものであり、第3条において執務場所を群馬県市町村総合組合の事務所内と定めているものとさせていただきます。

続きまして、第4条についてですけれども、公平委員会の委員の選任方法に関する規定とさせていただきます。

続きまして、第5条については、公平委員会の事務を補助する群馬県市町村総合事務組合の職員に関する規定とさせていただきます。

第6条につきましては、経費の負担に関する規定とさせていただきます。公平委員会の設置及び運営に要する経費は、群馬県市町村総合事務組合の特別会計を設置して支出することとなります。

また、関係団体の負担金については、第2項において関係団体の前年度4月1日現在の対象職員の数に300円を乗じた額としているほか、第4項において、特定の団体に関する事務を処理した場合の特別負担金について規定をされておるものとさせていただきます。

最後に、第7条について、この規約に定めるもののほか、公平委員会の運営に関し必要となる事項につきましては、群馬県市町村総合事務組合が別に定めることとされております。

続きまして、議案書3ページですが、附則をごらんください。

第1項の施行期日ですが、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、令和2年4月1日から施行するものとなります。

続きまして、附則第2項について、この規約の施行の際、現に関係団体の公平委員会に対してなされた要求等については、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす経過措置が設けられてございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） お伺いしたいんですけれども、まず、共同設置ということで、次の議案第12号とも関連するんですけれども、当面もう吉岡町としては共同設置の形でいくという考え方でよろしいのかという点と、第4条の関係でありますけれども、代表団体の長というのは、どのような形で決めるのか、説明をお願いしたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。



〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明を申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず、公平委員会についてですけれども、基本的には共同設置の中に加わり続けるという考えでございます。

続きまして、委員の代表団体の長、代表団体の議会の同意を得て選任する、この代表団体の記述につきましては、別表をごらんいただきますと、例えば市町村の広域組合とかがございますので、そちらにも管理者なり代表となる管理者がいたりとか、議会があったりとかするわけで、そういった意味で、うちの場合には当然町長ですよ。また、議会の同意を得るという意味での記載の仕方となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、代表団体の長という……、代表団体の長の決め方について質問したわけでありましてけれども、この共同設置する団体の中から持ち回りか何かで決めるのでしょうか。それともどのような形で決めるのか、もう一度答弁をお願いしたいと思うんですけれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうから説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） この代表団体の長というのは、済みません。委員の選任については、当然合意を求めるといふような記載内容になってございますので、この代表団体をどう決めるかということですね。申しわけありません。ちょっと食い違いございました。申しわけありません。

こちらちょっと持ち合わせの資料がございません。申しわけありません。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 議案第11号は、公平委員会を共同設置することについて議会の議決を求めると。その提案理由のところにも共同設置することについて協議したいので、議会の議

決を求めると読んじゃったんですね。そうすると、協議することについて議決をするのか、共同設置する、しないことについて議決を求めるとかということ考えたときに、議案第11号の主文というんですかね、そちらのほうには共同設置すると書いてあるので、する、しないを決めるんだな、議決するんだなというふうに読んだんですけども、とすると、幾つかそこで質問がございまして、今言ったように、共同設置したいので議決するんじゃないということによろしいのか。

それから、提案理由の中にそう書いてありますので、もう一つ提案提案理由の中に理由が効率的に公平委員会を運営するためと書いてあるんですけども、この効率的という意味が余りにも抽象的過ぎてわからないんですけども、もう少し詳細に、あるいは具体的に説明をしていただけますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） こちらの議会の議決を求める理由については、共同設置に向けての協議を行っているという地方自治法の条文そのままでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、合理的という部分の話なんですけれども、公平委員会に係る事務について、県内の多くの市町村の中の協議の中で、なり手不足や事務処理のノウハウ等について専門性を求められるなどの課題が生じてきておりまして、県の中で共同の検討会議を設置して、行政改革研究会というところで地方公共団体相互の協力部会において公平委員会に係る事務の共同処理について解決しておこうという結論を得て行われているところでございます。

その一方で、また国のほうの話になってしまうんですけども、国のほうといたしましても、広域連携の仕組みづくりという部分で、公平委員会の共同設置、ほかのほうの事務の共同設置というところで、いろいろなところが議論されているところでございます。

共同設置された機関は、当然地方公共団体の共通の機関としての性格を有しまして、共同設置された機関等による管理、執行の効果は関係地方公共団体がみずから行ったものと同時にそれぞれの地方公共団体に帰属するものというふうになります。

合理的、合理的じゃないというところの部分の捉えというのは、いろいろな観点がございますけれども、件数的にもそれほどないという部分と、あとは、なり手不足とかという部分を国総体としても議論されて、また、県としても県の市町村の中でも議論された

結果に共同設置のほうが望ましいというところの合意を得られたところでの事務の推進となってございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この公平委員会は、私の認識からすると、役場あるいは組合あるいは連合とかに地方公共団体に属する職員の不利益な処分等々について審査をすると。要するに職員の味方になる委員会だということで、大変重要な委員会じゃないかなというふうな認識でおるわけです。

今課長が答弁しましたけれども、各地方自治体はそれぞれ公平委員会を持っていて、この別表のとおりのものが1つの群馬県市町村公平委員会ですか、こうやって名前を変えて、非常に組織を構成、委員会を構成する人数としては非常にかなり少なくなるというふうで、ただし、今あったように、実際の審査請求みたいなものは行われていない、あるいは公平委員会になり手がいないということから、そういうことから称して効率的というふうだというふうに思うんですけども、そういうことでしょうかないかなというふうに思うんですよ。

ただ、このそのときに別表を見たときに、群馬県は市が12、町村が23あるわけでございます。そうすると、ここに書いてあるのは渋川市1市、それから、23町村あるのに19町村しか書いてない。その組合とか連合とか企業団とかも書いてあるんですけども、そうすると、この23町村の中で、榛東村、長野原町、下仁田町、甘楽町は入っていないわけなんですよ。

それで、いろいろな何でなんだろうなという頭の中で駆けめぐるわけなんです。上から3行目のところに渋川地区広域市町村圏振興整備組合とありますね。これって渋川市と榛東村と吉岡町の議員が選出されて、この組合の議員を構成しておるんですけども、そういった兼ね合いもありまして、何で12市ある中の渋川市1市なのか。あるいは23町村ある中で、何で今言った榛東村を初めとした4町がここに別表の中に共同設置する団体の中に入っていないかという理由をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明につきましては、総務政策課長より行います。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ほかの団体の意思については、それぞれの団体の意思がございまして、私のほうから説明できるものではないという認識でございます。

ただ、吉岡町といたしましては、共同処理のメリットで、先ほども合理化だけの問題ではなく、請求者が専門的な人材を得られるという意味で、幅広く助言や意見を受けられるというメリットを重視しての参加の意向というふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） そうすると、榛東村を初めとした4町村については、その自治体の考え方だということなんでしょうけども、吉岡町としては、ちょっとその理由というんですかね、はわからないということらしいんですけども、先ほど申しましたように、職員の不利益に対してこの公平委員会はいろいろ審査をして、例えば役場の方がいろいろな不利益な処分を下したようなときに、それは違いますよと、審査不服申し入れたときに、委員会で審査するわけですから、そういう職員にとっては重要なところだと。

となると、幾ら実施する実態が吉岡町に多分十何年とか20年とか、そういう審査みたいなことが多分ないんだと思うんですけども、仮にそういうことがなかったとしても、こんな群馬県の1市23町村何とか団体で33団体で構成する1つの公平委員会に持ち込むよりは、榛東村はどう考えているか知りませんが、こういう小さな吉岡町みたいなものが公平委員会を持って、そんなに経費かかるわけじゃないと思うので、そこに委員会を置いて、従来どおり処理をしていくほうが職員の保護というんですかね、を擁護するところがしっかりと見ていられるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 提案理由にもありますように、組合、広域連合は、広域的に公平委員会を運営するために、そこに加わりたいということで、その理由でここに提案させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴い、関係条例を廃止する必要があるため、上程するものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、議案第11号の共同設置に関連するものでございます。公平委員会を共同設置することに伴いまして、本町における共同委員会の設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の廃止を行うものでございます。

本文をごらんください。

第1号により、吉岡町公平委員会設置条例を第2号により公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止をするものでございます。

本町単独の設置が必要なくなりますので、それぞれの根拠条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、本条例の施行年月日といたしまして、群馬県市町村公平委員会の共同設置に合わせ、令和2年4月1日とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、民法の一部改正による債権関係の規定の見直し、単身高齢者や単身生活困窮者の増加など、公営住宅を取り巻く昨今の状況を踏まえ、連帯保証人の設定を不要にするなどの所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますので、ご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

本議案の主な改正の内容としては、公営住宅法及び地方自治法に基づき、町営住宅及び共同施設の設置及び管理を定めている吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正し、民法の一部改正に伴う債権関係の規定の見直しを行う必要があることから、連帯保証人の設定を不要にするなど、所要の規定の整備を行うものとなっております。

それでは、具体的な改正点につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

まず、第5条「入居者資格等」につきましては、60歳未満の単身者の入居要件を緩和するため、「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者」を削除し、同居親族要件を廃止するものでございます。

第8条については、「第1項又は第2項」を「前2項」に、2ページをごらんください。

また、第9条につきましては、「第1項」を「前項」に改めるものとなっております。

その下、第10条及び第11条の改正については、民法の一部改正に関連して近年身寄りのない生活困窮者や単身高齢者がふえていることを踏まえ、連帯保証人に関する規定を廃止するもので、まず、第10条「入居の手続」につきましては、第1項で「連帯保証人1人の連署する」を「規則で定める」に改め、請書への連帯保証人の署名を不要とします。これにより、連帯保証人が不要となったことで、その下、第3項の「特別な事情がある場合は連帯保証人を不要にする旨」の規定を削除し、第11条「連帯保証人の資格等」に関する条文もあわせて削除いたします。

3ページ、下段、第14条「家賃の決定」については、次ページの第15条「収入の申告等」に第3項を新設したことにより、「次条第2項」を「次条第2項又は第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」へ引用する項を改めるものです。

4ページ、中段の第15条「収入の申告等」ですが、第3項を追加し、認知症等により家賃の決定に必要な収入の申告をすることが困難な事情にある入居者の終了申告義務を免除し、公営住宅法に基づく収入調査により把握した収入認定を可能にするものです。

また、その下は、第3項を追加したことにより、従前の「第3項」を「第4項」とし、「前項」を「前2項」に改めます。

5ページをごらんください。

第17条「家賃の納付」については、先ほどご説明した第10条「入居の手続」第3項を削除したことに伴い、引用する項を「第10条第5項」から「第10条第4項」に改めるものです。

次の第18条「敷金」は、民法の一部改正に伴い改正を行うもので、第3項については、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が創設されたことにより、項を追加する改正です。

第4項については、旧の第3項と意味的には同様ですが、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」として、賃貸借終了の際の延滞賃料やその他の債務がある場合に敷金から控除し、残額のみ還付することを明示するための改正となっております。

6ページをごらんください。

この第19条「修繕費用の負担」については、現状での取り扱いを変更する予定はありませんが、民法の一部改正により、公営住宅法第21条による町の修繕義務とされている部分以外の修繕費用を入居者に対して求める場合、特約を締結することが必要となるため、修繕費用の負担区分や原状回復義務の範囲について明示するための改正で、第1項については、その範囲を規則により定めることとし、あわせて、範囲が不明確である規定である旧の第2項を削除する改正となります。

新の第2項と第3項については、同様の意味の規定が旧の第3項及び第4項に存在しますので、現行のとおりとなります。

6ページ、下段の第26条「収入超過者及び高額所得者に関する認定」、第3項については、「第2項」を「前項」に修正します。

7ページの第38条「町営住宅の明渡請求」第3項については、民法の一部改正に伴い、不正入居者等に対する請求額の算定に利用する利率を年5%から法定利率に変更するもので、「年5分の割合」を「法定利率」に改正します。民法での法定利率は、年3%と規定

されております。

下段の第40条「使用の許可」については、意味に変更はありませんが、「平成8年厚生省・建設省第1号」を「平成8年厚生省・建設省令第1号」に修正するものです。

議案書に戻っていただき、2ページ、中段附則をごらんください。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、総務産業常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

#### 日程第16 議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第16、議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、国民健康保険に係る事務の広域化に伴い、事務の標準化を図るため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、国民健康保険の広域化に伴い、刑事施設等に収容された被保険者に対する国民健康保険税の減免に係る事務を県下統一するこ



ととすることから、本条例の改正を行うものであります。

具体的には、刑事施設等に収容されている被保険者に対しての国民健康保険税の減免について遡及減免できることとするものです。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということをお願いするものであります。

1ページ、第25条第5号「国民健康保険法第59条に規定する保険給付の制限を受けている者」を追加し、第2項に「(同項第4号又は第5号に該当する場合を除く。)」を加えるものです。

議案書に戻りまして、1ページをごらんください。

附則とし、「この条例は、公布の日から施行する。」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長(山畑祐男君) 日程第17、議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、福祉医療制度における高齢重度心身障害者の入院時食事療養費標準負担額助成の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明申し上げますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長(米沢弘幸君) 今回の改正内容につきましては、平成30年第4回定例会において群

馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の施行に伴い、本条例の改正を行ったところですが、当該条例改正時に改正漏れがあったため、今回本条例を改正するもので、従来福祉医療費支給の対象となっていた入院時食事療養費について、高齢重度心身障害者のうち、現役並みの所得のある者について対象外とするものになります。

それでは、吉岡町福祉医療費支給に関する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということをお願いするものであります。

第2条各項に高齢重度心身障害者である第3号を加える改正です。

議案書の1ページをごらんください。

附則とし、「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第18 議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第18、議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、放課後児童支援員の資格取得のための経過措置期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、本条例はいわゆる学童保育事業を運

営するに当たり、必要となる基準を定める条例ですが、みなし支援員に係る経過措置期間について、現行の規定を5年間延長し、令和7年3月31日までとする改正を行うものです。

それでは、吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということをお願いするものであります。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める改正が経過期間を延長する所要の改正となります。

議案書の1ページをごらんください。

附則とし、「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第19 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第19、議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、吉岡町組織機構改革の実施に伴い、改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、本条例は吉岡町保健センターの設置

及び管理に関することを定めた条例ですが、吉岡町組織機構改革実施に伴い、吉岡町保健センターに子育て世代包括支援センターが設置されることから、所要の改正を行うものです。

それでは、吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということをお願いするものであります。

第4条を新第4条に改めるもので、子育て世代包括支援センターに関することの追加及び業務の明確化に伴う所要の改正となります。

議案書の1ページをごらんください。

附則とし、「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例

議 長（山畑祐男君） 日程第20、議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、吉岡町空家等対策協議会についてもその位置づけの見直しを行うものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第18号について補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、議案第5号にて説明させていただいておりますように、地方公

務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、要綱にて設置されていた「吉岡町空家等対策協議会」について、その位置づけの見直しを行い、地方自治法第138条の4の規定に基づき、条例で設置する附属機関に移行することにより、その位置づけを明確にするものであります。

議案書の1ページをごらんください。

第1条では、設置規定となり、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な協議を行うため設置するものであります。

第2条では、本条例で使われる用語を定義しており、空家等対策の推進に関する特別措置法の定義を用いるものであります。

第3条では、所掌事項についての説明となっており、第1条の設置規定で申し上げました空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することなどを規定しております。

第4条では、地域住民の方や議員の皆様など、人員構成について定めております。

第5条では、その任期について定めております。

第6条では、協議会に会長や副会長を置くことを定めております。

第7条では、協議会の会議の成立要件や採決の方法などについて定めております。

第8条では、守秘義務について定めております。

続いて、議案書の2ページをごらんください。

第9条では、所管の課を定めており、機構改革により新設される建設課となります。

第10条では、その他必要な事項について定めております。

なお、本条例の施行日は令和2年4月1日であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第21、議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、農業委員の選出方法につきましては、従前の公職選挙法に基づく選挙による選出方法が廃止となり、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められております。

今回は、その農業委員の候補者の選考に関し、必要な事項を調査、審議する選考委員会の委員構成の見直しを図るものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第19号につきまして補足説明をさせていただきます。

現在、農業委員の選考委員会は、委員8人以内をもって組織することとなっており、町長が任命しております。

次ページの新旧対照表の説明をさせていただきます。

向かって右側が現行で、左側が改正案となっております。

現行の委員8人の内訳としまして、第1号から第4号に掲げる者で構成されております。今回、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職について「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定される改正が行われたこと、また、農業協力員の業務の代替案が可能であるため、農業協力員の制度を廃止といたしました。したがって、改正案の第1号のとおり、「農業に優れた識見を有する者」とし、認定農業者などを想定しております。

次に、今般、同意1号で提案させていただいておりますが、現在の農業委員8人のうち7人が次期農業委員として再度任命することになりました。現行の第1号「農業委員5人以内」を改正案の第2号のとおり、「農業委員会の委員又は農業委員を経験した者」としてしております。

次に、現行の第3号の「農業協同組合の代表者」を改正案の第3号のとおり、「農業者の組織する団体からの推薦者」とし、農業協同組合や他の農業者団体からの推薦も可能としております。

次に、他市町村の設置状況を参考にし、改正案の第4号の「農業委員会事務局長」としてしております。

また、改正案の第5号で「その他町長が必要と認めた者」としてしております。

今般の改正により、持続可能な農業委員の選考委員の構成とするため、見直しを行うも

のであります。

議案書にお戻りください。

附則としまして、本条例の施行年月日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この条例には定数というのがないんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より説明申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 委員の定数でございますが、8人以内となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どこに書いてあるんですか。一部改正だからか。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第22 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第22、議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

農産加工室は、平成13年に建設され、それ以降、生活改善の知識や技術の研修により地域住民の福祉増進や地域社会の振興の促進を図ることを目的に多くの団体や関係者が使用してきました。

今回の改正は、その使用方法等について見直しを図るものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第20号につきまして補足説明をさせていただきます。

次ページの新旧対照表の説明をさせていただきます。

向かって右側が現行で、左側が改正案です。

今回、第2条を「目的」から「設置」に改めるとともに、一部文言を追加しました。

次に、第6条の使用の許可について、第2項第1号の表記を第2号以降の表記に合わせるため、「行事を行う」を削除しました。

続いて、第7条及び第8条を今後規則で定めるため、削除いたしました。

次に、第13条の利用時間を「午前8時30分」から30分繰り下げ、「午前9時」からに改めました。これは、開庁時においてスムーズな鍵の貸し出しや窓口対応等を可能にするためであります。

また、第14条の「休日」を「休業日」に改めるとともに、第1項及び第2項を見直しました。これは、農産加工室にある機械の多くが使用方法を誤った場合重大な事故につながりかねないため、職員が即時対応可能な日に安全に使用していただくためのものです。

以上の改正に合わせて、条を繰り上げております。

最後に、別表の区分、単位を実際の使用に合わせた表記に改めました。

議案書にお戻りください。

附則としまして、本条例の施行年月日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第20号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第23 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部



## を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第23、議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受け、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設課長に説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第21号につきまして補足説明をさせていただきます。

県では、小口資金の返済負担の軽減策として、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について令和元年度までに融資申し込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借りがえができるものとしております。今般その申し込み期間を令和2年度末まで継続することになりました。

このことに伴い、この制度の規定を設けました平成14年吉岡町条例第21号における吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正するものであります。

次ページの新旧対照表の説明をさせていただきます。向かって右側が現行で左側が改正案となります。

現行の附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改めるものであります。

議案書にお戻りください。

附則としまして、本条例の施行年月日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第24 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第24、議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置、工事事業者の指定の更新制が導入されることから、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

水道法では、給水装置等の工事を適正に施行するよう指定基準を定め、それぞれの水道事業者が指定給水装置、工事事業者の指定をしております。しかしながら、これまで指定に有効期限がなかったことから、廃業等で所在確認ができない事業者が存在するなど、問題が生じておりました。

このことから、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月に施行され、これに伴い、指定制度の変更がされ、新たに5年ごとの期間を設けた更新制が導入されたことから、制度改正に係る所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案となります。

右、旧の第31条第1項第5号中、下線引き「1万円」を「2,500円」に改め、同号を同項第6号に繰り下げし、左、新の第4号の次に、第5号指定給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき1万円を加えるものでございます。

議案書本文にお戻りください。

附則ですが、条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第25、議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

改正は、地方自治法等の一部を改正する法律及び施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、地方自治法及び施行令に条項ずれが生じるもので、本条例においても同様に条項ずれが生じることから、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第5条については、業務に従事する会計管理者もしくは事務を補助する職員等が故意または重大な過失により損害賠償の請求がされる事案が生じた場合の免除などの行為について、議会の同意を得ることを条例で定めておるものでございます。

右側の旧が現行、左側の新が改正案となります。

右、旧の第5条中、下線引き「第243条の2第4項」の文中の文言を左、新の下線引きの改正案「第243条の2の2第8項」に改めさせていただくものでございます。

議案書本文にお戻りください。

附則で、施行期日については、公布の日からとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置 工事変更請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第26、議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本工事については、令和元年第3回定例会において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決された契約について変更したいため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をいたします。

令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事の請負契約について議会の議決を経た本工事の契約金額を戸別受信機の整備を当初の計画より早く進めるために、当該議決に係る契約の金額を変更するものでございます。

変更内容をごらんください。

3の契約金額「金2億350万円」を「金2億1,001万2,000円」に改めるものでございます。

本工事の変更内容であります。当初の計画では戸別受信機の交換台数を1,505台としていたしましたが、67台を追加し、合計1,572台とするものであります。

その設置に係る諸経費によるものを今回変更により変えるものでありまして、進捗率は、全体の56%となります。

また、工期につきましても、「令和元年9月12日から令和2年7月31日まで」を「令和元年9月12日から令和2年9月30日まで」に変更するものでございます。

なお、変更箇所につきましては、参考資料をつけさせていただきました。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） いただきました資料が1,572台に変更する。合わせて67台というふうにお聞きしたんですけれども、吉岡町が全世帯数が8,189、きのうのホームページ見たんですけれども、それだけあるわけなんですけれども、この旧来のデジタルじゃないアナログの受信機の設置済み戸数と、それから、これかえるときにアンケートとってデジタルに変換するということなんですけれども、この1,572台というのがアンケートでデジタルに交換したいといった全数をいっているのか。

まず、そのアナログの受信機の設置済み戸数と、旧来のですね。それともう一つ、アンケートで1,572台全てなのか。そこをちょっとお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町民生活課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ただいま正確な数字等は把握できるものがないので、後日報告いたしたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） そうしたら、ついでに、この変更契約ではなくて、原契約のときに私聞くのちょっと忘れちゃったんですけれども、ついでに、この国庫の補助金があれば補助金、それから、起債の充当率、交付税措置率、それから、一般財源は幾らなのかと。これをついでに添付していただきたいというふうに思うんですけれども、できるでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 担当課のほうに指示したいと思います。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） お手元に資料がないということで、後でいただけるということなんですけど、このアンケートをとってやるということなんですけれども、そのアナログを設置した戸数に対してアンケートでデジタルにかえてくれといったのがおおむね何%ぐらいなのか。

それから、これをやると、今ない人とか、あるいはアナログの人がデジタルが音がいいとか、私の家にももうやってあるんですけれども、非常に音質がいいんですね。それを聞くと、やりたがる人がいるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の措置というんですか、今後の見込み、その辺はどのようにお考えなんでしょうかね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町民生活課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 議員がおっしゃるとおり、アンケートをとっておりますので、そういったアンケートを参考に、今後対応しようと考えております。

また、アンケート後も個々にお話をして、新たにつける方の対応等も検討していく予定であります。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 議案第25号 町道路線の認定・廃止について

議 長（山畑祐男君） 日程第27、議案第25号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 町道路線の認定・廃止について提案理由を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定・廃止により道路網の整備をするためのものがございます。  
詳細につきましては、産業建設課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 議案第25号につきまして補足説明をさせていただきます。

今回新たに認定する路線の内訳でございますが、高崎渋川線バイパスの3期工区の工事が完了したことに伴う道路台帳の見直しによる新規認定が6路線と開発行為により寄附を受けた6路線でございます。

次のページ、町道路線認定調書の1ページをお開きください。

見方としまして、左より整理番号、路線番号、路線名とあります。整理番号は位置を示しており、路線番号下3桁は、路線網図に表示されております。路線網図は、6分の6ページでお願いいたします。

1ページに戻りまして、新たに認定する高崎渋川線バイパス3期工区工事の完成に伴う道路台帳の見直しによる新規認定路線は、1ページの整理番号1番、下小倉線、2ページの整理番号2から6番、築地6号線、築地7号線、築地8号線、下蟹沢・庚申塚線、下蟹沢8号線の6路線であります。

新たに認定する開発に伴う寄附道路は、3ページの整理番号7番から8番、藤塚11号線、藤塚12号線、4ページの整理番号9番、山下7号線、5ページの整理番号10から12番の乙溝祭9号線、久保平6号線、見柳東7号線の以上6路線であります。

続きまして、町道の廃止の内訳でございますが、町道路線廃止調書を開いてください。

認定路線と同様、整理番号は位置を示しております。廃止する路線は6路線でございます。

1ページの整理番号1、小倉・北下線、廃止の理由としまして、高崎渋川線バイパスの開通に伴い、認定町道の大部分を県道と重複となったため、廃止を行うものです。

2ページの整理番号2、下小倉線、廃止の理由としまして、高崎渋川線バイパスの開通に伴い、周辺道路の形状が変わったことから、起・終点の変更を行うために廃止するものです。

3ページの整理番号3から5、築地2号線、築地4号線、下蟹沢・庚申塚線、廃止の理由としまして、高崎渋川線バイパスの開通に伴い、周辺道路の形状が変わったことから、起・終点の変更を行うために廃止するものです。

3ページの整理番号6、栗箆10号線、廃止の理由といたしまして、林道栗箆・井堤線の新設により不要な路線となるため廃止とするものです。

今回の更新後の路線数は1,652路線となり、総延長は、暫定でございますが、30

万6, 834メートルとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（山畑祐男君） 日程第28、議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7, 137万6, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2, 092万8, 000円とするものであります。

今回の補正予算における概要についてですが、主なものとして、歳入では、1款町税603万3, 000円の減額、13款分担金及び負担金607万1, 000円の減額、19款繰入金6, 259万8, 000円の減額、22款町債1, 570万円の増額。

歳出では、2款総務費2, 122万2, 000円の減額、3款民生費2, 700万4, 000円の減額、8款土木費6, 892万6, 000円の減額、10款教育費4, 682万2, 000円の増額などがございます。

今回の補正予算の主なものは、歳入の部では、例年の3月補正では減額補正が主なものとなりますが、本補正では、国や県の予算措置に伴い、15款2項7目教育費国庫補助金が小学校分で783万2, 000円、中学校分で579万3, 000円をそれぞれ計上しています。

また、16款2項4目の農林水産業費県補助金では、農村地域防災減災事業費補助金1, 200万円を計上しております。

続いて、歳出の部ですが、小中学校のネットワーク環境の整備費として、総額2, 698万3, 000円を計上しております。



また、10款教育費3項中学校費3目学校建設費では、吉中の特別教室改修事業で3,751万円を計上しております。

また、本補正後における財政調整基金からの繰り入れは、6億4,685万8,000円で、年度末の財政調整基金残高見込み額は、予算ベースで16億7,498万1,000円となります。

そのほか、歳入歳出全体の共通事項といたしまして、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

なお、繰越明許費、地方債の補正などの詳細につきましては財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）をごらんください。

令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということと、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長の説明にもありましたように、歳入歳出それぞれ7,137万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,092万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。こちらは、第2表繰越明許費補正によるということと、7ページをごらんください。

今回は全15事業でございます。

まず、1段目、2款総務費1項総務管理費の例規内容精査業務で、翌年度繰越額は440万円です。吉岡町の全ての例規集を見直すものですが、見直し案の作成などに不測の期間を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目は、プレミアム商品券事業で、翌年度繰越額は320万円です。取り次ぎ金融機関での換金手続きが年度を越えて行う必要があり、換金事務を含む業務委託料を翌年度へ繰り越すものでございます。

3段目、6款農林水産業費1項農業費の農村地域防災減災事業で、翌年度繰越額は1,300万円です。この事業は、当初令和2年度予算で実施予定でしたが、国費が本年度令和元年度予算で措置されたため、本補正で予算措置をし、翌年度へ繰り越すものでござい

4段目と5段目、8款土木費2項道路橋梁費、町道熊野・吉開戸線道路改良事業540万円とその下、町道大久保・南下線道路改良事業の718万円は、台風19号の被害により委託業者が県内被災市町村の災害復旧など、測量設計に対応する必要が生じ、当分の間当該業務の執行に支障を来すため、翌年度へ繰り越すものでございます。

6 段目、町道三宮・駒寄線道路改良事業は、9 6 1 万 7, 0 0 0 円が翌年度繰越額となります。用地測量や実施設計のおくれにより、用地買収が年度内に完了できなくなったため、翌年度へ繰り越すものです。

7 段目、町道大藪 1 2 号線道路改良事業で 2, 0 0 0 万円です。現地公図と地籍調査の結果に大幅な乖離があり、地図訂正を行う必要が生じた結果、用地買収の時期がおくれ、年度内に事業が完了できなくなったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

8 段目、橋梁長寿命化計画更新業務の翌年度繰越額は 3 6 4 万 1, 0 0 0 円と、その下、9 段目、橋梁維持補修工事 4, 0 2 4 万 9, 0 0 0 円です。こちらも先ほどの台風 1 9 号の影響により、設計業務などにおくれが生じたため、翌年度へ繰り越すものです。

次に、1 0 段目、4 項都市計画費、都市計画図書作成業務では、3 5 0 万円の繰越額となります。新規商業用地の地域設定に当たり、地区計画の制限内容の精査等に不測の日数を要し、都市計画道路の変更事務におくれが生じたため、翌年度に繰り越すものです。

1 1 段目、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業は、2 億 2, 0 7 3 万 3, 0 0 0 円の翌年度繰越額となります。繰り越し理由といたしましては、台風 1 9 号の影響で、工事施工に当たり、労務者の手配調整など、不測の日数を要したため、NEXCOへの委託料などを翌年度に繰り越すものとなります。

1 2 段目、1 0 款教育費 1 項教育総務費、階段昇降車購入事業で、翌年度繰越額は 1 5 5 万 1, 0 0 0 円です。、階段昇降車が受注製造で、納品までに期間を要するため、翌年度へ繰り越すものとなります。

1 3 段目、2 項小学校費、小学校 I C T 推進事業で 1, 5 5 1 万円です。国の令和元年度補正予算による公立学校情報通信ネットワーク環境の整備費補助金を活用して、明小及び駒小のネットワーク整備を翌年度に実施するため繰り越すものとなります。

その下、1 4 段目の中学校 I C T 推進事業も吉中分となりますが、明小、駒小と同様の繰り越し理由となります。

最後、1 5 段目、3 項中学校費、吉中特別教室改修事業で翌年度繰越額は 3, 7 5 1 万円です。文部科学省の令和元年度学校施設環境改善交付金の交付決定を受け、令和 2 年度で事業実施するため、次年度へ繰り越しをするものです。

以上が第 2 表繰越明許費補正となります。

次のページ、8 ページをごらんください。

第 3 表・地方債補正となります。

まず、追加といたしまして、学校教育施設等整備事業債（学校 I C T 推進事業）で、限度額は 1, 3 3 0 万円です。先ほど繰越明許費でも説明いたしましたが、小中学校のネットワーク整備事業に伴うもので、充当率 1 0 0 %、交付税措置は 6 0 %となっています。

次に、地方債の変更ですが、事業費の変更や補正予算に伴い変更するもので、地方道路等整備事業債（道路改良事業）の限度額を7,160万円から5,720万円に減額、公共施設等適正管理推進事業債（道路長寿命化事業）の限度額を2,620万円から2,510万円に減額、学校教育施設等整備事業債では、駒小体育館改築事業の限度額を3億4,540万円から3億4,120万円に減額、同じく、吉中校舎増築事業の限度額を1億830万円から1億290万円に減額、最後の吉中特別教室改修事業の限度額を120万円から2,870万円に増額するものです。

以上が第3表地方債補正となります。

次に、2ページからの第1表の歳入歳出予算の補正でございますが、町長の提案説明で申し上げたとおり、全体としては年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっておりますので、主に補正増減額の大きいものなどにつきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

それでは、13ページをごらんください。

まず、歳入ですが、1款町税2項1目固定資産税の滞納繰越分330万8,000円の減額は4項1目町たばこ税272万5,000円の減額は、これまでの収入実績と今後の収入見込みを勘案し減額するものでございます。

続きまして、14ページ、下段をごらんください。

13款1目民生費負担金、保育運営費保護者負担金で670万1,000円の減額となります。所得階層の確定などに伴うものになっております。

続いて、16ページ、上段をごらんください。

15款1項1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金386万4,000円の減額や児童手当国庫負担金708万9,000円の減額は、歳出減に伴うものとなっております。

3目教育費国庫負担金で公立学校施設整備費国庫負担金の駒小体育館改築事業435万6,000円と吉中校舎増築事業800万2,000円は、それぞれ国からの交付決定に伴う増額となります。

2項1目総務費国庫補助金のプレミアム商品券事務費補助金103万6,000円は、実績見込みによる増、その下、事業費補助金922万円の減額は、内示決定によるものとなります。

17ページ、中段をごらんください。

5目1節土木費国庫補助金で総額1,390万4,000円の減額は、橋梁長寿命化修繕や道路改良事業費の減によるものです。

7目教育費国庫補助金2節小学校費国庫補助金及び3節中学校費国庫補助金の公立学校

情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、国のG I G Aスクール構想に基づく教育における I C T環境の整備に対する補助金となります。

次に、19ページをごらんください。

16款県支出金2項4目3節農地費県補助金で、農村地域防災減災事業費補助金1,200万円の増です。こちらは、ため池の耐震・豪雨調査業務委託に対するものとなります。

その下、6目1節観光費県補助金の千客万来支援事業補助金156万円の増は、船尾滝周辺整備工事に対するものです。

20ページ、中段をごらんください。

18款1項寄附金2目ふるさと納税は、2月までの納入状況、また、今後の見込み等を勘案し、425万円の減といたしました。

次に、21ページ、上段をごらんください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、歳出減に伴う財源不足額の縮小などにより6,272万2,000円の減となっています。なお、年度末における財政調整基金残高見込額は、予算ベースで16億7,498万1,000円となります。

22ページをごらんください。

22款の町債につきましては、先ほど第3表地方債補正にてご説明申し上げたとおり、土木債から教育債までの6事業の補正となっております。

次に、歳出の主な増減内容です。

まず、予算書25ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費では、11節需用費から26ページの14節使用料及び賃借料まで、(ふるさと祭り)と記載のある項目が減額となっておりますが、こちらは、昨年の台風19号の影響でふるさと祭りが中止となったため、総額539万7,000円の減額となっております。

また、25ページ、下段、13節委託料のプレミアム商品券事業委託料722万円の減額などは、事業の実績見込みによるものです。

企画費では、その他ふるさと納税推進事業関連で、歳入におけるふるさと納税額の減額などにより、11節需用費の返礼品や13節業務委託など、合計239万5,000円の減額となります。

26ページ、上段をごらんください。

第2期総合戦略策定業務委託料400万円の減額ですが、当初業務委託で実施する予定でしたが、職員が策定したことによる予算減となっております。

27ページ、下段をごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金、補助及び交付金で、通知カード・個人番号

カード関連事務委任交付金362万6,000円です。申請者及び取得者の増を見込みました。

30ページ、中段をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費2目児童手当費20節扶助費の児童手当、3目児童保育費の13節保育所運営委託料や19節負担金、補助及び交付金の施設型給付費の補正につきましては、年度末を迎え、対象児童数などを精査したことによる増減となっております。

33ページ、上段をごらんください。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費13節委託料農村地域防災減災事業委託料1,300万円の増です。こちらは、国の補助事業を受け、明治、十日市、大藪貯水池3カ所の耐震や豪雨調査を実施するものです。

34ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費の1,250万円の減は、五郎平太橋付近排水工事の減などによるものです。

3目道路新設改良費13節委託料2,200万円の減は、大下10号線や町道部分の粟箆・井堤線の測量設計業務委託料などの減額によるものです。

その下、19節負担金、補助及び交付金の渋川吉岡連携道路事業負担金は、令和元年度の事業費が確定したことに伴い981万8,000円の減額です。

39ページ、上段をごらんください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料で、駒小及び明小の校内通信ネットワーク整備委託です。繰越明許費などでもご説明申し上げたとおり、翌年度へ繰り越し、令和2年度で実施予定です。国のGIGAスクール構想に基づき、各学校の高速通信環境の整備などを実施します。

40ページの3項中学校費1目学校管理費の吉中校内通信ネットワーク整備委託も同様の内容となっております。

41ページ、中段をごらんください。

3目学校建設費15節工事請負費で特別教室改修工事の3,674万円です。こちらも予算を繰り越し、令和2年度に実施するもので、普通教室として使っていた集会室を理科室に改修するものでございます。

以上が歳出の主な補正内容となります。

また、予算書の45ページから47ページは、給与費明細書となっております。

最終の48ページは、地方債の平成29年度末及び平成30年度末における現在高並びに令和元年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。参考にごらんください。

ければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第26号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで休憩といたします。再開を2時15分といたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第29 議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第29、議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,967万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

この補正の内容といたしましては、当初予算で想定していた児童生徒の転入数等が当初の見込みを下回ったために予算額を整理するものでございます。

補正予算書の6ページの歳入をごらんください。

まず、1款1項1目の給食費納入金についてですが、児童生徒給食費を196万2,000円減額し、9,191万5,000円とするものです。

また、2款1項1目の繰入金につきましては、給食費補助分繰入金を49万1,000円減額し、2,650万6,000円とするものです。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1款1項1目学校給食費16節原材料費の給食用食材料費を245万3,000円減額し、1億1,967万2,000円とさせていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第30 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議 長(山畑祐男君) 日程第30、議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長(柴崎徳一郎君) 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

本補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,053万3,000円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長(山畑祐男君) 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長(笹沢邦男君) 補足説明をさせていただきます。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書にて説明をいたします。

4ページ、繰越明許費及び5ページ、第3表地方債補正については、事項別明細書の後に説明をいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

主な歳入事項について説明いたします。

第1款1項1目受益者負担金343万6,000円の増額。主に、建て売り分譲などの宅地開発に伴う一括納付分の受益者負担金の追加補正となっております。

第2款1項1目下水道使用料996万5,000円の減額。主に下水道使用料現年度分の減額補正となります。減額は、3月使用料にかかわるもので、令和2年度からの下水道事業公営企業会計移行に伴い、4月1日以降に確定する収入や支出については、新たに定めます吉岡町下水道事業会計の中で特例的収入として整理する必要性が生じることからの措置となります。

引き続き、9ページをお願いいたします。

第3款1項1目下水道費国庫補助金750万円の減額。社会資本整備総合交付金の確定による減額となります。

第5款繰入金750万9,000円の減額。歳入歳出予算相殺に伴う補正となります。

11ページをお願いいたします。

歳出ですが、第1款1項1目総務管理費334万2,000円の減額。主な予算では、13節委託料116万9,000円の減額は、地方公営企業法適用業務委託及び資産台帳更新及び資産評価業務委託で、契約額確定による減額となります。

2目管渠管理費1,081万6,000円の減額。主な予算では、19節負担金、補助及び交付金798万3,000円の減額ですが、流域下水道県央下水道処理区維持管理負担金の確定によるものとなっております。

3目建設費1,288万円の減額。主に15節工事費1,230万1,000円の減額は、大久保三津屋地区における公共下水道管渠工事で、国庫補助事業及び単独事業の契約額の確定による減額補正となります。

4ページにお戻りください。

議案書本文第2条の繰越明許費の補正でございますが、こちらの第2表により説明いたします。

1款下水道費1項下水道費、事業名が公共下水道区域拡張工事（道城辺玉地区）で、翌年度繰越額が3,646万2,000円です。繰り越しの理由については、現在公共下水道供用開始区域拡大に向けて、大久保三津屋地区で管渠工事を実施しておるところですが、工事の一部、下水道の幹線工事、吉岡バイパス横断に伴う推進工事に時間を要し、工事が遅延したことにより、翌年度へ繰り越すものでございます。



5ページをお願いします。

第3表地方債補正は、議案書第3条の補正ですが、変更については起債の目的で公共下水道事業債の限度額1億370万円を1億円に、流域下水道事業債の限度額560万円を510万円に、公営企業法適用債の限度額1,240万円を1,130万円にそれぞれ減額、変更をしたいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第31 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第31、議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,018万4,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。7ページをごらんください。

歳入の部、第3款第1項第1目督促手数料から9ページ、上段、第7款第1項第1目一般会計繰入金及び10ページ、第9款諸収入については、歳出に伴う歳入の所要の補正及び実績値による補正、9ページに戻りまして、第2項基金繰入金については、歳入の増に伴い基金繰入額の減額の補正となります。

歳出に移ります。11ページをごらんください。

歳出の主な補正は、実績値による補正となりますが、主なものとしては、第2款第1項療養諸費及び第2項高額療養費について、給付費の増に伴うものとなり、12ページ、第4項出産育児一時金及び第5款第1項第1目特定健康診査等事業費につきましては、実績に伴う減額補正となります。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第32 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第32、議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,939万円としたいものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書にて説明をいたします。

4ページ、第2表地方債補正については、事項別明細書の後に説明をいたします。議案書7ページをごらんください。

主な歳入ですが、第1款1項1目分担金232万円の減額。小倉地区並びに北下・南下地区における分担金一括納付の納入実績による減額補正となります。

第2款1項1目使用料250万5,000円の減額。主に、使用料現年度分の減額補正となります。減額の内容は、公共下水道事業特別会計予算の内容と重複しますが、3月使用料分の料金調定については、確定が4月以降になることから、新たに定めます公営企業会計の予算で特例的収入として計上する必要が生じることから、4月に確定となります1カ月分の使用料を減額したものでございます。

第3款1項1目繰入金235万2,000円の減額。歳入歳出予算の相殺によるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、第1款1項1目総務管理費150万4,000円の減額。主な予算では、13節委託料174万7,000円の減額、これは公営企業法適用業務委託及び資産台帳更新及び評価業務委託の契約額の確定による減額でございます。

2目施設管理費635万7,000円の減額。主な予算では、13節委託料の減額は、契約額の確定によるもので、汚水処理施設運転管理委託177万1,000円の減額など、主に入札の執行残などによるものでございます。

15節工事請負費373万8,000円の減額は、管路・汚水枡・人孔補修工事等の不用額の減、処理施設維持管理工事は、契約額の確定による補正減となります。

4ページにお戻りください。

第2表地方債補正については、起債の目的で公営企業会計適用債の限度額860万円を起債額の確定により790万円に減額、変更をしたいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第33 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第33、議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明させていただきます。

補正の内容としましては、歳入の貸付事業収入の貸付金元金及び利子回収金過年度分が回収業務の積み重ねにより増額となり、それによって歳出の一般会計繰出金を増額する補正でございます。

議案書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をごらんください。

第1款貸付事業収入の補正額12万5,000円を増額し、第2款県支出金の補正額1,000円の減額により、歳入合計が297万5,000円とするものでございます。これは、貸付金元金及び利子過年度分の宅地取得分が回収業務によって増額となったものでございます。

次に、5ページの歳出をごらんください。

第2款諸支出金の補正額を12万4,000円増額し、歳出合計297万5,000円とするものでございます。これは、一般会計繰出金を増額するものでございます。

以上が補正予算の補足説明となります。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第34 議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議 長（山畑祐男君） 日程第34、議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,114万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億755万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、支払基金交付金の額の決定による減が主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。7ページをごらんください。

第1款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正です。

次に、8ページまでの第2款国庫支出金、9ページ、第4款県支出金、10ページ、第6款繰入金に関しましては、歳出の保険給付費に対応する歳入の増減となります。

8ページに戻りまして、第3款支払基金交付金につきましては、交付金の額が変更になりましたので、減額補正となります。

歳出に移ります。12ページをお願いします。

第1款第1項総務管理費、第2項徴収費、第3項介護認定審査会費、第5項計画策定委員会費については、現在までの歳出執行状況による補正、第2款保険給付費については、16ページまで、現在までの給付費の執行状況による補正、第4款地域支援事業費第1項包括的支援事業・任意事業費につきましては、執行状況による減額補正、第2項介護予防・生活支援サービス事業費、17ページ、第4目までは、給付費の支払い状況による調整及び財源変更となります。

17ページ、第7款基金積立金につきましては、予算に不足が生じることが予想されるため、基金への積立額を減らすものです。

以上となります。よろしくをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 13ページ、2の保険給付費、これが随分減額になっていまして、これは対象が減っているということですがけれども、これがこういうふう減っているのは、何

の動向をどういうふうにあらわしているのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の補正に関しましては、補正予算の減額ということで、令和元年度の当初予算を組むときに見込みとしてこれだけの給付費が必要だろうということで、その前の年の実績等を勘案して予算を組んだわけですが、給付に対しまして令和元年度が想定より少なかったので、減額の補正ということになったと思われまます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） そうすると、何か吉岡町の保険に起こっていて、変動、その他が変わってきていると、そういうことではなくて、単純に想定を下回ったと、そういうことでよろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 予算案のベースとしては、そのように思われまます。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第35 議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議 長（山畑祐男君） 日程第35、議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億546万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険料収入見込み額の精査等に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。6ページをごらんください。

第1款第1項後期高齢者医療保険料、第2款第1項一般会計繰入金、第4款第1項延滞金につきましては、現在までの収入ベースと年度末までの収入見込み額より補正するものになります。よって、同額が8ページ、歳出、第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金となります。

次に、7ページに戻りまして、第4款第4項受託事業収入第5項雑入については、現在までの委託料及び補助金の支払い額及び見込み額により補正するもので、同額が8ページ、歳出の第1款第1項第1目一般管理費の補正となります。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第36 議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（山畑祐男君） 日程第36、議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、水道事業収益で13万5,000円を減額し、総額4億2,723万2,000円、水道事業費用で272万5,000円を追加し、総額4億1,382万5,000円に補正をお願いするものであります。

また、資本的収入及び支出においては、資本的収入で5,783万8,000円を減額し、総額7,502万円、資本的支出で5,781万8,000円を減額し、総額2億687万7,000円に補正をお願いするもので、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源を改めさせていただくものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足予算の主な内容について補足説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については、11ページに添付しております令和元年度水道事業会計補正予算明細書により説明をいたします。11ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入となりますが、第1款2項営業外収益13万5,000円の減額。全て1目長期前受金戻入の減額で、内容は、年度末における計数整理となります。12ページ、13ページをお願いします。

続いて、支出の主なものとなりますが、第1款1項1目配水及び給水費89万7,000円の追加及び2目総係費18万2,000円の追加については、ともに人件費、手当、引当金などの補正となっております。

3目減価償却費135万3,000円の減額、4目資産減耗費71万9,000円の追加は、年度末に向けた固定資産の減価償却や除却など、計数整理に伴う補正となっております。

2項営業外費用では、下段となりますが、2目消費税及び地方消費税228万円の増額、これは、決算期におけます消費税申告の必要額を最大限に見込み、計上したものでございます。

13ページ、資本的収入及び支出となりますが、収入、第1款2項1目工事負担金5,783万8,000円の減額、この補正については、大久保・駒寄スマートインター東地区に予定しております大規模小売店舗開発事業に伴う既設配水管移設補償工事の減額となります。内容については、開発事業に伴う各種手続の状況から、開発事業者と工事発注時期などの協議の結果、今年度の発注ができないことから、工事費全額を次年度予算につけかえをしておるものでございます。



続いて、支出でございますが、第1款1項建設改良費1目配水設備工事費5,781万8,000円の減、主なものは、委託料286万円と工事請負費5,497万8,000円の減となります。先ほど資本的収入で説明いたしましたが、駒寄スマートインター東地区に予定します大規模開発事業に係る受託工事に関連した委託費及び工事請負費の減額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第37 同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について

議長（山畑祐男君） 日程第37、同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について提案理由の説明をさせていただきます。

吉岡町農業委員会委員が令和2年4月26日で任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、次の者の同意を議会にお願いするものであります。

同意を求める者は、8名おります。

1人目は、渡邊利平氏であります。

2人目は、森田 茂氏であります。

3人目は、萩原隆夫氏であります。

4人目は、小材美恵子氏であります。

5人目は、志塚 淳氏であります。

6人目は、永田雅信氏であります。

7人目は、栗田美鳥氏であります。

8人目は、石倉一也氏であります。

以上、8名の方々、よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 8名の方の同意を求めるといふことなんですけれども、知っている人もいますけれども、知らない人もたくさんいるので、この人がどういう人だったかと。どういう人なのかというのがわかると、ああなるほどなというのがわかるんですけれども、その辺は今は氏名と住所と生年月日だけなので、中身は全くわからないんですけれども、それ何かそれ以上の開示というのはいできないものなんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） では、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

まず、1人目の渡邊利平氏は、現在も農業委員でございまして、主に小倉でブドウ等を栽培しております。あと甘薯もですね。

続いて、森田 茂氏ですけれども、こちらは主に肉牛を飼育しておりまして、同じく現在も農業委員で、かつ、認定農業者であります。

続きまして、萩原隆夫氏、こちらも認定農業者で、現在も農業委員であり、かつ、今農業委員会の会長でございまして。職業的には肉牛を飼育しております。

続きまして、小材美恵子氏、こちらは食生活改善推進委員の副会長でございまして。米と野菜等をつくっております。

続きまして、志塚 淳氏、現在も認定農業者で、かつ農業委員でございまして。主な農業経営は、水田と畑でございまして。

続きまして、永田雅信氏、現在も農業委員で、かつ認定農業者でございまして。経営の状

況は、ブロイラーを飼育しております。

続きまして、栗田美鳥氏でございます。こちらも現在農業委員で、経営状況はトマトをハウスでつくっております。

続きまして、石倉一也氏、こちらも現在も農業委員で、こちら税理士の資格を有しております。今回農業委員の中で中立的な立場の方も1人置かなければいけないということで、中立的な方になっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 再任の方も多くいますけれども、できればどなたが新任でどなたが再任で、その人が何期でというぐらいわかりますか。ここまで何期目だとか、この人は新任、この人は再任けれども、何期目。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長のほうより説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 中段の小材美恵子さん、こちらが新規で、それ以外の方は2期になります。2期目、小材さん以外は2期目でございます。

議 長（山畑祐男君） 発言は、議長の許可を得てからやってください。

ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私の先ほどの質問は、再任はわかるけれども、何期ですと聞いているんですよ。だから、新任はどうですか。再任というよりも2期目の人もいれは3期目の人もいるんでしょうと。何期やっているかと聞いているんですから、そのところ答えていないんですよ。

議 長（山畑祐男君） そのことに対して、お互いで話し合わないでください。答弁は答弁、質問は質問ですから。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長のほうより詳しく説明をさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 新任の方は、この8名のうち1人でございまして、小材美恵子さんが新任でございます。ほかの7人の方につきましては、再任で、2期目でございます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

この同意議案は、8人をそれぞれ分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議します。

表中、1番目、渡邊利平氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。渡邊利平氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、2番目、森田 茂氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。森田 茂氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、3番目、萩原隆夫氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。萩原隆夫氏を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、4番目、小材美恵子氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。小材美恵子氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、5番目、志塚 淳氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。志塚 淳氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、6番目、永田雅信氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。永田雅信氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、7番目、栗田美鳥氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。栗田美鳥氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

表中、8番目、石倉一也氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。石倉一也氏を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり同意されました。

---

### 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（山畑祐男君） 日程第38、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者の氏名は、福田由美さんです。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

新たに人権擁護委員をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） いや私、議長ね、こういうふうになんかの同意を得る、推薦をお願いしたいというときに、名前と住所と生年月日だけで、この人となりが全くわからないんですよ。だ

から、少なくともこの人はこういう人だというぐらいのものを示さなければ、こちらだつて判断できないでしょう。

その程度のこと、先ほどもそうなんですけれども、その程度のことっていうのは、やっぱり議会にこういうふうに諮る以上は、その程度のこととはそちらから、こちらから聞く前に人となり話すものじゃないですか。それで私たちがその人なら適任だろうというふうには、適任かどうかというものを判断するわけですから、少なくともその判断材料ぐらいは私は示してほしいと思いますけれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本人の福田由美さんの人となりにつきましては、健康福祉課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 福田さんに関しましては、現在国の出先機関で非常勤職員として働いております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう少し何かわかるんじゃないですか。人権擁護委員という仕事ですから、働いているというだけで、もう少し何ていうんですか、ああこの人だったらなるほど任せられる人だなというのがあるんじゃないですか。どこかで勤めているだけの話じゃなくて、もうちょっと何かあるんじゃないですか。どれだけの識見を有しているとか、というものが。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 米沢健康福祉課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 人権擁護推進委員をお願いするに当たりまして、一応興味のあること等を書かれておりますので、そちらをちょっと朗読したいと思います。

特に関心のある人権課題ということで、関心のある分野につきましては、女性、子供、障害のある人と回答されております。理由としましては、男性が優遇されている日本社会において、女性がどうしたら活躍できるのか、子供たちが明るく健やかに成長するには障害のある人たちが差別なく暮らせるようになるにはどうしたらよいかということに関心がありますと書かれております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 暫時休憩します。

午後3時00分休憩

---

午後3時01分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本人の気持ちにつきましては、今健康福祉課長が言いましたとおりでございます。

また、本人の人となりにつきましては、現在、漆原西自治会において自治会活動を役員として一緒に女性でありながら、地域の中で推進をされているという、いろいろな地域の中で活動を一生懸命自分から進んでやっているという、そういう人材でありますので、人権擁護委員として適任であるということで推薦をさせていただいた次第でございます。よろしくをお願いします。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開を3時15分といたします。



午後3時03分休憩

---

午後3時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

### 日程第39 町長施政方針

議長（山畑祐男君） 日程第39、町長の施政方針を行います。

柴崎町長は登壇して施政方針を述べてください。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本日の議事日程の最後になりましたが、令和2年度の施政方針を申し上げます。

吉岡町の人口は、令和2年2月1日現在2万1,678人と、相変わらずの増加の傾向であります。

しかし、吉岡町の年齢区分別の人口割合は、昨年と比較いたしまして、15歳から64歳までの割合が0.3%減少し、65歳以上の割合が0.3%伸びています。昨年は、ゼロ歳から14歳まで割合が0.3%減少して、65歳以上の割合が0.3%増加しました。65歳以上の割合は、2年連続で0.3%の増となりました。

吉岡町においても2025年問題とされる介護保険の負担する人口が減り始めるまであと5年、団塊の世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題を踏まえながら、地域経営を行う必要があります。

私は、町長就任以来「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、住民の皆さんの声を聞きながら、吉岡町の新時代を拓くべく、公約で掲げた事項を中心に町政運営に取り組んでいるところでございます。

まとまった形での予算や政策については、今回お示しするものが最初となります。

吉岡町の人口増加は続いておりますが、多くの方が吉岡町に住みたいと、住み続けたいと思っただけのよう、考えていかなければならないと思っるところであります。

町の財政状況については、平成30年度決算で経常収支比率は90.9%と、前年より2.3%下がりました。依然として財政の硬直化が進む傾向にあるものの、人口増を背景とした個人住民税や固定資産税の堅調な伸び等を背景に、財政力指数は0.69と、少しずつではありますが、上昇しております。

また、財政健全化判断比率の状況は、町債残高、いわゆる借金の残高が減少したことにより、将来負担比率が前年に引き続き比率なしとなりました。

そして、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰り上げ償還等により、実質公債費比率は前年度より0.9下がり、9.6となり、公債費の負担が低くなっております。

令和2年度当初予算は、総額で4.2%の減となります。

詳細は、明日の当初予算案の提案説明にて行います。

主な新規事業としては、明小給水管更新事業、三津屋古墳駐車場整備事業などを計画しています。

また、継続事業で増額となった事業は、防災無線デジタル化工事、道路改良事業（熊野・吉開戸線）、道路長寿命化補修工事（単独）、温泉施設改修工事などがあります。

次に、令和2年度の歳入でございますが、町税は、人口増や所得の増などを背景に、対前年度比0.7%の増を見込んでおりますが、一般財源の総体といたしましては0.6%の増額、取り組み事業等による使用目的が特定されております特定財源につきましては、11.9%の減額を見込みました。

町の健全な財政運営を維持していくために必要な財政調整基金の取り崩しと町債について申し上げます。

財政調整基金の取り崩しは、比率で申しますと対前年比1.3%の増となりますが、額で申し上げますとおよそ862万3,000円の増額でございます。

また、基金の有効的な活用とあわせて、町債の借り入れも重要でございます。

町債については、上昇傾向にある実質公債費比率を抑制するために平成29年度に減債基金を取り崩し、臨時財政対策債の一部繰り上げ償還を実施しました。令和2年度の町債は、令和元年度に計上された駒寄小体育館改築事業などの大型事業の減に伴い、36.1%の減額を見込んでおります。

歳入総額を自主財源と依存財源で見た場合、自主財源は44.5%、依存財源は55.5%となります。町の歳出は、かかるべき扶助費を当然確保しつつ、現在進行中の継続事業を着実に推進していきます。

主な大型継続事業は、1つ、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、2つ、防災無線デジタル化事業、3つ、道路長寿命化補修事業、4つ、温泉施設改修工事、5つ、庁舎等整備事業、6つ、道路改良事業（熊野・吉開戸線）。また、新規事業で事業費の大きなものとしては、1つ、明小給水管更新事業などがございます。

町ではこれまでも「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には力を注いできました。中学生までの医療費無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、学童保育の低料金化と整備拡充、保育施設の整備拡充、学級補助員の配置、学校教育施設の整備、また、生活する上で便利な地域を形成していくための都市計画及び道路網の整備など、基盤

を充実させる政策に取り組んでまいりました。

こうした施策の数々が多くの方に評価されたあらわれとして、この町に移り住みたい人がふえ続けてきた要因の1つではないかと思っております。

町は、この流れを継承させ、さらに発展させていく必要があると考えております。

第5次総合計画の基本構想を踏まえて、目標達成に向けて各行政分野の一層の充実を図っていくため、将来に責任の持てる行財政運営を基本に、施策の実現に向けて効率的、そして効果的な予算案の作成に努めたところでもございます。

第5次総合計画の目標は、1、「支え合う健康と福祉のまち」2、「心豊かな教育と文化のまち」3、「活力ある産業と雇用のまち」4、「魅力的な自然と環境のまち」5、「住みよい安全で便利なまち」6、「町民と行政が協働するまち」の6つの分野をまちづくりの方針に掲げ、推進しているところでございます。

令和2年度は、第5次総合計画の締めくくりに当たりますので、この総合計画に則して施政方針を説明させていただきます。

まず、大綱の1つ目の「支え合う健康と福祉のまち」では、「心身ともに健康で長生きし、いきいきと輝き、誇りと生きがいを持って暮らせるよう保健・医療・福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供するよう努めます。」とし、新規事業として、4つ説明させていただきます。

まず、①保育園等第2子無償化です。保育園等第2子の保育料を新たに無償化にいたします。

次に、②認知症補償制度保険の加入です。現在GPS機器を貸し出している認知症の人に新たに賠償保険に加入します。

次に、③産婦健康診査を開始します。出産後間もない産婦に対して健康診査を実施することで、産後鬱の予防や疾病の早期発見、育児不安などによる新生児への虐待の予防につなげます。

最後に、④子育て世代包括支援センターを開設いたします。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育て等に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行う吉岡町子育て世代包括支援センターを吉岡町保健センター内に設置いたします。

継続事業につきましても4つ説明させていただきます。

最初に、①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務です。吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間を事業年度として策定されております。令和3年度からの次期事業計画策定に当たり、令和元年度に行ったアンケート結果に基づく策定するものであります。

次に、②医療費無料化事業です。子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上に寄与するために医療費の公費負担を継続していきます。

また、各種検診の無料化事業等も継続実施いたします。

次に、③妊婦健康診査支援事業です。全妊婦を対象とした母子の疾病の早期発見と健康管理を行う事業ですが、令和元年度から産前産後に歯科検診を受診できる体制を整備します。

最後に、④よしおか健康ポイント事業です。第5次総合計画及び健康づくり計画の「よしおか健康No.1プロジェクト」として、令和元年6月から事業を開始しました。町の健康（検）診や健康増進事業などに参加するとポイントが付与され、たまったポイントを景品に交換することができます。町民一人一人の健康に対する意識を促し、主体的、積極的な健康づくりを応援するための事業であります。

大綱の2つ目、「心豊かな教育と文化のまち」では、「優れた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長するよう、学校、家庭、地域社会の連携、協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動や文化、スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めます。」とし、新規事業では3つ説明させていただきます。

まず、①小中学校ICT推進事業です。全国一律のICT環境整備を掲げた国のGIGAスクール構想に基づき、町でも町内小中学校のICT推進事業に着手します。具体的には、情報活用能力の育成やICTを活用した学習活動の充実を目的として、まずは、町内小中学校へのタブレットパソコンの導入を行います。

次に、②吉中生東京オリンピック観戦事業です。町ではオリンピックを努力のとうとさや友情、尊敬を学ぶことのできるきっかけとして位置づけ、実際にオリンピックを生で体験できることができるよう、東京2020オリンピック競技大会の観戦事業を行います。この事業については、既に引率者を含む吉岡中学校の生徒100人分のチケットが当せんしておりますので、今後は選抜方法や引率計画等の細かな部分について調整をしていく予定でございます。

3つ目といたしまして、③三津屋古墳駐車場整備事業です。三津屋古墳の南側に新たに駐車場を整備するための事業であり、旧県道前橋伊香保線から三津屋古墳へのアクセス性の向上と見学者の安全性、利便性を高めることを目的としております。

継続事業では、学校給食費の保護者負担額の軽減事業、学校給食事業特別会計への食料費助成事業、吉岡町・大樹町子ども交流事業があります。

大綱3つ目「活力ある産業と雇用のまち」は、多様な地域資源を生かした地域産業の振興に総合的に取り組むものとしします。

新規事業といたしましては、群馬デスティネーションキャンペーン協賛事業について説明させていただきます。デスティネーションキャンペーンは、令和2年4月から6月の3か月間、群馬県内の市町村や観光関係者と全国のJR6社などが一体となって行う大型観光キャンペーンです。町では、榛東村と連携して、「群馬DC特別企画合同イベント（春のわくわく満喫ツアー）」を開催し、船尾滝や創造の森など、北群馬地域の雄大な自然美や自然の中でできる活動を県内外の方々に宣伝します。

また、継続事業の大きなものとして、3つ説明させていただきます。

最初に、①観光PR事業があります。第5次総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」の目標である「伊香保などと連携したキラリと光る観光のまち」を目指し、群馬県や渋川市、榛東村、前橋市と連携したPRキャラバン、イベント等への参加並びに観光パンフレット等の印刷や伊香保街道や町内観光施設イメージアップのための花壇の設置などに取り組みます。

次に、②道の駅「よしおか温泉」情報発信機能強化事業です。長年町のシンボルだった風力発電施設がなくなり、モニュメント化されましたが、広域観光案内、防災及び地域情報の発信の拠点として、引き続き情報発信の拠点として活用したいと考えております。

3つ目に、③地域特産品生産体制構築事業があります。平成28年度では地方創生加速化交付金を、平成29年度から令和元年度は、地方創生推進交付金をいただいて事業を進めてまいりました。令和2年度は町単独事業として、今までの結果を踏まえ、乾燥芋の高価格帯での販売や規格外品の商品化も視野に入れつつ、意欲ある方々と連携して、特産品としての乾燥芋の加工販売事業をさらに図っていきたいと思います。

その他継続事業といたしましては、住宅リフォーム促進助成事業、老朽危険空家除却支援事業補助金がございます。

大綱の4つ目といたしまして、「魅力的な自然と環境のまち」では、「受け継がれてきた自然環境を守り、美しい町の風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に努めます。」とし、新規事業はございませんが、継続事業について説明させていただきます。

代表的な継続事業では、地球温暖化対策業務があります。令和元年度に策定する実行計画に基づき、町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、町の取り組みによる町内へ温室効果ガス削減に対する啓発を行い、地球温暖化防止対策を総合的、かつ計画的に進めます。

そのほかの継続事業では、住宅用太陽光発電システム設置補助金、資源ごみ回収事業補助金、浄化槽設置整備事業などがあります。

大綱の5つ目「住みよい安全で便利なまち」では、「町民が安全、便利に生活できるよ

う、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めます。」とし、5つの新規事業がございます。

まず、①詐欺被害等防止機能付き電話機等購入補助事業です。高齢者のオレオレ詐欺等による被害の防止対策として、詐欺被害等防止機能つき電話機等の購入費に対して購入費の2分の1、限度額5,000円を予算の範囲で支援いたします。

次に、②自動車誤発進防止装置設置補助事業です。高齢運転者による交通事故の防止対策として、後づけの自動車誤発進防止装置の購入費に対して購入費の2分の1、限度額2万円を予算の範囲で支援いたします。

次に、③防災士講習会費補助事業です。各自治会の自主防災組織を支える防災士をふやすことにより、町の防災力の強化を図るため、県の防災士の講習会を受けるための費用を予算の範囲で支援いたします。

次に、④地域防災計画の見直し事業です。昨年の台風19号における避難指示の発令や地域防災訓練後に町民の皆さんからいただいたご意見等を踏まえ、主に災害対策本部の指揮命令系統のあり方や自主防災組織への啓発活動のソフト事業支援について見直しを行います。

最後に、⑤住宅建築物安全ストック形成事業です。国の補助事業を活用して地震発生時のブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、緊急輸送道路と通学路に面するブロック塀を除却する者に対して、除却費用の一部を予算の範囲で支援いたします。

継続事業についてですが、7つの事業の進捗について説明させていただきます。

まず、①駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業についてです。平成29年度に上り線側の町道の改良工事を町が実施し、現在、暫定的な供用をしております。昨年の秋からは、NEXCO東日本により本体工事に着手しており、今後、橋梁工事やランプ部の工事が行われ、令和2年度中の供用開始を目標に、前橋市とNEXCO東日本と連携し、事業を進めているところでございます。

2つ目ですが、②駒寄スマートインター周辺の開発等について説明させていただきます。第5次総合計画の中でインターの周辺を新産業ゾーンとした土地利用構想を示しており、町の土地利用構想を具体化するためにまちづくりの将来像として、「まとまりをつくり、すべての世代が暮らしやすいまちへ」を掲げ、これまでに群馬県と連携しながら、吉岡町アクションプログラムや立地適正化計画の策定を行ってまいりました。その中で、駒寄スマートインターチェンジ周辺を産業、流通、業務、商業の複合拠点として位置づけ、特に東側については、駒寄スマートICの大型車対応化や大型商業施設の出店を見込み、駒寄スマートICから吉岡バイパスを経て前橋市境に至るまでの地域に良好な商業の集積形成を目指すため、近隣商業用途地域と地区計画を設定し、昨年12月9日に都市計画決

定となりました。町が将来にわたり発展していくための非常に大きな影響を与える都市計画の見直し、決定となりました。

また、あわせて、地区計画を設定し、優良企業の進出を期待しているところでありませす。

3つ目の周辺道路整備は、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路の進捗についてですが、まず県事業についてです。

県道南新井前橋線バイパスは、前橋池端町を通過し、陣場地区の旧県道高崎渋川線に接続するまでの間とその先の県道高崎渋川線バイパスまでの間について、令和2年度末の完成を目指して着々と事業が進められているところでもあります。

さらに、県道前橋伊香保線バイパスの延伸についてですが、駒寄スマートインターチェンジと周辺地域の連携強化ということで、大久保から上野田までの間を事業区間として、令和9年度までに着手するプランが県から示されているところでもあります。

また、県道高崎渋川線バイパスは、小倉中央交差点から渋川市石原地区間について、一昨年に完成し、高崎市から渋川市までのバイパス全区間が開通したところであり、さらに、2車線で供用している区間の4車線化事業が令和2年度末までに完成予定となっております。

町道事業では、駒寄スマートインターチェンジ東側、大型商業施設の北側に接続する町道熊野・吉開戸線について、将来の交通混雑を緩和するための拡幅工事に着手しております。

4つ目は、④地域連携です。町では、前橋市、渋川市と地域連携により、それぞれの隣接するところで各種事業に取り組んでおります。今後もさまざまな分野で連携を深めていく考えでおります。

前橋市が進めている群馬総社駅の西口の整備計画についてですが、新設される西口駅前広場と県道前橋伊香保線を結ぶアクセス道路から事業を計画していると聞いております。西口整備が進めば、吉岡町からの利用も格段と便利になりますので、早期実現を期待したいところでございます。

なお、駒寄スマートIC西側の前橋市の産業団地の計画については、今後、情報収集に努め、道路整備計画などの意見交換を前橋市と行っていきたいと考えております。

また、渋川市とは、境界を接している庚申塚5号線の整備計画につきましては、令和4年度に道路工事に着手することを目標に事業を進めております。令和2年度は、用地買収と文化財調査を計画しております。

渋川市と地域連携協定を踏まえたJR八木原駅東口の整備や吉岡バイパスの延伸先に接続する渋川市都市計画道路半田南線などの今後の政策については、渋川市と連携を図りな

がら整備を進めていきたいと考えております。

5番目といたしまして、⑤タクシー運賃等助成事業がございます。令和2年度より相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と福祉タクシー制度を統合し、交通不便地区、空白地区の解消及び在宅の障害者及び高齢者を含めた交通政策として整備いたします。

6番目には、⑥防災無線デジタル化事業が5年目に入ります。令和2年度は、主に戸別受信機の設置工事等を行います。

最後に、⑦高校生等通学支援事業がございます。昨年度の補助の見直しによる利用者の急増から、予算額を1.5倍の150万円としたものでございます。

大綱の6つ目、「町民と行政が協働するまち」では、「町民と行政の協働による元気な町を目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、都市間交流の推進、行政運営の透明化と効率化の推進、健全な財政運営と自主財源の確保と広域行政の推進などに努めます。」とし、新規事業は次の1つ、町民行政協働促進事業です。職員が職務を離れて、みずからの時間でみずから地域活動に取り組む場合の体制を整えます。これは、最後にまた詳しく述べさせていただきます。

継続事業といたしましては、3つあります。

最初に、①男女共同参画事業がございます。基本計画に基づいて、男女共同参画の啓発活動として、文化センターにて映画上映会を開催する予定でございます。

次に、②ふるさと納税推進事業です。令和元年度に引き続き、返礼品及びふるさと納税募集サイトの充実などを図り、さらなる自主財源の確保に努めてまいります。

3つ目は、③第6次総合計画策定業務です。令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第6次吉岡町総合計画については、基礎資料を作成し、ワークショップ等を通じた町民皆さんの意見反映を踏まえ、令和2年度内の策定を目指します。

最後に、シンボルプロジェクトでもあります「よしおか健康No.1プロジェクト」も各自治会で創意工夫しながら、事業が盛んに行われていると聞いております。

以上、町の総合計画に基づいた視点で令和2年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

私は、町政運営の基本を町民目線で町民の暮らし最優先の町政を行いたいと考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。

わかりやすい大きな事業を掲げることも大切ですが、まず、町民の皆さんの声を大切にしたいと思っています。

そのためには、町民の皆さんが集う機会には可能な限り直接お声をいただくことはもちろん、いろいろな機会でお寄せいただいた意見を大切にしたいと考えております。



昨年12月に桐生市長が「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」という団体に参加したことを知りました。まさに私が考える国民目線、町民目線を意識した公務員を応援する首長が集まって組織をつくっております。設立趣旨の一部を紹介しますと、「公務員が自分の時間を活用して一国民、一地域住民として職場や家庭における役割に加え、プラスワンとして、社会貢献活動、地域づくり活動、自治会、PTA、消防団、NPO法人などの活動に参加することは、国民、地域住民と思いを共有し、ひいては現場の国民目線、住民目線で行政を推進することにつながる。このことは、公務員のミッションを再確認し、行政のあり方を国民本位、住民本位に変えていくために極めて有効であり、新しい公共や住民協働といった行政と国民、住民の間の新たなパートナーシップを構築していくための政策を進めていく上で重要なことであるとしております。

みんなで町をつくっていくためには必要な考え方ではないでしょうか。私もぜひこの取り組みに率先参加させていただきたいと思っております。

私だけでなく、職員にも地域に飛び出して行ってほしいと思います。もう既に実行している職員も多数いらっしゃると思います。そんな思いから、「町民と行政が協働するまち」の新規事業として「町民行政協働促進事業」と掲げさせていただきました。

国の外郭団体に地域活性化センターという一般社団法人があります。町の事業では宝くじ助成事業でお世話になっておりますが、その団体で「地域に飛び出す公務員ネットワーク」というメーリングリストを主催しており、全国で約2,500名ほどの公務員及び元公務員の方が参加し、仕事だけでなく、地域活動に参加する取り組みについて意見交換していると聞いております。そういった取り組みについて、職員に情報共有を促していくことも町民の皆さんの意見を聞く体制への一助となるのではないかと考えております。

これからのまちづくりを皆さんとともに進めるために、骨格としてまとめた政策としてお示しする最初の機会がことし令和2年度に、令和3年度から10年間を見据えて策定いたします第6次総合計画であると思っております。

策定に当たっては、町民の皆さんの声を聞くことはもちろんですが、外部識者の意見も踏まえ、幅広い観点からの検証を踏まえて策定作業に当たっていきたくと考えております。

人口増加の町として、よくお声をかけていただく吉岡町、そして、若いご夫婦の転入が多く、子供の数も順調にふえている希望に満ちた町でございます。ここ数年2つの小中学校の教室や体育館の整備に取り組んできました。

人口がふえることは喜ばしいことですが、教育のみならず、福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。

その結果、やりたい事業が思うように進められなかったり、最低限やらなければならない

い事業に圧迫され、町民の皆様の要望に十分応えていけなかったりと、財源確保が一層深刻になってきています。

国の財源対策も人口減少に歯どめをかけることに主眼が置かれていまして、人口増加に対する配慮を余り聞いたことがありません。そんな状況の中ですが、今生まれ育っている子供たちの希望に満ちた将来のために、「住み続けたいまち」実現のために私は頑張っていきたいと思っております。

健全な財政運営に配慮しながらも、継続する大規模な事業の円滑な推進と町民目線を意識した政策を少しずつ取り入れられるよう努力したいと考えております。

議員皆様にはこれからも特段のご支援、そして、ご助言やご提案をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は、あすの議事日程の最初に、通告のあった4人の議員によって行います。

---

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時51分散会



# 令和2年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和2年3月3日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和2年3月3日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.4）
- 日程第 2 議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

2月21日までに質問をする旨通告をした4名の議員により、順次行います。

質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

その時点で途中でであっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力願います。

まず、1番目の質問者、5番富岡大志議員を指名します。

富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） それでは、議長への通告に従い施政方針への質問を行います。

まず、柴崎町長には本年度における公約の実現とか、政策実現に関して、その高い実行力と強い意思に改めて心より敬意を表したいと思います。町議のときから一緒に取り組んできた課題は、町長就任後のご尽力により、幾つも改善されています。今後も柴崎町長独自の政策が反映され、町政の改革がさらに進んでいくことと、「住み続けたいまち よしおか」に向けて就任2年目におけます柴崎町長のさらなるご活躍を期待する中での質問とさせていただきます。

最初に、保育園等第2子無償化に関してですけれども、今回町長により、第2子の保育料を新たに無償化にするという方針が出されたわけなんですけれども、今までは約半額だったと思うんです。ここが無償化になったのは、大変評価すべきことだと思っています。

しかし、やはりこちらは完全無償化という方向に進めていただくべきではないかと私思います。隣の渋川市のように、独自で拡充し、吉岡町でも利用料の完全無償化に向かっていただきたいと思いますが、こちらに関する町長の見解をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡議員から支え合う健康と福祉のまち（1）として保育園等第2子の

保育料無償化に関してご質問をいただきました。ありがとうございます。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳までの全ての子供と2歳以下の住民税非課税世帯の子供については無償化の対象となったところでございます。当初は、国が全て財源を出すということで、令和元年度は交付金という形で無償化されましたが、令和2年度から町がその一部を負担することとなりました。

このような中、令和2年度予算で吉岡町として、第2子以降の子供たちを無償化することとしました。議員ご質問の完全無償化については、相応の費用がかかります。限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思っておりますので、全体のバランスを見た中で、今後考えていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） わかりました。まずは、町長の見解をいただいたということで、ただ、私としては、ゼロから2歳の第2子の半額を無償化にできるなら、利用料の完全無償化まではもう少しではないかと。そのもう少しをできない理由ではなくて、どうしたら実現できるかについて、これから考えていただければと思います。

町長は、就任後数々の課題にすぐれた実行力で対応されています。ここも同じように取り組んでいただければと思います。

続きと、あと副食費についても質問したいところですが、一般質問でも私行いますので、そこで質問していきたいと思っております。

次の子育て世代包括支援センターに関しての質問ですが、こちらは以前質問したものと同じ内容になるんですが、改めてお尋ねするものです。同センターにおいて、障害のある子供と保護者に対し1人の保健師さんが長期間にわたってサポートできる体制にさせていただければと思いますが、改めて町長のお考えについてお答えいただきたいと思っております。

あわせて、済みません。失礼しました。またあわせて、同センターの専属職員の内容についても、もし可能ならお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 子育て世代包括支援センターに関して、障害児専属の保健師の配置等についての質問いただいたわけでございますけれども、子育て世代包括支援センターの業務形態についてご説明をさせていただきます。

吉岡町では保健師等の専門職を生かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワークを構築し、医療機関や療育機関とつながる母子保健型を実施いたします。主として、母子保健に関する相談機能を有する施設である保健センターに設置することで、妊娠期か

ら子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことができます。

保健師等については、子育て世代包括支援センターの専属として1名を配置する予定であり、サポート体制として母子保健担当の保健師や管理栄養士と連携による協力体制も構築いたします。

子育て世代包括支援センターについては、障害のあるなしにかかわらず、サポートしていく体制にしたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 全体の中でという話なんですけれども、その中で障害児のサポートというのも入ってくるわけですから、できればその担当の方が長いこと個別担当の方がなっていたらただければなという話で質問しました。

次、続けてお尋ねしますが、障害児の保護者に対する支援として、ペアレントメンターの町事業化に対する検討を進めていただけたということだったんですけれども、この令和2年度ではどこまで進めるお考えなのでしょうか。

また、まずは保護者同士の相談とか、情報交換などの集まりにこの専属の職員の方に積極的に関わっていただければなと思うんですけれども、こちらに関する町長の見解をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ペアレントメンターに関してなんですけれども、子育て世代包括支援センターの開設によって、保健師や栄養士、助産師や心理士などの専門職が連携して妊娠、出産、子育てについての総合相談窓口が保健センターに設置されます。障害児の保護者に対する支援についても関係職が連携して対応していくことも想定しております。

議員から質問のあったみずからも発達障害のある子育てを経験し、その経験を生かした助言を行うことができるペアレントメンターの養成は、町としても必要性は十分に感じていますが、県もまだ取り組んでいない状況の中で、早急に実現できるものではありません。

まずは、発達障害を持つお子さんを育てていく保護者に対して育児ストレスの解消や将来への不安が少しでも解消できるよう、保護者同士が集まって情報交換や憩いの場となるような交流サロンを保健センターの職員が世話人として実施することから始めていきたいと考えております。

そこでは、お子さんに関することを自由に発言してもらい、育児への悩みや不安があれば専門職をサロンに派遣して相談に乗れるような環境をつくっていききたいと考えております。



議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） まずは、職員の方が見てくれて、その中で必要性に応じて専門の方にしていただけるということで、非常にありがたいことです。進めていただければと思います。

渋川でも発達障害の児童の子供発達相談室というのに1, 579万円ですか、をかけて整備するという形で新聞に載っていましたが、同じようなサポートとか、相談窓口についても吉岡町でもまた考えていただければなと思っています。

次、医療費無償化なんですけれども、榛東村長も前橋市長も公約では高校卒業まで無料化としているんですね。今後、近隣市町村で無償化が進む中で、吉岡町もこのままにしておくわけにはいかないのではないかと思います。町長、高校までの医療費無料化に関する見解をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 医療費の無償化を高校生まで対象を広げたらというご質問でございますけれども、高校卒業程度までの医療費無償化についてですが、ほかの議員からも同様の質問があったところで、近隣市町村の状況については、承知しております。ですが、この件に関しても、先ほど議員質問の幼児教育・保育の無償化と同様に、医療費の無償化の拡大については、相応の費用がかかります。

限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思いますので、全体のバランスを見た中で考えていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 事情もあると思うんです。確かに子供の数が多い、他の自治体と比べて比率というんですか、割合が多いこともあるので、それなりの予算がかかっていくという、その事情もわかるんですけれども、ただ、子育てしている側から見たら、町の事情じゃなくて、子育ての事情だということを理解いただければなと思います。

子育て世代の幸福度、満足度という部分からいくと、ほかの町でどんどん進んでいく中で、どんどんおくれをとっていると。吉岡町がおくれているんだと。それは、「子どもを育てるなら吉岡町」にはならないと思います。

柴崎町長の英断に期待したいと思います。

時間があるので、次いきたいと思いますが、「住みよい安全で便利なまち」に関してなんですけれども、地域防災計画の見直しに関してですが、町長、今年の台風15号の被害の際、プライベートであります、私を含む数人の仲間と一緒に千葉県の大網町というところ

ころにボランティア支援をしに行きました。町長、あと19号では、南相馬市でしたっけ。支援物資を届けに行かれた。また、東日本大震災では被災地の長期支援を行われ、現在でも現地の方々との交流があるとお聞きしております。カキ、また楽しみにしております。

このような経験を踏まえ、地域防災計画の見直しはもちろん、防災、減災全般においてもぜひともリーダーとして最先頭に立って進めていただければと思います。

さて、この地域防災計画見直しとあわせて、災害対策本部の指揮命令系統のあり方に関して質問しますが、この計画の見直しに関しては、町長直轄の危機管理部門が専門的な知識を用いて行われるべきであります。そして、ここが重要だと思うんですけども、災害対策本部の指揮命令系統のあり方、こちらに関しては、この部門にはスペシャリストである危機管理監が必要であり、経験豊かで専門性、判断力にすぐれた人材を外部からお招きすべきだと思います。

ちょっと持論があつて、ちょっとお伝えしたいんですけども、やっぱり平時と緊急時においては、こういう思考や分析、意思表示決定とか問題解決とか、そういうフレームワークというのがあるんですけども、使い分けというのがあると思うんです。役場の通常業務というのは、業務改善、最適なフレームワークであるPDCAサイクルで行われていくんですけども、災害時のように、変化が激しく先の読めない状況の中で、今あるもので判断し、実行する局面においては、OODAループを高速に回転させていかなければならない。これには、専門的な訓練や経験がどうしても必要であり、比較的若い時期に定年退職となる退職自衛官に危機管理監になっていただくことこそ、最善の方法であると僕は思っています。

これについては、再確認になりますが、町長の危機管理監に対する見解と今後の方針についてお聞かせいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 15号ですか、鋸南町への支援の際は、大変お世話になりました。ありがとうございました。

近年、全国各地で発生している大規模な自然災害や今年の台風19号到来時の経験などを踏まえ、今後も発生するであろう大規模な自然災害に対して、来年度、町の防災力強化を図るため、災害対策本部の指揮命令系統のあり方や自主防災組織への啓発活動等のソフト事業支援について見直さなければと考えている中、町機構改革においても総務課の中に安全安心室、そして、そこに危機管理係を配して、消防、防災などを主管とした部門を扱っていきたいと、セットを考えた次第でございます。

また、そうした見直しを行う際に、危機管理等の専門職知識を有した者に対応してもら

いたいと考えて、現在、そうした危機管理に精通した人材の採用を進めていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 専門の方について考えてみえているという形で、ぜひ進めていただければと思います。

地域防災マネジャー制度とかもあって、予算措置0.5でしたっけ、そういうのもある中なので、国のその補助金も出る中でありますので、進めていただければなと思います。

次、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、周辺の開発、地域連携に関してですが、まず、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化の供用開始なんですけれども、令和2年度中を目標にされていましたが、まず、こちらに対する現時点での見通しがどうなっているのか。

そして、町のホームページでは平成32年と書いてあるんですね。上半期と書いて、その記載のままなんですけれども、町民への細かな情報更新については、情報提供についてはどのようにお考えなのか、以上、2件に関してお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートICの大型車対応化事業、周辺の開発、地域連携に関してということで、駒寄SICの現時点での見通しと町民への小まめな情報更新についてということで質問いただきました。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業は、令和2年度中の供用開始を目指して、前橋市、NEXCO東日本、県や国などの関係機関と連携して推進しているところでございます。

現在、急ピッチで橋梁や切り回し道路の工事が行われております。昨年のNEXCO東日本による本体工事における入札の不調等が続いたこと、また、台風19号の関係で、建築資材や労務が不足していることから、本体工事の完成時期に影響が出ていることを確認しております。

なお、駒寄スマートICでは、常時利用車両が通行するため、その交通を維持しながら工事を行う必要があります。ランプ部に新しいETCゲートをつくり、そこを通行させながら現在のETCゲートを撤去するといった、技術的にも工程的にも施工条件的にも非常に難度が高いものであります。供用開始の時期につきましては、現在、関係機関とさまざまな協議を行い、見直しております。

事業主体である前橋市、NEXCO東日本及び国交省関東地方整備局や県などの関係機

関で組織する地区協議会の決議をもって供用開始の目標時期を改めて公表したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） わかりました。

あと、改めてですけれども、まだホームページ上、平成32年になっていますので、これ前橋市のホームページの情報と同じ内容なので、それに準じていると思うんですけれども、現時点で平成32年というのはいかがなものかと思っておりますので、この部分もいろいろ考えて、改めていただけたらと思っておりますが、次、施政方針の中で、スマートインターチェンジ西側の前橋市産業団地計画については、情報収集に努め、道路整備計画などの意見交換を前橋市と行っていきたいとあるんですけれども、言葉どおり、考えているのは考えられているのは、道路整備などの意見交換に限られてのことなんですかね。

こちらの吉岡町の側、北側の西側工業団地の開発という部分については、都市計画マスタープランにも示されていますが、この町の将来にとってなくてはならないものだと考えています。

こちらの開発においては、早期に着手していただきたいと思っておりますが、このスマートインターチェンジ西側工業団地の開発に対する町長のお考えと、今後の見通しについてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 西側工業団地開発に対する考えということでございますが、大型車対応化を控える駒寄スマートIC周辺は、群馬県のほぼ中央に位置し、国道17号線、高崎渋川線バイパスなどに接続する幹線道路の整備も進み、交通の結節点として重要な拠点と位置づけられている地域であります。

また、前橋伊香保線吉岡バイパスや現在建設中の南新井前橋線バイパスが整備されることにより、都市幹線道路のネットワークが完備されつつあります。

したがって、この駒寄スマートIC西側の地域は、都市計画マスタープランに位置づけられているとおり、物流の拠点としてのメリットを生かすことが可能な工業系の産業誘致先として有望な立地環境にあると考えております。

駒寄スマートIC西側の地域は、今後の工業団地としての利用について、具体的に検討すべき時期に来ているのではないかと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今大変前向きな、具体的に検討するべき時期だという形でいただいております。

期待したいところなんですけれども、あと、ちょっと確認になるんですけれども、今後工業団地の開発を考える際には、前橋市と一体化したものと考えていくんでしょうか。また、企業誘致という部分がある先にあると思うんですけれども、こちらも前橋市と一本化という形、一体化という形でお考えなんでしょうか。そちらについてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご存じのとおり、この駒寄スマート I C の西側の午王頭川の南側は、前橋市が産業団地の開発を進めております。町の工業団地との一体化につきましては、行政界が異なること、また、事業の進捗状況が異なることから、調整事項に係る高度な協議を必要とします。

したがって、前橋市との一体的な工業団地の開発は、現在のところは非常に難しく、現実的ではないものと認識しております。

しかし、今後、町が企業誘致を進めるに当たっては、前橋市と連携を図る必要があると考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5 番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 開発においては一体化というのは難しいながらも、企業誘致では連携していかれるというお話です。ありがとうございます。

そこで、前橋市側との情報収集や意見交換という部分なんですけれども、今のところ何か前橋市側から情報があるとか、そういうのはないでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 前橋市との情報収集、意見交換についてですが、町の工業団地の構想を進めていく上で、前橋市の産業団地の動向を切り離して考えることはできません。現在も前橋市と定期的に情報交換を行っており、前橋市が昨年 6 月に実施した産業団地に係る地権者意見交換会の資料提供を受けております。

また、前橋市が発注した環境アセスメント調査業務についても情報をいただいているところであります。

今後も前橋市とは継続した意見交換を行いながら、情報収集に努めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） あと、インターチェンジ東側についてというのは、やはりどんどん進展していく情報があるんですけども、西側の開発に関する情報というのは、やっぱり今のところ非常に少ないわけなんですよ。

先ほど具体的に検討すべき時期ということなので、この令和2年度においてはもっと踏み込んで取り組んでいただきたいと思いますし、情報提供も小まめに行っていただきたいと思います。先ほどと同じような質問になってしまうんですけども、町長のお考えをお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートIC西側地域は、現在、優良農地であるため、具体的な土地利用の手法を検討していかなければなりません。

令和2年度につきましては、県産業政策課や県企業局との意見交換を引き続き行い、道路整備計画などの意見交換を前橋市と行っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） こちらについては、また話が進む6月ごろでまた一般質問でしたいなと思っています。

この町の財政を考える上で、工業団地の開発は絶対必要であるという声が非常に大きいと思います。ここは、しっかり進めていただければと思います。

次は、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」というキャッチフレーズですね。あと、「子どもを育てるなら吉岡町」に関してのところ、まず、最初にこの「みんなで創ろう」というところと、「住民の皆さんの声を聞きながら」という部分に関して質問しますが、町長は、いろいろなイベントに出向いて地域へ飛び出す市長という形で、昨日お話しいただいた部分なんですけれども、精力的に町民との対話を進めている姿を私もお見かけしております。

私が聞き取っている中では、町長のその姿勢は好評で、私もとてもいいことではないかと考えています。

しかし、出向いた先での対話というのは、まだまだハードルが高いというか、敷居が高いのではないかと。これは、イベント時以外でもきちんと場を設けて対話をされていくべきではないかと思いますが、こちらに関する町長のお考えについてお答えを求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 私は、町政運営の基本を町民目線で町民の暮らし最優先の町政を行いたい。これは、変わりありません。そういう考えの中で、町長就任以来、町民の皆さんの声を大切に組み込んでまいりました。

その一環として、町民の皆さんが集う場所に赴き、直接お話を伺う中で、どんな考えをお持ちになり、何を求めているのかを知る貴重な機会になっていると考えております。

確かに議員がおっしゃるように、出向いた先での対話については、私が来ることを予期していなかった方にとっては、敷居が高く感じられることもあろうかと思いますが、現状余り自分は意識されることなく、意見交換させていただいていると認識しております。

しかし、今後改めて対話の場を設けることについても検討していく必要があるかと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そうですね。イベントとかに行くと、町民の皆さんの間に本当になじんじゃっている町長の姿というのをお見かけしている中で、そういう部分は進んでいるのかなと思う一方で、敷居という部分について、敷居が高いという部分について質問させていただいた中でのお答えで、それ以外でも対話の場というのをいろいろ考えてくださるという形で、そちらで進めていただければと思います。

残り質問したかったことがあるんですけども、あと2分になってしまったので、最後に、「子どもを育てるなら吉岡町」という部分で質問させてください。

この合い言葉「子どもを育てるなら吉岡町」という部分に対して、この町に移り住みたい人がふえ続けた最大の理由としての政策を挙げていますが、これ前町長の施政方針で挙げられたものであり、町長はこの施策を継承発展する考えにあるようなんですが、現在の町の状況とか、近隣自治体で子育て、教育支援事業の強化が急速に周りで進んでいる状況の中においては、大幅なアップデートが必要で、子育てに関する町の対応をしっかりと見直していただければと考えているところですけども、こちらに関して、町長のお考えをお答えいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 「子どもを育てるなら吉岡町」のこの合い言葉は、前町長よりももっと前から吉岡町のスローガンとして引き継がれているということをご理解いただきたいと思います。

町としても現在さまざまな施策を行っているところですが、他市町村に対するおくれについて、この質問については、吉岡町は県内でも数少ない子育て世代のふえている町であるから、町としてできることを今後も進めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かに町は県の中央にあって、交通の便がすぐれていて、そういう部分では子育て世代にとって引っ越して来やすい環境にある。土地の値段も安いですし、ここまでの調査の結果、それは数字であらわれていると思うんですけども、ただ、子育て施策そのものについては、やはり周辺を見る限りには、まだまだおこなっているのかなという部分は、子育て世代、私も実際子育てしている中で、強く思っているという部分はお伝えしていきたいと思えます。

時間になりましたので、以上で5番富岡の施政方針への質問を終了いたします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、富岡大志議員の質問が終わりました。

次の質問者の質問席の用意を行いますので、暫時休憩をとります。

午前10時02分休憩

---

午前10時03分再開

議長（山畑祐男君） 休憩を解き、再開をいたします。

11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。通告に基づき、町長の施政方針に対しまして質問をいたします。

まず、昨年第4回議会定例会で議案第65号吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例が可決され、この4月1日より施行されます。改正され、整理されます中で、産業観光課が新設されるわけですが、そして、この4月から6月の3カ月にかけて県内の市町村が大型観光キャンペーンを行うわけですが、我が町も榛東村と連携し「春のわくわく満喫ツアー」を開催する運びとなっています。

観光立国を掲げる我が国からしてもよい取り組みであると思えます。

まずは、群馬デスティネーションキャンペーン特別企画合同イベント「春のわくわく満喫ツアー」の詳細な内容についてお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 活力ある産業と雇用のまちについてということで、（1）の群馬デステ



イネーションキャンペーン協賛事業の取り組みについて、さらに、①として「春のわくわく満喫ツアー」について質問いただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

群馬デスティネーションキャンペーンは、本年4月から6月の3カ月間に「心にググっととぐんま わくわく 体験 新発見」をテーマに、県内市町村観光関係者、全国のJR 6社などが一体となって、全国に誇る温泉や自然、歴史、文化遺産、グルメなど、群馬の魅力を発信していく大型キャンペーンであります。

町では、船尾滝に通じる道の立入禁止の処置を4月から解除する予定でございます。それに合わせて、自然の中で体験できるイベントができないか、かねてから検討しております。また、群馬DCが群馬県を挙げての一大イベントであるため、計画を策定する中で、他市町村と連携した事業ができないか検討してまいりました。

そこで、榛東村との共催事業として「春のわくわく満喫ツアー」を企画いたしました。このツアーは、船尾滝の駐車場を出発点とし、今回整備した遊歩道を散策しながら船尾滝や林道湯出入線を経由し、榛東村の創造の森までをめぐるガイド付きの森林ハイキングのツアーでございます。

創造の森では、昼食後大自然の中、講師の先生とヨガ体験を楽しんでいただきます。

なお、多くの方々に参加していただくように、集合時間及び集合場所を変えた「A 朝のわくわくコース」、「B ゆったり満喫コース」の2つのコースを設けております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 少し具体的な取り組みが確保できたので、いいかなと思うわけでございますけれども、ただ残念ながら、この後ですけれども、「船尾滝や榛東の創造の森など、北群馬郡地域の雄大な自然の中でできる活動を県内外の方々に宣伝します」とありますが、具体的な施策を問います。

特に、船尾滝に関しましては、地元議員の方々を中心に、多数の質問が出されています。しかし、話によりますと、滝の中ほどが崩落して見る影もない景観となっていると聞き及びます。どのように盛り上げていくつもりなのかをお聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員おっしゃるとおり、現在、船尾滝の上流部が崩壊し、残念ながら、以前のような糸を引くような一筋の流れを見ることができません。しかしながら、県の協力のもと、現在駐車場から滝周辺につながる散策道などを新設したほか、雑木の間伐をした結果、船尾滝の周辺環境は以前と比べて格段によい状態に整備されました。

訪れた方々には、今まで以上に桜や新緑など、自然美を楽しんでいただくことができるものと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ほど町長のほうから榛東と連携して森林ハイキング、特に榛東絡みのことでいろいろと新しい施策を設けるという話でしたが、いいことだと思うんですよ。これは、私の意見として聞いてください。判断はそちらにお任せします。

2011年4月に議員となって、その後、第5次吉岡町総合計画が渡されたわけですが、その中で、観光に関しまして課題がありまして、渋川から伊香保、吉岡観光トライアングルの形成を図るとあるわけですが、これ残念ながら的外れな施策と思っているんですよ。

なぜかと申しますと、残念な、これはなかなか難しい問題で、判断するのはそちらにお任せしますが、伊香保の観光関係者などは、吉岡に対する観光などは一切眼中にない。相手にしていないということなんですね。本音言いますけれどもね。渋川の行政に関しましても、吉岡が広域圏であるということで観光パンフレットなど、またイベントなどは当然行うわけですよ。協力ということになりますけれども、観光本来の目的である人の行き来や宿泊などは残念ながら、吉岡と連携なんかとれるわけがない。それは、吉岡町は観光地ではないからです。

実際町としては、観光農園、観光施設という名を打って、銘を打って一応取り組んでおる次第であって、しっかりとアピールはしているでしょうけれども、しょせん吉岡町は残念ながら、見学する場所であるぐらいなものなんですよ。残念ながらね。しょせん商業施設というぐらいのものであって、残念ながらね。そして、結局、観光業者に関しましても、旅行代理店にいたしましても、結局、吉岡町の観光バスを排出できるような場所は吉岡町には三、四件しか、残念ながら、それに関しましても、吉岡町は伊香保、渋川と連携するのは、私から言わせたら、100%ないと思っています。判断はそちらにお任せしますが、ですから、今回、榛東村と連携して北群馬の雄大な自然美、自然の中でできる活動を県内外の方々に宣伝しようとするわけですが、ここは視点としてはいいと思うんですよ。その視点を持って観光行政に取り組んでもらいたいと思うわけですが。

例えば、道の駅の関係ですが、道の駅川場田園プラザのような商業施設、そういうものを中心としてもよろしいでしょうし、1日中遊べるような、そういう施設はしっかりとつくるべきだと私は思うんですね。

そして、今回の第6次吉岡町総合計画に実現できるような目標を定めるわけですが

す。

以上、私の意見です。それだけお伝えします。

次にまいります。

新設された産業観光課の中に商工労働に関する事項が加わったわけです。昨年12月定例会の総務産業常任委員会でその経緯と理由を聞きましたが、再度お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 新設された産業観光課の中に商工労働に関する事項が加わったけれども、その経緯と理由ということでご質問いただきました。

昨年12月に可決いただいた吉岡町課設置条例においては、商工観光課の分掌事務に2として、商工労働に関する事項が記載されております。もちろん、従前からやっておらなかったわけではなく、現在もさまざまな事業を行っているわけですが、今まで課設置条例という中では当該事業がうたわれていなかったというのが実情でございます。

地方自治法第158条において「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」とされております。この直近下位の内部組織は、町では課ということになります。その分掌する事務は、条例で定めるものとしてされていることから、記載される文言については、大変重要な意味合いを持つと認識しております。

以上のことから、商工労働については、その重要性を鑑み、条例において事務として掲げることでしっかりと取り組んでいくとしているものでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） また、地域特産品生産体制構築事業の文面に「意欲ある方々と連携して特産品としての乾燥芋の加工販売事業をさらに図ります」とありますが、乾燥芋生産品のみならず、商工業にかかわる全ての意欲ある方々と連携して発展していかなければならないと思うわけであります。それには、町商工会との連携が不可欠であります。とかく商工会では事務作業を多く抱えているために、外交的努力が希薄となり、産業の振興にまで手が届かない状態であると思えるのです。

商工業者発展のためにも、商工会の充実を図るべきと思うのです。社屋も老朽化が進み、手狭になっています。役場近くに行政とともに活躍できる社屋を建築して商工業者と行政と商工会で連携を図る施策を行うべきと思うのです。しかも、近いうちに大型商業施設が出店となりますと、その施設にかけ合って、町商工業者の売り場や展示スペースを設けて

もらい、各出店者ごとのブースを割り当ててもらって商売を行わなければ個人経営が多い  
商工業者の発展はないのです。そこには、商工会の役割が増大するわけでありまして、今  
のうちに密に連携して発展に寄与すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

商工会とのかかわり方を問います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 商工会との連携についてということで質問いただきました。

商工会につきましては、小倉乾燥芋に関する地域特産品生産体制構築事業において、協  
議会結成時から参加していただき、貴重な意見や提案を数多くいただいております。

商工会は、乾燥芋のみならず、町の特産品を初めとした商品開発や販売、販売先の確保  
など、知識や経験が豊富でございます。議員ご指摘のとおり、商工会が町の商工業の維持  
発展に大きく関与していくものと認識しております。

今後、大型商業施設の進出が予定される中、地元商工業者の販売ルートの確立も含め、  
商工会と連携し事業を進めることにより、町の商工振興に大きく寄与するものと考えてお  
ります。

今まで以上に商工会と連携を密にし、事業の推進、施策の展開を図ってまいりたいと考  
えております。

また、老朽化している商工会館について、複合施設として建設の要望をいただいておりますので、関係機関と協議、検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今回、先ほど町長も言ったとおり、大型施設が進出となりますと、千載一  
遇のチャンスだと私も思っているんですよ。町の発展のためには、ある意味どうしてもそ  
の場が必要で、それを活用するのがやっぱり町の役目だと思っているので、ぜひそこら  
辺の取り組みはしっかりと商工会の全ての社屋に関しましても、いろいろと取り組みをお  
願いする次第でございます。

次に移ります。

2番の「住みよい安全で便利なまち」についての防災士ですね。これも昨年12月の第  
4回定例会で一般質問で町の防災全般の施策を問うたわけですが、その1つに防災士の育  
成に町としても積極的に取り組み、防災士として資格の認定を取得した防災士が各自治体  
の自主防災組織のリーダーとして活躍してもらおうよう一般質問で求めたわけです。

以下、しかし、残念ながら、答弁では平成29年度より県の主催による防災士養成講座  
が開催されており、県内で防災士の資格が取得可能になりました。これによって町の防災

力の強化となり、自主防災組織を支えていただくよう支援していくという答えだけでありました。講習会費の補助金の言葉さえも出なかったわけでございます。

今回、施政方針で県の防災士の講習会を受けるための費用を予算の範囲で支援するとあります。具体的な補助する予定の内訳の説明を求めます。講習会費は、教材費は、交通費は等詳細にお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災士講習会への補助事業はどのようにということで質問いただきました。

各自治会の自主防災組織を支える防災士をふやすことを目的に、ぐんま地域防災アドバイザーとして、防災士養成講座を希望する方の受講料及び受験料の助成や吉岡町消防団で分団長以上経験された方が防災士資格取得に要する費用の助成を新たに設定させていただきました。

なお、細かい経費概要につきましては、あす以降の予算説明の中で行わせていただきたいと考えておりますので、よろしく、まだことは要綱が届いておりませんので、概要等はわかりませんので、お願いしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） わかりました。

今言ったとおり、防災士は町の自主防災組織にしっかりと対応できるような形になると思いますので、今回ここに出席している皆さんも時間が許す限り、防災士の資格を取って、町のために少し働いていただけたらと、私も努力したいと思っている次第でございます。

次に移ります。

これも昨年一般質問の1つであります。あの台風17、19、21号等の被害を受けて国交省は、土砂災害の犠牲者が事前に定められた警戒区域外で出たことを受け、現場の地形や状況を検証し、指定基準の見直しも含め、警戒区域を見直す考えを示しました。

町でも吉岡町災害ハザードマップの見直しを考えているかとの質問に、平成31年3月に作成したところで、見直しの考えはないとの答えでした。

ただしかし、11月10日の第2回吉岡町総合防災訓練では住民の多くが自主防災組織での行動がわからず、特に、特定避難場所と指定緊急避難場所の区別がわからず、どこへ避難すればよいかわからない状態でした。

多分、総合防災訓練の反省点を踏まえて、今回、各家庭に住民アンケートを依頼したのだと思いますが、その結果はどうであったか。また、明確な説明を載せるべきなどの改善

案などが寄せられたと思いますが、答弁をお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 地域防災計画の見直しについて質問いただきました。

第2回吉岡町消防防災総合訓練の開催に当たりましては、地域住民の皆様初め、各自治会や消防団等の関係者には大変ご協力いただき、ありがとうございました。改めてこの場をかりて感謝申し上げます。

さて、今回の訓練は、町として初めての試みであり、さまざまな課題や反省点があったと考えます。また、そのようなことを考えるきっかけになったことも事実であり、今後の防災行政に生かしていければと考えていまして、そうしたことの1つとして、2月初めに全世帯を対象としたアンケートを実施したところでございます。

ご質問のアンケート結果についてですが、現在、回収作業を進めておりまして、集計結果はまだ出ておりません。今回のこの報告には間に合わないこととご了解いただけたらと思います。

結果が出た暁には、改めて報告もしていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今の町長の答弁でいいかなと。

残念ながら、私もこの総合防災訓練は、意に満たない結果であったと思っているんですよ。それなので、今回、改善を求めてこの質問をしたわけですが、今町長はそう言ってくれたので、それは意を介したかなと思っているわけで、頑張ってもらって、いい防災計画を立ててもらって、防災訓練をやっていただければと思っております。

次に移ります。

3番のタクシー運賃等助成事業を検証して、昨年暮れ、老人会の忘年会に参加した折、名の知れたご婦人に「相乗り推奨タクシーは利用価値がない」とこっぴどく怒られました。私のように年がいった者同士ではなかなか乗り合わせて行く機会がない。しかも、助成金が500円ではどこにも行けやしない。運転免許を返納した者への助成をしっかりとやってくれというお叱りの言葉を受けたわけでございます。

今回、タクシー運賃助成となりますと、大きな財政負担となると思うのです。まずは、運賃形態をどう考えるかお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） タクシー運賃の助成事業について、運賃形態をとということで質問いただ

きました。

以前から総務政策課で実施している相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と健康福祉課で実施している福祉タクシー事業については、統合も含め、見直したほうがいいのではという指摘もいただいております。

今年度、両課において検討を進めた結果、1つの事業として、また、内容も見直した上で新規事業として、来年度より「吉岡町タクシー運賃等助成事業」としてスタートしようとしているものでございます。

主な変更点としては、対象者の方は、①年齢満70歳以上の方、②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方、③として、身体障害者手帳、精神障害者手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかをお持ちの方となります。

これは、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と福祉タクシーの対象者をまとめたものでございます。

利用金額の面では、利用券をお持ちの方がお一人で乗車される場合には、従前は1枚500円相当でしたが、料金の範囲内で利用券を2枚、1,000円相当をご利用いただけるようになります。また、年間配布上限枚数では、現在の相乗り推奨タクシーと福祉タクシーが48枚であるのに対し、72枚と、大幅に増としており、金額としても年間最大3万6,000円相当の補助となります。

今後も公共交通の1つとしてのタクシーの利用を促進すべく、多くの方にご利用いただきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 一昨年、栃木県の芳賀町と茂木町にデマンドタクシー事業の視察研修に行っていました。2町とも登録制として予約センター方式で運用し、1回基本料金が大人200円と300円、子供料金が100円と150円となっております。運賃に関しましては、先ほど申しましたが、その後、今回県のほうでは、太田市では4区間で無料路線バスを、渋川市では23路線で低料金のコミュニティーバスを、玉村町ではターミナル方式で乗り合いタクシーと路線バスを運行しています。

町でもまだ早いかなという感がありますが、近年に大型商業施設がオープンしますと、交通の利便性を追求しなければなりません。検討しなければならないと思うのですが、考えはあるのかお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 公共交通の利便性向上に向けた取り組みについて質問いただきました。

ご指摘いただきましたとおり、免許を返納された方や高齢者の足となるデマンドバスやタウンバス、コミュニティーバスを運行する自治体が増加しております。議員がお話しされたとおり、県内でも多くの自治体が取り組みを進めております。

町としても、他自治体の取り組みを参考にしながら、検討を進めていきたいと考えております。

また、昨年度には前橋市で、今年度は群馬県が自動運転バスの取り組みを行っております。これは、国が進めるSociety 5.0の先進的な取り組みではありますが、今後は加速度的に進んでいく分野でもあると思っております。

アンテナを高く立てて情報収集を行っていく中で、最適な公共交通を模索していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 3番の1に関しましては、とりあえず内容ですので省略します。

2番、組織機構改革において、住民課に男女共同参画に関する事項が加わりました。委員会でも質問しました、この事業は多岐にわたり各課で展開しなければならない事業なのです。男女機会均等は総務、クオータ制、同一賃金同一労働は産業観光課、今話題の育休等の取得は健康子育て課、男女混合名簿は教育委員会事務局などと、各部署で検討しなければならないわけです。

私が昨年6月定例会で意識を改革するのも大事だが、具体的に何をすべきかとの質問に、文化センターで講演会を1回開催する予定、12月に啓蒙を兼ねて「父との料理教室」を予定ぐらいで、何も取り組みもしていないと思われるのです。

この1年間で具体的にを行った事業と令和2年度に行う事業の予定をお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 男女共同参画事業、町も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 具体的に、啓蒙啓発策として具体的に取り組んで……

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、11番岩崎信幸議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時34分休憩

---

午前10時50分再開



議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、町長施政方針に対する質問をいたします。

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、地域防災力の向上が欠かせません。NPO法人日本防災士機構によりますと、防災士はことし2月末現在、全国で19万457人、群馬県では1,837人、昨年4月より200人ふえております。

防災士について、昨年9月第3回議会で防災士について質問をしており、今回新規事業に取り入れていただきありがとうございます。

それでは、質問いたします。

1 防災士講習会費補助事業について、（1）防災士の対象者と人数について。誰を対象にしているのか。また、2年度何人の資格者を目標にしているのかお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災士の対象者と人数ということでご質問いただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

各自治会の自主防災組織を支える防災士をふやすことにより、町の防災力の強化を図るため、ぐんま地域アドバイザーとして防災士養成講座を希望する方や吉岡町消防団で分団長以上経験された方を対象に防災士の資格取得費を支援したいと考えております。

また、予算の範囲で実施しますので、人数についての定めは特にしておりません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 対象者については、消防団と自治会の防災組織関係者ということで、また、人数については定めがないということですが、群馬県の防災士の養成講座によりますと、講座の費用は1人当たり1万1,500円と記載があります。2年度の予算では18万6,000円が計上されておりますので、大まかに計算すると16人相当分になるのかなと予想いたします。

自治会の自主防災組織への防災士の確保が必要になってきますが、この事業は今後も継続するのでしょうか、お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然今後継続していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 最終的には各自治会の自主防災組織があるわけですから、そこにある程度の防災士をやはり育成しなければいけないと考えております。

ぜひこの事業は継続していただいて、自治会の自主防災組織の強化を図っていただきたいと思います。

次に、学校や社会福祉施設等への防災士の配置についてはどのように考えておりますか。お聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 学校あるいは社会福祉協議会等々につきましては、今後防災士の人数がふえて、また、その組織化等ができてきた中で、また考えていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ぜひ防災士をふやして、地域防災力の向上を図っていただきたいと思いません。

次、2番地域防災計画の見直し事業についてということで、地域防災計画の見直し事業の中で、自主防災組織への啓発活動等のソフト事業支援について見直すところがありますが、防災士講習会補助事業とこれはリンクしていると思いますので、防災士との関連はどのように考えておりますか。お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防災士と地域防災計画の見直しの関連についてご質問いただきました。

昨年の台風19号においては、結果として大規模な災害は発生ありませんでしたが、一たび大規模な災害発生に見舞われればさまざまな困難に直面することを経験し、今後そうしたときにそれに対応できるようにするには、各地域の防災力向上が最重要課題の1つと考え、そのためにも各地域の自主防災組織の防災活動の中核的人材を育成することがとても重要であり、そうした人材が防災士であると考えております。

各地域の防災力向上、その最重要課題に防災士を考えているところでございます。

地域防災計画には、そうした考えを踏まえ、防災士の立ち位置等を考慮して、今後見直しに配慮していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまの町長のほうから防災士の立ち位置等について考えがありました。例えば、防災士を交えた災害対策会議等開催するとか、そういうところで防災士の育成も含めて協力していただきたいと考えております。

また、防災士間の情報共有やスキルアップのため、町が防災士活動を支援する考え等はいかがでしょうか。お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然防災士がふえてくれば、いろいろな関係で組織的にお願いするような形になろうかと思えますけれども、その辺の詳細につきましては、一般質問の中で金谷議員からの質問ありますので、控えさせていただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 例えば、吉岡町防災士連絡協議会等を立ち上げるようなこともぜひ検討していただきたいと思えます。

次に3番、町民行政協働促進事業について。「町民と行政が協働するまち」の新規事業、町民行政協働促進事業で、職員が職務を離れ、みずからの時間でみずから地域活動に取り組む場合の体制を整えますとありますが、1、具体的な内容についてお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町民行政協働促進事業について質問いただきました。

国の外郭団体である一般財団法人地域活性化センターが運営している「地域に飛び出す公務員ネットワーク」という取り組みがございまして、全国で約2,500人の元職含めた公務員がメーリングリストに登録して、日々の活動や現場での気づき、仕事の仕方、官民関係のあり方などについて自由に報告や議論がされております。

地域活動に取り組むといっても、何から始めればよいかわからない職員も多いと思われるため、まずは、職員に対して「地域に飛び出す公務員ネットワーク」への登録を呼びかけ、実際にどのような活動がなされていて、どのような活動が求められているのか。全国で活動中の公務員の仲間から情報を収集して、自分にできることを模索することから始めてもらいたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この活動は、職員が自主的に行うものなのか、それとも業務命令で行うものなのか。その辺はいかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） あくまで自主的にということで予定しております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 先ほど「地域に飛び出す公務員ネットワーク」とございましたが、これには現在桐生市長等が参加しているネットワークだと承知しております。

このネットワークとの関連については、どのような関係になるのかお答えいただきたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このネットワークにつきましては、最近桐生市長、前から入っております上野村の黒澤村長等々意見交換をしながら、これからどのような内容なのかを聞いていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この活動によりますと、仕事だけでなく、休日にも地域の活動に参加し、地域おこしや社会貢献をどんどんやっています。地域住民との人間関係を築き、密着した存在として住民と協働しながら仕事に従事するというふうなことも記載されておりました。

ぜひ自主的に行うもので、仮に業務命令ではないというお話でしたが、職員が24時間縛られてしまうことのないよう、ご配慮をいただきたいと思えます。

以上で、4番廣嶋の町長施政方針に対する質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の質問が終わりました。

次の質問者の質問席の用意を行いますので、暫時休憩をとります。

午前11時03分休憩

---

午前11時04分再開

議 長（山畑祐男君） 休憩を解き、再開します。

13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 廣嶋議員がこんなに早く終わると思わなかったので、ちょっと準備が間に

合わなかったので、まず、町長の施政方針に対する質問ということで、通告のとおり、さまざまな質問項目があるんですけれども、質問項目とまた私が質問することが違っちゃうと答えづらいでしょうから、とりあえず、第1問目としまして、町長の抱負を聞きたいということで出してあります。

町長になってこの町をどのようにしたかったのか、町長の基本理念を新規計画もあるんですけれども、これといった目新しい、これはすごいなというものがなくて、それほどのものが見えなかったですけれども、町長になって初めての予算編成というところで、やれば私はさまざまなことができたというふうに思いますけれども、ここに出してありますように、とりあえず、この新年度予算に向けた町長の抱負があったと思いますけれども、その抱負の一端を述べていただければというふうに思いますけれども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから質問をいただきました。ありがとうございます。

ただ、質問の具体的内容、それ以上の、ちょっと概要はいただけなかったので、行き届かないことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

町長になってこの町をどのようにしたかったのか、町長の基本理念も新規計画も新規事業も見えてこない。そのように指摘いただき、また、私の抱負を聞きたいとの問いかけをいただきました。

お答えさせていただきたいと思います。

私柴崎徳一郎の町政運営の基本は、町民目線で町民の暮らし最優先のまちづくりを進めていきたいと考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をスローガンに、今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。

目指すもの、大きな事業を掲げることも大切と思いますが、まず、町民皆さんの声を大事にしたいと考えております。私は、町民の暮らしを最優先にした思いやりの町政運営、均衡のとれた地域発展の推進、心触れ合う協働のまちづくりを柱に、吉岡町の新しい時代を開いていきたいと考えております。

人口がふえることは喜ばしいことではありますが、教育のみならず、福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。その結果、やりたい事業が思うように進められなくなったり、最低限やらなければならない事業に圧迫され、町民の皆様の要望に十分応えられなかったりと、財源確保が一層深刻ですが、国の財源対策も人口減少社会での歯どめに主眼が置かれておまして、人口増加の自治体に対する配慮については、余り聞いたことがありません。

そんな状況の中ですが、子供らの希望に満ちた将来のため、「住み続けたいまち」実現

のために、職員らとともに頑張っていきたいと思います。

何とぞ議員皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、お答えとさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 抱負を聞きましたけれども、今回のこの予算編成方針、施政方針の中で町長、今年度特に自分が町長になったらこんなことをやりたいという思いがあったと思いますけれども、苦心をしたという部分というのがどの辺でしたでしょうか。自分が思っているけれども、それをできないジレンマ等もあるでしょうけれども、苦心した部分ってあると思うんですよ。それとも割にすんなりいったとか。その中で、町長が苦心した部分ってありますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 苦心したというか、ちょっと悩んだところは、最初に出てきました八幡山グラウンド整備等々、大きな事業をやりたいと思いましたが、予算等考えた場合に、やはり町民の子育て支援とか、そういう、そちらのほうに回すべきだなと悩んだところがあります。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、町長の抱負なり聞きましたけれども、町長の選挙時代の吉岡新時代を開くと、これ私これをもってずっとこの4年間町長を攻めようと思っているんですけれども、この中で、これ町長になったときに大変大事なもので、心がけて、こういうことで政治を進めていく。また、議員の仕事というのは、絶えず批判勢力でいなければならないという、これは当たり前のことなんですけれども、そういう意味で、いいところもあれば、だめなところもあれば、それを批判していくという関係が本来の議員としてのあり方だと思いますので、そういう観点から、何点か質問をさせていただきますけれども、2点目にありました、町長の公約実現の中で、私は子育て、弱者支援制度の積極活用を図るというふうに町長の公約の中であります。

それが今回のこの予算の中には、どの程度反映されたかというふうに、予算書見ればわかるというものじゃなくて、恐らく子育て支援をしたいという中で、じゃ自分が思った中でどの程度反映されたのかについてお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て、弱者支援制度の積極活用を図るとあるが、予算にどの程度反映されたのかと質問いただきました。

先ほどのこの町をどのようにとのお答えと重なるところがあるかと思えますけれども、私としましては、第5次総合計画大綱の第1「支え合う健康と福祉のまち」での新規事業として、保育園等第2子無償化をまず挙げさせていただきます。少なくとも子育て世代の経済的負担を軽減していきたいという思いでございます。

そして、GPS機器を貸し出している認知症の方々に新たな認知症補償制度保険への加入、また、産婦健康診査の開始、出産後間もない産婦に対して健康診査を実施することで、産後鬱の予防や疾病の早期発見、育児不安による新生児への虐待の予防につなげます。

さらに、子育て世代包括支援センターの開設でございます。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育て等に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行う吉岡町子育て世代包括支援センターを町保健センター内に設置することでございます。ご期待いただきたいと思います。

次に、大綱第2「心豊かな教育と文化のまち」での小中学校ICT推進事業や吉中生東京オリンピック観戦事業なども子育て支援事業の一環であると思っております。

続いて大綱第5「住みよい安全で便利なまち」における高齢者のオレオレ詐欺等による被害の防止策として、詐欺被害等防止機能つき電話機等の購入費に対しての補助事業や高齢者運転者による交通事故の防止対策として、後づけの自動車誤発進防止装置の購入費に対しての補助事業なども弱者支援につながるものとして予算化させていただきました。

相乗り推奨タクシー運賃助成事業と福祉タクシーを統合したタクシー運賃等助成事業や高校生等通学支援事業の見直し増額なども子育て、弱者支援制度の積極活用と捉えていただければ幸いです。

まだまだこれらに満足することなく、これからも子育て、弱者支援は町民の声を聞きながら展開していけたらと思っております。

皆様のご支援賜りますようお願いしたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 「柴崎徳一郎のお約束」という中で、子育て、弱者支援制度の積極的な活用とあります。これがお約束の1番に掲げておりますけれども、「子どもを育てるなら吉岡町」、これを合い言葉に子育て支援に力を注いでいきたいとあります。私は、毎回驚くんですけれども、中学校までの医療費の無料化をことしも言っているんですよ。施政方針の中、これ議会で言っていることですよ。でも、これ制度化して、群馬県全部で12年前からやっているんですよ。確かに継続事業といえば継続事業ですけども、「子どもを

育てるなら吉岡」と言っ、またこれを継続してやりますとか言っ、わざわざ言うほどのものじゃないと思うんですよ。どこでもやっていることですから、群馬県も半分出して、全ての市町村がやっていることですから、そうじゃなくて、そういう中でも、少なくともよそはやっていなくても私の町はやっていますよと。私は、そういうものを示してほしいんですよ。

それが吉岡町いいねと、そういうこと、じゃ、そんなに子育て支援制度があるんだったら吉岡に本当に越してみようという気持ちにさせるものが大事だと思います。

そういう中で、先ほど富岡議員からもありましたけれども、今でも中学校の小中学校の給食費というのはほんのわずか、一部補償ですよ。もう町長は、検討課題とさせていただきたいということで、検討ばかりしていたのではいつになっても前に進まないんですけども、私はことしのこの今年度の予算にはこのことが反映されるのではないかとというふうに実は思っていたんですよ。でも、これも今までのものを踏襲ということで、柴崎町長の色が全く見えていない。出ていないということなんですけれども、私はそろそろやってもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、再度小中学校、今度は保育園も有料に……、保育料は無料になっても副食費が一部無料のところもありますけれども、有料になっております。これについてももう無料化を進めるんだという決意、そろそろ示してもいいんじゃないですか。いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そろそろというお声をいただいたんですけども、予算には限りがございます。全ての子育て、弱者支援制度に拡充したい思いは重々自分も持っております。しかし、町の財政状況等を確認しながら、今後検討していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それから、保育所の整備、拡充という問題なんですけれども、これまでそれ以前というのは、まあまあ何とか足りているという、私は議会のたびにいつも待機児童の問題を聞いているんですけども、その当初予算のときには何とか間に合うんじゃないかというふうに聞いていたんですね。それが昨年度はやはり待機児童が出てきちゃった。確かに、吉岡町は人口もふえている。そして、保育園にも協力をお願いして、園児の人数もふやしてもらっている。しかし、待機児童が生まれている。これも事実ですよ。

だからといって、これを放っておいていい問題ではないですよ。吉岡のほかにも待機児童がいるところがあるからいいんじゃないかというんじゃなくて、少なくともこの吉岡町ではそういうことは待機児童を生まない。その施策というのがずっと求められているんで



すよ。

このままだとまたことしも出そう。ことし出ればまた来年も出てくると思うんですよ。

ですから、今5園ある中においてをお願いをしている。認定こども園もありますけれども、それでも足りないなら、次の一手を考えるとというふうにしなければ、次のほかの園でもっと定数をふやしてくれるというところがあれば、それはそれでいいですよ。でも、それでも前に進まないんだったら、町が考えるべきだというふうに思いますけれども、待機児童解消のための施策は、私は待ったなしの問題だと思うんですよ。私は、そのために打つべき手を必ず打つという回答を町長から得たいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 保育所の待機児童解消に向けては、現在各保育園等とも協議しながら、次年度、また次年度等における園の拡充あるいは解体、新築等を控えた中で、解消していきたいということで、担当のほうで今進めさせていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今年度もあれじゃないですか。これ新年度も待機児童が生まれるんじゃないですか。だから、相談ばかりしていても、相談しているうちは待機児童は減らないんですよ。アクション起こして、吉岡会もあるでしょうし、その中で定員をふやしてもらえばいいですよ。それでもだめなら、やっぱり町独自でもやると。そして、待機児童問題をなくすという姿勢に町長が変わらなければ、私はいつになっても解決しないと思うんですよ。

だから、そこはしっかりと社会福祉法人吉岡会ですか、お願いをして、そこで了解得られなければ次の一手を考えると。考えますよというところまで町長踏み込んだ発言はできませんかね。相手任せじゃなくて、保育に欠ける子を阻止するというのは、町政に課せられた責任ですから、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん吉岡会のほうに丸投げという形ではございません。町としても一緒に検討、協議していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） はっきりした……、今の、でも大体今の時期ってわかっていますよね。新年度、令和2年度では待機児童は予定ではどうなっていますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在自分のほうにはまだ数字が来ておりませんので、ここで答えられませんので、よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 施政方針で、それ答えられたら、じゃ担当課長のほうで答えてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 施政方針でございますので、申しわけないんですけども、また質問のほうでお答えさせていただきたいと思ひますので、お願ひします。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 施政方針の中に子育て支援って言っている中で、じゃ、来年度はどうなりますかと言ったら、いやそれはわかりませんと言うんじゃなくて、その程度のことだって聞けばすぐわかることですから、だったら聞くとか、町長聞けば答えられるでしょう。

だから、そのことで待機児童がいなければ、もうそれで完了なんですけれども、待機児童がまだ大勢いるようだということであれば、もう今年度からだって建築でも何でもかかなくちゃならない問題ですよ。

そういう意味からすれば、答えられないじゃなくて、議長それは答えさせてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） あくまで私に対する質問ということで、お答えのほうは差し控えさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その程度だったら、町長が私の質問だったら来年度の待機児童のことまで町長がわからないんじゃ話にならないですよ。来年度が、新年度が待機児童があるのかないのかもわからないようじゃ。待機児童があるならあるで、その手を打つために町長手を打つべきだと私は話をしているわけですから、待機児童がなければ別に何とかやっつけていけるならやっつけていけばいいでしょう。

でも、そのことを町長が答えられなければ、ちょっと課長どうなっていると聞けば済む問題ですから、私がこれ以上言ってもそのまま言っても同じことを繰り返してもしょうが

ないので、また別の機会で行いますから、町長が答えられないというのならば、町の待機児童問題もわからないというなら、その程度にとどめおきますけれども、先ほど町長のほうから子育て世代包括支援センターの設置、中にこれも設置もあります。でも、これは国の制度で、もう前から始まっていて、今年度が最終年度で、今年度中にはみんなやりなさいというので、国から言われて確かに新規事業ですけども、私が聞いているのは、どうかというと、町が独自で行う制度として、やはりこの部分は吉岡町はまさっていますよというものを多くつくることが結果的にはこの町に住みたくなるまちになるんだというふうに思いますよ。

そういう意味で、先ほどほかの議員の質問に対しても町長は要するに財政問題もあるのだという話でありました。

最後に、3問目のふるさと納税についての質問を行います。

ふるさと納税については、私は積極的な考えはなかったのかと。また、今年度も昨年同様、予算では1,000万円を予算計上していると思いますけれども、昨日の一般会計補正予算では、425万円だったかな、減額補正していますよね。

ですから、本当に金額がふるさと納税でやられていなかった。この部分については、町長、今どのような考えを持っていますか。再度お尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ふるさと納税、積極的な考えはなかったのかということで質問いただきました。

ふるさと納税の制度がスタートして12年が経過するところでありますが、その間、本来のふるさと納税の趣旨に反した過度な返礼品競争などが起こり、昨年6月からルールの遵守が厳格化され、一部の自治体は制度から除外される事態となっております。

吉岡町でも少しでも多くの寄附をしていただくため、さまざまな取り組みを実施してまいりましたが、なかなか思うような寄附を集められなかったことも事実でございます。

そのような中、今年度、令和元年度には特に町の特産品の充実を図り、昨年度までのブドウに加え、小倉乾燥芋やイチゴ、A5ランクの和牛などを返礼品に追加いたしました。

そして、令和2年度は、吉岡町の魅力の1つである、このような返礼品をできる限り多くの人に知ってもらえるよう、現在のふるさとチョイスに加え、例えばさとふるなど、新たに納税サイトを追加し、吉岡町ふるさと納税のアクセス機会の増加を図っていきたいと考えております。

あわせて、今年度に引き続き広告媒体の活用や観光担当と連携し、県外イベント時にチラシを配布するなど、県外の人に対し吉岡町を広く知ってもらう機会の増加も図っていき

たいと思っております。

また、寄附金の使い道の見直しやクラウドファンディングの活用も検討していきたいと思えます。

そして、これらの取り組みにより、令和2年度は吉岡町の魅力を積極的に発信し、ふるさと納税の増収につなげてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、私はこの町には有能な職員がたくさんいると思うんですよ。担当職員に任せておくのではなく、職員全体の英知を結集させれば、さまざまなアイデアが出てくるのではないかと思います。

何も町長ひとりが考えたり、担当職員に任せておくのではなくて、どうしたら多くのふるさと納税が得られるのか。このことが今この町にも私は試されているんだと思います。

多くを稼ぎ、町民にどんなことをしてあげられるか、夢を語り、その実現のために何ができるか考えたら、私はこれは楽しいのではないかと思いますよ。

榛東村に追いつけ、追い越せという気概を持って、これをやったら、私はいかがと思うんですよ。町が接していて、本当に広く隣の村に接していて、向こうは31年度はどれだけ下がったか知りませんが、これまで6億円を超すふるさと納税が得られているんですよ。そうすると、得られたところでは、この金をどこに使おうかなという楽しみ出ているわけですよ。

だから、最初から絞るんじゃなくて、町としてどういうふうにすれば収入が得られるのかなというところに目をつければ、たくさんあると思うんですよ。

でも、先ほど言ったように、担当の職員に、おい担当課、そこのところは何とか考えろと、そこに任せちゃっているんで、職員、嘱託職員、パート、臨時、再任用等含めれば200人を超す人がいるわけですから、そういう人たちに働きかけて、そういう英知を私は集めるということが大事だと思うんですよ。これだけの人数がいれば、それだけのさまざまな考えがあると思えますよ。

そういう中からいいものを選んでいけば、私は一遍に6億円とは言わないですけども、ことしは1,000万円ぐらい予算でもしている。去年は1,000万円ぐらい予算にもしたけれども、実際に集まったのが五、六百万円だったという話ですから、縮めることばっかり考えないで、どうしたら得られるかというところに私は目を向けるべきだと思うんですよ。これだけ職員いるんですよ。

どうですかね。ことしは職員に時間与えなきゃだめですよ。だから、その各担当課でもいいし、どういう区分けでもいいですけども、考えてくれと。いい知恵が出てきたら、

それを採用するというふうなことを試したらと思いますけれども、町長どう思いますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今年度から来年度にかけて、今職員もいろいろな形で提供品を、返礼品をふやすための努力をさせていただいているところでございます。

中には職員が農業産出者のところに1軒1軒回って、それぞれお願いをしながらこの返礼品を集めているという、そういう苦労話も自分は聞いております。

そういう中で、そういう職員一人だけに限らず、町を挙げてアイデアを募集していけたらと、そんなふうには思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 職員も当然なんですけれども、私はこのことはまた広く住民に公募しても楽しいんじゃないかと思うんですよ。町民参加のふるさと納税を考えていく。そういう中で、そこからもしかしたら、町の産業ができてくる可能性というのもあると思うんですよ。

住民皆さんの知恵で町の新たな産業を興すことも可能だというふうに思います。

機会……、どこの課がそのことを担当するかは別としまして、このことを町民全体にも訴えかけてみてはというふうに提案したいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、産業関係でございますので、商工会さん等とも連携をしながら進めていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 商工会もそれはその団体はそうですけれども、広く2万人いる町民、こういう人たちの英知も結集する方法を考えたらと私は思うんですよ。各団体にお願いするということじゃなくて、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員の意見を参考にさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

---

## 日程第2 議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第2、議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明を申し上げます。

議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額76億800万円で、対前年度マイナス4.2%、3億3,200万円の減となっております。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税につきましては、人口増や所得の増などを背景に、対前年度プラス0.7%、1,691万1,000円の増、24億5,428万2,000円を計上しております。

なお、軽自動車税については、環境性能割の創設に伴い、従来の「軽自動車税」の名称が「種別割」に変更となっております。

法人事業税交付金につきましては、令和2年度より交付となります。地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収補填措置として県から交付されるもので、721万4,000円を計上しております。

地方消費税交付金につきましては、令和元年10月以降の消費税率引き上げに伴う増額等を勘案し、対前年度プラス16.0%、5,416万4,000円増の3億9,330万1,000円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、令和元年度における臨時的措置であった子ども・子育て支援臨時交付金の皆減等により、対前年度マイナス45.2%、2,270万1,000円減の2,748万3,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政対策の増減率、町税及び地方消費税交付金の増見込みに伴う基準財政収入額の増等を勘案し、対前年度マイナス2.4%、2,600万円減の10億3,600万円を計上しております。

一方で、臨時財政対策債は、対前年度プラス0.9%、200万円の増、2億2,400万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計といたしますと、対前年度マイナス2.0%、2,400万円減の11億8,000万円でございます。

これらによりまして、一般財源総額としては、対前年度プラス0.6%、2,898万6,000円増の49億4,784万円となっております。大幅な増は見込めない状況であります。

特定財源総額は、大型事業の完了に伴う町債の減、幼児教育無償化による負担金の減な

どにより、対前年度マイナス11.9%、3億6,098万6,000円の減の26億6,016万円となっております。

歳入予算全体として、特に、町債については、対前年度マイナス36.1%、3億2,060万円減の5億6,830万円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、給食センター給湯設備改修工事、三津屋古墳駐車場用地整備事業などの一般財源を主たる財源とする新規事業への充実に伴い、対前年度プラス1.3%、862万3,000円の増の6億6,705万9,000円を計上しております。

令和2年度予算は、予算規模からすると、前年度予算総額を下回るものとなっておりますが、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

しかしながら、国や県の補助金などがなくても、必要な事業は実施しなければなりません。財政調整基金は、ここ数年の駒寄スマートICの大型車対応化事業、校舎や体育館の増改築事業といった大型事業に有効に活用してきたところでございます。

また、基金残高の状況を受け、可能な限り交付税算入率の高い有効な起債を行うことにより、基金の減少の抑制、将来的な財政負担の平準化を図っております。

こうした歳入状況等を踏まえ、令和2年度予算は、第5次総合計画における目標の達成、第2次総合戦略の推進に向けて、駒寄スマートICの大型車対応化事業、防災無線デジタル化事業、また、小中学校の施設更新事業やICT推進事業といった各種基盤の整備に対応するとともに、保育園等第2子無償化などのソフト事業も充実させるため、事業の積算内容の精査、また、財源措置の精査を行った中での予算編成といたしました。

それでは、令和2年度の重点事業についてご説明いたします。

まず、駒寄スマートIC大型車対応化事業については、NEXCO施工によるランプ部の本体工事、橋梁工事などに対する委託料などを計上し、対前年度マイナス3,750万円の減となる3億556万3,000円を計上しております。

財源は、国庫補助金1億5,200万円、前橋市からの負担金9,525万円、町債5,190万円を計上しております。

次に、防災無線デジタル化事業については、国の補助金の予算の都合により、令和元年度から2年度までの2カ年計画と2年度から4年度までの3カ年計画によって実施することになり、2年度においては、両計画期間が重なるため、事業費は対前年度2億418万4,000円の増となる2億4,269万8,000円を計上しております。事業内容は、戸別受信機の設置工事等を予定しております。

財源は、国庫補助金1億6,488万3,000円、町債7,770万円を計上しております。

次に、道路改良事業である熊野・吉開戸線道路改良事業については、スマートIC東側

の周辺開発として、商業用途の設定をした地域に接続する本路線につきまして、大型商業施設の新店を見込み、交通混雑を緩和するために拡幅するものでございます。令和2年度は、用地買収、補償金等を計上し、対前年度2,000万円増の4,080万円を計上しております。

財源は、国庫補助金2,000万円、町債1,800万円を計上しております。

次に、明治小学校給水管更新事業については、工事監理業務及び更新工事費として3,732万3,000円を計上しております。

財源は、町債2,790万円を計上しております。

次に、林道栗籠・井堤線開設事業については、設計委託及び工事費として対前年度635万円の3,100万円を計上しております。

財源は、県支出金1,550万円、町債1,390万円を計上しております。

次に、施設及びインフラ適正管理でございます。老朽化した施設及びインフラの更新費用対策については、平成29年度の吉岡町公共施設等総合管理計画策定以後、順次長寿命化計画、または個別施設計画の策定に着手しているところであります。

令和2年度においては、公園施設個別施設計画の策定費650万円の予算計上がされております。

また、既に策定された計画をもとに、道路長寿命化事業として4,850万円、よしおか温泉リゾートピア吉岡空調機更新事業として2,717万円の予算計上がされており、いずれも交付税措置のある起債を活用した改修工事を実施するものとなります。

次に、小中学校のICT推進事業では、国のGIGAスクール構想の実現に基づき、令和2年度予算においては、タブレットパソコンの導入費用として、3校合わせ766万9,000円を予算計上し、教育環境におけるICT化の推進を図ります。

重点事業の最後といたしまして、第6次総合計画の策定でございます。第6次総合計画においては、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画時期とするものでありますが、令和2年度においては、策定委員会、専門部会等の開催及び策定業務を行う予定であり、618万1,000円の予算計上をしております。

続いて、主な新規事業についてご説明いたします。

まず、役場庁舎照明器具LED化事業でございます。庁舎等整備工事の中で、令和2年度に新たに実施するものでありますが、蛍光灯等照明器具が生産終了になる中で、省エネ化を図るものであり、2,310万円を計上しております。

次に、給湯設備改修工事でございます。給食センターのボイラー2基の更新工事であり、1,877万7,000円を計上しております。

次に、三津屋古墳駐車場用地整備事業でございます。旧県道前橋伊香保線から三津屋古



墳へのアクセス性や見学者の利便性等の向上を図るため、古墳の南側に駐車場を整備するものであり、整備工事費、用地購入費等として1,558万5,000円を計上しております。

続いて、吉中生東京オリンピック観戦事業でございます。オリンピックの教育的価値に注目し、中学校生徒に東京オリンピックを体験させる事業として150万2,000円を計上しております。

最後に、主な新規事業として、証明書等自動交付サービスでございます。個人番号カード等を利用し、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得できる事業を行うことで、住民サービスの向上を図ります。予算として、導入作業費やシステム等使用料として203万6,000円計上しております。

次に、その他の主な事業について、第5次総合計画の施策大綱ごとに説明いたします。

1つ目に、健康・福祉の分野でございます。

まず、障害福祉といたしまして、障害者自立支援事業に3億1,398万6,000円、障害児支援事業に1億1,847万1,000円を計上しております。

次に、児童福祉といたしまして、保育所や認定こども園等への給付や助成に10億3,144万2,000円を計上し、令和2年度からは第2子の保育料を新たに無償化します。また、児童手当支給事業では4億1,280万3,000円を計上しております。

次に、母子保健といたしまして、妊産婦健診に2,611万9,000円、不妊・不育対策事業に618万円を計上しております。妊婦健診については、令和2年度から産婦健康診査を開始し、産後鬱の予防や早期発見、新生児への虐待予防を行います。

次に、健康増進対策といたしまして、がん検診等の実施に4,328万4,000円、予防接種に7,560万6,000円、健康No.1プロジェクトに419万7,000円を計上しております。予防接種については、おたふく風邪の任意接種等を新規に実施します。

そのほか、医療費の無料化に2億5,328万8,000円を計上しております。

2つ目に、教育・文化の分野でございます。

まず、学校給食につきましては、食材費の助成に500万円、給食費の保護者負担の助成に2,190万5,000円を計上しております。

次に、学校施設の整備につきましては、明治小学校照明設備更新事業に140万8,000円、駒寄小学校エレベーター修繕事業に77万円、吉岡中学校校庭拡張事業に309万1,000円、吉岡中学校ブロック塀改修事業に165万円を新規に計上しております。

また、継続事業である吉岡町・大樹町子ども交流事業につきましては、405万3,000円を計上しております。

3つ目に、産業・雇用の分野でございます。

継続事業といたしまして、勤労者住宅新築資金利子補給に1,300万円、老朽化した農業用水路の更新に825万円、住宅リフォーム促進事業に300万円、町内3貯水池のハザードマップ作成に300万円を計上しております。

また、観光PR事業においては、294万5,000円を計上し、群馬デスティネーションキャンペーン期間においては、県及び近隣自治体と連携して合同イベントを開催します。

4つ目に、自然・環境の分野でございます。

新規事業といたしましては、地球温暖化対策実行計画の策定に187万円を計上しております。

継続事業といたしましては、住宅用太陽光発電システムの設置助成に600万円、資源ごみ回収の助成に500万円、浄化槽の設置助成に438万4,000円を計上しております。

5つ目に、安全・便利の分野でございます。

新規事業といたしまして、自動車誤発進防止装置設置補助事業に20万円を計上しております。本事業は、高齢者に自動車誤発進防止装置の設置を促すことで、交通安全の向上を図るものでございます。

また、令和2年度においては、昨年の台風19号や地域防災訓練の結果等を踏まえ、地域防災計画の見直し業務として510万円を計上しております。

継続事業としては、タクシー運賃等助成事業は、従来の相乗りタクシー制度と福祉タクシー制度を統合し、115万円を計上しております。

高校生等の通学支援につきましては、利用者の増を見込み、対前年度50万円増の150万円を計上しております。

ほかに、他市町村に対する負担金といたしまして、渋川市との連携道路事業に対前年度2,042万3,000円増の3,400万6,000円を計上しております。令和2年度においては、主に用地買収が予定されています。

そのほか、継続事業といたしまして、放課後児童の見守りパトロールに248万8,000円、地籍調査事業に2,005万4,000円、橋梁の長寿命化に4,300万円、消防団員の自動車運転免許取得費の助成に194万円などを計上しております。

6つ目に、町民・行政の分野でございます。

まず、自治会につきましては、広報などの配布の委託に4,110万円、自治会振興助成金などの活動支援に942万5,000円を計上しております。

次に、男女共同参画事業として20万4,000円を計上し、映画上映会を開催いたします。

その他、ふるさと納税の推進に526万6,000円、ふるさと祭りの開催に773万2,000円を計上しております。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和2年度は、第5次総合計画の最終年、また、第2期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の開始年度であります。令和2年度予算は、社会基盤整備の推進、ソフト事業の充実を図ることにより、計画目標を達成し、多くの人が吉岡町に住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを目指す予算であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細については財務課長をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

**議長（山畑祐男君）** ここで、昼食休憩といたしますが、ただいまの町長の提案理由に対する補足説明は、会議再開後にお願いしたいと思います。

会議の再開は午後1時といたします。以上、休憩といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分再開

**議長（山畑祐男君）** 会議を再開をします。

高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

**財務課長（高橋淳巳君）** それでは、午前中に引き続きまして、令和2年度の一般会計予算について、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、予算書の5ページをごらんください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億800万円と定めるものです。前年度当初予算と比較しますとマイナス4.2%、金額にしますと3億3,200万円の減となるものでございます。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表・歳入歳出予算」によるものでございます。これにつきましては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表・債務負担行為」によるということで、こちらは11ページ上段「第2表・債務負担行為」をごらんください。

防災無線デジタル化事業でございます。期間は令和3年度から令和4年度まで。限度額は2億7,065万6,000円となります。令和4年度で事業完了予定です。

それでは、再び5ページをごらんください。

第3条の地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表・地方債」によるということで、こちらも行ったり来たりで申しわけございませんが、再び11ページをごらんください。

「第3表・地方債」でございます。令和2年度に予定している起債は18件となります。

1番目は、交付税の不足額を補う臨時財政対策債で2億2,400万円です。臨時財政対策債の元利償還金は、後年度に全額交付税措置されます。

2番目、3番目は、リポートピア吉岡の空調機更新事業と道の駅案内所等補修事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債で、それぞれ2,440万円と790万円となります。

公共施設等適正管理推進事業債の充当率は90%で、交付税措置は財政力に応じ35%ほどを想定しております。

4番目は、地方道路等整備事業債で、林道栗籠・井堤線に対するものです。こちらも充当率90%で、交付税措置はありません。

5番目からページ最後の8番目までは、公共事業等債となります。まず、道路改良事業の2,120万円ですが、熊野・吉開戸線改良事業と大久保・南下線改良事業の用地買収費や測量設計委託料など、次の1,620万円は橋梁長寿命化事業の工事費、次の4,630万円は駒寄スマートインター大型車対応化事業で、NEXCOへの委託料などに対するものとなっております。これら、公共事業等債等の充当率は90%で、交付税措置は22%となっております。

12ページをごらんください。

上から3つ、9番目、10番目、11番目は、地方道路等整備事業債です。

まず、道路改良事業の限度額2,070万円は、主に三宮・駒寄線道路改良事業などに対するものとなっております。次の270万円は、橋梁長寿命化単独事業に伴うもの、次の560万円も駒寄スマートインター大型車対応化事業の単独事業に伴うものとなっております。これら地方道路等整備事業債の充当率は90%で、交付税措置はありません。

次の12番目、公共施設等適正管理推進事業債4,360万円は、道路長寿命化事業の町道駒小・半田線舗装補修工事など7路線に対するもので、充当率は90%、交付税措置は35%となっております。

13番目、緊急防災・減災事業債は、防災無線デジタル化事業に対するもので、7,770万円です。こちらの充当率は100%、交付税措置70%となっております。

そして、次の学校教育施設等整備事業債の明小給水管更新事業、1つ飛ばしまして、駒小エレベーター修繕事業、吉中ブロック塀改修事業の3本が充当率75%で、交付税措置

はありません。

最後の吉中校庭拡張事業は、充当率90%で交付税措置はありません。

先ほど飛ばした下から4番目、地域活性化事業債、明小照明設備更新事業は、充当率90%で、交付税措置は30%となっております。

以上、ご説明させていただいた18の対象事業の起債額の合計は5億6,830万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

5ページにお戻りください。

第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、前年と同様でございます。

それでは予算書の13ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

なお、詳細な増減内容につきましては、予算書と一緒に配付させていただいた別冊の説明資料に記載しております。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。16ページをごらんください。

まず、歳入の町税でございます。

初めに、1款の町税全体では、個人町民税の納税義務者の増加や固定資産税の新築家屋の増などを勘案し、前年度比0.7%増、24億5,428万2,000円を見込んでおります。

細かく見ていきますと、1款町税1項1目町民税の個人ですが、納税義務者の増などを勘案して対前年比2.5%増、10億413万8,000円、2目町民税の法人ですが、令和元年10月1日からの改正により、税率が12.1%から8.4%になったことに伴い、対前年比18.3%減の1億2,223万7,000円、町民税個人、法人合計で対前年比0.2%減の11億2,637万5,000円を見込んでおります。

2項の固定資産税は、新築家屋の増などを勘案して、対前年比2.5%増の11億858万1,000円、3項の軽自動車税は、登録台数の増などを勘案して、対前年比4.2%増の7,003万6,000円を計上しております。なお、2目に種別割とありますが、こちらは、令和元年度に環境性能割が創設されたことに伴い、現行の軽自動車税の名称が種別割に変更されました。

続いて、17ページをごらんください。

4項町たばこ税は、税率改正は令和元年度の収入状況などを勘案し、対前年比6.6%減の1億3,740万1,000円、5項入湯税は、令和元年度と同額の1,045万4,000円を見込んでおります。

2款地方譲与税は、総務省の地方税収見込みなどを勘案して、全体で0.7%増の8,025万4,000円となり、うち1項地方揮発油譲与税は3.3%減の2,127万9,000円、2項自動車重量譲与税は1.5%増の5,704万8,000円を見込んでおります。

18ページ、令和元年度から創設された3項森林環境譲与税は、群馬県の推計値などを勘案し、30.4%増の192万7,000円を計上いたしました。

次の3款利子割交付金は、21.7%減の282万1,000円を、4款配当割交付金は9.5%減の928万6,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金は45.1%減の268万8,000円を計上いたしました。それぞれ総務省の地方税収見込み、また、令和元年度の交付状況などを勘案して計上しております。

19ページをごらんください。

6款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う町の法人税割減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するもので、令和2年度721万4,000円を計上いたしました。

7款地方消費税交付金は、消費税引き上げに伴う増額や総務省の地方税収見込みなどを勘案し、前年度比16%増の3億9,330万1,000円を計上しております。

8款ゴルフ場利用税交付金は、1.9%減の130万9,000円を、9款環境性能割交付金は、総務省の地方税収見込み、また令和元年度の交付状況などを勘案し、83.9%増、909万4,000円を計上いたしました。

20ページをごらんください。

10款地方特例交付金は、2段目の子ども・子育て支援臨時交付金の皆減に伴い、前年度比45.2%減の2,748万3,000円を計上しております。

次の11款地方交付税については、国の地方財政対策において地方交付税の総額が対前年比2.5%増となっているものの、町税の収入や地方消費税交付金の増加による基準財政収入額の増が見込まれるため、対前年比2.4%減、10億3,600万円を計上いたしました。

なお、内訳として、普通交付税が9億5,600万円、特別交付税が8,000万円となっております。

12款交通安全対策特別交付金は7.2%減の339万円を計上いたしました。

21ページをごらんください。

13款分担金及び負担金は、幼児教育無償化に伴う保育運営費保護者負担金の減などにより、全体で対前年比67%減の3,703万1,000円を計上いたしました。主なものとしては、説明欄の保育運営費保護者負担金（現年度分）で3,302万2,000円

となります。こちらは、国の幼児教育無償化や町独自の第2子無償化施策により、対前年比7,551万9,000円の減額となっております。

14款使用料及び手数料については、全体で対前年比0.3%減、3,332万3,000円となっております。うち、1項使用料は、通学バス利用料の増などにより、0.9%増の2,264万6,000円を、22ページ中段からの2項手数料については、納税等証明手数料の減などにより対前年比2.6%減の1,067万7,000円を計上しています。

次に、予算書23ページからの15款国庫支出金については、全体で対前年比0.5%増の13億6,499万4,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金4億3,013万5,000円、こちらは令和元年10月からの幼児教育無償化などに伴い、前年度より9,130万8,000円の増となっております。その下、2節障害者福祉費国庫負担金で障害者自立支援給付費国庫負担金の1億4,938万8,000円、障害児支援費国庫負担金5,917万5,000円、3節児童手当国庫負担金で2億8,640万円などです。3目教育費国庫負担金は、令和2年度において学校施設に係る負担金事業を実施しないため、廃目となっております。

次に、2項国庫補助金の主なものですが、24ページ中段をごらんください。

5目1節土木費国庫補助金で、地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）で1億5,200万円、社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）で2,200万円、同じく（道路改良事業）で2,440万円。次に、6目1節消防費国庫補助金で民生安定施設設置助成補助金（防災無線デジタル化事業）で1億6,488万3,000円などを計上しております。

次に、25ページ下段からの16款県支出金については、全体で対前年比8.4%増の7億1,822万4,000円を計上いたしました。

主なものとしては、1項県負担金1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金1億9,462万2,000円、こちらも15款の国庫支出金と同様に、幼児教育無償化などに伴い、前年度より3,616万7,000円の増となっております。2節障害者福祉費県負担金では、障害者自立支援給付費県負担金7,469万4,000円、予算書26ページ上段をごらんください。5節児童手当県負担金6,320万円などとなります。

次に、2項県補助金では、2目民生費県補助金1節社会福祉総務費県補助金で国保基盤安定補助金5,161万3,000円、予算書27ページ中段、7節福祉医療費県補助金

で1億2,227万6,000円などとなっております。

予算書28ページをごらんください。

3項県委託金では、1目総務費県委託金2節徴税費県委託金、県税取扱事務費として3,404万円を計上いたしました。

29ページ下段から30ページ中段までの17款財産収入全体では、財政調整基金の利子の減などにより、対前年比14.9%減の127万6,000円を計上しております。

次の18款寄附金は、一般寄附金とふるさと納税を合わせて、昨年度と同額の1,030万円を計上いたしました。

30ページ下段から31ページ、中段にかけての19款繰入金は、全体で対前年比2.5%増、6億8,885万円を計上しております。主なものは、31ページ中段の2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金6億6,705万9,000円です。これにより、令和2年度末の財政調整基金残高は予算ベース、こちらは、令和元年3月補正ベースとなりますが、10億2,410万1,000円となります。

20款繰越金は、対前年比8.3%増の989万4,000円を計上しております。

続いて、31ページ、下段からの21款諸収入につきましては、全体で対前年比18.5%減の1億4,868万6,000円を計上いたしました。主なものとしては、予算書34ページ下段をごらんください。

地域活動支援センターよしおか負担金として1,207万7,000円、35ページ上段の駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金9,525万円を計上しております。

次に、22款町債ですが、先ほど「第3表・地方債」のところで説明いたしましたので省略させていただきます。

37ページをごらんください。

自動車取得税交付金の廃目です。こちらは、令和元年10月の消費税率引き上げにあわせ自動車取得税が廃止されたことに伴うものです。

ここまでが歳入となります。

引き続き歳出について説明申し上げます。

なお、歳出に関する詳細な増減内容については、別冊の説明資料に記載しております。また、主要事業については、説明資料58ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されております。

まず、歳出全体の共通事項といたしまして、新年度から会計年度任用職員制度開始に伴い、予算科目なども変更となっておりますので、2款総務費の1目一般管理費でご説明申し上げます。



40ページ、中段をごらんください。

令和元年度まで臨時・嘱託職員の賃金として予算計上されていた7節の賃金が廃止となり、新年度から会計年度任用職員として、1節の報酬へ移行いたしました。そして、41ページ、最上段には期末手当（会計年度任用職員）、8節旅費には職員の通勤手当に相当する通勤費用弁償（会計年度任用職員）が新たに計上されております。これら、期末手当などが新たに計上されたことに伴い、一般会計全体では前年と比較して1,484万4,000円の増額となっております。

それでは、改めまして歳出の説明をさせていただきます。

38ページをごらんください。

まず、1款の議会費ですが、欠員に伴う議員報酬の減、また、人件費の減などにより、対前年比10.9%減、金額では1,111万2,000円の減額となる9,070万3,000円を計上しております。

次に、40ページをごらんください。

2款総務費では、全体で対前年比1.7%の減、金額では1,556万9,000円の減額となる9億1,166万8,000円を計上しております。主なものとしては、予算書42ページ、中段をごらんください。1項総務管理費1目一般管理費12節委託料で、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費である自治会事務委託料4,110万円、また、その下、電話交換業務及び総合案内業務委託料として604万2,000円を計上し、役場来庁者へのサービス向上を図ります。

続いて、予算書44ページ、中段をごらんください。

3目財政管理費12節財務規則整備支援業務330万円です。現行の財務規則制定から期間が経過し、全体的な見直しを実施するものです。

46ページをごらんください。

5目財産管理費14節工事請負費では、庁舎等整備工事2,435万3,000円を計上いたしました。うち、主なものといたしましては、役場庁舎照明器具LED化事業に2,310万円を見込んでおります。

続いて、予算書48ページからの6目企画費ですが、昨年から引き続き、ふるさと納税推進事業費といたしまして、10節需用費の返礼品231万3,000円、11節役務費返礼品配送料105万円など、総額526万6,000円を計上しております。

48ページ、上段をごらんください。

12節委託料では、タクシー運賃等助成事業委託料100万円を計上いたしました。令和2年度より従来の相乗りタクシーと福祉タクシー制度を統合し、利便性の向上を図りました。その下、第6次総合計画策定業務委託料に583万円を計上しました。令和2年度

は、次期総合計画の策定年度となります。18節負担金、補助及び交付金では、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗り合いバスの負担金として897万円、49ページ、上段では、昨年度に引き続き、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、東京23区から移住し、選定された中小企業に就職した方に交付金を支給する移住支援金を500万円計上しております。そのほか、高校生等通学支援事業補助金では、50万円を増額し、150万円を計上、さらなる事業の拡充を図ります。同じく、49ページ、下段の8目諸費12節委託料では、児童の安全を守るための放課後児童見守りパトロール委託料に248万8,000円、50ページ、上段では、14節工事請負費で防犯カメラ設置工事、昨年度と同額の149万6,000円などを計上しております。

続いて、予算書51ページ、中段をごらんください。

10目交通対策費14節工事請負費では、昨年度より375万円を上乗せ、875万円を計上し、通学路の安全確保を図ります。

52ページをごらんください。

12目電子計算費12節委託料では、一括処理委託料やシステム改修委託料など、合計で4,029万1,000円、13節使用料及び賃借料は、システム使用料など、合計で8,408万1,000円をそれぞれ計上しております。

予算書54ページ、上段をごらんください。

14目温泉事業費14節工事請負費では、空調機器更新などを含む温泉施設改修工事として2,867万円、その下、緑地運動公園改修工事929万9,000円は、クラブハウス、道の駅案内所等の改修工事などを実施する予定です。

予算書55ページ、下段をごらんください。

2目賦課徴収費では12節委託料、新增築等家屋調査業務委託623万7,000円、また、次の56ページ、上段、家屋評価システム導入委託料423万5,000円などを計いたしました。

続いて、予算書58ページ、上段をごらんください。

4項選挙費の県知事選挙費から続いて、参議院議員選挙費までは、廃目となっております。

続いて、59ページをごらんください。

5項統計調査費2目各種統計調査費では、国勢調査の本調査の実施に伴い、調査員や指導員の報酬など、国勢調査関係経費として、合計で683万9,000円を計上しております。

次に、予算書60ページをごらんください。

3款民生費ですが、全体で対前年比4.9%増、金額では1億3,297万3,000

円の増額となる28億4,438万5,000円を計上いたしました。

主なものとしては、まず予算書61ページ、下段の1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料で、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託料として505万円、その下、13節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）の870万2,000円、次の62ページ、中段、18節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金2,729万円などを計上しております。

予算書64ページ、上段をごらんください。

4目老人福祉費27節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金として2億1,358万3,000円を計上しています。次に、6目障害者福祉費ですが、主なものは、64ページ、下段、12節委託料の地域活動支援センター1,594万3,000円を、予算書65ページ、中段以降18節負担金、補助及び交付金では、居宅介護に2,160万円、生活介護に9,120万円、施設入所支援に3,360万円、就労継続支援に7,344万円、共同生活援助に2,204万円、66ページ、上段をごらんいただきまして、障害児通所支援に1億1,556万円などを計上しております。

予算書67ページをごらんください。

7目医療福祉費19節扶助費では、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の方の健康管理に寄与するための事業といたしまして、医療費2億4,840万6,000円を計上いたしました。

続きまして、予算書68ページ、上段をごらんください。

9目老人福祉センター費12節委託料では、老人福祉センター指定管理料として2,044万2,000円を、10目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金では、療養給付費負担金1億5,607万2,000円を、27節繰出金では後期高齢者医療事業特別会計へ事務費等繰出金及び保険基盤安定繰出金の合計で4,370万5,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、予算書69ページ、最下段をごらんください。

2項児童福祉費2目19節扶助費では、児童手当の費用として、昨年度と同額の4億1,280万円を計上しています。

70ページ上段をごらんください。

3目児童保育費では、12節委託料で保育所運営委託料7億846万2,000円、18節負担金、補助及び交付金の認定こども園に対する施設型給付費2億7,618万5,000円を計上しています。

続いて、予算書71ページをごらんください。

5目学童保育事業費では、12節委託料で学童クラブ指定管理料2,339万7,000

0円を計上しております。

次に、予算書72ページ、下段をごらんください。

4款衛生費は、全体で対前年比2%増、金額では1,315万円増額となる6億7,496万4,000円を計上いたしました。

主なものは、74ページ、下段をごらんください。

18節負担金、補助及び交付金で、地球温暖化対策として、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金600万円、75ページ、中段、2目予防費では12節委託料で予防接種委託料7,539万9,000円を計上しております。この中には新規としておたふく風邪の予防接種費用の助成に98万円が含まれております。

76ページの下段をごらんください。

3目母子衛生費12節委託料では、妊婦健康診査委託料2,396万5,000円、下段、19節扶助費では不妊・不育対策支援事業として、特定不妊治療費400万円、一般不妊治療費に200万円などを計上しております。77ページの4目健康増進費では、12節委託料で健康診査等委託料として3,710万5,000円を計上しました。

続いて、予算書79ページ、下段をごらんください。

2項清掃費では、2目塵芥処理費12節委託料で一般ごみ収集委託料4,566万6,000円を、その下、18節負担金、補助及び交付金で資源ごみ回収事業補助金500万円などを計上しております。

続いて、80ページをごらんください。

5款労働費全体では、対前年比22.6%減、金額にして593万3,000円減の2,033万2,000円を計上しております。主なものとしては1項1目労働諸費の18節負担金、補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給1,300万円となっております。

その下からの6款農林水産業費では、全体で対前年比10.6%減、金額にして3,860万7,000円減の3億2,723万円を計上しております。

主なものとしては、予算書82ページ、下段をごらんください。

1項農業費3目農業振興費12節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料200万円を計上しております。

次に、84ページをごらんください。

5目農地費12節委託料で農村地域防災減災事業業務委託料300万円を計上しております。こちらは、町内のため池、3貯水池のハザードマップ作成経費です。

85ページ、下段の6目地籍調査費では、12節委託料で地籍調査業務委託料に972万4,000円、86ページ、上段では、復元測量業務委託料に793万2,000円などを計上しており、令和2年度は、寺下1地区の着手、南下V地区の成果作成など実施予

定です。下段の8目農業集落排水事業費27節繰出金では、下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）1億1,580万6,000円を計上しています。令和2年度から公営企業会計移行に伴い、名称を変更いたしました。

続いて、予算書88ページ、上段をごらんください。

2項林業費2目林業振興費14節工事請負費では、継続事業といたしまして、上野原南部と滝の沢川までを結ぶ林道栗籠・井堤線の改良工事で、県単林道改良工事として3,000万円を計上しています。また、24節積立金では、森林環境譲与税の導入に伴い、昨年度に引き続き森林経営管理基金への積立金192万7,000円を計上しております。

続いて、7款商工費は、全体で対前年比14.4%増、金額にして490万3,000円増の3,895万9,000円を計上しております。

予算書89ページ、中段をごらんください。

主なものは、1項商工費1目商工総務費18節負担金、補助及び交付金で、商工会振興事業補助金550万円、住宅リフォーム促進事業補助金300万円、中小企業制度利子補給金458万3,000円をそれぞれ計上しています。

90ページ、上段をごらんください。

2目観光費12節委託料では、群馬デスティネーションキャンペーン実施にあわせ、榛東村との合同イベント実施のためのイベント業務委託料29万4,000円、また、町のPR動画を作成するため、PR媒体作成業務委託料86万9,000円を計上しています。

続きまして、8款土木費となります。土木費全体では、対前年比3.1%増、金額にして2,656万3,000円増の8億9,491万6,000円を計上しております。

それでは、土木費の主なものを説明いたします。ページを少し飛んでいただいて、予算書93ページ、上段をごらんください。

2目道路維持費14節工事請負費は、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、合計で7,894万1,000円を計上しています。そのうち、道路長寿命化補修工事では、町内幹線道路4路線の舗装補修工事を実施する予定です。

次に、94ページ、上段をごらんください。

3目道路新設改良費、16節公有財産購入費の用地買収費（補助）2,050万円、それと21節補償、補填及び賠償金で補償金（補助）に1,400万円を計上しております。こちら、駒寄スマートインター東側の町道熊野・吉開戸線の用地買収などを予定しております。また、18節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側に予定されている渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として3,400万6,000円を計上しています。令和2年度は用地買収などを実施する予定です。

5目橋梁維持費12節委託料の300万円及び14節工事請負費の4,000万円では、

橋梁の長寿命化を図るため、5橋の維持補修工事を実施する予定です。

次に、96ページをごらんください。

4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料では、既存の町内都市計画道路の計画を現状の吉岡町に合った見直しを実施するため、都市計画道路見直し検討業務964万4,000円を計上しています。次の2目都市施設費では、96ページから97ページにかけて、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、12節委託料2億5,000万円、14節工事請負費3,000万円、18節負担金、補助及び交付金で2,050万円など、総額で3億556万3,000円を計上しています。令和2年度は、NEXCO東日本がランプ部の本体工事及び橋梁工事などを実施する予定です。なお、本事業の財源といたしましては、国庫補助金1億5,200万円、前橋市からの負担金9,525万円、また、町債で5,190万円を見込んでおります。

予算書98ページ、上段をごらんください。

3目下水道費27節繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金（公共下水道事業）1億9,280万8,000円を計上しています。こちらも先ほど6款でご説明いたしました農業集落排水事業と同様、令和2年度から公営企業会計への移行に伴い、名称を変更いたしました。

続いて、5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費では、住宅用火災報知器の更新や退去部屋の補修工事など480万6,000円を計上しています。2目住宅対策費の18節負担金、補助及び交付金では、除却補助金として203万3,000円を計上しています。こちらは、空き家の除却費用の一部を補助するもので、令和2年度は新たに通学路などに面したブロック塀の除却費用の一部も補助を実施いたします。

続いて、予算書99ページをごらんください。

9款消防費は、全体で前年比58.7%増、金額にして2億1,768万7,000円増の5億8,884万7,000円を計上しました。

主なものとしては、1目非常勤消防費12節委託料で、消防団各事業委託料に560万5,000円、100ページ、中段をごらんください。18節負担金、補助及び交付金で、消防団員自動車運転免許取得費補助金として、前年度と同額の194万円を計上しております。

101ページ、中段をごらんください。

4目災害対策費12節委託料では、台風19号など、近年の気象災害などに対応するため、地域防災計画修正業務に510万円を計上しております。

次に、101ページから102ページにかけての5目無線放送施設設置事業費では、防災無線デジタル化事業といたしまして、12節委託料で監理委託料628万6,000円、

14節工事請負費で、機器の撤去処分費に557万5,000円、また、102ページ、上段の防災無線デジタル化設置工事2億3,083万7,000円など、事業費総額2億4,269万8,000円を計上しております。

続いて、予算書102ページからの10款教育費は、全体で前年比48.9%減、金額にいたしまして6億7,388万1,000円減の7億516万1,000円を計上いたしました。

主なものは、予算書104ページ、中段をごらんください。

1項教育総務費2目事務局費12節委託料でALT1名分の派遣委託料として508万2,000円を計上しています。これにより、令和2年度からのALTは3名体制となります。その下、吉中生オリンピック観戦事業といたしまして、業務委託130万円とチケット代20万2,000円を計上しています。

105ページ、中段をごらんください。

27節繰出金で、昨年度に引き続き、学校給食の充実を図るための食材費助成として学校給食事業特別会計への繰出金500万円を計上しています。

ページを飛んでいただきまして、111ページ、最下段をごらんください。

2項小学校費2目教育振興費27節繰出金で、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明治小学校分繰出金657万4,000円、次の112ページ、駒寄小学校分繰出金808万9,000円となっております。なお、中学校費では、吉岡中学校分繰出金として724万2,000円が計上されており、3校合計で2,190万5,000円となっております。その下、3目学校建設費では、14節工事請負費で、明小給水管更新工事3,638万8,000円を計上しています。

次に、予算書115ページ、下段をごらんください。

3項中学校費3目学校建設費では、吉岡中学校校庭拡張事業として、12節委託料で用地買収関係業務委託309万1,000円を計上し、用地買収のための不動産鑑定を行う予定です。

続いて、4項社会教育費です。予算書の117ページ、下段をごらんください。

1目社会教育総務費12節委託料では、通算8回目となる大樹町との子ども交流事業関連業務委託料として285万7,000円を計上しております。

ページを飛びまして、予算書124ページ、最上段をごらんください。

5目文化財保護調査費16節公有財産購入費で三津屋古墳駐車場用地購入費1,410万円を計上しております。新たに古墳の南側に駐車場を整備するものです。

続いて、5項1目保健体育総務費です。125ページ、下段をごらんください。

14節工事請負費の体育施設修繕工事316万7,000円では、町民テニスコートの照明操作盤更新工事など、また、河川敷グラウンド(野球場)補修工事144万1,000円では、ベンチシェルター設置工事などを行う予定となっております。

続いて、6項1目給食センター費です。予算書128ページ、最上段をごらんください。

12節委託料では、給食センター調理業務等委託料で5,236万円などを計上しております。また、14節工事請負費の給湯設備改修工事1,877万7,000円では、ボイラー2基の更新工事を、その下、施設等補修工事の503万6,000円では、調理室の天井補修工事などを予定しております。

続いて、予算書130ページをごらんください。

12款公債費全体では、平成29年の臨時財政対策債の償還開始に伴う増などにより、前年比3.7%増、金額にして1,778万9,000円増の5億88万2,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の説明となります。

次に、予算書133ページをごらんください。

そこから141ページまでは給与費明細書となっております。

続きまして、142ページは、「債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書」、その次、143ページは、「地方債の平成30年度末における現在高並びに令和元年度末及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

また、別紙、こちら説明資料をごらんください。説明資料の56ページをごらんください。

56ページでは、渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体では対前年比0.9%増、金額にして2,508万2,000円増の、合計が26億8,068万6,000円となっております。中央の黒の太枠内をごらんください。吉岡町の負担割合は、令和元年度が18.308%、令和2年度は18.416%となっております。

続いて、57ページをごらんください。

一番左の欄、吉岡町の負担金につきましては、広域組合全体の負担金が増額となったことから、対前年比1.5%増、金額にして748万7,000円増の4億9,367万5,000円となっております。

以上、令和2年度当初予算は、社会基盤整備の推進とソフト事業の充実を図り、吉岡町に住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを目指す予算であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。



議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第35号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

### 日程第3 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,093万6,000円とするものです。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

152ページをごらんください。

歳入1款1項1目給食費納入金につきましては、前年度比11万4,000円の減となる9,376万3,000円を計上いたしました。内訳としましては、現年度分の小中学校教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費となっております。

2款1項1目繰入金は、前年度比9万5,000円の減となる2,690万2,000円を計上しており、一般会計繰入金の内訳としましては、給食費補助分繰入金と食材費助成分繰入金となります。

続いて、3款1項1目繰越金については、昨年度と同額の20万円を計上いたしました。これは令和元年度の繰越見込み額となります。

4款諸収入1項1目1節雑入は、主に給食の試食代金等を見込んでおります。

これにより、歳入の合計といたしましては、前年度比20万9,000円の減となる1億2,093万6,000円となっております。

続きまして、歳出となります。154ページをごらんください。

1款1項1目学校給食費については、前年比20万9,000円減の1億2,093万6,000円を計上いたしました。内訳としては、15節原材料費の給食用食材費1億2,087万6,000円と、26節公課費の消費税6万円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億14万1,000円、対前年比3,561万6,000円の減、98.1%に定めたいものであります。

平成30年度より財政的な運営は群馬県となり、県の示した給付費をもとに予算を作成しております。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、予算の説明をさせていただきます。

157ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、前年度と同様5,000万円を最高額に定めたい

ものであります。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

163ページをごらんください。

歳入の第1款国民健康保険税は、4億2,203万9,000円です。対前年度比1,954万9,000円の減、95.6%で計上しています。

164ページをごらんください。

第5款1項1目県支出金、保険給付費等交付金は12億676万5,000円です。対前年度比365万9,000円の増、100.3%を計上しています。内訳につきましては、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うものとなります。第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、出産育児一時金や葬祭費等に係る経費分になります。その他特定健診等の負担金になります。

165ページをごらんください。

第7款第1項他会計繰入金は、1億691万4,000円です。対前年度比1,348万4,000円の減、88.8%を計上しています。内訳につきましては、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として5,635万9,000円です。保険基盤安定繰入金につきましては、県から4分の3の負担金が入りまして、これに町負担金4分の1を足して一般会計から繰り入れるものであります。

166ページをごらんください。

第2項基金繰入金は5,933万8,000円を計上し、基金から繰り入れています。

第9款諸収入は167ページまでで506万9,000円を計上し、主なものとして延滞金となります。

次に、歳出に移ります。

168ページをごらんください。

第1款総務費は、170ページ、上段まで、1,527万9,000円を計上しました。対前年度比は277万1,000円の増です。主なものは、電算委託料の増となります。

第2款保険給付費は、172ページまで、11億7,582万3,000円を計上しました。対前年度比42万円の増、100%です。この数値につきましては、群馬県が各市町村の医療費分をもとに保険給付費等交付金を算出した額を計上したのとなります。

173ページをごらんください。

第3款国民健康保険事業費納付金は174ページ、上段まで、5億7,445万3,000円を計上しました。対前年度比3,821万9,000円の減、92.8%となります。この数値は、医療費、所得水準、加入者数をもとにしまして群馬県が算出し、令和2

年度の納付金として求められたものとなります。町は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものとなります。

第5款保健事業費は176ページ、上段まで、2,707万1,000円となります。対前年度比41万5,000円の減、98.5%を計上しております。内訳につきましては、主に健診等の委託料等になります。

178ページをごらんください。

9款予備費は、500万円を計上いたしました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで、休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

午後1時59分休憩

---

午後2時15分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第5 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議 長（山畑祐男君） 日程第5、議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書183ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223万8,000円と定めるものがございます。この予算につきましては、貸付事業自体が終了し、国への償還も平成30年度に終了し、貸付金の回収のみの事業となっております。

それでは、186ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をごらんください。

第1款が貸付事業収入、第2款が県支出金となっております。第1款貸付事業収入、本年度予算額217万2,000円で、前年度と比較して61万3,000円の減額となっております。これは、貸付金元金及び利子の現年度分の回収が終了し、過年度分のみとなったものであります。

続きまして、187ページの歳出をごらんください。

第1款が総務費、第2款に諸支出金、第3款が予備費となっております。第2款諸支出金、本年度予算額214万4,000円で、前年度と比較して61万4,000円の減額となっております。これが一般会計繰出金になります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第38号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,546万1,000円、対前年度比1,884万7,000円の減、98.7%に定めたいものであります。

平成30年度より第7期介護保険事業計画が始まり、令和2年度は最終年度となります。本年度は第8期計画に向けた事業計画を策定する予定となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決くだ

さいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは予算の内容をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

当初予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。198ページをごらんください。

歳入の第1款保険料は、3億5,444万5,000円です。対前年度比397万円の増、101.1%を計上しております。

第2款国庫支出金は、199ページ、上段まで、全体で2億9,202万3,000円です。対前年度比983万9,000円の減、96.7%になります。

第3款支払基金交付金は、給付費等の27%相当、3億7,167万9,000円です。対前年度比574万3,000円の減、98.5%になります。

第4款県支出金は、200ページ、上段まで、全体で2億372万5,000円です。262万8,000の減、98.7%になります。

第6款繰入金は、201ページまで、全体で2億1,358万3,000円です。対前年度比460万7,000円の減、97.9%です。

内訳につきましては、第1項一般会計繰入金第1目介護給付費繰入金は、介護給付費等の12.5%、1億6,709万5,000円、第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、497万9,000円、第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の19.25%、588万4,000円となります。

201ページ、第5目の一般事務費繰入金は、2,806万9,000円となります。

歳出に移ります。203ページをごらんください。

第1款総務費は205ページまで、2,306万9,000円を計上しました。対前年度比は226万7,000円の増です。

主なものは、第8期介護保険事業計画を作成するための委託料になります。

第2款保険給付費は210ページ、上段まで、歳出予算全体の93.1%を占める予算となります。13億3,675万8,000円を計上しました。対前年度比2,173万2,000円の減、98.4%です。

内訳としては、第1項第1目の居宅介護サービス給付費、第3目の地域密着型介護サー

ビス給付費、第5目の施設サービス給付費で、給付費の87.9%を占めています。

209ページ、第6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者の居住費及び食費分となっております。

210ページ、第4款地域支援事業費は、213ページ、上段まで、7,039万1,000円を計上しました。対前年度比61万8,000円の増、100.9%になります。

内訳としては、第1項第1目の包括的支援事業費の委託料で、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料、211ページ、第2項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費の総合事業給付費負担金で、通所型サービス、訪問型サービス及び介護予防ケアマネジメント事業費となります。

214ページをごらんください。

第6款予備費は500万円を計上いたしました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長(山畑祐男君) 日程第7、議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億468万8,000円、対前年度比1,801万7,000円増の109.6%に定めたものであります。

この予算については、群馬県後期高齢者医療広域連合で示されたもので作成しました。町の仕事は、被保険者と広域連合の橋渡しの役割を担っております。主な業務といたしましては、保険料を徴収し連合会に納付する業務、保険証の発行などとなっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、予算の説明をさせていただきます。

219ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、前年度同様5,000万円を最高額と定めたいものであります。

当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

224ページをごらんください。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料は1億5,286万3,000円です。対前年度比1,652万1,000円の増、112.1%を計上しています。

第2款の繰入金につきましては、4,370万6,000円です。対前年度比137万円の増、103.2%を計上しています。

内訳につきましては、広域連合事務費負担金として町の一般財源から898万5,000円、保険基盤安定繰入金として3,472万円となります。保険基盤安定につきましては、県から4分の3の負担金が入りまして、これに町負担分4分の1を足して一般会計から繰り入れるものであります。

第3款繰越金は、10万円を計上しております。

225ページをごらんください。

第4款諸収入は226ページまで、全体で801万9,000円を計上しています。主なものは、特定健康診査の受託事業収入として計上しているものです。

歳出に移ります。

227ページをごらんください。

第1款第1項総務管理費は、946万6,000円を計上しました。主なものは、保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金等になります。

228ページをごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,427万4,000円です。対前年度比1,789万円の増、110.1%で計上しています。内訳につきましては、広域連合事務費等負担金698万2,000円、保険料等負担金1億5,257万2,000円、保険基盤安定負担金3,472万円になります。

229ページをごらんください。

第4款予備費は40万円を計上いたしました。



以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量ですが、給水戸数7,904戸、年間総給水量244万1,000立方メートル、1日平均給水量6,687立方メートルを見込んでおります。

主な建設改良事業では、配水管布設がえ工事9,297万7,000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款水道事業収益4億3,745万3,000円、支出第1款水道事業費用4億2,898万8,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出については、収入第1款資本的収入1億1,437万7,000円、支出第1款資本的支出2億1,536万5,000円を見込み、資本的収入の不足額1億98万8,000円を当年度分消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

以下、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、補足説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

第2条業務の予定量についてですが、第1号給水戸数7,904戸は、前年対比135戸の増となっております。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出については、25ページ以

降に添付しております令和2年度の水道事業会計予算明細書により、後ほど説明をさせていただきます。

3ページをごらんください。

第5条一時借入金の限度額は5,000万円。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費では、第1号職員給与費5,682万円などの予算を定めております。

25ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の主なものについて、令和2年度の水道事業会計予算明細書により説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出については、水道事業の経営活動に伴う発生する収入・支出の予算となっております。

収入、第1款水道事業収益の内訳となりますが、1項営業収益で1目給水収益3億6,164万2,000円、水道使用料となります。一般、大口、特別、営業用の合計7,904戸、12カ月分を見込んでおります。

2目その他営業収益3,249万5,000円、住宅新築などに伴う水道の新規加入金や材料売却益などを計上しております。

26ページ、2項営業外収益、主な予算では、1目長期前受金戻入3,973万7,000円。長期前受金戻入ですが、水道管などの資産の財源である工事負担金・国庫補助金などを減価償却にあわせ耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上しております。

28ページをお願いします。

支出になります。第1款水道事業費用の内訳ですが、1項営業費用で3億9,174万6,000円。主な予算は、1目配水及び給水費1億8,315万8,000円ですが、水道水の供給に係る人件費などの事業経費になります。

29ページをお願いいたします。

下段になりますが、委託料では浄水場や配水池などの水道施設管理業務1,555万4,000円などの予算措置をしておるものでございます。

31ページをお願いいたします。

4行目の受水費1億840万5,000円は、群馬県企業局が運営する県央第一水道事務所からの水道水の購入の予算となります。

2目総係費4,060万8,000円の予算については、水道事業の運営に係ります事務事業経費で、33ページまでの記載になりますが、人件費や量水器の検針委託、水道料金システムの賃借料などとなっております。

34ページをお願いいたします。

3目減価償却費1億4,736万1,000円は、資産台帳に基づき、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上をしております。

4目資産減耗費1,598万円、固定資産の除却費の予定額となります。

下段になりますが、2項営業外費用1目支払利息2,137万2,000円は、企業債の利子償還金です。

35ページをお願いします。

2目消費税及び地方消費税1,531万3,000円、これについては、令和2年度消費税申告の予定額を計上しておるものでございます。

以上が主な収益的収入及び支出についての説明となります。

36ページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出について説明いたします。

収入、第1款資本的収入の内訳ですが、1項1目出資金3,000万円、一般会計からの出資です。2項1目工事負担金8,437万7,000円。主なものでは、下水道工事に伴う補償費負担金1,677万4,000円は、公共下水道管渠工事に伴い、既設水道管の切り回し工事が生じることからの移設補償工事負担金、配水管布設がえに伴う受託負担金5,995万円は、大規模開発事業に伴う受託工事負担金となります。

37ページをお願いします。

支出ですが、1款資本的支出の内訳で、1項建設改良費1目配水設備工事費で1億3,945万5,000円。主な予算は、建設改良に伴う人件費や、38ページ、工事請負費1億1,619万8,000円は、老朽管布設がえ工事や大規模開発事業並びに公共下水道事業に伴う水道管移設補償工事などとなっております。

下段の2項企業債償還金7,553万7,000円は、企業債の元金償還となります。

以上が第4条の資本的収入及び支出の説明となります。

15ページ、16ページをごらんください。

令和2年度吉岡町水道事業予定貸借対照表を添付しております。貸借対照表については、財務状況を明らかにするために、保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入された資本がどのように運用されているかを示すものでございます。令和2年度末時点の予測をしたものです。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産、この合計、下段の40億3,987万5,103円となります。

16ページになりますが、負債・資本の部では、負債の部は3の固定負債、それから4の流動負債及び5の繰延収益の合計、ページ、中段右になりますが、21億4,823万2,308円で、6の資本金と7の利益剰余金合計を足したもので、負債・資本合計が下

段の40億3,987万5,103円、15ページ、下段の資産合計と同額となります。

以上が貸借対照表の説明となります。

8ページをお願いいたします。

8ページには、令和2年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローの結果が、ページ右側下段の4,932万7,000円の資金増加ということで予測をしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第41号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算

議 長（山畑祐男君） 日程第9、議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

本予算については、令和2年度4月1日施行の吉岡町下水道事業の設置等に関する条例により、これまでの特別会計を廃止し、公営企業会計による予算書の作成をしたものであります。

第2条業務の予定量では、処理戸数が4,370戸、年間有収水量118万立方メートル、主な建設改良事業は、公共下水道管渠布設工事2億9,386万4,000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業収益3億2,069万4,000円、第2款農業集落排水事業収益2億1,354万5,000円、支出第1款公共下水道事業費用3億4,022万3,000円、第2款農業集落排水事業費用1億7,549万8,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業資本的収入3億9,212万6,000円、第2款農業集落排水事業資本的収益203万円、支出第1款公共

下水道事業資本的費用4億6,340万円、第2款農業集落排水事業資本的費用7,518万7,000円を見込み、資本的収入の不足額を自己財源で補填するものでございます。

以下、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

先ほど町長提案説明で申し上げましたが、令和2年度の下水道事業会計予算については、これまでの特別会計から企業会計に移行しております。水道事業と同様、予算書の説明として、財務諸表でございます貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書、その他附属資料を添付しております。

なお、損益計算書につきましては、初年度、事業開始年度においては添付不要となりますので、申し添えます。

それでは、予算書の主な内容について説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

第2条業務の予定量は、第1号給水戸数4,370戸の内訳で、公共下水道事業3,360戸、農業集落排水事業1,010戸となります。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出については、22ページ以降に添付しております令和2年度下水道事業会計予算明細書により説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段、第4条の2特例的収入及び支出は、地方公営企業法施行令の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する必要がある未収金及び未払い金の金額でそれぞれ2,350万円と39万6,000円となります。

第5条企業債については、起債の目的で公共下水道事業債が限度額2億100万円、流域下水道事業債が限度額582万円、その他借入利率はともに3.0%以内となります。

第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費では、第1号職員の給与費4,107万9,000円などの予算を定めておるものでございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

議案書第3条収益的収入及び支出並びに第4条の資本的収入及び支出の主な予算について、令和2年度の予算明細書により説明させていただきます。

1の収益的支出ですが、1款公共下水道事業収益、内訳で1項営業収益で1目下水道使用料1億1,088万円で、3,360戸で12カ月分を計上しております。

2項営業外収益の主な予算は、2目一般会計補助金1億5,280万8,000円、こ

れは一般会計からの公共下水道事業への運営費の繰り入れとなります。

3目長期前受金戻入4, 383万1, 000円。

23ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業収益、内訳でございますが、1項営業収益1目農業集落排水使用料3, 030万円。内容につきましては、1, 010戸で12カ月分を計上しております。

2項営業外収益の主な予算は、1目一般会計補助金1億1, 580万6, 000円、農業集落排水事業への運営費の繰り入れとなります。

2目長期前受金戻入6, 743万4, 000円。

26ページをお願いいたします。

支出、1款公共下水道事業費用、内訳ですが、1項営業費用の主な予算については、1目管渠費6, 846万7, 000円、公共下水道事業の維持管理費で、人件費や各種業務委託費、管渠、マンホールなどの修繕費となっております。主なものでは、委託料で、計画策定・変更委託料4, 510万円、これについては、下水道事業認可計画の見直しに伴う業務委託で、農業集落排水事業統合に向けた事業認可が含まれておるものでございます。

2目総係費4, 055万3, 000円は、公共下水道事業の運営に係る事務事業経費で、人件費や事務費などとなります。主なものでは、26ページの委託料のうち、経営戦略策定業務委託料1, 003万2, 000円、下水道事業における経営戦略策定業務委託料となります。

27、28ページをお願いいたします。

3目流域下水道管理運営費負担金5, 909万3, 000円は、群馬県が運営いたしません県央処理区維持費管理負担金の予算計上になります。

4目減価償却費1億3, 977万9, 000円、2項営業外費用ですが、主な予算は、1目支払利息で、2, 827万8, 000円で、企業債の利子償還金の計上となっております。

2款農業集落排水事業費用、これの内訳ですが、1項営業費用で1目管渠費3, 758万円は、農業集落排水事業の維持管理費となっております。

29、30ページをお願いいたします。

主なものでは、委託料のうち、処理施設運転管理委託料1, 636万8, 000円、小倉・上野田・北下南下3地区の汚水処理施設運転管理業務費となっております。修繕費903万円は、汚水処理施設や管渠、マンホールなど修理費を計上しております。

2目総係費1, 270万6, 000円は、農業集落排水事業の運営に係る事務事業経費で、人件費や事務費などを計上しております。

31、32ページをお願いします。

3目減価償却費1億157万円、2項営業外費用1目支払利息1,898万円は、企業債の利子償還金となります。

以上が主な収益的収入及び支出についての説明となります。

続いて、資本的収入及び支出の説明です。

収入ですが、1款公共下水道事業資本的収入、内訳で1項1目企業債2億682万円。

2項1目負担金850万6,000円は、受益者負担金となります。

3項1目国庫補助金1億3,230万円は、社会資本整備総合交付金。

33、34ページをお願いいたします。

4項1目一般会計補助金4,000万円は、公共下水道事業の管渠整備費の補助金となります。

2款農業集落排水事業資本的収入1項1目分担金203万円は、宅地などの農地転用見込み分を分担金として計上しておるものでございます。

支出ですが、1款公共下水道事業資本的支出、内訳で、1項1目管渠建設改良費3億2,080万1,000円、主な予算では、建設改良に伴う人件費や事務費、工事費となっております。

35ページをごらんいただきますと、4行目の補償費1,677万5,000円は、公共下水道事業管渠工事における水道管移設工事にかかわる予算計上です。工事請負費2億9,386万4,000円は、公共下水道工事補助分と単独分の公共下水道工事の予算計上となっております。

2項1目企業債償還金1億3,655万2,000円は、企業債の元金償還です。

第2款農業集落排水事業資本的支出の主なものは、1項1目企業債償還金7,508万7,000円で、元金償還となっております。

以上が4条の説明となります。

17ページ、18ページをごらんください。

令和2年度当年度分の下水道事業予定貸借対照表を添付しております。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産、資産合計で71億228万5,984円。

負債・資本の部では、負債の部は3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益の合計54億6,954万3,331円で、6の資本金と7の剰余金合計を足したものの負債・資本合計が71億228万5,984円。17ページの下段の資産合計と同額となるものでございます。

以上が令和2年度の予定貸借対照表の説明となります。

10ページをごらんください。

10ページには令和2年度下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりま

す。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローの結果がページ、右側下段の560万8,154円の資金増加を予測しておるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第42号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

本議案については、第8号として上程させていただきましたが、文言等に誤りがあったため、取り下げを行った上、再度上程させていただくものでございます。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う委員会の見直しにより、これまで類似機関として要綱で設置しておりました「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例」を地方自治法138条の4の規定に基づき、新規に条例で設置する附属機関に移行したいため、上程を行うものでございます。

冒頭町長のほうからご説明ございました、第5条の見出し及び附則部分に誤りがあった



ため、再度上程をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な説明に入らせていただきます。

議案書1ページをごらんください。

第1条では、本条例の設置目的について規定するものでございます。

第2条では、本委員会の所掌する事項について規定するものでございます。

第3条では、委員の定数を10人以内とし、産業、行政、高等教育機関、金融、労働、言論、法曹等の業界の有識者及びその他町長が必要と認める者を構成員と規定すると規定するものでございます。

第4条では、委員の任期を1年とすると規定するものでございます。

第5条では、検証委員会の委員長及び副委員長について規定するものでございます。

第6条では、検証委員会の招集及び成立要件、議決要件、意見の聴取等について規定するものでございます。

第7条は、委員会の庶務について規定するものでございます。

第8条については、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるというものを規定するものでございます。

附則といたしましては、施行年月日を4月1日ということで規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第43号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時59分散会

# 令和2年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和2年3月4日（水曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和2年3月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日とあすの両日、一般質問を行います。

通告のあった9人のうち、本日は5人の一般質問を行います。

説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

これより、お手元に配付してあります議事日程により会議を進めます。

高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） おとこの冒頭で、議案第5号の説明中、交通指導員の現行の補償内容についての答弁ができませんでしたので、参考の資料を配付させていただきました。お手元のほうの資料をごらんください。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 3月2日の議案第24号令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について、平形議員から質問をいただいた件につきまして書面にまとめましたので、それをご報告いたします。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先日の報告第1号吉岡中学校校舎増築工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてにおいて、資料の提出要請がありましたので、皆様に資料のほうを配付させていただきました。よろしく願いいたします。

---

## 日程第1 一般質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） 5番富岡です。議長への通告に従い、一般質問を行います。

まずは、子育ての課題の中で、学童保育の課題に関する質問となりますが、学童保育の待機児童についてなんですけれども、まず、このままでは令和2年度においても申請に対する不認可によって、高学年を中心に待機児童がたくさん発生しているのではないかとこの心配があります。現時点で私のほうには、共働きのところのお子さんが5年生で不認可になっているという話を聞いてきています。また、開所時間については、現在より30分延長してほしいと、長期休みにおいては早い時間からの開所を希望する声も出ているわけです。さらに、これら2点に対しては、吉岡町議会文教厚生常任委員会から議長を通して要望書が提出されたことも重視していただかなければならないと考えています。今回で2回目となりますが、学童保育の利用時間の拡大と待機児童の解消については、早急かつ確実に進めていただきたいという考えのもとに質問いたします。

以前の私の一般質問に対する答弁は、学童の特に高学年を中心とした待機児童解消、開所時間の拡大については、「子ども・子育て支援事業計画」により施設整備・開所時間の変更等について検討をしていくとありましたが、こちらについて、まず、これまで同計画により具体的にはどのように検討をされたのか。

2つ目、課題に対する改善として、どのような取り組みをこれまで展開されてきたのか。さらに、学童保育の施設整備や利用時間延長の課題に対して、今後どのような改善を行う考えであるのか。

以上3点に対してお答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

きょう、あす、2日間、9人の議員さんから一般質問をいただいております。精いっぱいお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、本日、トップバッターとして富岡大志議員より質問をいただきました。

一番目として、子育て課題、学童保育の課題に関してということで、子ども・子育て支援事業計画での検討状況についてご質問いただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

放課後児童クラブについては、これまでの計画に基づいた施設を整備しながら、利用者に対するアンケート調査を行い、開所時間の延長や高学年の受け入れを実施し、できる限りご要望に答えてきたことはご存じのとおりであると思っております。

また、今後においても、今月末までに完成予定の吉岡町第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいて施設整備に取り組むと同時に、現在も最も懸案事項となります放課後児童支援員の確保について、勤務条件の見直しなどを検討しながら必要人員を確保できるよう、

社会福祉協議会とともに取り組んでいきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 続けてお尋ねしますが、令和2年度の申請で、既に保護者のもとへ承認について、入所決定についての通知が届いているようですので、ご存じだと思うんですね。申し込み状況とそれに対する不承認、待機児童となる件数がどれくらいになるのかについてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 申請内容につきましては、期限内に申請された人数につきましては、明治小学校区が169名、駒寄小学校区が252名となっております。

承認、不承認の通知につきましては、社会福祉協議会のほうから先週発送したところですが、その中で不承認につきましては、明治小学校区が13名、駒寄小学校区が27名となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 学年ごとのわかりますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） まず、明治小学校区から述べさせていただきます。5年生が8名、6年生が5名の計の13名です。駒寄小学校区につきましては、4年生が3名、5年生が23名、6年生が1名、合わせて27名となっております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） これだけの数が発生している、27と13で、しかもほとんど高学年ということは、これは、児童の保護者のほうの話ではなくて、高学年になったから待機児童になったという考えであると思うんですね。既に前年度でも30人ぐらい待機児童が発生し

ているわけなんです。それで、この1年間、一体何をやってきたのかというところですよ。計画をしていると、きのうも同じような話、小池議員さんのほうからお話ありましたけれども、相談事ばかりやっていて、何も進んでいないのではないかと、そう保護者としては受けとめざるを得ないわけなのです。この9カ月、実際進めてます、進めてますといっても、実際待機児童が出ている以上、進んでいないのと同じです。ちょっと緊張感が足りないのではないかと思いますので、町長、どのようにお考えでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） いずれにしても、庁舎内での協議は進めさせていただいております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 協議、協議といっても、待機児童が発生している課題を9カ月間かかって協議して、またこれから協議なのか。それとも、もう期限を決めて、いつまでに、ある程度、どこまで進めるというお話をしてくださるのか。どっちなのでしょう、町長。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その状況につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 待機児童解消につきましては、当然のことながら施設整備というのが一番手っ取り早いというか、定員増に関しては有効かと思えます。施設整備ということになりますと、土地の取得等々が出てきますけれども、現状、一応相手のあることですが、水面下のほうではそういったような話はさせていただいているというような状況になっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） いつになったら解消するんですか、これは。この待機児童の問題というのは、またことしやって、来年になって、また待機児童出ました。昨年の時点で30出ているわけですよ、この回で何人ですか、40人ですよ。出ていて、しかも、見ている限りにおいて、繰り返しますが、保護者のほうの問題、例えばどちらかが働きに行っていないか、おじいちゃん、おばあちゃんが町内にいたりという理由じゃなくて、これ高学年だからですよ。これをまた繰り返すおつもりなのか。もう一度言いますが、いつまでに、どういう形で、どうするという答えは出せないのかという部分について、町長、

お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） できる限り早い段階で対応していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） できるだけ早くというのは、このままだったら、またできるだけ早くが1年間続いてしまうような、ちょっと誠実さのない答えになってしまうのではないかと。これで、きのうも話出てきた、前から言っているということは抜きにして、「子どもを育てるなら吉岡」って言って、行政側から子育て世代の親たちにメッセージを送っているわけなんですよ。だけでも、その中には保護者の側から見ると、行政がどう頑張っているかは抜きにして、できているか、できていないかの問題なんです。そういう部分では誠実さが足りないと、私は思います。述べさせていただきます。

ちょっと押し問答になってもしょうがないので次に行きますが、次に、文教厚生常任委員会という形で、議長を通じて町長へ委員会から要望書が出されています。その中に、この待機児童の解消と時間の拡大についてのことも入っていますが、委員会の要望に対して、つまり、これ議会側からの要望としてという意味合いで捉えてもらってもいいのではないかなと僕は思っているのですけれども、この問題に関して、委員会からの要望という形に対してどのように対応していく考えなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議会からの要望につきましては、待機児童の解消、学童保育の開所及び開所時間の拡充と承知しておりますが、現在策定中の吉岡町第2期子ども・子育て支援事業計画により施設整備を図るべく事業を進めているところであります。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 答えになっていないようが気がするんですけども、計画、計画って言って、計画ってどこまで進むのか。言ってもしょうがないのかもしれないんですけども、議会の委員会から解決してくれと言われているんですから、やはりそこは、今ここまで進んでますなり何なり、委員会で報告すべきですし、それもないまま、また計画ですか。計



画って、決まったんじゃないんですか、もう。その中で進められたらちょっと困るわけなんですよね。

ちょっと続けますけれども、今後の保護者への調査、こちらについてはどのようにお考えなんでしょうか。お答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件についても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 来年度につきましたら、開所時間等々の延長等の希望等もあろうかと思いますので、1学期中に利用者に対しアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めると同時に、ご意見を伺いながら今後の運営に生かしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） これ、以前にもアンケートされていますよね。30年度でしたっけ、利用者に対するアンケートというのをされていたような記憶はあるんですけども、どうか、町長。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 30年度に行われたアンケートに関しましては、子ども・子育て支援計画のほうだと思います。それで、利用者に関しましては、5年に一度ぐらいアンケートをとってしまっていて、その都度ニーズ、基本的に時間の延長が多かったんですけども、当初、学童が始まったときに比べれば、だんだん時間を延ばしてきているというような実態であります。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） アンケートの調査の中で、希望者がそれほどいないんだという話を聞いた覚えがあるんですけども、今回それで、またアンケート調査という形になるわけですから、ちょっと納得いかない部分はあるんですね。きちんと調査していただきたいことあるんですが、あと、これって、単に利用者だけでなく、結局、4年生、5年生の多くは、

もう学童に行けなくなるわけなんですよ。こちらについてですけれども、待機児童となった家庭へのフォローというのはどのようにお考えなのでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 令和2年度の5年生につきまして不承認が、5年生、6年生につきましては不承認が出てしまったということになります。それで、当初、4月時点では不承認ということになっていますが、5月以降になると定員等に余裕等が出てくる場合もありますので、そういったときに随時入所等が可能であるというようなことでお伝えしたりして、申請を促したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かに、陸上部が始まったりすると、あとは夏を経過すると少なくなっていくというのは、それは納得できます。ですけれども、その中で、本来希望して入れなかった方を入れていただくというのもいいことだと思うんですけれども、やっぱり一番最初の時期にちゃんと入れている状況、あとは、定期的にやっぱりフォロー、単にもう不承認になりました、それだけですという状況だと非常にかわいそうなので、そこはやっぱり進めていただきたいと考えています。

あと、これ、高学年の利用に関しては、要望書というか、要望が出ていると思うんですけれども、そこに対しての答えの中で、運営基準の緩和は考えていないとお答えをいただいたんですね。この高学年の利用というのは、もともと予定されているもので、4、5、6というのは予定されているものですよ、吉岡町としては。なのに、高学年でも利用をきちんと受け入れてほしいという部分に関して、運営基準の緩和を考えていないという答えが来たんですけれども、それあんまりではないかなというところで思うんですけれども、その辺はいかがお考えなのでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現状ですと定員いっぱいということなので、できるだけ低学年の子供

たちを優先してというような形で、結局、今満席というか、いっぱいになっているので、高学年の方から不承認を出ささせていただいているような実態になっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 運営基準なんですか、それは。運営基準というのは、ある程度基準があって、こうこうこうしなさいというのがあって、例えば、学童は4年生までとか、5年生までとかいう基準があるんだったらいいですけども、6年生までやっているという状態の中で、いっぱいだから断った、それを基準の緩和、これからふやしてほしいというのは基準の緩和じゃありませんというのは、これは理屈が通らない話ですよ。ちょっとその辺考え直していただきたいんですよ。これ以上言ってもしょうがないと思うので。

次ですけども、同じ形で言うんですけども、たとえ高学年であっても、小さな我が子を大人のいない家に置いてあるわけです。今回、コロナウイルスについては通告を出していないので言えないんですけども、現状、今、家にいる子たちもいっぱいいるわけなんですよね。とても心配だというのが保護者としての心情です。このような中で、検討していたが、計画は立てた、検討した、間に合わなかった、いっぱいなので仕方ないというのは、保護者にとっては納得してもらえらると思っっているとか、こういう部分の疑問があるわけですね。また堂々めぐりになってしまうんですけども、保護者が納得してないで困っている状況において、この保護者が見捨てられた感が半端ないと思うんですけども、こういう部分の保護者の心情、困っている窮状に対しては、町長、どのように思っていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現状、保護者の皆さんには大変申しわけないと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 申しわけないと思っっているんだったら、もうちょっとしっかりやっっていたきたいと思っいます。誠意ある対応を望みたいところです。

時間の関係、ちょっと僕にとってはしょっぱい話ばかりだなというところであるんですけども、時間の関係もありますので次に進みますが、このようにまだまだ学童への取り組みは大きくおくれたまま進展していない。質問への答弁も、僕は不十分だと思っいます、納得できていません。子育て世代の声が町政に届かなかったことは非常に不満であることを強くお伝えして、次の質問に移りたいと思っいます。

次、保育所の課題に関してなんですけれども、これまでも小池議員のほうからですかね、

一般質問で問われている内容です。今回、柴崎町長により第2子の保育料を新たに無償化するという方針が出されたという部分で、昨日に引き続く部分なのですが、渋川市では、保育料完全無償化にする、副食費を無償化にするという考えでありますね。吉岡町においても、保育料無償化や副食費の無償化については、ぜひとも実現していただきたいと思えます。

そこでお尋ねしますが、まず、昨年10月から始まった幼保無償化によって、1年間に、10月から3月までは別として、これから1年間に町の支出としてはどのくらい抑えられる形になるのか。玉村が6,000万円だったのではないかなと思うんですが。また、保育料の完全無償化を想定した場合、あとどれくらい予算が必要になるのか。そして、3番目、3歳から5歳児の副食費を無償化にする場合、想定される費用ですね、例えば、玉村のように1人当たり1カ月4,500円とか上限にして計算した場合、どれくらいになるのでしょうかという部分で、以上3点についてお答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 保育所の課題で、幼保無償化で抑えられる支出額ということで質問をいただいております。

令和2年度予算ベースでお答えいたしますと、無償化による町の負担軽減額は2,500万円ほど、第2子の無償化に係る町負担は2,000万円ほどと、完全無償化を行った場合は4,200万円ほどと見積もっております。副食費の無償化に係る町負担額は4,000万円ほどと想定されております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 2,000万円という形でちょっと厳しい数字なのかもしれないですけども、今回で2,500万円ですか、2,500万円抑えられて、そのうちで第2子の無償化を2,000万円で行ったという形なんですけれども、もう一歩進んでいただきたいなと思います。4,200万円、4,000万円とかかかってしまうんですが、どちらか片方からならできるんじゃないかと思うわけですが、昨日も話したと思うんですけども、渋川とか榛東とか、玉村もそうですけれども、そういう近隣にできて吉岡町にできない子育て施策はないと思うんですよね。そんな中で、できない理由ではなく、どうしたら実現できるのかと、そういう部分を町長にはぜひ考えていただきたいと思うんですけども、町長、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 完全無償化についてなんですけれども、ご質問にあった自治体は人口減少の市町であり、現在も人口増加を続ける吉岡町としては、状況が違うのではないかと思われます。吉岡町の場合は、人口増に伴って歳出予算も増加しております。今後も増加を見込んでいるため、議員質問の完全無償化については相応の費用がかかります。限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思っておりますので、全体のバランスを見た中で考えていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） それだと、ない理由を言っているわけじゃないわけで、どうしたらできるのかを考えていっていただきたいんですよ。ない理由を考えて言っているだけで、近隣には負けています、しょうがないです、財源が足りないんだからしょうがないじゃないですかという理屈だと、それだと他の市町村に向かって「子どもを育てるなら吉岡」、我々の町の子育て世代に向かって「子どもを育てるなら吉岡」って言えないんじゃないですかね。

僕的には、利用の完全無償化、もしくは副食費の無償化というのは、金額的には大きいお金かもしれないですけども、やろうと思えばすぐできる問題ではないかと思っています。

次に移りますけれども、待機児童の解消で、施設整備支援と所信表明でお示しされているんですが、保育園が今一つ建てかえが行われて、定員増となり、ある程度の改善はされているかと思うんですけども、このまま人口が続いて、さらに需要がふえる可能性があることに対してはどのような見解をお持ちなんでしょうか。それに対して今の時点で具体的な対策としてどのようなことを想定されているのかお答えいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 第2期吉岡町子ども・子育て支援事業計画の中に、来年度以降の取り組みについて盛り込んでおります。町内の法人の協力を得まして、3年間の間に50名程度定員増を想定した増改築を考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 50名という形で、この間、40名でしたっけ、ふやしたのが。今回50

名ということは、3年間で今後間に合っていくのかなという部分があるんですけども、今、具体的な対応数というのが出ているので、ここはちょっと様子を見ていきたいなと、ここでおさまればいいんでしょうけれども。

あと、次進みますけれども、中堅保育士など、処遇改善に関する本年度の取り組みなんですが、各園での副主任等の任命の状況、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等という形で区分されていると思うんですけども、その任命の状況、あと、その役職になるために受ける講習の受講状況、あとは、行われた処遇改善の状況について説明いただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 町内の各園の施設長には、積極的に処遇改善に取り組んでいただいているところで、各園の任命状況なんですが、園の規模等も異なるところもありますので、各園とも1から3名ほどの副主任保育士、職務別リーダーについては、年齢プラス5等などの状況で任命されていると。講習については、スキルアップ研修等、各園数名受講しているというところになります。処遇改善についてなんですが、こちらについては、年度途中であることで、まだ実績値が町のほうに報告されていませんが、当初出された計画によりますと、全保育園のほうで実施されるというような計画になっております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 副主任保育士等というのと、職務分野別リーダー等というのを合わせて1から3人という形でよろしいんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） これは別です。各園に1から3名の副主任保育士がいて、それ以外に職務別リーダーという形でいるということになります。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 職務別リーダーというのは、現時点で数は把握していないという形でいいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現時点では数字を持ち合わせていません。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 金額も国から示されているんでしたら、副主任保育士というの、月額で4万円が対象ですよ。職務別リーダーというのは月額5,000円の加算対象になっていますよね。そのくらいの数値は言っていただければよかったですよね。そのくらいの数値は言っていただければよかったですよね。思っていました。

続けてなんですけれども、優秀な保育士を確保するための町独自の支援についてはどのようにお考えなのか。例えば、給料プラスに対する町の補助、奨学金返済の支援とか、正規職員を割合をふやすためへの補助とか、また、潜在保育士の復帰支援なども考えられますが、町としての見解はいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件についても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 保育士を確保するための事業としましては、町単独による保育士確保事業の補助を実施しております。ご質問いただいた補助や支援については、今後の検討課題と考えております。潜在保育士についてなんです、こちらについては、全国的な問題と認識をしておりますので、町として何ができるか考えていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 具体的な話を進めていただければと思うんですね。ここで肝心なのは、優秀な保育士さんにずっと吉岡町の園にいてほしい、どんどん来てほしいということなんです。今、社会問題にもなっていますよね、人材不足が起こって、人材紹介会社に紹介料を出す、その手数料というのが、実際、本来園にいる保育士さん等の処遇改善に使われるはずのその金額からこのお金が出ていっちゃっているわけなんです、人材不足によって。こ

れがかなりの金額なんですよね。吉岡町でそれが深刻にならないような取り組みを本当に進めていただければという形で思っています。

次は、保育士のICT化という部分について、保育園の業務軽減のためのICT化の導入という部分で質問しますが、厚生労働省でこの業務効率化推進事業が進んでいまして、1施設当たり上限100万円ですね、負担が国2分の1、市町村4分の1、園が4分の1になるんですかね、ICT化に伴う設備やら、ソフトウェア、ハードウェア含めて導入することによって、園児台帳とか、指導計画とか、保育日誌とかもどんどんつけていけるような形でやっていくものでありまして、平成28年度から実施されているこの事業によって、保育業界のICT化というのが全国的に促進されつつあります。ICT化によって保育現場で行う事務業務を軽減することによって、先生の方が養護とか教育に集中して取り組めるという部分が。それとともに業務の軽減によって人件費の大幅な削減にもつながるものではないかと思っています。

ところが、これ以前、町で予算計上して、各保育園に案内したという話を聞いているんですが、その後どうなったかと、園から不要だという結論が出たんですね。こちらについてお尋ねするんですが、まず、これ、どのように園に説明していったのか。また、どのような経緯で不要という結論に至ったのか。以上2点について説明していただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ICT化についての補助事業についてですが、ご質問のとおり予算化した経緯があります。園のほうにそういった形で説明、町として行いましたが、園としてシステムを購入するメリットについては理解できるが、実際システムを利用するのは現場の保育士であり、新しいシステムの対応の負担、金銭的な負担が生じること、また、今現在、当時ですね、どうしても困っている状況でもないというような理由により、取り下げるといった結果になりました。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ということで、システム自体をシステム会社の人に説明してもらったり、デモ機でこういう形でなるというのは行われたんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。



〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） こちらに関しましては、当時、そういった形でデモをすとか、しないとか、そういった段階の前に結論が出たと聞いております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） これについては、数年経過してICTの整備、また、保育士さん等も大分機械になれてきている部分もあると思いますし、タブレット機器というのがどんどん普及して、どんどんそういうのが効率化、扱いやすさ、効率化というのが進んでいると思います。再度情報提供をしていただけないかと。もう3年ぐらいたっているんですかね、また、もう一度やっていただきたいと。補助金の申請、まだ間に合うのではないかと思うんですけれども、こちらに関してはどのようにお考えでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） この件については、実施主体が園になりますので、5園の意向を確認したいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 再度、園に案内して、それで要らないというんだったらしようがないですからね、それで進めていただきたいと思います。

次ですけれども、AEDの設置という部分で、現在、各保育園なんですけどAEDの設置が進んでいないんですね。これは、私の考えでは、園児のこととか、町全体のことを考えると、町の予算で整備するのが妥当ではないかと。町の予算でAEDを設置すれば、町内の人気が気軽に、気軽って意味おかしいですね、失礼しました、町にいる人が、もちろん開所時間中ですけれども、何かあった場合、保育園のAEDを借りに行けると。園というのは結構平均的に町内展開されているので、保育園にAEDがあることが周知されれば、BLSの向上にも寄与するのではないかと思うんですけれども、こちらに関する町の見解についてお答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 法人ということもあり、町としては補助する予定はありませんでしたが、町内保育園5園と認定こども園1園、6園あるわけですが、令和2年度から自己負担による設置を予定していると聞いております。また、設置するだけでなく、使用方法について、救命講習なども受講するというような予定で伺っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 若干それるんですけども、通告しているので質問しますが、CPRとかBLSは当然ご存じだと思うんですけども、バイスタンダーというのは、CPRなどのBLSを行うことは、救命率や社会復帰率を向上する上で非常に重要であると考えますが、町としてBLS実施率の向上に関してはどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） BLS、一時救命処置実施数の向上ということでございますが、現在、町では、女性防火クラブや消防団員を対象として、救命救急講習を実施しているところでございます。また、渋川広域消防が開催する救命救急講習会の開催情報を広報等を使い住民に周知し、参加者を募るなどの対応をし、BLSの実施率の向上に努めているところでございます。

今後ですが、こういった講習等を自主防災組織等の防災訓練においても実施できないかと考えて、実施率の向上を考えているところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ということは、訓練していても物が少なければ意味がないと、幾ら訓練していても。今、保育園で、各園でそろえるところもあるという話もあるんですけども、保育園の先生たちもない中で訓練しているわけですよ、救命措置の。当然、ここは町がそ

ろえるべきだと思います。それが、結局町のBLSの向上につながるのではないかと思います。

次ですね、障害者の課題に関してというところでの質問に移ります。

DET、障害平等研修についての実施ですね、こちらについてですが、前置きがちょっと長くなっちゃうので、まず、参加人数と参加した幹部職員の状況と、次、職員からの評価、また実施の結果について町としてはどのように評価しているのか、以上3点について説明を求めます。これは、1月29日にやっていただいたものに対してのものです。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 障害者の課題ということでDETの研修に関して質問をいただいております。

職員の研修での参加状況ということですが、この障害平等研修、いわゆるDETには私も参加させていただいたものですが、障害のある方への合理的配慮の視点を養う上で非常に有用な職員研修であったと認識しているところでございます。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず、参加人員についてですが、特別職や臨時・嘱託職員を含めた、全体で99名となりました。このうち管理職の参加につきましては21名でございました。

次に、職員からの評価についてですが、障害が無意識のうちに人々がつくり出す偏見だということに気づかされたというような意見や、障害のある方にとって本当に必要なものは何かについて考えるきっかけとなったなどの意見が聞かれました。今までの障害に対する概念が変わったという反応が総じて多かったように感じました。

実施の成果につきましては、まず多くの参加者を得られたことについて、各職員が障害のある方への合理的配慮に対し、高い意識を持っているという意味で非常に良かったと考えております。

また、研修を受けた職員が、ふだん障害に対し抱いているイメージや先入観に気づき、社会に存在するさまざまな障害とは何かを考える視点を養うことができたと思っております。

こうした職員一人一人の気づきや考えが、各種施策に結びついていくことによって、誰もが暮らしやすい共生社会のまちづくりが進展するよう、結びつくようにうまくいけばいいのではないかと感じた次第でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) 気づきとか、きっかけとか、非常に大事なところを得られたのではないかと、非常に有用だったという答えをいただきました。評価が高かったことで何よりでした。

職員研修としては、今後、未受講者とか、新規採用者への実施とか、ハイレベルの研修もですね、これ検討していただきたいという形で思いますので、よろしくをお願いします。

次、教育長も参加されたということで、どのような評価をお持ちなのかお答えいただきたいと思います。また、こちら、学校ないし教育委員会主体での実施というのが期待できるんですけども、前向きに検討いただけないでしょうか。子供のうちに、小中学生のうちに理解が進むことは、多様化社会で成長していく中でとても重要ではないかと思えますし、また、社会教育の中で、例えば、人権教育推進協議会とか、こういう研修の中でもいろいろ考えていけるのではないかと思うんですけども、教育長、いかがお考えでしょうか。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 教育長ご指名だと思いますので、教育長に答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長(山口和良君) 1月29日に実施されました町職員DE T研修は、参加者が自分で考え、自分の新たな価値観を持つことができる大変有意義なものであったと考えております。

私がこの研修でつかんだことは、健常者の当たり前の意識、これが障害のある人にとっての社会的障壁をつくっているのだということです。障害とは、社会の多数を占める健全な立場の側からの発想であり、健常者がつくり上げている概念なのではないかという考えを持ちました。

これを踏まえ、学校教育、社会教育を通して、町全体が共生社会についての理解を深めていくことは大変意義あることと考えます。教育委員会主体での実施に向けた考えということでございますが、来年度は、まず小中学校3校に対し、教職員の研修としてDE T研修を実施します。研修を通して教職員の理解を深め、児童生徒の心のバリアフリーや障害についての理解の学習に生かせればと考えております。

議長(山畑祐男君) 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) ちょっと横道それますけれども、ユニバーサルデザイン2020というので、行動計画で学校における取り組みという中で、今、教育長がお話しされた教員等が心のバリアフリーを理解していくことというのも取り組みであります。そこから進めていた

だけののは非常にありがたいことだと思います。

それで、それと同時に、全ての子供たちに心のバリアフリーを指導すること。あと、ここ大事だと思うんですね、3つ目の取り組みとして、障害のある人とともにある心のバリアフリー授業の全面展開というのが、このユニバーサルデザイン2020行動計画の中に織り込まれているところです。こちらが教育長のもとで進んでいくことを期待したいと思います。

気づきという部分ですよ、多様化する社会の中で、自分と価値観や状況に違いのある人への理解や関心が深まる上で非常に重要ではないかと思います。いろいろ活用していただければと思います。

私も今回、2回受けたことがあるんですけども、障害平等研修、健常者と障害者が逆転してしまうビデオを見て、点字で渡されてわからないとか、健常者だということひそひそ言われるようなビデオを見て非常に衝撃を受けて、もうこれはぜひ皆さんに知っていただければなと思って、紹介し続けてきたんですけども、こういう形で町に勧めていただくことは大変ありがたいことだと思います。

次、手話言語条例制定後の取り組みに関して質問します。

12月に議決、制定されたものですが、この条例制定は、障害者の課題改善における重要なマイルストーンであります、それでも通過点の一つでしかない。障害者全体の課題においては、まだその先にある共生社会の実現という目標があり、また道半ばであることを改めて述べさせていただきたいと思います。

これは、手話言語条例に関しては、広報でも載っていたんですけども、こちらについて質問しますが、今後、この条例をもとに、町としてどのような展開を考えていくのでしょうか。聴覚障害者にとって、必要だから制定したわけですから、令和2年度については、この条例案をもとに、具体的にどのようなことを行う考えなのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年度における具体的な取り組みということでございますけれども、昨年12月に制定された吉岡町手話言語条例は、手話に関する基本理念を条例で定めることによって、町民の手話への理解と普及を図るためのものがございます。条例制定後は手話への理解を広げるため、ホームページや広報などで情報発信を初め、医師会や商工会を通じた条例の趣旨と手話の普及啓発活動など展開しております。

今後の展開としては、手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の予算を拡充し、要請に応じて必要各所への派遣を広げていきたい。また、役場窓口において、筆談

以外のコミュニケーションツールの導入についても、効果的な手法があるか検討を始めて  
いるところでございます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） この手話言語条例という部分については、障害者権利条約、町長も皆さん  
ご存じだと思うんですけども、ここに始まって、今、各自治体で進められている、もう  
群馬県は障害者差別解消条令もつくっている、吉岡町においても手話言語条例が定められ  
ていたという、この一連のムーブメントというのがありまして、その中で障害者にはこの  
ムーブメントの中で、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉が共有され  
ています。こちらに対して、町はどのように認識されているかという部分についてお伺い  
したいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 町として障害者政策を進めるに当たり、当事者の意見を十分聞きなが  
ら施策を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 広報では、当事者、関係機関などと協議しながら、具体的施策を検討、計  
画しますとありますが、今後の取り組みに関する、聾者団体との対話や協議については、  
具体的にはどのようにお考えでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 不定期ではありますが、条例の制定前から渋川市聴覚障害者福祉協会  
や手話サークルの代表者などから要望や意見を聞くための面談には、担当課として応じて  
おります。

町では、令和2年度に第6期障害福祉計画の見直しを予定しています。この中で、時期  
やメンバーなどまだ詳細は未定ですが、検討委員会のようなものを立ち上げ、当事者や関

係機関などから幅広く意見を聞いた上で、今後の計画を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） また計画、計画って言われても、どうしようもないんじゃないかなと思うんですけども、こちら、手話言語条例制定後に何回か意見を持って訪れていると思うんですけど、役場に。そちらに対して、まず最初、協議といいながら、来年度についてはまだ話せる内容はないとか、予算はないという形で課のほうで言われたという話なんですけど、それは事実ですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 条例制定後、先ほど述べた団体と一度面談を持ったわけですけども、その中で定期的にとこのような要望がありました。町としては、来年、先ほど来も述べているとおり、障害福祉計画、改定する予定でありますので、その中に参加していただき、意見いただければというふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 先ほどの話と食い違っていると思うんですよね。結局、障害福祉計画の中で、全体の中での一部としてしか聞くつもりはないと。今回、せっかく条例を制定したのは、当事者団体と協議していくつもりはさらさらないと。いや、計画はあるから、計画の中で全体の障害者の中での話としてしか聞くつもりはないと、そういう形に聞こえるんですけれども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） さらさららないとは言っておりません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今回、吉岡町聴覚障害者意思疎通支援事業運営委員会の設置の要望もあつたんですが、これは町長宛てに要望書が出ているんですけれども、こちらも開かないと、考えていくつもりはないと、僕は理解しているんですけれども、どうでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 考えていくつもりはないということはありません。当然、検討していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちゃんと考えているなら考えているということで、きちんと当事者団体の方に伝えて、できれば町長の声で伝えていただければなと思います。よろしく願います。

やっぱり、最初、私が聞いているところでは、話せる内容も、予算もないと言われるということは、当事者にとってはとてもつらいことだと思います。そういう部分で、もうちょっと誠意のある対応をとっていただきたいと思います。

次ですね、地域での共生への取り組みに関して質問いたします。

町長、手話言語条例制定とかDE Tも実施していただきました。障害者用の駐車場等、設備面での整備も進みました。その部分は非常に評価できるところではないかと思うんですけども、今後の障害者にかかわる課題の改善とか、地域での共生に向けて、町長、今どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今までも実施してきたことを進めていきまして、また、今後についてもさらなる処遇の改善、地域での共生に向け進んでいきたいと考えております。

このことについては、今ある各種計画や、今後策定する計画などに盛り込んでいきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） もうちょっと共生社会の実現について、町長のお気持ちをもう少しいただければなと思ったところなんですけれども、ちょっと時間が迫ってきていますので、次、教育の面について、教育長、お尋ねします。今後、推進が期待される共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育について、特に障害のない子供たちへの教育的効果についてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。



〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 全ての子供たち一人一人が個性ある存在であります。得意なこと、苦手なこと、できること、できないこと、それぞれの子供がそれを持って生活しております。インクルーシブ教育の理念のもとで、そんな子供たち誰もが互いに支え合いながら学ぶことは、共生社会を築いていく上でとても大切なことであり、多様な価値観や豊かな社会性を育てることにつながると考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 重ねて教育長にお尋ねしますが、そのインクルーシブ教育という部分に関して、教育長として具体的に何かこうしていきたいものとか、あともしくは教育長就任から今までの間にこういうものに取り組んできたという、そういうものというのはありませんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 教育長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） インクルーシブ教育というのは、障害の有無にかかわらず全ての子供が区別なく、通常の教室で学べるということが理想であって、その実現がインクルーシブ教育と言えると考えております。この理想実現には、発達障害であるとか、さまざまなニーズのある子供の学習に対応するために必要な教員や設備が整った通常の教室に地域の子供全員が通って初めて実現するものです。そのためには、現在の学校システムを変える必要があります。お金も手間もかかる制度改革なくしては実現が難しいとも思っております。

今、特別支援学級や特別支援学校で学んでいる子供たちをそのまま全ての学習を通常学級で行えば実現できるというものではありません。吉岡町のアクションとしては、子供たち誰もが同じ場でともに学ぶことを追求しながらも、個別の教育的ニーズに合う児童生徒一人一人の自立と社会的参加を見据えて最も適切な指導を個別に行うこと、そして、多様かつ柔軟に個々の学習の場を提供しているということが、私の具体的に何かしているもの、具体性にはやや欠けますけれども、そのような考えで行っているところです。今、障害のある子も、ない子も、ともに学ぶ場を設けることで、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築き、障害に対する差別や偏見を持たずに共生社会を生きる基礎を育てていると考えております。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場を用

意し、さまざまな交流学習や交流活動を通してインクルーシブ教育の理想に近づけていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 障害の程度にも確かによりますし、全部が全部一緒というのは無理かもしれないんですけども、ある論文では、ある程度の障害のあるお子さんがインクルーシブ教育を受ける中で、かなり状態がよくなるというか、健常児にかなり近いことができるようになってくるという報告もあるわけなんですよね。それと、そこに一緒にいた子供たちというのが、やはり非常に大きく教育、覚えるわけなんですよね。先ほど出てきた気づきとか、共感とか、そういう部分で当たり前のように暮らしていけるような共生社会というのが、ここで子供たちが覚えることによってできていくかもしれないと思いますので、ぜひともその部分、いろいろ考えていただいて、進めていただければと思います。

ユニバーサルデザインでちょっと言ったんですけども、吉岡町議会というのは、今回、ユニバーサルデザインフォントというのを導入してみました。町が出す広報やホームページの文書への導入も検討できますし、学校のプリントとか、配布物等にも活用できるのではないかなと思うんですけども。これ、あちこちの自治体で導入例がふえてきています。吉岡町もぜひ進めていただければと思うんですけども、町長及び教育長のお考え、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然、ユニバーサルデザインには取り組んでいくつもりでございますけれども、この件に関しましては総務政策課長、そして教育委員会事務局より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ユニバーサルデザインフォントについてなんですけれども、視認性、判読性、デザイン性に優れて、障害の有無、年齢にかかわらず読みやすい文字として認識されておることですが、町で活用できるものとしては、議員ご指摘のとおり、広報よしおかや町のホームページが考えられますが、今後、ホームページ及び広報の委託業者と導入に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

また、行政文書についても、町民等への通知やお知らせ等について、活用検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ユニバーサルデザインに配慮したフォントは、紙面での教科書やデジタル教科書でも利用されてきています。文字の読み書きに困難を伴う学習障害や弱視者への支援としては、誰にとっても使いやすく、わかりやすいユニバーサルデザインフォントを取り入れていくことは有効なものであると考えております。

学校から配布するおたよりや学習プリント等もユニバーサルデザインフォントを利用していくことは有効であると思われまますので、今後は学校現場での利用を推奨していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） Windows 10には、もうこれ標準で全部で6種類ぐらいですか、用意されていて、これただなんですよ。庁舎のシステムのアップデートの都合でできないこともあるかもしれませんが、Windows 10の最近のアップデートなら明朝、ゴシック、あと教科書体というのが使えて、ただでできるので、やれることは進めていただければと思います。

その後の、受動喫煙防止もしたかったんですけども、また次の機会等にさせていただければと思います。

これにて5番富岡の一般質問を終了いたします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

---

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） 2番富岡です。議長の通告に基づき一般質問を行います。

まず最初に、みはらし公園についてでございます。

昨年4月14日にプレオープンして、もうすぐ1年になります。昨年の8月11日の前橋の花火大会には大勢の方々が公園に集まり、階段をベンチがわりにし、前橋と伊勢崎の花火3カ所が打ち上げるのを見えました。皆さんが喜んでいました。暗かったので人数のほうはどのくらいいたのかよくわかりませんが、一応階段の半分ぐらい、通路を登って

いくのに人が大勢いました。ただちょっと距離がありますので、前橋の花火、見えるのは見えるんですけど、ちょっと小さかったかなと思いました。その花火も公園の東のほうの駐車場、堤の隣なんですけど、やっぱり下のほうで車をとめて、中にはそこで見たいという人もいたんですけど、そこでは見られないと、上に上がらないとやっぱり見られませんでした。頂上からでも大藪貯水池の南にあります町有地に生えている雑木というか、樹木が邪魔をしまして、低く上がる花火が見えなかったと。本年1月に樹木の枝がたまたま隣の民家に入っていて、水利組合の要望もありまして、枝を詰めていただいたので、ことしはその花火がよく見えるかなと思っています。

昨年11月10日の町の防災訓練では、防災公園としての役目として、災害時、非常用のトイレ、西側のトイレが2つで、東側のトイレが5つ、トイレの裏側に、囲うことができて、トイレがふえるということを教わりました。また、ベンチを改造すると炊き出しができる釜になるということも教わり、ただし、災害が起きたときに釜はなっただけ燃料はどうするのかと。それはそのとき、また考えるかと思えます。

あと、あずまやがいくつかありますけれども、そのうちの2つがあずまやにテントというか、囲いが収納されていて、いざというときは、囲うと小屋になるということも教わりました。

また、貯水タンクが一番上にありまして、飲料水をためて保留ができると。ただ、その水等が濁っている場合には、浄化する装置ですかね、機械がありまして、飲料水として使えるような装置もありました。

防災倉庫も設置してありましたが、まだ中身のほうはちょっとなかったかなと思っています。一応防災公園としての役目を昨年度教えていただきました。

本年度の元旦には、天候にも恵まれ、私が数える限り約200人近い人が初日の出を見ることができ、皆さんが喜んでいただけました。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

令和2年度の除草作業の予定はということでご質問させていただきます。

皆さんに配られています資料1を見ていただきたいと思います。

昨年の夏に除草作業が間に合わず、このふわふわドームですかね、ふわふわドームの周りに雑草が生えていて、特に子供たちが遊ぶためにつくったわけなんですけど、子供を遊ばせようと来園した保護者の方々から、できたばかりの公園なのに、ふわふわドームが隠れるぐらいの雑草が生えていると、苦情を言いながら帰ってしまったり、また、毎日散歩をしていく人がいたんですけど、歩道を歩いているのはいいんですけど、眺めはいいけど、毎日雑草を見にきているのではないかと、また、それも苦情も言って帰りました。

本年度の、令和2年度の予算書を見ますと、除草作業委託料として290万円、除草工

事代金として590万円、備品購入費として芝刈り機84万円が計上されております。この予算の範囲内で除草作業が行われると思います。除草する時期を考え、雑草を退治して、来園者に迷惑のかからないようにしていただきたいと。公園名が城山みはらし雑草公園にならないような除草計画はどのようになっているか、町長、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 2番目に、富岡栄一議員から城山みはらし公園について、令和2年度の除草作業の予定ということでご質問をいただきました。ありがとうございます。

ここの城山みはらし公園は、昔の桃井一族が統治していたころから、上に登ると桃井13カ村が全て見渡せると、そういう眺望のいい場所だということで言い伝えられております。花火が見られた、あるいはいろんなところが見られたと、皆さんに喜ばれていることにつきましては、大変うれしく思っている次第でございます。

この城山みはらし公園は、平成30年度事業及び繰越事業により、芝やコグマザサ、ヒガンバナなどのほか、低木・高木類が植栽されました。

令和元年度は、管理業務の初年度であり、各エリアの除草時期などについて経過観察を行い、除草等を実施したところでございます。

令和2年度の除草作業につきましては、効率的な除草作業を実現するために、乗用の草刈り機を購入し、これをシルバー人材センターの作業に活用していただくことなどを考えております。

詳細につきましては、産業建設課長から説明をさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 令和元年度は、公園管理業務の初年度でありました。芝生については、植えつけてからしばらくは養生期間が必要なため、ロープで囲うなどして進入防止を図りました。しかし、人が踏み込まないがために、議員のご指摘のとおり、雑草の繁茂が確認されてしまいました。こうした状況を踏まえ、芝生が根づいたことを確認した後に除草作業を実施し、10月1日にロープなどを外し、公園の全面開放を実施したところでございます。

また、低木類は密に植えられており、周辺の雑草に背丈で負けてしまいます。そのため、除草作業が手作業とならざるを得ない状況で手間がかかりました。しかし、現在は、地道な除草作業が功を奏し、景観を保っているものと考えております。

以上のような経過から、令和2年度の除草作業につきましては、町のシルバー人材センターの作業による効率的な除草作業が適切な時期に行われるように、乗用の草刈り機を備

品として購入する予定です。

また、シルバー人材センターへの委託業務は、5月から11月にかけて、芝刈りと除草については年6回、植え込みの除草については年5回を予定しております。その他、芝桜やコグマザサ等が植えられている急なりの面につきましては、年7回の業者による除草作業を予定しております。

今後も、町民に親しんでいただけるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 町民から苦情が出ないよう、よろしく願いいたします。

次に、頂上からの眺望はということで、資料2を見ていただきたいと思います。

この写真がみはらし公園の頂上の一番上のベンチから撮った写真でございます。お城でいえば天守閣かなと思います。前橋から関東平野の眺めはいいんですけど、上毛のカルタにあるように、「すそのは長し赤城山」その赤城山がこの樹木によって隠れて見えません。みはらし公園とありますので、立木、私が思うのはちょっと高い木を3本ぐらいと、ほかの住民なんかでいうとちょっと10メートルぐらい切っていただきたい。私は、低い木に植えかえていただきたいと思っております。ちょうどこの公園には梅林がありまして、ちょうど今が梅が満開に咲いていると。とてもきれいですので、皆さんぜひ、今度の土日でも来ていただければ、まだ花は残っているかと思えます。下から見るととてもきれいになっておりますので、よろしく願いします。

梅の木はあるんですけど、ちょっと桜の木がない。もうできたときのオープンもそうだったんですけど、桜の時期に桜の木が一つもないよねって。できれば桜の木、苗木として見ていただくと、そんなにお金のかかるやつではないと思って、桜の木も植えていただければ非常にありがたいと思っております。

ふだんから人が集まるような魅力的な公園にしておけば、災害が起きたとき、いきなり住民が集まるのではなく、もしもの災害時に慌てて避難することがないよう、ふだんから行きなれ、集まりやすいところにしておけばよいと思っているんですけど、町長、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 城山みはらし公園の一番高い場所は、古墳広場になりますが、議員ご指摘のとおり、ここからは立木が遮り、赤城山全体が鮮明に望める眺望ではありません。古墳広場からの赤城山の眺望を遮る立木の伐採や樹木の変更については、現地に文化財上重要な城跡の土塁が存在するため、保存する必要があるため、着手することはできません。また、園内の立木につきましては、自然の雑木林を演出する側面もありますので、現在のところ倒木の危険がある立木を除き、伐採や樹木の変更の予定はございません。

しかし、城山みはらし公園の水道施設の南には、展望広場がございます。この展望広場のテーブルと椅子が設置してある場所からは、まさに赤城山全体を鮮明に望むことができると思います。

今後は、この展望広場からの眺望などを広くアピールし、城山みはらし公園の魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、桜の木の植樹についても、今後検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） よろしく申し上げます。

ちょうど頂上のベンチに行くと見えないんですけど、ちょっと水道のタンクのほうとか、横にそれれば、当然見えるのは見えるんですけど、一番上に行って、ベンチに座って、気持ちよく眺めてたら、ちょっと赤城山が見えないと。この町民も言っていましたので、とりあえず、あとは桜の木とか、ずれて見るように、みなさんに周知したいと思います。

次は、資料3を見ていただきたいと思います。

今、町内どこでも落ちている犬のふんの問題ですが、城山みはらし公園の遊歩道にたまたま私が歩いていたときに、何があるんだろうって、だんだん近くに行ったら、犬のふんと思われるものが落ちていました。芝の中にあつた場合はわかりませんが、とりあえず歩道にあつたので、ちょっと証拠というんじゃないんですけど、写真を撮らせてもらって、今回の議会で報告をしているわけでございます。最近では、園児の散歩で子供たちが来てたり、ちょうどコロナウイルスで学校が休みというか、図書館等が使えないためか、この間の土日、月曜日もそうですけど、平日も子供たちがいっぱい来て、公園ならコロナウイルスにうつらないというんで、随分、最近訪れるようになっております。また、梅の木も満開というか咲いているせいかもしれませんけど、とりあえず最近は多く来園していただいております。そのため、人が多く集まっているところで、犬のふんが芝とか遊歩道でもそうですけど、ペットのマナーに関する持ち込み禁止の看板や、ふんの処理をするよう、来園者に掲示、指導し、マナーを守るようなふん害対策はできないのでしょうか、町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 城山みはらし公園では、子供からお年寄りまで多くの方に散歩を楽しんでいただきたいと思います。また、芝生もさまざまな利用形態があるものと思いますので、ペットのふんに関する利用者への注意喚起等については、今後、関係部署と協議を行い、注意喚起の看板の設置などを検討を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） よろしく願いいたします。

次は4番で、公衆トイレの排水管詰まりの対策はで質問させていただきます。

公園内の西側の公衆トイレに紙おむつ等を流す人がいて、時々詰まります。業者に聞いたところ、四、五回排水管が詰まっていると。詰まったその都度、自治会長にも連絡があり、対応をして、困っています。当然、1回が3万円ぐらいと聞いているんですけど、経費もかかっております。一度なら間違いかと思えますけど、数も多く、排水管詰まりの工事をしたときに、おむつが2つも3つもぼんぼん出てくるということなので、これは1個なら、まあ間違っ流したかなということもありますけど、2つ、3つ、4つじゃないですけど詰まっているとなると、どうしても故意にやっている人がいるとしか思われません。おむつばかりじゃなくて、紙がいっぱい詰まったりして、来園者が使うトイレが故障しては迷惑がかかります。トイレが詰まらないような対策はできないのでしょうか、町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、西側の公衆用トイレの配管詰まりがたびたび発生し、地元自治会長を初め、利用者の皆様にご迷惑をおかけしている状況がありました。この状況を改善するために、先月に最終汚水ますを移設し、配管をやり直す工事を発注しました。間もなく工事の完成となります。今後は経過を注視しつつ、利用者への、マナーがやっぱり悪いということになりますので、注意喚起の看板設置の可能性を探ってまいり



たいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） よろしくお願ひします。早急に工事していただき、目詰まりがないよう、また、町民の方が来て、トイレが壊れていないよう、よろしくお願ひいたします。

次は、関連の質問でありますけれども、鳥獣駆除対策の現状はで質問させていただきます。

資料ナンバー4を見ていただきたいと思ひます。

これは、私の家の敷地内で捕まえたタヌキでございます。このタヌキは城山みはらし公園にいたと思われるタヌキです。公園近隣の住民が公園工事に伴いタヌキ3匹がいなくなったと言っていました。そのタヌキだと思ひれます。公園北の雑木林にはタヌキの巣があり、そこにすんでいたと思ひれます。おとしの冬の時期から私の家の周りにちょっと居座り、おとしは1匹を私のこの写真の裏の排水管に押し込めて捕まえたわけなんですけど、土曜日の夕方だったので、役場に連絡するのは悪いと思ひて月曜日まで待ちました。月曜日まで待って、役場に連絡をして、来ていただいたときには、もう逃げられた後でした。役場職員いわく、休日でも構わないので連絡してくださいとのことでした。

また、昨年の12月に、またタヌキを見つけましたので、今度こそは捕まえてやると意気込み、役場に捕まえるおりがあるということを知りまして、1年がかりで何とかこの1匹を捕まえることができました。まだもう1匹います。夏場は特に近隣の畑で家庭菜園の農作物を荒らして困っています。また、近くの耕作放棄地にはタヌキのほかにキジがいます、すみついております。これも農作物を荒らして困っております。この公園周辺、当然、私のうちは東側なんですけど、当然北側の北下地区、あと高渋バイパスを隔てたまだ西側で、やっぱりタヌキとキジだと、被害を訴えている。ここの公園周り鳥獣がおります。住民の中にはアライグマを4匹捕まえたという人がいました。たまたま私がタヌキを捕まえたときに役場へ行ったら、違う人なんですけど上野原南にイノシシの足跡があるから仕掛けをかけろと言ひにきた人もいました。

鳥獣捕獲をするのにどのような資格、免許が必要なのかと、町の年間鳥獣捕獲数はどうなっているのかを、町長、お伺ひします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣または鳥類の卵については、原則として捕獲または採取が禁止されております。ただし、狩猟期に鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許やわなの免許などの資格を有する者が狩猟することとされております。

なお、例外的に農林水産業の被害が生じている場合や、学術研究上の必要が認められる場合には、県知事や町長の許可を受けた上で、鳥獣の捕獲、または鳥類と卵を採取することが認められております。

農林水産業の被害が生じている場合の手順については、野菜や果物に被害が生じている場合、まず、町に対して鳥獣の捕獲等許可の申請をしていただきます。次に、町は現地調査により農作物の被害等の実態を調査し、この申請が適切と認められたときに鳥獣の捕獲許可証を発行しています。この許可証により町猟友会や一般の個人の方が有害鳥獣として捕獲をすることができます。

続いて、平成30年度の町の鳥獣の捕獲数について説明いたします。

昨年度の捕獲数について、イノシシ3頭、ニホンジカ3頭、ハクビシン6頭、アライグマ5頭、タヌキ6頭、カラス38羽、合計61体の実績でございます。

令和元年度につきましても、2月末現在ではほぼ同数で、合計としまして63体でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 相変わらず町にはいっぱい鳥獣がいます。私のうちの周りだけではないということを確認できました。

また、ことしは特にデスティネーションキャンペーンもあり、船尾滝周辺に観光客が来たとき、イノシシやクマがあらわれたら大変なことになります。コロナウイルスではありませんが、町内には鳥獣動物を入らせない、入った場合は全て駆除するような鳥獣対策はないのか、町長、伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しても、産業建設課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 鳥獣が侵入した場合の対応とはというご質問でございますが、難しい問題でございますが、例えば、船尾滝周辺においてクマが出没したことが確認できた場合には、直ちに渋川警察署に連絡するとともに、町猟友会にも出動を依頼し、対応に当たる

ことになります。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） よしおかほっとメールで水沢にクマが出たと、榛東にもクマが出たと、イノシシは上野原の人には申しわけないんですけど時々出ているということで、観光客等がけがのないよう、対策をよろしくお願いします。

次に、2番も駒寄川護岸工事についての質問に入ります。

ナンバー5の資料を見ていただきたいと思います。

昨年の10月に起きた台風19号、この間、気象庁が43年ぶりに命名し、この台風の名前が令和元年東日本台風と名づけた台風であります。この台風で駒寄川大林地区の護岸が崩壊しました。資料を見ていただくとわかるように、奥には住宅があります。川が氾濫すると、農地及び住宅に損害が発生します。この駒寄川大林地区が崩壊した原因はどのようなことだと思われますか、町長、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 護岸崩壊の原因を質問いただきました。

昨年の台風19号は、県内各地のみならず、甚大な被害をもたらしました。吉岡町も例外ではなく、本箇所の崩落についても、台風による出水によるものと考えられます。

また、崩壊した護岸は、鉄線の蛇かごを積み重ねた形状であることから、蛇かごの番線が経年劣化に伴い腐食したことが少なからず影響していることも考えられます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 護岸も古いのも古いですけど、私が思うには、古い上に、たまたま北側にある団地からの排水ですかね、それが合流したおかげでこの場所が崩れたのではないかと私は思っております。

次に、改修工事の予定はということですけど、昨年1月31日付で地元自治会から河川護岸工事改修と樹木伐採の要望が出ております。地元でもこの地域は護岸も悪く、樹木も生えております。樹木も川の下の方に生えていると。たまたま今回の19号では、崩れて倒木して塞ぐことは、せきとめられることはなかったわけですが、もし川の下の方に生えている樹木等が、護岸が崩れ、木が倒れ、せきとめられ、氾濫すれば、大災害になるかと思えます。この駒寄川にかかっている唐川橋というのがありますが、ただ、唐川橋が2つ、同じ川に唐川橋というのが2つあります。そのうちの旧高渋線の唐川橋には、大分前から県の土木事務所ですかね、設置している水位計があります。この駒寄川自

体が常に、水位が多く出ると、危ない河川だということで監視していると思われま。また、この駒寄川ハザードマップによりますと、水防危険箇所、というのは、駒寄川には2カ所もあります。駒寄川自体が危険な川と思われま。令和元年第4回定例議会で飯塚議員が質問し、駒寄川下流でも問題が起きております。この駒寄川自体、全体が見直しが必要と思われま。ことしも台風やゲリラ豪雨がいつ来るのかわかりませ。災害が起きないうちに、早急に改修が必要と思われまが、改修工事を県に対しての要望、予定はどのようなになっているか、町長、お伺いしませ。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、産業建設課長から答弁をさせませ。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） この地区の駒寄川は、一級河川であることから、県渋川土木事務所が河川管理者となっております。

町は、地元のほうから本箇所の被災について通報を受け、現場を確認した後、直ちに渋川土木事務所に対応を依頼しております。

また、当該箇所は、渋川土木事務所からは災害復旧の工事により対応するとの回答を得ております。

また、駒寄川全体の改修につきましては、引き続き県に要望をしていきたいと考えております。

もう1点、樹木の伐採についても要望しております。引き続き県に対して要望していきたくております。

なお、大林橋の下流までの護岸は、ブロック積みで改修済みとなっておりますので、未改修部分の早期着手についても引き続き要望しているところでございま。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ことしも台風やゲリラ豪雨が来ないうちに、早急に対策というか工事をしてもらえるよう、よろしくお願いいたしま。

次に、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

令和元年度の収支はということで、ふるさと納税は、平成28年度27件で、406万9,000円、平成29年度は550件で712万8,000円、平成30年度は356件で763万7,000円になっております。

近年3カ年は着実にふえていますが、自主財源としてはもう少し多くないといけな

と思います。制度も変わったこともあります。今現在の令和元年のふるさと納税の収入・支出はどのようになっているか。支出の場合は、吉岡町町民が他にどのくらい出しているか、そういうつもりで出しているんですけど、わかりましたら、町長、よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ふるさと納税についてご質問いただきました。

年度途中であるが、どのくらいの納入状況、件数等、ご質問いただきました。

令和元年度のふるさと納税の状況ですが、件数が259件となっております。また、返礼品に要する経費や、委託業者への委託料などの支出額ですが、現在、173万7,984円となっております。

今後の対策等につきましては、財務課長に細部については答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 先ほど、質問の中で、町長が答えさせていただいたのは、ふるさと納税の返礼品等に係る経費ということで173万7,984円という形になっております。ただ、このご質問のときに、他市町村への寄附額がどのくらいかということでご質問いただいておりますので、これは1年ずれてしまうんですけど、平成30年度については1,470万円ほどとなっております。

また、収入額をふやす対策といたしましては、昨日の施政方針の小池議員の質問に対しても町長がお答えしておりましたけど、多くの方に吉岡町のふるさと納税の魅力を知っていただく機会を少しでもふやしていくためのふるさと納税募集サイトの拡充、広報媒体を活用したPRの充実や寄附金の使途の再検討、また、クラウドファンディングの活用やマルチペイメントの導入などを検討して、あわせて返礼品の拡充を図ってまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 質問の内容がちょっと、よく説明をしておけばよかったと思いますけど、とりあえず今、30年度、町には763万円が入ってきたけど、町の町民がよそに1,000万円から出ていると。どうしても算数すれば、入ってくるより出ていくほうが多いということになっております。いかに吉岡町をアピールしていただいて、出ていくより入ってくるほうの金額が多くなるよう、よろしく願いいたします。

今、ありました町長の令和2年度の施政方針の継続事業で返礼品及びふるさと納税募集

サイトの充実を図り、さらなる自主財源の確保に努めますということは、きのう答弁をいただきましたので、差し控えさせていただきます。

次の、納税者への対応はということでございます。

ワンストップ特例制度では、確定申告不要な給与所得者の方などがふるさと納税を行う場合、1年間の寄附先が5自治体までなら確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除が受けられるという仕組みで、6回以上ふるさと納税を行っても、5自治体以内であればワンストップ特例制度が使えるとあります。1人の人が何回でも吉岡町には納税ができます。1年を通じ、季節ごと魅力のある産物で、同じ人が何回も吉岡町にふるさと納税をしているのか。また、何回もしていただけるような努力をしているのか、町長、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、財務課長により答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 令和元年度につきましては、複数回、吉岡町にふるさと納税をしている方は25名いらっしゃいます。また、返礼品は地域産品という中で提供しなければならないとされており、その季節でしか提供できない果物、ブドウに加え、今年度新たに返礼品としてイチゴや小倉乾燥芋、また等級が最高位であるA5ランク和牛など、数量や期間限定ではありますが、魅力ある返礼品の充実に力を入れてまいりました。

また、同じく魅力ある返礼品の充実という面では、今年度新たに、水沢街道沿いにある業者が返礼品提供業者となり、焼きまんじゅうが比較的好評となっております。なお、最近では、個人や業者から返礼品として登録できないかという相談も受けており、それらが今後新規の返礼品として追加されることも期待されております。これらの取り組みが、何回も選ばれるような返礼品の充実につながると考えております。

しかしながら、昨年度と比較しますと、総務省のふるさと納税に関する基準が厳しくなったことで、その結果、収入額や寄附件数が減っているのは事実ですが、先ほど説明したような対策を講じまして、寄附額の増収を図ってまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） たまたま昨年、県外に住む人が初めて吉岡町にふるさと納税をしてくれました。その人が渋川市にも寄附したそうです。渋川市では品物と一緒にお礼状が入っていたのですが、吉岡町は入っていなかったと。この質問をする前に財務課へ行って確認した

ときには、お礼状は納税申告書と一緒に発送してあるということで確認ができましたので、この質問は変えさせていただきます。

次、4番になります。防災無線の設置状況についてお伺いします。

防災無線の設置状況の進捗状況はということで、本定例議会でも令和元年度の補正予算を追加するぐらい、1,505件を67台ふやして1,572台とのことで、順調に設置が進んでいるようですが、ホームページによりますと、ことしの3月1日現在の世帯数は8,223戸で、世帯割合を計算しますと約19%、ホームページの世帯数では、同一世帯で介護保険などの利用の関係もあり、世帯分離している人や、1人住まいで施設等に入所している空き家になっている人もいますので、ちょっとこの8,200戸は余り参考にならないかと思ひまして、昨日、上下水道課長の資料で、上水道の供給戸数だと7,769戸、水道を供給しているほうが実際に住んでいる方が多いかなと思ひました。ただし、7,769戸でも事業所とかいろいろあります、一般住宅等はちょっと数がもう少し減るかと思ひますけど、その割合でも20%となり、単純計算でいきますと5件に1件の割合しか、今現在まだ入っていないということになっております。

私のうちも回覧板で防災無線つけませんか、つけませんか、つけませんかと3回ほどお知らせが入ってきております。お知らせが回っているということは、まだそんなに普及というのか、希望者がいないのかなと思ひました。そしたら、たまたまけさ、資料いただきまして、慌てて見たわけなんですけど、アンケートの交換希望率、アンケートは4,270を出したということですかね、希望者が1,964戸と、希望率でいけば46%ということになっております。

今現在の進捗状況はどのようになっているか、町長、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 毎年、全国各地で大規模な災害が発生し、それに対応している被災市町村の災害状況を聞くたびに、防災無線の必要性はとても重要であると感じております。しかし、現在、町で使用している防災無線施設は、平成11年に整備され、機器類等も老朽化し、無線としての機能が低下している状況であり、また、通信様式もアナログ式であるため、無線機器のсприас規格の改正により、令和4年12月までにデジタル化する必要があることなどの理由から、平成29年度から防災無線デジタル化設置工事を実施し、令和4年12月までに工事を完了させる考えでございます。

なお、ご質問の防災無線の設置の進捗状況等につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防災無線事業につきましては、平成29年度より国庫補助事業として令和4年12月までの事業完成を目指し進めているところでございます。現在、発注済みの工事につきましては、令和元年度から令和2年度の2カ年事業として工事を進めているところでございます。この工事の終了時点で進捗率が56%となる次第でございます。そしてまた、けさ渡した資料にもありますが、戸別受信機については、現在、1,639台を設置し、今後、3,486台を設置する予定でございます。現在、工事はおおむね順調に進んでいるところでございますが、アンケートでもあるとおり、なかなかそれなりの数が出ていない状況であります。なぜかと問いただしたところ、今、防災に関する情報を収集する手段が、テレビ、インターネット等もろもろありまして、防災無線の必要性を若い人たちの中で見出せていないという現実もあります。今後、防災無線を進めるに当たりまして、防災無線のいいところというところと何かと、担当部署で今現在考えておるんですが、防災無線でほかのテレビ、インターネットと違うところは、地域の情報源、そういった防災無線としての必要性を今後周知させて、防災無線を入れる世帯がふえるような対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 住民が防災無線を入れることによって、いろいろ情報がその地域だけになるというのが周知できればいいと思っております。

次に、問題点について質問させていただきます。

私の家も1月に設置していただきました。しかし、近所の方々に防災無線の工事に来るとの連絡があり、アンテナ及びコード用の穴を外壁にあけるといことならば、防災無線をつけたくないとのことでした。確かに、申込書というか、回覧版には外壁に穴をあけますよと載っているのですが、それまではよく見ないで申し込んだ方もいらっしゃるかと思います。町内でも新築住宅はもとより、防火造、耐火造のどちらにしても外壁に穴をあけるといことを嫌がる人も多いかと思っております。また、アンテナの長さもはかってみますと2メートル弱ありますかね。長いもので、ちょっと住宅につけると外観を損ねると思う人もいるかと思っております。そのような人々への対応はどのようにするのかと。

あと、たまたま、アンテナをつけなくても機械が設置できる場所があるということで、なるべく役場から電波が出ますと、今ある防災の広報のとか、スピーカーはどのように、今後廃止になるのか、それもあわせてちょっと質問したいと思います。町長、よろしくをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。



〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 本事業は、今後も町が防災無線を継続して利用していくために、アナログ電波が廃止になる令和4年12月までに防災無線のデジタル化を進めているものであります。防災無線は、電波の特性や地形により外部アンテナの設置エリアは一概に囲える範囲ではありませんが、一軒一軒のお宅ごとに電波の強度を測定した上で、アンテナを今設置しているところでございます。ご指摘のアンテナの大きさについてですが、これは戸別受信機の受信を確実なものとするために必要なアンテナのサイズでありまして、ほかに方法もないことから、設置の際にはそのサイズのアンテナが必要であることを丁寧に説明して、取り付けを進めているところでございます。

また、設置の際にエアコンダクト等の既存の箇所の利用により可能な限り穴をあけないように、住民の皆様にご意向等を酌みながら工事を進めているところでございます。

また、現在使われている防災無線につきましては、アナログ電波でありまして、比較的外部アンテナがなくても入りやすい状態でありました。今後、デジタル化するに伴って、デジタル化は、入るところ、入らないところ、明白になっておりますので、ほとんどアンテナをつけないと入らないような状況がありますので、以前の戸別受信機で入っていたお宅でも、アンテナを設置している状況であります。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） そのほかに、今、放送で流している施設、うちのほうも木戸集落センターに音で町民に知らせると、そのほうの機械というか、それはどのようになるんでしょうか。お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 施設に入っているアンテナ、戸別受信機のことでしょうか、それとも、外部スピーカーのこと、（「外部スピーカー」の声あり）外部スピーカーに至りましては、既にデジタル化をして運営を開始しております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

- 2 番（富岡栄一君） 人によりますと、外部スピーカーが聞こえるのであれば、すぐ隣ならわざわざつけなくても、それが聞こえるという方もいらっしゃいました。若い人たちだったらスマートフォン、あとテレビもありますけど、よしおかほっとメールで災害時確認するかと思いますけど、広報とかで知らせても、近年、自治会に入らない人がいると。当然、うちの地域もあるんですけど、回覧板でうちのほうも3回回ってきましたっていても、自治会に入らないから回覧板でも防災無線つけませんかと言われても、回覧板も回らないと。そういう方々の対応はどのようにしていくのですか、町長、お答えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 新たに住所を吉岡町に移動された方、転入時に防災無線の案内をしている次第でございます。また、近隣の状況を聞いて、住民の方が窓口に問い合わせた場合には、それに対応しているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

- 2 番（富岡栄一君） 町民全員に連絡等々行き渡るよう、よろしくをお願いします。  
以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。  
ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時44分休憩

---

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議 長（山畑祐男君） 1番小林静弥君議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

- 1 番（小林静弥君） 議長への通告に従い、一般質問を行います。

質問に先立ち、現在、世界中を席卷している新型コロナウイルスによる疾患でお亡くなりになった方が国内にも多くいらっしゃいます。謹んでご冥福をお祈りいたします。

また、病の床にある方々には心よりお見舞い申し上げ、一日も早い回復と事態の終息を

お祈りいたします。

日々状況が異なっているこの状況下での一般質問ということをご理解の上、ご了承いただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

駒寄小学校体育館新築工事についてお聞きします。

前回、令和元年12月の議会で、一般質問で工事の進捗状況についてお聞きしました。その際の答弁で、おくれる可能性があるとお聞きし、その後の臨時会にて6月10日ごろの完成予定ということでお聞きしております。おくれる理由につきましては、当初予定になかった長大なくいが必要になり、それに伴う資材の調達等の理由による工期のおくれと説明を聞きました。その後、進捗状況はいかがでしょうか。簡単にご説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小林議員より駒寄小体育館の新築工事の進捗状況ということで質問をいただきました。ありがとうございます。お答えさせていただきます。

駒寄小学校体育館新築工事の進捗状況は、現在は、体育館の外壁部分のALC板の取り付けや内部の軽量鉄骨工事を行っているところであります。

今後の予定ですが、外壁の取り付けや内部の軽量鉄骨工事終了後に、屋根工事や外部・内部の塗装が予定されております。その後、床組工事、内装仕上げ、設備機器の取り付け、外構工事へと順次進んでいく予定となっております。

なお、工期は6月10日となっておりますが、それより早く体育館の部分供用が開始できないか、現在業者と調整を進めているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） やはりできるだけ早めていただけるような努力をというお話でしたが、この春の卒業、入学には間に合わず、6月10日よりもできるだけ早く一部使用が可能になることを今後期待させていただきたいと思います。

進捗状況はお聞きしました。確認ですが、3月24日予定されております駒寄小学校卒業式ですが、例年であれば、もちろん体育館を使用した卒業式が行われることになっていると思います。今回は工事中ということで、体育館が使用できません。先日の説明では、文化センター大ホールを利用してという代案をお聞きしておりますが、どのような形で計画が進んでおりますでしょうか。吉岡町文化センター大ホールを使用する卒業式は、各学校を通じて初めての試みになると思います。当事者のみならず、町民としても大切な式

典が、思い出に残る式典が今年度の駒小卒業生に対しきちんとした形で行われるのであろうか心配されている方も多いと思います。駒寄小学校に問い合わせたところ、保護者との打ち合わせも行い、きちんとした形で卒業式を計画・準備しているとお聞きしました。新型コロナウイルスの集団感染防止策として、全国の学校が多く臨時休校とされている中、日々状況が変わる中で計画を立てるのも容易なことではないと思いますが、具体的な計画、予定等がありましたら、差し支えのない範囲で教えていただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現時点における計画ということで説明をさせていただきます。

今年度の駒寄小学校の卒業式につきましては、吉岡町文化センターホールを会場として、また、文部科学省等からの新型コロナウイルス感染症に関連する指導等により、必要最小限の人数に限っての開催を求められていることから、ことしは例年よりも縮小化した式典の挙行を予定しているところでございます。

具体的には、参加者を卒業生とその保護者、教職員等とすることで参加人数を抑えつつ、式典全体の時間短縮を図るため、祝辞の割愛や教育委員会告示、来賓祝辞、学事報告等の文書化を行っていきたいと考えています。

また、駒寄小学校卒業式当日の人の動きについてですが、卒業生は通常どおり、朝、学校へ通学した後、バスに乗車し、駒寄小学校から文化センターに送ります。そして、文化センターで保護者が合流し、ホールで卒業式を挙行了した後、今度は、児童及び同乗を希望する保護者を駒寄小学校までバスで送り、小学校の教室でのお別れと校庭への送り出しを実施する予定であります。その後、文化センター駐車場にとめてある保護者の車のところまで卒業生と保護者を送り、卒業式の対応は終了となります。

現時点においては、このような流れで進めたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。今、お聞きしたところによりますと、大分、今年度は縮小した卒業式になることということですが、小学校生活6年間を締めくくる大切な思い出の1ページとして、すばらしい式典になることをお祈りいたします。

さて、6年生の卒業式はお聞きしましたが、学校側の準備や保護者との打ち合わせ等、工期の変更のめどがついたときからかなりの時間、準備が進められたものと思います。し

かしながら、新1年生についてはどうでしょうか。4月7日には町内の各学校で入学式が行われます。初めての学校で教室、入学式会場、少し距離があるというのは、在校生と違い、幼稚園や保育園、あるいは町外の保育施設から入学してきたばかりで分かりにくい部分もあろうかと思えます。保護者の皆様にも十分な説明がなされたでしょうか。小学校と文化センターとの移動も、卒業式と同様なスケジュールではなかなか難しいものがあると思いますが、この辺の予定や計画はどのようになっておりますでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましても、教育委員会事務局より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） このような社会状況下で、4月の入学式がどのようになるかについては、なかなか見通すことが難しい状況となっておりますが、現時点においては、令和2年度の駒寄小学校の入学式については、卒業式と同様に文化センターのホールでの挙行を予定しております。

いずれにいたしましても、吉岡町教育委員会としまして、児童生徒の安全確保、安全安心を最優先に考えた上で、どのような入学式ができるか、学校と調整していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 具体的な内容については、まだお話できる段階ではないと、そのように受け取りましたけれども、自分たちの学校の体育館が使用できなくなるような特殊な期間というのは、なかなかあることではないと思います。そういった意味では、今回の駒小の卒業式、あるいは入学式、こちらは今後、何かしらの不測の事態が起こったときにモデルケースとして役立ついろいろな参考データや資料を残せる一つの機会とポジティブに捉えることもできると思います。今回の卒業式、入学式が現在の情勢下においてさまざまな抑制や制限が強いられる中でとり行われるということになるかと思われませんが、皆さんの記憶にも、また、町の記録としてもすばらしい式典として残されることを切に祈念いたします。

その他の教育施設についてお聞きします。

前回の一般質問でもお聞きしましたが、文化財センターの活用についてです。

先日上毛新聞にも掲載されていましたが、吉岡町上野田の森田家本陣、こちらの町指定の重要文化財になったということで、それについての講演会が先月、2月9日に文化財セ

ンターで行われたという記事がありました。文化財センターが満杯になるほどの盛況ぶりとのことで、大変に喜ばしいことでしたけれども、このような町内の史跡について、講演会やその他催し物が開かれることは、町の文化をより町民に広く知ってもらえるよい機会だと思います。教育委員会では、このような企画をこれからも考えていただければと思いますが、今年度はこのような企画がどれくらい考えられておるのでしょうか。具体的な案があればお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、文化財センターでは、展示室での出土遺物の展示や、町指定重要文化財のパネル展示、養蚕道具や民具などの展示を行っております。また、今年度は、企画事業としまして、中世・近世の街道についての講演会と、伊香保街道野田宿本陣森田家についての講演会を実施したほか、子供向けの事業として、勾玉づくり教室や埴輪づくり教室などの体験教室を実施しております。令和2年度の実施事業の具体的な内容については、これから詰めていくこととなりますが、現時点では今年度と同様、体験教室を2回、町の歴史・文化に関する講演会を2回予定しており、そのうち1回は南下古墳群をテーマに据え実施したいと考えております。

また、企画展としましては、昨年10月6日に20年ぶりに開催された三宮神社例大祭に関する展示を予定しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） いろいろと企画が予定されているようですけれども、そういった発信、文化的な行事を行う催し物の発信は、行政からがほとんどになっているのでしょうか。それとも、文化的な町の団体や各会などからの発信もあるのでしょうか。また、そのような会や団体からの発信があった場合、町からの補助はどのような対応があるのでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 現在、町の文化団体などが行う町の歴史や文化に関する講演会などについては、具体的にはないような状況であります。また、こういった講演会などへの補助についても、今のところは考えておりません。社会教育団体であれば、文化センターのホール以外での部屋の使用料の減免なども行っており、こういった面での援助は引き続き対応させていただきたいと考えています。

**議長（山畑祐男君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1 番（小林静弥君）** 広く文化財センターが町の皆さんに利用されることを願います。

町の新規事業でも、三津屋古墳駐車場整備事業など、文化的資産の活用に予算を考えられているところでしょうし、今後も文化的に有意義な企画が展開されることを期待します。それでは、次の質問です。

新型コロナウイルスについての質問です。

現在、日本国内で四六時中、マスコミも行政もこの話題に触れない日はありません。また、これが拡大していつているのか、終息に向かっているのか、まだまだ先が見えない状態だと思います。ニュースでは、まだ群馬県での感染者は、きのうまでのところでは認められていないようですが、群馬県、吉岡町、それからご近所と、だんだんと感染されていない範囲が狭まってくるのではないかとこの心配も皆さんお持ちになっているのではないかと思います。

このような中で、町としては、国の方針を聞きながら町内でも対策を講じていると思います。ホームページでもさまざまな関連の記事をリンクされていますが、町内の安全安心を守るため、現状把握をどのような形で進めているのでしょうか、お聞きします。

**議長（山畑祐男君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 小林議員より町民の健康維持についてということで、その新型コロナの状況把握について質問をいただきました。

2019年12月に中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者数は増加し、海外にも広がっております。国内では、指定感染症に指定され、WHOは緊急事態宣言を出して対策はとられておりますが、3月4日、本日時点では1,000人を超える人が感染し、まだ感染が拡大する傾向がございます。本感染症がこれ以上拡大した場合、国内の医療現場で起こるであろう混乱や社会活動、経済活動への重大な影響も危惧しているところでございます。

国では、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を出し、群馬県も県知事のメッセージを発出したところであります。町では、1月28日からホームページにお

いて国や県が示す相談窓口や受診の目安、感染予防対策などの最新情報を随時掲載して、町民への周知を行うのと同時に、庁内ネットワーク上に新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画を掲載し、職員間の情報共有を行いました。

町としては、庁議並びに臨時庁議を複数回開催し、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、情報収集及び意見交換等を行っているところでございます。また、各所属については、各課、局で主催するイベントの開催の可否について検討し、不特定の人の参加が認められるイベントなどは中止、延期していただいているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 町でもさまざまな対策、対策本部を設けての対応ということでお聞きしましたけれども、日に日に変わっていく感染についての報道ですが、まだ感染者が発表されていないからといって、地域としては対岸の火事では済まされない状況ということは、皆さん思っていらっしゃることと思います。かといって過剰な心配は無用とは思いますが、備えあれば憂いなし、十分な対策や準備を進めておくことは大切であり、必要があると思います。自分や家族に体調のすぐれない兆候が見られるときには、ふだんでしたらかかりつけの医者に診てもらうことになるかと思っておりますけれども、町の行政と医療機関との連携は、現在どのようになっておりますでしょうか、お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 医療機関との連携についてですが、コロナウイルスの問題発生以降、渋川保健福祉事務所にて、医療機関、行政、警察、消防などと意見交換を行い、情報の共有を行っております。感染拡大期における対応や、管内で患者が発生した場合の現地対策本部の設置や感染症拡大防止策について意見交換をしているところであります。新型コロナウイルスに関しましては、国が公表しているとおおり、いきなり医療機関に行くのではなく、コールセンターなどに連絡をし、判断を仰ぐことが重要なこととなります。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） いきなり医療機関ではなく、まずはコールセンター等への相談ということで、町民の皆様にも対応のほうを周知されればと思っております。



国からも、職場や学校等で休みやすい環境設定をという通達も出ていると思いますが、学校のほうでは、国の方針が示され、町でも休校の措置がとられています。町としては、職場のほうはいかがでしょうか。休みやすい環境ということで、関係各所に具体的な指示や通達は出されているのでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、臨時の庁議、また、先ほど町長が答弁したとおり、対策本部を設置した中で、少しでも体調が悪いときは休むように指示をしております。それにあわせて、インフルエンザの行動計画及び業務継続計画に沿って動いているわけですが、その業務継続計画の中に、例えば、職員が何人休んだらこの業務はやめるとか、優先する業務はこれだということをそこで計画しておりますので、その洗い出しをするように指示はしてあります。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） それぞれ、個人個人が体調に気をつけて、少しでも体調がすぐれないようであれば大事をとる、それが許される職場環境であるということを、今後も引き続きご指導等していただければと思います。

いずれにしても、健康第一で進めていただければと思います。

次に、健康第一ということに関連しまして、よしおか健康No. 1プロジェクトについてお伺いします。

町では、さまざまな催し物が企画されていて、その中でも健康関連の企画に参加してもらえる「よしおか健康ポイント」、これをためますと、景品と交換できるといった企画があります。実際、景品を手にとられている方もいらっしゃると思います。しかし、周りで話を聞いていますと、健康No.1プロジェクトの景品などについて、知っている人というのは、私の周りには余り多くなく、世代によっても差があるのではないかと感じるころがあります。そこでお聞きしたいのですが、このプロジェクトが始まってから今まで、その景品の交換された人数や件数、また、現在そのプロジェクトに参加されている各自治体や団体の数はどれくらいあるのでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 取り組み状況について質問いただきました。よしおか健康No.1プロジェクトは、有酸素運動や食育事業などの健康増進活動を通じて、町民主体の健康づくりを応援する町のシンボルプロジェクトでございます。

事業開始から6年がたち、自治会を初め、事業の推進役を担う健康づくり推進協議会の協力のもとで順調に活動は広まっているところであります。

今年度スタートした「よしおか健康ポイント事業」も、町民一人一人の健康に対する意識を促し、主体的かつ積極的に健康づくり活動に参加するきっかけをつくるために行う健康No.1プロジェクトの事業でございます。

ことし1月から景品の引きかえも始まっており、1月で100名以上の方が景品の引きかえに保健センターに来所されました。

ポイントの対象となる事業は多岐にわたり、町の健診や健康教室のほか、各自治会で行われているさまざまな活動も対象事業に加えることができました。ポイントの対象となる事業の要件は、健康づくりに役立つ事業であること、よしおか健康推進協議会や自治会が管理または運営する健康No.1の地域活動であることの2つになっております。

事業は、ウォーキングや筋トレ、グラウンドゴルフやパークゴルフ、ラジオ体操、サロン活動など、多種多様で地域の特色が出ています。また、今年度の実績は取りまとめ中ですが、13の全ての自治会が事業に参加して、健康ポイント事業を盛り上げてくれたおかげで、参加延べ人数はNo.1プロジェクトが開始以来、過去最高を記録する見通しとなっております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） かなりそのプロジェクト、健康No.1、よしおか健康ポイントというのを利用されて、健康増進に役立っている方が多いように受け取りました。それでも、私の周りで聞いた話ですと、その企画の参加のしやすさにさまざまなケースがあるように聞いております。本来は健康志向を促進させるための動機づけやモチベーションアップを図るためのプレゼントになっていると思いますが、不公平感が出ては本来の意義が見失われるようなことにもなりかねません。

例えば、一例を挙げますと、道の駅よしおか温泉の外広場で、平成25年から毎朝開催されているラジオ体操、これは町長もよくご存じのことと思います。これは町のスポーツ協会が携わっている行事であると思いますが、よしおか健康ポイントの制度が対象とはされていないと聞いています。そういった参加者の間からも、この体操ではポイントはつかないのかというような疑問を耳にしています。このポイントがつく、つかないという基準はどういった手続が必要かとか、どういった内容が必要かとか、判断基準があるのでしょ

うか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、ポイントのもらえる事業の日程や場所、内容に偏りがあることも事実で、事業に参加したい方が不公平感を感じないようにすることは今後の課題となっております。

また、現在、ポイントの対象になっていないNo.1プロジェクト以外の活動が多くあることも承知しております。次年度はこういった状況を踏まえ、解決策の一つとして、ポイント対象事業の届け出制の導入を検討しています。事業を実施する自治会や各種団体の代表者が町に計画を提出し、内容についての確認を行います。具体的には、健康づくりに役立つ事業かどうか、出席簿などで参加者を管理してポイントの付与が適正に行えるか。事業の回数と付与するポイント数がほかの事業とバランスがとれているかなどを確認し、クリアしている事業についてはポイントの対象事業として決定していきたいと考えております。この届け出制により、現在、道の駅よしおか温泉で行われているラジオ体操なども、申請をいただき、条件が整えば、対象事業とすることが可能と考えます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひ、その取り組みを進めていただきたいと思います。

ことしの8月3日は、八幡山グラウンドにおいて、夏休みの巡回ラジオ体操が開催されると聞いております。全国41カ所をその夏休み中にめぐるとこの体操では、群馬県は吉岡町だけでことしは開催されます。1,000人規模の体操になる予定と聞いております。これから周知が広く行われ、町民の皆さんの多くが参加されるものと思われま。この体操参加について、よしおか健康ポイントの付与を関連づけることで、より広い周知がなされることと思われま。その辺も先ほどの、広く今後ポイントをつけられるようにという動きの一つには考えていただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件についても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 昨年8月に、2020年度巡回ラジオ体操・みんなの体操会に応募したところ、先日主催者から連絡があり、令和2年8月3日の月曜日の朝に行われる巡回ラジオ体操の開催地に吉岡町が決定いたしました。町ではこの巡回ラジオ体操に一人でも多くの町民に参加してもらえるように、また、健康ポイントの周知という面からも、健康ポイント事業の対象とするべく、関係課と準備を進めていくところです。

今後も事業のさらなる周知を図り、より多くの町民の参加を促進していきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ぜひ、そのような取り組みを今後進めていただければと思います。町民の健康志向が高まり、外部からの感染症などもはね返すように、元気な体力づくりが町のあちこちで促進されることを期待します。

それでは、次の質問をさせていただきます。

町内の道路について幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

町内には、国道、県道、町道とさまざまな道路が縦横無尽に張りめぐらされており。昔からの細い道は住宅地の内部に網の目のように通っており、幹線道路があり、バイパスがあつて、道路はそれぞれに機能していると思えます。

その中で、やはりどうしても気をつけたいことは、交通安全の面です。細い道に見通しの悪い道は、当然その間気をつけて運転をし、事故が起こらないように注意も怠らないと思えます。ただ、人通りの少ない時間帯や自分の家の近所では注意も緩み、事故に遭ってしまうこともあるかと思えます。そんな危険な場所には、自治会等からの要望でカーブミラーや反射鏡などが設置され、より交通安全の面では安全性が高められる現状かと思えます。

町道には、町で安全対策などいろいろと進めることができると思えますが、これは県道や国道になりますと、町だけでは進められず、県や国の判断を待つ形になることもあるのではないのでしょうか。

平成30年に全面開通となりました高崎渋川バイパス、これが開通したことにより、従来の高崎渋川線の混雑も緩和されたと、いろいろな方面から話を聞いています。それと相反して、バイパスの交通量はふえ、交通事故を見かけたり、救急車のサイレンを耳にしたりの機会がふえたと感じる、そういった声をよく耳にします。例えば、高崎渋川バイパスの渋川方面で新しく開通した交差点、小倉中央という交差点があります。地元の方から、ここの交差点では頻りに事故を見かけるとか、通勤時間帯の渋滞が長いとか、右折時に見通しが悪くてとても危ないといった声を聞いております。自治会から町に対しても

平成30年10月に1回目の要望で右折専用矢印信号の設置をという申請が出されており、これに対する町の返答は、渋川警察署に上申済みということになっています。

ここで一つ資料を紹介したいと思います。資料をごらんください。

開通する前と後で、小倉中央交差点で発生した事故について、渋川警察署交通課にお聞きしてまとめていただきました。開通前は丁字路でしたが、開通後、県道渋川安中線との交差点となり、見ていただいているように、開通後、追突事故や右折時の衝突事故などが多く発生しております。開通前の平成29年では事故が1件、開通前の平成30年4月に1件、開通後の平成30年6月から12月まで7件、その翌年の平成31年では8件というふうにデータでも示されるように、非常に交通事故の件数の多い危険な交差点になっております。県道ということで、県の方針にも委ねなくてはならない部分もあるかと思いますが、安全面での改善を町ではどのようにお考えでしょうか。申請は一度したらもう終わりでしょうか。それとも、毎年、毎年、年に一度、申請を続けられているのでしょうか。または、要望があればその都度申請を何度もしていただけるのでしょうか。ケース・バイ・ケースの部分もあるかと思いますが、そういった要望に対する一連の流れをご説明いただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内の道路における安全面の計画ということで質問をいただきました。

町は、通学路等の交通安全確保に向けて、通学路交通安全プログラムにより、通学路の合同点検を実施し、道路交通環境の改善に向けた取り組みを促進し、交通事故防止の徹底を図っているところでございます。

なお、ご質問の内容につきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問についてお答えします。

小倉中央交差点の右折専用矢印信号の設置要望につきましては、平成30年に渋川警察署へ上申を行ってございまして、設置の可否については、渋川警察署の判断となっており、現在、その判断を待っている状況でもあります。ただ、今回の一般質問のように、そうした要望、また事故の状況等を今聞きましたので、そういった面でまた渋川警察署のほうに安全協会等関係を持っておりますので、随時その辺を聞いていきたいと、上申していきたいと、進言していきたいと考えます。

なお、要望書につきましては、1回のみということではありません。再度要望があれば、再度上申し、それと同時に渋川警察署に対し、設置要望が大であることも我々も進言して

いきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 地元の皆さんにとっては身近な生活道路でもある小倉中央の交差点が安全な交差点であることは悲願でございます。引き続き要望が自治会から出された折には対応をお願いいたします。

片側2車線の4車線開通も今年度中には完成と、町長の施政方針の中でもお話がありました。交差点の安全を確保するために、町としても安全対策を今後とも進めていただければと思います。

次の質問です。

道路は安全面を確保するために、やはり環境とともに美化も進めるべきだと思います。新しい広い道は歩道も整備され、地域の皆さんも散歩などをされる方も多と思います。散歩をしていると、町のあちこちに残念ながらいろいろなごみを目にすることがあります。広い交通量の多い道ですと、中央分離帯や歩道と境の植え込みなどにレジ袋に入ったままのごみが捨てられているようなことも見受けられます。私も試しに先日散歩に、町の緑のごみ袋と白のごみ袋を持って出かけました。先ほどの高崎渋川バイパスを小倉から大藪まで往復したんですけれども、緑の袋は帰ってくるころには満杯になりました。白い危険物の袋も半分ほど埋まってしまいました。歩道だけでこのような状況でした。

地域の道路愛護は自治会ごとに行われていると思いますが、道路の清掃事業は自治体としてはどのような取り組みがなされているのでしょうか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 通常の町道におけるごみの処理に関しては、職員の巡視中や住民からの通報等があった場合に、町の道路作業員による清掃を実施しております。また、道路の清掃や美化に関することは、これまでと同様に自治会における道路愛護運動を通じて地域住民方にご協力いただくことを柱に進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今、町道についてのことを専門に答弁いただきましたが、これが県道だったり国道だったりする場合は、どのような対応になっているのでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 県道や国道の場合についてもやっぱり同様に、町に対してそういった、もし通報がありましたら、町のほうから県道であれば県道の管理者へ、国であれば国道の管理者のほうへ連絡をして、対応をさせていただいております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） それぞれの管理のもとということでもありますでしょうが、やはり道はその地元の人が通る場所で、それぞれの管理の対応を待つというのも時間的に間に合わないこともあるかと思っておりますので、できれば早い対応をできるような取り組み、または改善、そういったことがあれば助かると思っておりますので、よろしくお願ひします。

割れ窓理論という言葉があります。この理論は、窓ガラスを割れたままにしておくと、その建物は十分に管理がされていないと思われ、その周りにごみが捨てられ、やがて地域の環境が悪化し、凶悪な犯罪まで多発するようになる、そういった犯罪理論であります。そこかしこにごみがポイ捨てされているようなところでは、次から次にごみが捨てられてしまう。きれいな道路にはごみが捨てられにくい。やはりきれいな場所はきれいなまま保護され、汚れた場所はどんどん汚れてしまう、そのような心理学的な作用が働いてしまうということ、誰しも経験則から十分に納得していただけないところではないでしょうか。環境の美化は大切なことだと思います。これは防犯対策にもつながっていくことだと思います。地域住民としては、自分たちの住んでいる地域の道路が、ごみが多く散らかって捨てられているような状況では気持ちのいいものではありません。ごみのポイ捨てをさせないような看板が立てられている箇所もあります。このように看板等で通行者に意識づけを、またモラルを高めてもらう取り組みはとても大切なことだと思います。そのような取り組みを町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、関係する町民生活課長、また、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 現在、各自治会の協力を得て、ごみ捨ての注意喚起の看板設置など、環境美化に努めているところでございます。今後も、ごみのポイ捨て等をさせないような環境づくりのために、各自治会にご協力をお願いし、取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 町道のごみにつきましては、確認したらすぐに、迅速な処理を心がけております。また、ごみが捨てられやすいと考えられる町道については、ごみを片づけた後には経過を注視しまして、必要に応じて看板設置などの対策を検討したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今後とも、町道路の美化について、引き続きそのように対応をお願いいたします。

先ほど、健康No.1プロジェクトで、ポイント制をとって動機づけやモチベーションを上げるというお話をお聞きしましたけれども、そのようなことと同様に、例えば、環境美化活動にもポイント制を導入し、地域住民の活動参加を促すというような方法はどうか。自治会ごとに道路愛護、ほとんどのところが参加が普通、参加できなければ出不足金というような、地域ごとの決まりがあるかと思えます。それはそれで続けられてきていることですので、変更するなどの必要性はないかと思えます。ただ、それでも、より環境美化を進める上で参加できる機会をふやし、参加ごとのポイントをためることで景品や特典を得ることができるなど、そのような機会や企画をふやすことで、地域としても環境美化を促進、また維持することができる、吉岡町発信で道路にごみを捨てさせない、このような取り組みを考えることはできないでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今後の環境美化活動の動機づけやモチベーションを上げるのにポイント制ということですが、取り組みにつきましては、環境美化推進協議会の意見等を聞いたり、自治会連合会等で各自治会長の意見等を聞いて検討していきたいと考えています。

議長（山畑祐男君） 小林議員。



〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) やはりモチベーションを上げるということについては、プレゼントや景品等、有効に機能しているということで、健康No.1プロジェクトのほうでもそういったデータが出ていると思いますので、ぜひとも町のいろいろなところでそういった環境美化であったり、ポイント導入を検討していただければと思います。

これはやはり町長の掲げる「住みやすいまち吉岡」、健康の面でも、環境の面でも、町民の皆さんが進んで参加できるさまざまな取り組みが今後ふえていくことで、より充実されることになるのではないのでしょうか。そのような機会がふえることで、町のさらなる進化、発展を願います。

時間が少し余りましたが、お聞きしたいところが聞けましたので、以上で私の一般質問を終わりにします。

- 議長 (山畑祐男君) 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後1時49分休憩

---

午後2時15分再開

- 議長 (山畑祐男君) 会議を再開します。

- 議長 (山畑祐男君) 6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

- 6 番 (金谷康弘君) 6番金谷です。それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

1、船尾滝観光関連、①群馬DCについて。

2月11日の上毛新聞、社会面、「群馬DC 宿泊目標 力合わせて205万人」の見出し記事。4月から6月の大型観光企画「群馬デスティネーションキャンペーン」を主催するググっと群馬観光宣伝推進協議会、会長山本一太知事は、10日、期間中の誘客目標について、宿泊者数を前年同期比5.1%増の延べ205万人、観光入込客数を同7.1%増の1,775万人とすることを決めた。会員制交流サイト(SNS)などを活用した観光宣伝を繰り広げ、本県の魅力を幅広い層にアピールしていく。山本会長は「群馬の潜在的な魅力を発信するため、知事が先頭に立って引っ張りたい。力を合わせて大成功させましょう」と意欲を見せた。県内市町村の首長も一言ずつ決意を述べたと上毛新聞にあります。

我が吉岡町において、群馬デスティネーションキャンペーンにて船尾滝周辺でイベントをするということを聞いています。どのような計画なのか。概略は昨日の岩崎議員の町長

施政方針の質問にて町長より説明がありましたので、少し詳細に、いつごろ、何人くらい対象か、そして、町長の期待と抱負を、まずそのところからお聞きします。

船尾滝といえば、私が議員になり、他の議員2人、3人で斜面崩落にて通行どめで入れない船尾滝周辺を町に許可を得て調査に入ったことがありました。無残に崩壊した滝つぼ近くのおんべ氷橋、通行どめで人が来なくて寂しいのか、静思像・船尾像は小雨のせいか涙を流しているかのように私の目に映りました。非常に残念な思いを感じた記憶があります。しかし、のり面工事が終わり、車両の乗り入れはできないようですが、遊歩道にて船尾滝近くまで、また静思像・船尾像まで行くことができるのは非常に喜ばしいこととします。立ち入りが禁止になってから久しくなりますが、いつごろから立入禁止になり、どのくらいの期間立入禁止だったのでしょうか。

また、新聞には協議会に参加した県内市町村の首長も一言ずつ決意を述べたとありますが、柴崎町長も出席したなら、どのような決意を述べたのでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 金谷議員から船尾滝観光関連、群馬DC、その計画状況等の質問をいただきました。ありがとうございます。お答えさせていただきます。

昨日の施政方針演説で申し上げたとおり、群馬DCの「わくわく体験新発見」をテーマに、地域の魅力ある観光素材をブラッシュアップした榛東村との共催事業で「春のわくわく満喫ツアー」と題して、「自然の中での体験」をコンセプトに企画いたしました。

県内外の住民に向けて広く吉岡町をPRするための事業であり、船尾滝への遊歩道も整備されたことから、県外ではまだ知られていない群馬の新しい魅力として非常に期待しているところでございます。

開催日は、4月29日祝日で、「A 朝のわくわくコース」、「B ゆったり満喫コース」の2つのコース、各50人、計100人を募集いたしております。

宣伝方法としましては、県と連携し、各種情報誌、新聞やラジオのマスメディアに宣伝広告を依頼いたします。また、JRの八木原駅、群馬総社駅などにチラシの配布やポスターの掲示を依頼することによって、県内外の大勢の方々にこのツアーを広報していきたいと思っております。

この後、いつごろの立入禁止等につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 平成28年8月24日未明の大雨による土砂災害により大きな被害を

受けた後、町としては安全性が確保できない理由で、船尾滝へつながる遊歩道を立入禁止といたしました。

今般、4月から始まる群馬DCにあわせて立入禁止の処置を解除する予定ですので、閉鎖期間はおよそ3年半となります。以上です。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町長の決意はということで、DCのときにどのように言ったかというご質問でございますけれども、これは、ステージの上に各市町村長皆さん上がりまして、そこで一人ずつ決意を述べさせていただいたと。自分は、この群馬DC、群馬県一致、みんなで力を合わせて頑張りましょうということを投げかけさせていただきました。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

船尾滝は吉岡町の名勝になっており、吉岡町のシンボルでもあります。群馬デスティネーションキャンペーンにて4月1日より船尾滝近くまで遊歩道で行けるようになることと、催し物など町民に広報・回覧板などで周知よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

②船尾滝について。吉岡町の名勝・シンボルである船尾滝、ポスターでは新緑に映え、きれいな高さのある一筋の水の流れが目を引きます。その船尾滝ですが、昨年、部分的に崩落したとのこと。町では当然把握していることと思ひますが、被害状況はどのようなものなのでしょう。また、船尾滝近くの教育委員会の看板では、船尾山の北西、井出入りの奥、看板には湯出入りの「い」が井戸の「井」になっていますが、正確には「湯出入」と書いて「いでいり」と読みます。教育委員会の方、訂正お願ひします。九十九谷の北西72メートル余りの断崖絶壁により落下する榛名山中第一の名瀑で、雄大かつ四季の景観は筆舌に尽くしがたしとあり、落差72メートル余り。吉岡町文化財マップでは、船尾滝、船尾山西北端にあり、落差60メートル余りの名瀑であるとあり、高低落差に違いがありますが、どちらが正しいのでしょうか。昭和63年と令和元年現在で年台の差があり、長年の間、崩落で滝つぼが埋まり、落差が低くなったのでしょうか。

ところで、滝上には、本流にウツボ沢が流れ込んでいます。この沢は、榛東村メガソーラー施設の流れ込みです。スラグ問題のところ。小池議員が再三一般質問している案件ですが、私の記憶しているところで8回質問しています。2018年の6月第2回定例会質問、「榛東村メガソーラー、町の水源に対する対策は」で、上下水道課長「上野原浄水場の水源である阿久沢・障子岩で年4回水質検査を実施。基準値を超過する物質を含ん

でないことを確認。健康への影響はない」との答弁でした。ですが、スラグは年を追うごとに3価クロム、そして6価クロムの猛毒になると聞いております。2012年の1、2月にスラグ砕石にて造成し、7月にソフトバンク榛東ソーラーパークとして稼働開始しています。ことしは2020年です、8年経過しています、非常に危惧されます。私は、水質検査の強化を望みます。年4回と言わず月1回、滝の沢川に関してはウツボ沢が流れ込む滝上での検体採取の追加を望みます。

先日、2月18日、北群馬郡町村議会議長会議員研修会があり、これは榛東村議会と吉岡町議会合同研修会ですが、真塩榛東村長は、「吉岡町の水源で非常に危惧している、何年かかるか、何億かかるかわからないが、裁判を辞さない考えがある」とのことでした。水質検査の強化を切に要望します。環境問題の観点から、また、名勝としての吉岡町指定文化財である船尾滝のためにも、是が非でもお願いします。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） お尋ねの船尾滝に関してなんですけれども、滝の被害状況、また高低差の違いにつきましては、産業建設課長から、また、水質検査の強化につきましては、上下水道課長から、順次答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 船尾滝の被害状況につきまして説明申し上げます。

現在の船尾滝は、以前のような一筋の細い糸のように流れ落ちる滝の姿ではなく、途中で幾重にも流れが分かれている状況であります。

今後も崩壊が続くかどうかわからず、非常に危惧しております。

今後、崩壊が続くようであれば、何かしらの手だてができないか検討していかなければならないものと考えております。

次に、高低差の違いについてでございます。吉岡町文化財マップに表記された落差60メートルほどは、昭和55年に編纂された吉岡村誌から引用されたものと考えられます。恐らく当時の目測地が掲載されたものではないかと考えております。

その後、昭和63年9月19日に町の教育委員会で文化財指定するに当たり、船尾滝は落差72.4メートルで指定されております。当時の指定通知が現存しており、この違いが高低差の表記の違いとして推定することができます。

船尾滝の高さは、約72メートルとして統一表記をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 榛東村メガソーラーの問題により、水道事業ではスラグ砕石による水質への影響を考え、平成28年度からは上野原浄水場の原水である阿久沢水源の表流水1検体、同じく障子岩水源の伏流水2検体の検査数をふやし、年4回の水質検査を実施しておるところでございます。

これまでの検査結果では、六価クロム、フッ素化合物ともに基準値を超過する物質を含んでいないことを確認しております。

今後も上野原浄水場の原水については、水質検査を注視しながら、必要であれば早急に検査回数をふやしていく考えでおります。

また、船尾滝上流部での検体採取による水質検査については、吉岡町の管理区域外であることから、広域調整が必要と思われ、難しいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 滝上は広域調整って、どうのこうのというのは、もう滝上は吉岡町ではないということですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 滝上の関連につきましては、上下水道課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） ウツボ沢付近に関しましては、榛東区域となりますので、関係市町村との調整が必要かと思われれます。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 防災マップでも、国土地理院の地図でも、滝上から上に大きい堰堤がありまして、その上の堰堤またありまして、境界は川の真ん中を通過して、最初の堰堤を過ぎて、次の堰堤も過ぎて、それからウツボ沢の流れ込みがあり、今通行どめの林道の吉榛橋を通過して、その上、盗人線の船尾大橋、それを通過して、また上に行って、それから東に行って、境界になってますけれども、そのこのところの見解はいかがなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 滝沢の滝の下関係につきましては境界関係、所管であります産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 後で確認をさせていただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） このハザードマップ見ても、ちゃんとわかるんですけども、ざっと見ても120メートルぐらいは吉岡の土地になっているかと思いますので、確認よろしくお願ひします。

吉岡町のシンボルである船尾滝、汚したくはないものです。よろしくお願ひして、次の質問に移ります。

③おんべ氷橋についてです。

遊歩道が整備され、最終点の船尾滝のビュースポットは木道橋からなると思います。そこにはおんべ氷橋が映ります。その橋ですが、そこまで行く途中は崩れていて危険で、なおかつ橋の踏み板は朽ちて、ところどころ抜けています。よって、橋の使用は無理で、補修は考えていないと思いますが、ビュースポットに入ります。滝の白い一筋と両サイドの新緑、そして朱色のおんべ氷橋と、非常にインスタ映えすると思います。おんべ氷橋、真っ赤に塗装してみませんか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） おんべ氷橋につきましては、平成26年ごろに土砂災害により途中の道が閉ざされ、大きな被害を受けた場所であります。今般、県の協力を得まして、周辺の雑木を伐採したところ、非常に存在が目立つようになりました。修復するかも含め、また赤色に塗装するかは、今後検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） これから新緑で、ましてや4月1日からデスティネーションキャンペーンで人がたくさん上がると思います。ビュースポットである木道橋からの眺め、最高のロケーションだと思います。ぜひ真っ赤に塗っていただければと思います。

次の質問に移ります。

遊歩道について。前回の定例会で、飯島議員の一般質問「デ・レイケ堰堤群と船尾滝の一体化した観光資源としての吉岡町を売り出してもよろしいのではないのでしょうかと思ひ

ます」の問いに対して、産業建設課長答弁は、「今年度は、今までの林道部分の復旧だけでなく、県事業として船尾滝に通ずる滝の沢沿いを歩いていくことができる新たな遊歩道を県森林事務所の協力により整備することになりました。さらに、あずまやや周辺の改修工事や案内看板も県補助金を活用して整備を行うことになりました。吉岡町を代表する観光資源である船尾滝が新たにリニューアルされた状態で再発信できるものと考えております」との答弁でした。この遊歩道、皆さんよく知らないと思います。詳細の説明を、柴崎町長、求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この遊歩道、先日、自分も歩いてまいりました。非常にアクティビティな歩道になっております。ぜひ皆さんも4月始まったときには歩いていただけたらと思います。

なお、内容につきまして、この件に関しまして、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今回新設された遊歩道は、上段にある船尾滝駐車場を起点としております。起点がわかるように、案内看板等が林道脇に設置されております。その起点から森林の中を通り、自然にできた遊歩道を進み、一旦、林道湯出入線を横切ります。その後、案内看板に従い、再び森林を通り、自然の遊歩道を進んでいくと、林道水沢上野原線に階段を使って登り上げる形となります。その後、林道を歩いていただくと、再び看板があり、森林の中を分け入ります。これを2度繰り返すことで船尾滝の近くに到達することができます。

今回、森林内に設けられた遊歩道は、案内看板等が設置されているほか、道順もわかりやすく設計されております。加えて、遊歩道においても、既に人の通り道らしくなっており、安全性は保たれているものと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

今まで通行どめにて船尾滝まで行けなかったのが、数年ぶりかで滝近くまで行けるようになり、滝を眺めることができるようになります。群馬デスティネーションキャンペーンに向けて、また町民の方にも周知をよろしくお願ひしたいと思います。

これは、私も議長に申し込んで、全協でも船尾滝のほう見学できればと思っております。次の質問に移ります。

5番、林道湯出入線と船尾滝に登る車道、水沢上野原線についてです。

現在、この2路線は通行どめになっていますが、4月1日の群馬デスティネーションキャンペーン期間中、そして、その後の予定をお尋ねします。

駐車場を出た遊歩道は、一度湯出入線を横断し、沢におりて歩き、沢に大きな堰堤があり、水沢上野原線に出て歩き、沢におり、また大きな堰堤があり、水沢上野原線に出て車道を歩き、階段を上り、あずまやに出て、沢におり、最終地点である木道橋に出るルートかと思います。

以上のように、遊歩道と申しましても、林道の車道を併用しての形です。この林道2路線の今後の予定はいかようになっているのでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 現在、通行どめの2路線の今後の予定はとの質問でございますが、バーの設置されている林道湯出入線につきましては、現状どおりの対応とさせていただきたいと考えております。また、林道水沢上野原線も既に入り口にバリケードが設置されているため、基本的に今後もこの2路線の車両の進入はできないものと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） わかりました。ところで、この現在通行どめの林道ですが、湯出入線、ときたま一般車両が入っているようです。これはどういうことなのでしょうか。危険だから立入禁止になっているのだと思いますが、また、何らかの理由で町の許可を出しているのでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、担当、産業建設課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） ご質問の関係ですけれども、渋川市総合運動公園を拠点としまして、一年に一度、トヨタ・ガズーレーシング主催のレースが実施されております。このレースは、渋川市と榛東村の林道を使用した車によるタイムレースであり、平成20年に渋川市



が地域振興と観光の面から誘致した事業でございます。

平成30年2月に渋川市スポーツ課から、林道湯出入線についても利用したいとの相談がありました。協議に当たっては、林道の除草や石や木の撤去や、事故が起きた場合は全て主催者側の負担により対応することといった道路環境や運営上の条件、また、大会時に吉岡町の出展ブースを設け、吉岡町内の業者に参加を認めるといった観光の視点からも条件を付して、一時占用許可をしております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 観光のための誘致というか、何かしているみたいなんですけど、このことは、後の自然保護の観点からちょっと質問を追求したいと思います。

次の質問に移ります。

船尾像・静思像について。先日、調査で船尾滝に行った折、久々に船尾像・静思像を拝んできました。4月1日からの群馬デスティネーションキャンペーンで人が上がってきてくれるのを楽しみにしているかのように見えました。また、人がたまたま船尾像・静思像を慰めにこっそりとお参りにいくのでしょうか、小銭ですが、結構お賽銭が上がっていました。

質問の冒頭に、私が議員になり、他の議員2人と3人で船尾滝に調査に入ったと言いましたが、2人とも立派な方になりまして、片や群馬県議、片や吉岡町町長、柴崎町町長です。船尾滝に調査に入って、2体の像を見て、柴崎町長、当時は柴崎議員ですが、いわく、役場の職員として若い時には週に一度かな、お賽銭を集めに来ていたと、懐かしそうに話していたのを記憶しています。4月1日からの群馬デスティネーションキャンペーンが始まればたくさんの方が来ると思います。お賽銭がたくさん上がると思います。ここはきちんと賽銭箱を設けたほうがよいかと思います。当然、管理上の問題、お賽銭箱が壊され、お金が盗まれる、またはお賽銭箱ごと盗まれるとか、いろいろ問題はあるかと思いますが、丈夫で重たくて、持っていられないような工夫をして設置を望みます。そして、集まったお賽銭は2つの像の清掃などの管理費に回して、きれいに保つよう配慮を望みます。お賽銭箱の設置、柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長からり答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） お賽銭箱の設置をということでございますが、議員のご指摘のとおり、

やっぱり管理の問題もございます。今後、対応を含めて検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 検討をよろしくお願いします。

7、デ・レイケ滝の沢11号堰堤についてです。

この滝の沢11号堰堤、古い資料にありましたが、榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会の代表大林さんと、顧問の私とで何度も調査しましたが見つかりませんでした。多分、河川改修で壊されてしまったのかなと思っていましたが、この前、会員の入沢さん、大林さん、私の3人で調査に入ったところ、偶然に発見しました。場所の詳しい説明はできませんが、船尾滝に登っていく道路からさほど遠くないところにあります。灯台もと暗しました。この定例会が終了したら、榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会にて清掃活動でもできればと考えているところであります。

このデ・レイケ滝の沢11号堰堤、群馬デスティネーションキャンペーンにて一翼を担えないか、活用及び見学等のことはできないか、検討をお願いします。情報が何も無いので検討の余地がないと思いますが、定例会が終わり次第、現地案内し、説明します。今ここで説明している時間がないので、あしからず。

4月1日までは多少時間があると思います。どうか説明を聞いて、検討をよろしくお願いします。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） デ・レイケ滝の沢11号堰堤につきましては、説明を受けた後に検討してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 検討をよろしくお願いします。

幸いにも、上野原浄水場の障子岩取水の下流であり、2004年に社団法人土木学会より「選奨土木遺産」に認定されて、榛名山麓砂防堰堤群のプレート及びオランダ人の指導による巨石積堰堤の立て看板がある近くで、意味合いがよくわかると思います。また、安全上の問題等、当然出てくるとは思いますが、検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

⑧小野関三太夫石碑について。これは、私と大林代表で自害沢の船尾の奥深く、源流部の調査中に偶然見つけました。看板もありましたので、わかっている人が目印に立てたのでしょうか。吉岡村誌には、馬立の記述の部分にて、往時、昔ですね、船尾の寺の奥に寺の堂宇が幾つか建てられたところがあったところだろうか、遠近を問わず、船尾の観音詣での人たちや、寺への物資搬入の馬つなぎが馬立で、大正の末期、広馬場の小野関三太夫が大きな自然石に子育て地蔵尊を刻んで祭ったのは、馬立の奥まったところ、千葉常将が自害し、果てたのもこの近くの北沢のほとりか。三太夫がこの地を選んで建てた地蔵尊は、常将の子、相満の悲しい最期を哀れに思い、そして現世、来世に子育て安全を祈る意であったのであろうとだけあります。他の文献には、横面1.5メートル、高さ3メートル、地蔵尊が瑞雲に乗り、下界の童子に慈眼をたれている様子、左に船尾山略記、上には歌、「霧深き 深山の奥に我は住む 諭を願わん 人は参れよ」と記してあります。

また、船尾滝近くに、横面2メートル、高さ1.8メートル、多分雨ごいの碑だと思います。これも小野関三太夫の記がありました。文献で調べましたら、横面3メートル、高さ1.8メートルの巨石に「昇竜が石を巻き滝を臨んで雲を呼ばんとしているようである」とあります。残念ながら岩は欠け、竜らしき尾が見えるだけです。他にも雨ごいの竜を刻んだ岩があったと聞きますが、がけ崩れで流されたのでしょうか、不明です。ともあれ、船尾の歴史遺産的に当たるであろうものの船尾滝の発信の題材に活用し、群馬デザインーションキャンペーンにてアピールするのもよいかと思いますが。小野関三太夫の石碑の活用、活用といっても教育委員会にて何も検証されていなければ、検証を含めてですけれども。

ちょっとここにその碑の写真がありますので、ちょこっとお見せします。これです。お地蔵さんが下の子供を眺めております。これです。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この関係に関しても、産業建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 小野関三太夫の石碑の関係でございますが、先週、私も現地のほうを確認をさせていただきました。今回の群馬DCのツアーの散策コースであります林道湯出入線から非常に近いというところで、前向きに検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ぜひよろしくお願ひいたします。

船尾山に関するいわれはたくさんありますが、後の町の文化財センターの取り組みについてで話しますので、次の質問に移ります。

安全対策について。群馬デスティネーションキャンペーンにて船尾滝の周辺が遊歩道などで整備されますが、安全対策はいかかなものなのでしょうか。工事のほうは半分進んできていると思いますが、町長は現地に行かれたのでしょうか。そして、安全面のほうは確認されているのでしょうか。遊歩道は車道に出たり、階段を上ったりですが、安全対策は万全でしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、先日、まだ工事中のところでありますけれども、現地を下から、駐車場から35分から40分ぐらい、滝の近くまで行くのにかかります。ほとんど登りですから、かなりハードなところになるかと思ひます。行ってまいりました。先ほど言ひましたように、ぜひ皆さんにも歩いていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

また、詳しい安全対策につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 先ほども説明させていただきましたが、今回、森林内に設けられた遊歩道は、案内看板等が設置されているほか、道順もわかりやすく設計されております。加えて、遊歩道においても既に人が通り、道ができております。また、工事の完成後には改めて現地を確認しまして、安全性を再確認したいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。注意喚起の看板などをきちんと立てて、安全対策をお願ひし、次の質問に移ります。

群馬デスティネーションキャンペーンの町の文化財センターの取り組みについてです。

町では、群馬デスティネーションキャンペーンにて船尾山近くで榛東村と連携して「わくわく満喫ツアー」を展開するようですが、その船尾滝にはたくさんのお話があります。例えば、村誌記述の船尾山縁起によれば、最澄が811年船尾の地に大寺院を建て、船尾山東覚院楊沢寺何百年後か、常陸の国、千葉常将という武将世継ぎがなく、御台所と靈験あらたかな船尾の山寺の観音様に祈願し男の子をもうけた。相満と名づけ、10歳のときこの寺に預けた。17歳の天王祭のとき、天狗にさらわれ、常将三千の兵にて攻め、法師

を殺傷、寺を焼く、そのとき天狗が連れ戻った相満がいきさつを告げた。事の過ちを後悔した常将は北谷で一族郎党自害、自害沢というのもこのときから。事を知った奥方は女房たちを連れ黒髪を落とし、弔いに山に登ったが、千葉殿、法師たちのため山をおり、ふもとに寺を建てた。楊沢寺が余りにも恐ろしかったので楊を柳にかえ、後、自害沢のほとりで自害。このお寺が船尾山等覚院柳沢寺。また、近くに常将神社があります。このほかに、「横道」「湯出入」「馬立」「堂の入り」「猫の耳」「貝の口(けのこう)」「おんべ氷」「三宝荒神・摩利支天尊・光麻留尊」の3神、古い議会だよりに高田敬之さんの記述「子供の頃父親が兵役に服し、船尾滝の北の沢のこうまるさまと言う石仏に安全祈願した記憶が残っている」と記しております。詳しくは村誌を。「八間岩」「七曲り」「ろうそく岩」「位牌岩」「靱沢」これは今、榛東のソーラーで騒がれている沢ですが、村誌には、「秋十月の頃には深山竜胆の薄紫の花が見られる、このくぼ地のここかしこから砂利を吹き上げて清らかな水がこんこんとわきだして止まない。瀑下して船尾の滝となり滝沢川の水源として吉岡村にきわめて貴重な存在である。往年群馬県林務部がわさびの栽培を試みたが遠隔不便の故中止にいたる」とあります。

話は飛びますが、人間のための開発、ゴルフ場、ソーラー発電、そして後はスラグ問題と、一つ間違えると取り返しのつかない自然破壊につながる例です。私たち議員もしっかりとしなければと身をつまされます。

話を戻します。「上の平」これもちょっとお話しさせてください。「上の平は、昔、かやの山地で、大正時代まで6カ村施業組合の経営で、霜枯れの11月末には山開きして、農家はかやぶき屋根やまぶしつくりの材料採取に朝早くから千尋の谷が足元に迫る細い峠道、馬を引いて上り下りしたものである」とあります。これは下野田の薬師につながる話です。これは古い議会だよりですが、「明治の中頃、原沢定吉さん(永田金蔵さんの曾祖父)が榛名山麓に馬を引いて草刈りに行った折、草むらに放置された仏像を発見し信仰心の厚い定吉さんは仏像を馬の背に乗せて同家の墓地に安置礼拝。その後、病気を治す靈験あらたかな薬師様と分かり、近所の人たちも信仰、昭和32年にお堂が建てられた」。この前古くなったのでお堂を壊したとか。とにかくこのことは船尾の奥の常将が焼き払った大寺院の名残ですか。「盗人越え」「九十九谷」「茂自野けい谷」最後にこれだけお話しします。「湯出入南限のけい谷で、九十九谷の中で一番奥深く、一番すぐれた景観。昭和の初期ごろ、上野田の高田庚子さんがこの谷間に炭焼き窯を築こうとして、地下1.5メートルあたりから金属製の燭台を発見、上野田の東福寺へ納められた。若い修行僧が谷間につくられた坊で1本のろうそくを頼りに読経に、写経に、座禅に身を細らせた名残ではあるまいか」と村誌に記述があります。

東福寺へ行ってきました。実際にありました、私も驚きました。これです。桐の箱に入

って、湿気でさびないように炭が入ってきちんと保管されていました。高さが60センチぐらいですか。だから、私は、修行僧が小さいおりでというのではなくて、大きな寺院の本堂で、須彌壇の上で御本尊の灯に使った燭台ではないかと私は想像いたします。

以上のように、ますます常将伝説に興味湧きます。

以上のように、船尾滝は題材がたくさんあります。話は尽きません。小野関三太夫石碑、デ・レイケ滝の沢11号を含め、パネルに説明書きなどし、展示し、ギャラリーを設け、群馬DC期間中、吉岡町の船尾滝の情報発信、いかがでしょうか。船尾滝に行き、滝を見て「すごいな、きれいだな」だけじゃなく、滝に関するいわれなどわかれば、ますますおもしろさが湧き、興味を持ちます。いかがでしょうか、船尾滝の情報発信。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 船尾滝の情報発信についていろいろお話をいただきました。この常将伝説にはもう少し続きがございます。ちょっとお話しさせていただきたいんですが、大軍を率いて千葉大門常将は船尾山の寺院を攻めたとき、寺が焼け落ちる前に焼失から御本尊を守るべく、寺の強力な僧が御本尊である観音様を弓矢に結わえつけて、東の方位に射たのです。すると、その矢は漆原新田地域に飛んできて、桑を摘んでいた乙女のざるの中に落ちたと伝えられております。その落ちたところが観音という地名となり、そこに観音堂が建てられ、その後、漆原長松寺の境内に移転され、毎年1月14日、縁日として矢落観音、通称ざる観音として親しまれている養蚕の神様として今日まで祭られてきております。最近はお店も少なく、来場者もまばらとなっておりますが、昔は芝居小屋が出るほど大層にぎわっていたお祭りでした。しっかりとこれからも伝承していきたいと思っております。

なお、この関係に関しましては、産業建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 群馬DC期間中におけます船尾滝周辺のさまざまな情報発信のパネル展示等につきましては、教育委員会の関係機関と相談しながら検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 検討よろしく申し上げます。

通告には文化財センターの取り組みについての題材ですが、現在、所管は産業建設課な

ので、産業建設のほうがふさわしいかと思います。4月から機構改革にて産業観光課ができ、産業振興室の所管となるのでしょうから。

文化財センターでは今、群馬デスティネーションキャンペーンに向けて吉岡町指定重要文化財にされた森田家住宅のキャンペーンを展開するとのことでした。

⑩に関してもう一つ質問します。船尾滝はいつも下から見上げることしかできません。滝上から見ると滝は見えません。ここはドローンを飛ばして上空からバーベキュー広場、上野原貯水池、滝の沢川を上り、デ・レイケ滝の沢11号堰堤、そして船尾滝、左に振って九十九谷、右に振って水沢山、遠く眺めて二つ岳、相馬山、そしてその向こうに榛名富士、榛名湖、南に振って、はるかかなたに天気がよければ富士の山と。おまけに通行どめになっている林道湯出入線、多くの町民は知らないと思います。そしてここはいろいろな沢の源流部であり、砂防堰堤だらけです。砂防の役割、土砂災害などの防災・減災の学習と、群馬デスティネーションキャンペーン中、船尾滝のギャラリーで放映すると、町民の皆さん、すごく興味を持って見にくると思います。またこの映像は、この期間中だけでなく、その後も小中学校の社会学習・防災教育、船尾滝の観光・図書館にての利用と、多目的、半永久的に利用できるかと思います。船尾滝にドローンの活用、柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 文化財センターでは、現在、伊香保街道野田宿本陣森田家の撮影を進めております。ドローンによる上空からの撮影や手持ちカメラによる書院内部の撮影等を行い、群馬デスティネーションキャンペーンにあわせ動画を配信する予定でおります。

また、船尾滝につきましては、吉岡町の名勝として文化財指定されているわけでございますが、今後どのような取り組みができるか検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしく検討お願いします。

次の質問に移ります。

⑪自然環境保全についてです。

皆さんご存じのように、開発が進めば反対に自然環境が壊され、生態系が崩れていきま

す。柴崎町長は、開発と自然環境の保全、どのように考えているのでしょうか。人がたくさん船尾に入れば、ごみの問題、トイレの問題、火気の問題、そして遊歩道は船尾滝の沢に沿って、その水は滝の沢川、吉岡の水源です。柴崎町長はこれら起こり得る可能性の高い問題への対応、開発と自然の共存、いかように考えて、いかように対応していくつもりか、町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、産業建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今回、遊歩道を整備したことから、船尾滝に大勢の方々が訪れることが予想されます。また、同時にごみの問題などさまざまな問題が発生すると思われまます。自然環境を維持しながら何をすべきなのか、また、どう取り組むべきなのかなど、非常に難しい問題でございますが、常に問題意識を持って対応したいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 開発と自然環境の共存、非常に難しいかと思いますが、よくよく吟味のほど、よろしく願いいたします。

次に、柴崎町長は、船尾の山にクマタカが生息しているらしいというのはご存じでしょうか。自然活動家の人たちと言いましょか、写真愛好家の方たちと言いましょか、そういう人たちがすごい望遠レンズで空を眺め、シャッターチャンスを狙っています。何せ空高く飛んでいるので、肉眼では確認が難しいですが。写真を見せていただいたのですが、胸から腹にかけて白っぽく、翼、尾羽が縞模様で大変美しいので、多分そうだと思います。ご存じのように、クマタカは絶滅危惧種です。絶滅危惧ⅠB類ではENに属します。その希少価値の高いクマタカが船尾の空を舞っています。吉岡町にとっても非常に自然的価値のあるものです。ここに写真があります。クマタカです。翼が非常に、縞模様できれいです。ちょっと遠くなので、拡大してボケているんですけども、これがクマタカです。そのような自然環境の中で、車が爆音を上げて爆走する、しかも危険で、通行どめになっている林道湯出入線を。クマタカのエサは野ウサギ、アオダイショウ、山鳥等の小動物です。このような行為は小動物にも影響を与えます。クマタカのエサがなくなり、クマタカの生息エリアが脅かされます。災害復旧、公園整備等の公共工事で自然に配慮しながらでしたら仕方がないかもしれませんが、個人的趣味や一企業のための営利、社のための研究・調査等に使用されるのはもってのほかだと思います。柴崎町長の見解を問います。柴崎町長、



お願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 正直、今見せていただいたそのクマタカは、船尾滝の上空で撮られたものなのでしょうか。それによってまたこれからの対応というのは考えていかななくてはならないと思うんですけれども、実際、自分は船尾滝の上に、周辺にクマタカがいるということを知っておりませんでした。もしそれが事実であれば、大きなこの絶滅危惧種としてのクマタカを保存しなければならないという、そんな形もとられようかと思えます。

また、詳しいことにつきましては、関係、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 林道を利用した自然豊かな場所での新たな試みとして、林道を先ほど説明したようなイベントに使用したわけでございますけれども、議員のご意見につきましては、真摯に対応していきたいと考えております。また、クマタカに関しましては、県森林環境課に指導を仰ぎながら、今後対応を考えていきたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） このクマタカは、吉岡の船尾の空で撮ったものです。間違いございません。

以上のように、ここは吉岡町、町長が声を上げて、きちんと渋川の長と自然保護を訴えていかなければいけないことかと思えます。そして、自然を介して3市町村の観光、連携を探っていかなければいけないのかなと私は思います。

ところで、吉岡町には吉岡町船尾自然公園条例があります。設置、条例第2条「町は、森林がもつすぐれた自然環境と町民との接触の場を確保し、もって町民の保健及び休養に資するため、吉岡町船尾自然公園を別表のとおり設置する」とあります。また、ほかに、吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例があります。第3章自然環境の保全及び育成、第2節動植物の保護、第38条「何人も、自然に生息する動物又は生息する植物を、その生息し、又は育成する自然環境とともに保護するよう努めなければならない。ただし、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条の適用を妨げるものではない」とあります。前記述の行為は、これ等に反する行為であります。町が許可をしているならば言語道断としか言いようがありません。町長、再度お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 当時はクマタカの生息が確認できなかったため、そのような配慮が足りなかったということで、現在、今は反省をしております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 吉岡町船尾自然公園条例、利用の禁止又は制限、第4条「町長は、善良の風俗を害し、若しくは公共の秩序を乱し、又はおそれのある者に対して公園の利用を拒むことができる」とあります。善良な風俗、公共の秩序で全てを網羅しているのかと思いますが、ここは船尾自然公園のことです、「自然環境を害し」の文言を加えたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。また、別表、区域ですが、「町長が定めるところ」とあります。ここはどこのエリアなのでしょう。また、わざと濁しているのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 条例の改正につきましては、今後検討していきたいと考えております。

また、もう1点、一つの区域の、町長の定めるところについてでございます。この区域につきましては、全体では一般県道水沢足門線より西側になり、南側はバーベキュー広場周辺から滝の沢川沿いを尾根伝いに船尾滝まで、また、北側は伊香保地籍で吉岡町が管理を行っている林道水沢上野原線沿いの区域でございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） じゃあ、あそこら辺の山一帯という解釈、おおむね。ましてや、区域のところ、吉岡、伊香保の地名も入っていましたが、そのエリアということの解釈で境界がはっきりしていないので、明確にはできないという解釈でよろしいでしょうか。

次の質問に移ります。

2番男女共同参画において、小中学校の男女混合名簿について。

もうぼちぼち小学校から男女混合名簿にしてみたらいかがでしょうか。1年生から6年生一遍には言いませんが、低学年から順次段階を追って、そして中学と。今まで多くの議員の方がこの男女混合名簿について質問してきましたが、吉岡町においてははまだ男女

別名簿を使用しています。管理上の問題、道徳で男女共同の教育をしているとの回答もありましたが、男女混合名簿にてふだんからなれと言いましょか、習慣で身につけたものはその人の一生意識に残るものです。男女別名簿を使用し、道徳で男女共同の教育をしているからと言っても、その人の身にはつきません。調べてみましたが、新しい資料でなく恐縮なのですが、平成28年2月の調査、男女混合名簿をしている学校の割合、小学校77%、中学校55%です。教育現場では今までやってきたやり方がやりやすいのはわかりますが、吉岡町は今人口がふえ続け、商業施設がたくさんでき、いろいろな面で発展している町です。そのような状況下において、教育現場において古い指導を行うのはいかなものかと思います。名簿の作成は制度上、基本的に学校長の判断によるものとありますが、教育長がかわったところで、タイミング的にはよろしいのではないかと思います、町長、教育長の見解を求めます。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育長に答弁をさせます。

議長 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 男女混合名簿につきましては、吉岡町男女共同参画計画を踏まえまして、学校運営協議会で検討を行ってまいりました。

町教育委員会では、来年度から、令和2年度から男女混合名簿を各校で一斉に導入していくことと決定いたしましたので、今後、入学式のクラス名簿、教室に掲示されます名簿等が男女混合名簿に変わっていくこととなります。

なお、保健関係の名簿ですとか、中学校の体育授業での名簿につきましては、引き続き男女別名簿を利用する予定でございます。

議長 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） このことは吉岡町の男女共同参画について大きな一歩であるかと認識します。

子供の教育というものは、吉岡町の将来にも大きな影響を与えるものです。今後とも教育行政、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

1分時間を残しますが、いい回答を得られましたので、私の一般質問は以上にて終わりにいたします。ありがとうございました。

議長 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後3時30分といたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時30分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1点目、地域情報プラットフォームについてを質問するものであります。

（1）地域情報プラットフォームの活用について。

まず、第1点目として、システムの導入方法についてお伺いいたします。

昨年9月議会において、地域情報プラットフォームについて一般質問をしたわけであり  
ますけれども、その際に、ちょっと時間の都合で聞けなかった部分もありますので、再度  
質問するものであります。

まず、地域情報プラットフォームとは、さまざまなシステム間の連携、電子情報のやり  
取り等を可能にするために定めた各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール、標準  
仕様のことで、地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム  
再構築を行うことで、業務・システムの効率化やマルチベンダー化が期待されると。自治  
体業務のうち住民基本台帳、個人住民税等26業務、GIS分野、防災分野、教育分野等  
の基幹系以外の業務を含めると30業務の情報システムについての標準化をしておると  
ころであります。

前回の一般質問の答弁では、平成31年4月の時点で、地域情報プラットフォームの準  
拠製品登録企業96社のうち町に入札参加申請を行っていて、かつシステム開発・保守に  
区分される企業は27社あり、町の導入状況は標準化の対象業務とされている27業務の  
うち、実際に行っていない、またはシステムの導入がない業務などを除く21業務におい  
て使用しているシステムは、全て地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品であ  
るとしております。繰り返しになりますけれども、地域情報プラットフォームは、マルチ  
ベンダー化によりベンダーロックインを回避し、結果としてシステム関連のコスト削減効  
果が期待できるわけです。そこで、町が導入している21業務のシステムそれぞれの契約  
の方法についてお伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 坂田議員のほうから地域情報プラットフォームの活用、システムの導入

方法等について質問をいただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。ご質問の21業務のシステム、戸籍以外の20業務については、一括契約しております。内容といたしましては、導入に係る業務分析、機器及びシステムのリース等が主なものとなっております。

なお、戸籍については、担当課により個別に契約しております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 契約の方法というのは、随意契約だか、入札だか、その部分を聞いたわけですが、その辺の答弁のほうはいただけますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員お尋ねの契約の方法につきましては、随意契約で契約のほうをさせていただいておるところでございます。理由といたしましては、一番の理由といたしましては、データ移行に係る経費ですね、データ移行、どうしても標準仕様とはいえ、同じようなシステムの利用できるとはいえ、データ移行に関しては業者が変われば移行する経費というものがかかってくるという認識のもとに、随意契約で対応させていただいたところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） データ移行の費用を考えたときにはというような答弁でありますけれども、それは実際問題として、別会社のシステム導入した場合にかかる費用にデータ移行の費用を足したものと、継続して随意契約でやった場合というようなことを、具体的に比較検討した上での随意契約という理解でよろしいのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その関係につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 現行のシステム移行をしているものにつきましては、総合行政システムということで、平成24年から28年までの契約をしていたものを採択して、30年度

にまた継続をさせていただいたんですけども、データ移行にかかる経費についてのデータを求めた上での随意契約の対応となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。

②職員の地域情報プラットフォームに対する認識について質問するものであります。

総務省は、地域情報プラットフォームの課題として、自治体において地域情報プラットフォームの意義、すなわち円滑な情報の連携が十分認識されていない可能性があるとしているわけであります。

実際に、9割弱の自治体において導入されているにもかかわらず、システム調達時にシステム全体の効率化を図るために仕様書に明確に記載しているのは3割弱に過ぎないわけであります。

町は、システム調達時に仕様書に記載するなど明確な意図をもって導入しているのでしょうか。導入したところ、たまたま地域情報プラットフォーム準拠製品だったのか、その町の現状についてお伺いするものであります。

また、地域情報プラットフォームについて、職員はどれくらい認識しておるものなのでしょうか、あわせてお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 地域情報プラットフォーム準拠登録製品の登録企業については、把握をさせていただいております。現行システムの調達した事業者についても登録されていることを確認しておりますが、仕様書に具体的な記載をしておりません。こちら指摘いただいているように、大多数の自治体と同じような状況となっております。

ご指摘のとおり、総務省が取りまとめました資料によりますれば、調達仕様に記載はなかったが、落札したベンダーのシステムが準拠製品であったということの割合が48.4%、また、既存のベンダーシステムをバージョンアップした際に準拠製品に自動的になったというものが34.1%と、多くの自治体が意識的に導入を行っていなかったとしております。

今後、システム調達の際には、地域情報プラットフォーム標準仕様の意義を職員に適切に理解させるとともに、そういった意味での、これからSociety 5.0の中でも記

載のある事項でございます。職員のほうの理解を進めた上で、地域情報プラットフォームの標準仕様の仕様書への記載等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。

ワンストップサービスについてお伺いするものであります。

町では、システムを導入している21業務について地域情報プラットフォーム準拠製品を導入しているということで、これを積極的に活用していく考えはないか。地域情報プラットフォームは、マルチベンダー化によるコスト削減効果が期待できるだけでなく、一つの窓口で複数のサービスが受けられるワンストップサービスの提供が可能となり、住民サービスの向上にもつながると考えられます。町の考えについてお伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご案内のとおり、住民から各種申請等に係る受付部署を複数部署から1部署に集約、例外的なケースを除きまして、ワンストップで対応が完結する仕組みについては、ワンストップサービス、あるいは総合窓口と呼ばれるものでございます。

この総合窓口については、この4月1日に実施予定の機構改革でも議論のテーマとなってきた経過がございます。検討の結果、関連業務や転出入等に係る異動を勘案した部署の配置を行うこととし、具体的には新たに創設されます住民課において戸籍及び住民基本台帳業務、国保関係、高齢者医療や福祉医療などの窓口業務を集約して総合窓口機能を有する住民保険室の設置をする予定です。ただ、こちらについては、あらかじめ職員、さっきの話じゃないですけども、地域情報プラットフォームの職員の認識というところの課題を解決するために、まず体で覚えていただく部分があるのかと、そのような認識に立っております。そんなことから、庁舎の入り口から北側にかけて、現行の町民サービス室の執務スペースを縦断する形でカウンターを設置しまして、東側に設置する住民保険室と向き合う形で、西側に介護福祉課介護高齢室を設置することで、横の移動を少なくすることによる住民の移動の負担の軽減に努めるという取り組みを行うものでございます。

ご質問の地域情報プラットフォームを活用した総合窓口へのアプローチとは、先ほども申し上げましたとおり、若干、そこまでいくものではないものですが、住民サービ

スの向上を目的とするといった点では、まずその端緒を開くものであるのかなと考えております。

そういったことで、時代や社会の変化に対応しました新たな行政ニーズを的確に捉え、迅速に、柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、自治体クラウドについて質問するものでありますけれども、自治体クラウド導入に向けた取り組みの中でも、この地域情報プラットフォームの導入を検討されるべきであると思っておりますけれども、この取り組みの中の現状というのをお聞きしたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 自治体クラウドの導入の関係ですけれども、ご指摘の地域情報プラットフォームを活用しての自治体クラウドの導入については、2019年に総務省が公表いたしました「地域情報プラットフォーム標準仕様について」の中でも触れられておりますが、自治体クラウドの推進に当たっても、地域情報プラットフォーム標準仕様は有効とされております。町といたしましても、利用業務システムについては地域情報プラットフォームの標準仕様に準拠していることから、他市町村との自治体クラウドの取り組みが実現した際のデータ移行等についても、大変有用であると認識しております。ただ、業務システムの共同化を含む自治体クラウドについては、当然のことながら吉岡町だけでは行うことができません。利用するシステムの選定、業務の共通化、標準化、多くの検討を関係団体と行っていく必要があるという認識でございます。

ただ、自治体クラウドの導入で、共同利用によるITコストの低減、団体間サービス連携の実現による住民サービスの向上が図れることは明らかなことでもございます。引き続き枠組みを含め検討を進めてまいりたいと考えております。

これは、前回もちょっと触れさせていただいたところですが、現時点の取り組みについては、平成30年度に群馬県行政改革研究会の部会の一つであります「電算システム共同処理検討部会」が設置されまして、町としても参加させていただきまして、さまざまな視点から枠組み等の検討をした経過もございます。部会の報告書は、「本検討部会は、自治体クラウドの導入に向けた取り組みの足がかりとなるよう、まずは検討するためのグルー



プを整理することを主眼に活動を進めてきたものであると。今後は、県や国などの支援を活用しながら、それぞれグループでより具体的な検討を進めていくこととしたい。また、構成市町村のみならず、群馬県全体に自治体クラウド導入に向けた取り組みを波及・拡大していくことを期待したい」と結んでおります。

町においても、本検討部会の結果はもちろん、全ての可能性、選択肢を排除せず、柔軟な体制をもって今後とも検討を続けていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、次の駒寄小学校体育館についての質問に移ります。

まず、（1）駒寄小学校体育館建設工事についてを質問するものでありますけれども、①の設計段階における問題点等については、時間の都合で省略いたします。

②の入札資格についてを質問するものであります。

今回の駒寄小学校体育館建設工事を落札した業者、そのうちのJVのうちの1社が入札会を実施した時点で、法令違反による死亡事故を起こし、国から指名停止の処分を受けている最中でありました。これを問題視する声もあったわけでありまして、町の指名停止要領には抵触しないということで、問題ないと説明でありました。確かに、指名停止処分はペナルティ、すなわち罰則であります。入札に参加することを希望する業者に対し、基準を事前に明確にしておかなければならないということは言うまでもありません。しかし、国・県等から指名停止処分を受けている業者を入札に参加させていいのかという疑問は残るわけがあります。町として指名停止措置要領を見直す考えはないのでしょうか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 坂田議員のほうから、国・県等の指名停止処分を受けている業者を入札に参加させていいのかという疑問が残ると。町としての指名停止措置要領を見直す考えはないかというご質問をいただきました。

今回の判断につきましては、町の建設工事請負業者指名停止措置要領に基づいて行われたものでございます。この町の指名停止措置要領については、国の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じて作成されており、国、県、市町村等ほとんどがこのモデルを準用して作成しているのが通常でございます。

このモデルには、運用申し合わせについても定められており、このモデルを上回る措置基準を設定した場合、町内業者や町発注業者の受注事業者は群馬県や他市町村の基準よりも厳しいペナルティを課すこととなります。吉岡町として、このモデルを超える措置基準

を設定する場合は、相当慎重に検討しなければならないと考えており、今のところ見直す予定はありません。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 国、県等から今後も見直す予定がないということで、今後もこの国、県等から指名停止処分を受けている企業が落札業者になる場合もあるというようなことでございます。ただ、今回の契約締結の、議会でもこの処分を受けている業者が落札者ということで、全会一致の賛成を得られないというようなこともありますので、この指名停止の処分が明けるまで、この契約の締結を待つとか、そのようなことで回避していただけないでしょうか。その辺の考えありますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現状で進めさせていただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、③設計変更についてお伺いするものであります。

まず、第1点目、設計変更の可能性の認識についてを伺うものであります。

旧体育館解体中に、旧体育館の基礎ぐいを抜いた際に、設計図面と異なる場所の基礎ぐいが出てきている。町として設計変更の可能性について認識したのはいつになるでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 6月の旧体育館解体工事の中で、想定よりも長いくいが出てきた段階で、もしかしたら地中が想定と違う状況かもしれないという懸念はありました。しかし、その時点では、52カ所予定している基礎ぐいをどのように変更すればいいか、方針を決定できるような状況でなかったことから、その後、支持層の状況を確認するため、急遽7月5日から地質調査を開始したものであります。

そして、最終的にその結果が判明した7月22日の時点で設計変更が必要であるとの判断をし、くいの設計変更を開始することといたしましたので、可能性の認識としましては、地質調査結果の報告があった7月22日となります。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今、7月22日にその可能性の認識があったというようなことでありますけれども、そもそも地盤の正確な調査をしなければならないという時点で設計変更の可能性というのは認識できたのではないかと思いますけれども、その辺もう一度答弁お願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そのことにつきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 旧体育館解体工事の中で、先ほど話したとおり、長いくいが出てきたということは把握しておったんですが、どの程度深いところにその状況になっている場所的にも、長さ的にも、どうなっているかわからないということもありましたので、それを確認するためにも、7月5日から22日までの地質調査を行ったという形になっております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） いずれにいたしましても、解体工事が終了した時点で、地質調査の必要は感じていたということによろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） そのとおりです。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、次、契約締結について質問するものであります。

私は、この旧体育館解体工事終了時に、少なくとも地盤調査をしなければならないと、もしかしたら地盤調査の結果次第では設計変更しなければならないと、あれが確定的な設計図面ではないというような認識があったと考えますけれども、それにもかかわらず、もともとの実施設計をもとに算出された予定価格により入札会を行い、仮契約を締結し、さ

らにはこの事情を告げずに議会に契約の締結を上程したことというのは、果たして適正なのか、このことについて何うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 7月22日の時点において、設計変更が必要であると判断し、速やかに想定よりも深いところにある支持層までどのようにくい到達させればいいのかということについての検討を開始しました。そして、先ほどもお話ししたとおり、設計変更の方針が決まったのが7月31日でありまして、変更に伴うおおよその金額を把握することができたのもこの日となります。

入札につきましては、6月28日に行われておりまして、7月7日の仮契約後、契約締結の議決をいただいた臨時会が開かれた7月11日の段階では、くいの変更の方針が決まる前でありました。そのため、臨時会の際には正確な状況をつかめておらず、議会に報告できる状況ではありませんでした。ですので、当初の契約につきましては、適正であったと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） もしかしたら、設計変更の可能性があるということで、地盤調査の必要性を感じていながら、その事情を議会に告げなかったと。本当にこれが適正と言えるのかどうか、私は大きな疑問を持っております。

続きまして、設計変更に伴う契約変更手続についてお伺いするものでありますけれども、ここで、1)で、国の設計変更ガイドラインについてを聞くつもりでありましたけれども、これについては、時間の都合上、省略いたします。

次の、地方自治法と国の設計変更ガイドラインの関係についてお伺いするものであります。

今回の契約変更について、委員会の質疑、あるいは本会議の質疑等で、たびたび出てくる国の設計変更ガイドラインに従って、適正な手続のもと契約変更を行ったのだということで、国の設計変更ガイドラインというのが、たびたび錦の御旗のように出ているわけがあります。そこで、地方自治法と国の設計変更ガイドラインの関係について何うものでありますけれども、まず、地方自治法第96条第1項第5号の解釈について、この規定に基づき、議決を経て工事請負契約を業者との間に締結した場合には、その後の事情の変更等

のため契約の内容等を一部変更しようとするときは、その変更が当初の契約の趣旨には反せず、また、著しいものでないような場合でも、条例で定める契約に該当すれば、再び議会の議決を経なければならない。したがって、このようなことが想定される場合には、あらかじめ第180条により措置しておくことも考えられる。

なお、議会の議決を経た契約変更の結果、要議決額以下となった場合の議決は不要とされ、また、当初の設計内容について一部変更する場合において、契約金額内の増減のみで総額に変更がないときは、議会の再議決は一般的には不要と。このように96条第1項第5号を、解釈することで間違いないのでしょうか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長に説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 議会の議決を経た契約につきましては、当初設計内容について一部を変更する場合、契約金額内の増減のみで総額に変更がないときは、議員おっしゃるとおり、議会の再議決は一般的には不要であります。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、吉岡町の場合、契約変更等の結果、契約金額が1円でも、例えば、5,500万円の契約だったのが、5,500万1円になったり、5,499万9,999円になった場合でも議会の再議決を要すると、そういう解釈でよろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 地方自治法180条において、町長の専決事項というのがありますので、今のご質問でいえば、先ほどの質問、最初の質問では契約が変更なかった場合は再議決ということになりますけど、再議決は必要ないという形、また、100万円以内であれば、町長の専決事項でその後の議会の報告という形になります。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ちょっと例えが大変悪かったですね、5, 500万円の契約で、じゃあ5, 600万円になった、あるいは、5, 400万円に減額したという場合は、議会の再議決は必要かどうか、もう一度答弁をお願いします。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ちょっと、また例えが100万円になってしまったので、大変不適切なわけでありまして、当初の契約が6, 000万円だったとして、200万円前後したと。6, 200万円にふえてしまった、あるいは、200万円減って5, 800万円になったというような場合は、議会の再議決を要するというようなことでよろしいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 財務課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） そのとおりでございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 要するに、専決処分の範囲、100万円を超えるような契約変更があった場合には、5, 000万円以上であれば、ふえようが、減ろうが、5, 000万円以上だったら再議決が必要だというようなことで、理解いたしました。

ここで、改めて地方自治法及び同施行令が一定金額以上の契約について、議会の議決を必要とした、その意義についてお答えをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 地方自治法及び地方自治法施行令が一定金額以上の契約について、議会の議決を必要とした意義につきましては、重要な契約の締結等の地方公共団体の経済行為に関しましては、住民の利益を保障するとともに、これらの事務処理が住民の代表の意思に基づいて常に適正に行われることを期する意味で、議会の審議を経るといふところにあると考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） よくわかりました。

それでは、今回の請負契約の設計変更に伴う契約変更に係る一連の手續の問題点で、さつきも上げましたけれども、地方自治法と国の設計変更ガイドラインが異なった取り扱いをしているというようなことで、これがまず一番の問題点であったろうかと思えます。あくまでも国のガイドラインに従って、執行側は契約変更の手續をとっているので問題ないのだと、そのことについては、1月24日の臨時会の席上においてもそのような答弁があったと記憶しております。あくまでも手續については、国の契約変更ガイドラインに従った、問題ないんだというような答弁でありました。

ここでお伺いするわけでありましてけれども、地方自治法と国の設計変更ガイドライン、異なった取り扱いしておるわけでありましてけれども、地方自治法と国のガイドラインというのは、どちらが優先するのでありましようか。お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、教育委員会事務局長よりに答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 優先されるのは地方自治法であります。また、設計変更ガイドラインにつきましては、あくまでガイドラインとして適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するために作成されたものであり、特別法、これを根拠とした地方自治体に対する規範等ではありません。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、今回の駒寄小学校の建設工事の設計変更に係る契約変更においても、地方自治法のいうとおり、契約金額に変更があった時点で議会の再議決に付さなければならなかったという理解でよろしいでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件についても、教育委員会事務局長よりに答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） そのとおりだと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ちょっとここで疑問に思うんですけども、この設計変更に基づく契約変更に係るようなガイドライン的なものは、吉岡町独自のものというのはいないんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そのことにつきましては、財務課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 設計変更等につきましては、この国のガイドライン等を準用させていただいて、あとは県のほうに確認等をしながら業務を進めている次第でございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、設計変更ガイドラインに基づく契約変更に至る手続について伺うものであります。

本年1月24日の臨時会において、吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結について議会の議決があったわけであります。この変更契約は契約約款23条及び24条による工期の変更と請負代金額の変更であります。設計変更ガイドラインには契約締結から契約変更による変更契約締結までをフローで示しておるわけでありますけれども、本件請負契約の変更契約締結までの手続について、時系列をもって示していただきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、教育委員会事務局長よりご答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 手続の経緯としましては、7月11日の契約締結後、地質調査の結果が判明した7月22日の時点で設計変更が必要であるとの判断をし、速やかに設計変更に着手、7月31日にくい基礎の施工方針が決まりましたので、8月に入って施工業者に対し変更したくい製作を進めるよう指示を行いました。

そして、10月10日からくい工事が施工され、町ではその施工報告を受け、必要な予算措置を12月議会に上程し、12月9日の議決をいただき、1月9日に契約変更の協議を行い、1月14日に変更請負仮契約を締結、同24日の臨時議会において変更請負契約締結の議決をいただいた、そのような経緯となっております。



議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、議会の要望について伺うものであります。

昨年8月26日の全員協議会において、体育館新築工事の工期が延長する可能性があるという説明がありました。その際、議会としては何としても卒業式、入学式には間に合わせてほしいとの要望を町長に出したはずであり、この件については昨日、山畑議長に確認しましたところ、強く要望したというようなお答えが返ってきました。この要望についてどのように認識していたのでしょうか。

また、昨年の12月議会において、小林議員の駒寄体育館新築工事に係る一般質問において、初めて私は入学式、卒業式には間に合わないということを知るに至ったわけですが、このような要望がありながら、議会への事前の説明もなく、さらには工期の契約変更の議決もないまま、工期の延長を既成事実として卒業式、入学式の準備を進めたのはどういったわけでしょうか。その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましても、教育委員会事務局長よりに答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議会のご要望については重々承知しておりまして、町、また町教育委員会としても駒寄小学校の子供たちを何とか学び舎で卒業式をさせてあげたいと考えておりました。

しかし、基礎ぐいという工事の一番初期に行う工程で想定外の事案が発生してしまったため、工期のおくれを何とか解消することを最優先に施工業者と協議を行い、できる限り工程を調整したところでありますが、結果的に卒業式、入学式に間に合わせる事ができず、大変申しわけなく思っております。

また、例年、駒寄小学校では、11月ごろに学校でも教職員による卒業式のリハーサルの計画等、挙行に向けた準備を開始しており、12月上旬の学校公開時には6年生の保護者に対し、当年度の卒業式についての説明を実施しておりますので、学校からもなるべく早く決断していただきたいというお願いをされておりました。

教育委員会といたしましては、新体育館での挙行を前提に、ぎりぎりまで検討していたわけですが、新体育館での挙行を前提に準備を進めた場合、万が一、体育館が工期内に完成せずに、かわりの施設で卒業式をするとなった際には、会場準備やリハーサルができなくなることによる混乱が生じることが想定されたことから、保護者の方々や学校現

場の不安を解消するために、12月議会の本当に直前になってしまいました。文化センターを式典の会場として準備を進めるという苦渋の決断をしたところでもあります。

そのため、議会へ説明する時間もとれず、一般質問の答弁が議会に対する最初の表明の機会となってしまったことについては、大変申しわけなく思っております。

このように、卒業式等の事前準備の動きは、決して工期の延長を前提としたものではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、5番の予算措置について質問をするものであります。

まず、総計予算主義について質問いたします。

予算措置につき質問をする前提として、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則の意義についてご説明を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 総計予算主義の原則は、地方自治法第210条に「会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されております。総計予算主義は、つまり、歳入と歳出を相殺することなく、収入、支出ともその予定額の金額をそれぞれ歳入の予算、歳出予算に計上するものであり、このことは、予算の全貌を明らかにするために必要であるため、そこにその意義があると考えられます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の設計変更に伴う請負代金額増額に係る予算措置について質問するものであります。

町が準拠したとされる国の設計変更ガイドラインによれば、さきに述べましたように、仮に軽微な変更に当たるならば、工期末に工期の変更と請負代金額の変更に係る契約変更をすればよいということになります。しかしながら、このガイドラインにおいても、あくまでもこれは予算措置がなされている、予算取りがされていることを前提に工期末にそういったことをしていよというふうなものであります。7月31日には基礎工くいひの施工方針が決定したのでありますから、9月定例会において補正予算の措置をとることも可能でありました。これを怠った理由について説明をお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件につきましては、教育委員会事務局長よりに答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回のケースでは、地下の支持層が非常に複雑で、くいの施工場所が数メートル離れると、支持層も数メートルから数十メートル変わってしまうような状況でした。

7月31日に基礎ぐいの設計変更の方針が決まり、この時点ではおおよその金額はつかめておりましたが、基礎ぐいの設計変更に伴うおくれに加え、工事をとめることにより卒業式や入学式に間に合わなくなってしまうことへの危機感や、12カ所の基礎ぐいが果たして変更設計をしたくいの長さで実際に支持層まで到達できるか、実際に施工するまでどうなるかわからず、仮にくいが支持層まで到達しなければ、新たな対応を検討する必要が生じてしまうことも、速やかな予算措置をちゅうちょしてしまった原因と言えます。

その結果、ある程度しっかりした数字をつかむまでに時間を費やしてしまい、予算上程が12月議会となってしまいました。

本来ならば、基礎ぐい変更の方針が決まった7月31日の段階で、ちゅうちょすることなく一旦工事をとめ、予算の確保等必要な予算措置を講じた上で変更指示を行うべきでありました。

このことについては、町教育委員会としても深く反省しているところでございます。今後はこのようなことがないように、注意して事務を行ってまいりたいと考えています。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしましたら、事後の議決についてを質問するものであります。

予算措置もないまま、設計変更による費用が増加した基礎ぐいのくい打ち工事が昨年10月10日から31日まで行われました。その後、昨年12月定例会において請負代金増額分の補正予算が上程され、可決されました。1月24日の臨時会で請負変更契約の審議における質疑に対する答弁では、12月定例会の事後の予算措置の可決をもって、あたかも免罪符を得たように、全てが適法になったかのような答弁がありました。地方自治法第210条に違反する手続上の瑕疵というのは、議会の事後の可決によってどのような影響があるのか、この説明を求めるものであります。

また、事後の議決以前に支払いが済んでしまった場合、当該支出の評価はどうなるのでしょうか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の事案において、地方自治法第210条に総計予算主義の原則からも予算措置がない状態で工事を進めたことは、非常に不適正な手続であり、予算を所管している財務課といたしましても、このような事態となり、心から反省しているところでございます。また、12月議会での予算議決をもって予算措置がない状況での不適正な手続が全て是正されたとは決して考えておりません。しかしながら、駒寄小学校体育館の工事を完成させるため、議会のご理解をいただき、補正予算を可決していただいたと認識しております。

また、議決以前に支払いが済んでしまった場合の支出の評価についてとのことですが、予算のない状態であれば、契約及びその契約に基づく支出負担行為そのものがなされませんので、支払いを行うことは不可能ではありますが、仮にあったとすれば、その支払いは無効であると考えます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、再発防止策について何うものであります。

今回の請負工事の所管は、たまたま学校教育委員会事務局でありましたけれども、今回のような事案というのはどの部署に起きてもおかしくなかったのではないかと感じております。管理職を初めとする全ての職員が設計変更に伴う契約変更に係る諸手続に精通しているわけではないということも、私は承知しております。こういった点も踏まえ、今回のような事態を起こさないためにも、再発防止策を講じる必要があると考えますけれども、町としてはどのように対処していくおつもりなのでしょう、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、財務課長に説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の件を深く反省し、議会の議決を要する契約は当然でございますが、全ての契約事務において、今後再発防止に向け、全職員に向けた法令遵守意識の徹底に努めるとともに、適正な事務執行のための研修機会の充実を図っていきたいと考えております。

す。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 最後になりますが、町長の所感についてお伺いするものであります。今の一般質問で判明したように、210条違反のみならず、96条にも違反していたと、二重の法令違反があったというような中で、駒寄小学校の体育館の工事が進められているというようなことでございます。今回の件を総括した町長の所感についてお聞かせいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町長の所感についてということで質問いただきました。

本件に関しましては、令和2年第1回臨時会議会に先立ちまして、経過説明させていただきました。そして、そこで不適正な処理についておわびをさせていただいたところがございます。本日の坂田議員の質問に回答させていただきました内容について、12月の補正予算、さきの臨時会における変更契約の議決をいただくに際して、ご指摘いただいた事項とあわせまして、改めて町執行として反省すべき点と問題点をご指摘いただいたことに改めておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

いただいた質問における回答にもございましたが、再発防止のために、職員に向けた法令遵守意識の徹底と、適正な事務執行のための研修機会の充実等を図っていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、3番目、町の交通安全に係る施策等について質問いたします。

まず、第1点目として、群馬県交通安全条例についてお尋ねするものであります。

群馬県交通安全条例第3条においては、市町村の役割として、「市町村は、県の施策とあいまって、当該区域内の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない」としておるわけであります。町はこの県の条例をどのように受けとめ、どのような施策を講じてきたのかお伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、県の交通安全条例や吉岡町交通安全条例により、交通安全という重要課題に、吉岡町交通安全会や交通指導員、学校等関係機関及び渋川警察と連携し

取り組んでいるところであり、町民の交通安全意識の高揚及び交通の安全確保に努めているところでございます。

なお、詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 吉岡町では、県の交通安全条例や吉岡町交通安全条例による交通安全活動として、渋川警察署、吉岡町交通安全会等の関係機関と連携しながら、道路の危険箇所の点検や一斉街頭指導等による交通ルールの遵守のための啓発や自転車マナーアップの啓発、子供と高齢者の交通事故防止運動の実施などに努めているところであります。また、カーブミラーの設置や修理、チャイルドシート購入補助金や高齢者運転免許証自主返納者に対する支援事業を実施しているところでございます。また、来年度から、高齢運転者による交通事故防止対策として、自動車誤発進防止装置設置補助事業の実施など、交通安全対策に努めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、児童生徒に対する交通安全教育について伺うものであります。

少し古い記事になりますけれども、平成29年7月12日付の産経ニュースの記事によりますと、スマートフォンと飲み物を持ちながら自動アシスト自転車に乗り、歩行者にぶつかって死亡させたとして、重過失致死罪で在宅起訴された元大学生に対し、横浜地裁川崎支部は27日、禁固2年、執行猶予4年の判決を言い渡した。判決は、被告が右手に飲み物を持ち、左手にスマホを持ち、左耳にイヤホンをした状態でスマホをポケットにしまった直後に事故を起こした。こういう状態で自転車に乗っていたわけですね。江見裁判長は、「歩行者を死傷させ得るとの自覚を欠いた運転は自己本位で過失は重大」と指摘し、時速約9キロと比較的低速で、被告が反省の弁を述べていることなどから執行猶予つき判決としたという事件がございました。これは極めて極端な事例であると思えますけれども、交通安全意識の欠如が原因であることは明らかであるように思います。たとえ自転車であっても、交通事故の被害者になる可能性のみならず、加害者となり、被害者が死亡するという重大な結果をもたらす場合もあり得るわけであります。このようなことに鑑みれば、小学生、中学生に対する交通安全意識の向上を図ることは極めて重要であると考えますけれども、町は児童生徒に対してどのような交通安全教育を施しているのか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、関係する町民生活課長、そして、教育委員会事務局長それぞれより答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 現在、吉岡町では、渋川警察署、吉岡町交通安全会等の関係機関と連携しながら、各保育園及び小中学校を対象に、交通安全教室を開催し、児童生徒に対する交通安全教育に取り組んでいるところであります。

また、自転車通学の対象となる中学生に対しては、自転車マナーアップ運動の実施により交通ルールの啓発に努めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 小学校では、警察と町の生活環境室を講師に招いて、交通安全教室を実施しております。内容としては、横断歩道の渡り方や、道路の歩行の仕方について実際に道路を歩いたり、警察の方の実演や話を聞いたりしています。4年生については、これらの内容に加えて、自転車の乗り方教室も実施しております。

吉岡中学校では、警察と町安全協会の方々の協力により、自転車マナーアップ運動を実施しており、警察官による交通安全教室の開催などにより、自転車の安全な乗り方、そして加害者になり得ることがあることについても全校で学習しております。

さらには、毎月、安全委員が自転車の整備状況などを点検し、整備に問題がある生徒には修理をするよう呼びかけているほか、毎週月曜日の下校時には、教職員が学校周辺の路上パトロールを行い、自転車の乗り方について安全指導を行っているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 3番目の自転車通学をする中高生への自転車保険加入の勧奨と自転車保険料の助成についてに移ります。

群馬県交通安全条例においては、9条第2項において保険加入を、自転車を運転する者に対する保険加入を努力義務としておるわけであります。町では、この努力義務についてどのように理解しておりますでしょうか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 先ほど説明しました交通安全教室や、自転車マナーアップ運動において、TSマークのパンフレットを配布したり、説明を行い、自転車保険の加入を進めておりますが、今後も引き続き継続していきたいと考えております。

また、高校生及び一般の住民を対象に、各地区の行事で実施する交通指導やふるさと祭りなどで実施する交通安全啓発活動において、同様の説明を行っていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、町民生活課長のほうからTSマークについて紹介しているということでありました。TSマーク付帯保険ですと1億円まで賠償が補償されるわけでありまして、それで保険料というわけではありませんけれども、年1回、代理店というか、そこに行って自転車点検してもらおうと、そのTSカードがもらえるということで、その費用が1,000円から2,000円で、パーツの交換はまた実費ということですが、1,000円から2,000円でこの1億円までのその保険に、付帯保険ということであるというように、自治体としての、東京都のほうで幾つかの区が500円から1,500円の助成をしておるわけでありまして。町にはこのような考えありませんか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、町民生活課長より答弁をいたします。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今のところ自転車保険料の助成については考えておりませんが、今後、そういったことも必要かなと思いますので、検討していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） なかなか、この自転車事故を起こして1億円の損害賠償が来たというようなことで、本当にその家庭というのは離散しちゃうんじゃないかとも思います。そういったことで、なるべくこの自転車保険の制度について周知徹底するとともに、加入促進をするような手だてを講じていていただきたい。このように考えます。

若干時間残りましたが、私の一般質問をこれにて終わらせていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。



あすは、4人の一般質問を行います。

---

**散 会**

**議 長**（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

午後4時30分散会

# 令和2年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

---

令和2年3月5日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和2年3月5日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.9）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告の……（「議長」の声あり）笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 昨日の金谷議員からの一般質問、船尾滝関連の中で、滝の沢川に関して、ウツボ沢川に流れ込む滝上での検体採取の追加を望みますとの質問に対しまして、船尾滝上流での水質検査は、町の管理区域外であることから広域調整などが必要と思われ、検体を採取し、検査することは難しいとの回答をさせていただきました。ご指摘をいただき、行政会の再確認をしたところ、滝上にも該当する町の管理区域がございますので、このことを確認できました。大変申しわけございませんでした。

ついては、回答を、検体の採取ができる場所であるか確認をし、できるようであれば水質検査を検討したいに訂正させていただきたく、よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 一般質問の通告のあった9人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますのでご承知おきください。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

学校給食の始まりは、明治22年、山形県鶴岡町で、貧しくてお弁当を持ってこられない子供に無償で昼食を出したのが始まりと言われております。

全国に普及したのは終戦後で、食糧難の時代、子供の栄養不足を補うのが目的で、昭和29年に学校給食法が施行され、国民の食生活の改善が掲げられました。このころの給食は、脱脂粉乳にコッペパン、少量のおかずがついている程度でした。その後、脱脂粉乳が牛乳にかわり、おかずの量もふえ、内容が次第に豊かになっていき、昭和51年には米飯

給食が開始されました。その後、社会で肥満や生活習慣病の増加、偏食による栄養バランスの乱れが問題になってきました。

平成23年施行の現行法では、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとあり、食育が重視されることとなります。

文部科学省、平成30年度学校給食実施状況等調査によりますと、国公私立校において学校給食を実施している学校は3万92校、全国95.2%の学校で給食が出されています。

平成21年4月に学校給食衛生管理基準が定められ、衛生管理が厳格化しました。例えば、外部からの汚染を調理室内に持ち込まないように作業区分を設け、汚染作業区域で食品の泥やほこりなどの異物を減らして専用容器に移しかえ、非汚染作業区域で加熱や消毒の作業をすることで、食中毒の発生を防ぐわけです。

学校給食は、児童生徒などに栄養バランスのとれた安全で安心できる食事を提供し、心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい知識を養う上で重要な役割を果たすものであり、そのためにも栄養と安全で適正に管理されなければならないと考えます。

吉岡町学校給食センターは、昭和63年の建設から31年が経過しており、老朽化が進んでおります。

初めに、学校給食について問うものであります。

1、学校給食センターについて。

(1) 学校給食センターは、平成21年の学校給食衛生管理基準を満たしているのか、施設と設備面でお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 学校給食の衛生管理基準、センターの施設・設備、基準を満たしているのかということで質問をいただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

現在の学校給食センターは、昭和63年竣工の施設ですので、その当時の衛生管理基準を満たすように設計されているわけですが、この30年の間に給食センターを取り巻く状況は大きくさま変わりしております。

文部科学省が平成21年4月1日に通知した学校給食衛生管理基準では、例えば、学校給食施設は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分することと記載してありますが、当給食センターの検収室や下処理室といった汚染作業区域と、非汚染作業区域である調理室との境には引き戸が設置してあり、構造上、人が移動することも可能となっております。

現在は、扉の前にカウンターを設けるなど、運用により汚染区域と非汚染作業区域を分け、食材のみを移動させる対応によって衛生管理基準を満たすよう工夫している状況でございます。

また、設備面については、衛生管理基準を満たす設備機器への入れかえを順次進めているところであります。また、調理の作業方法についても、衛生管理基準にはかり、細心の注意を払っている状況でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまのお話の中に、学校給食衛生管理基準というのは、汚染区域、非汚染区域及びその他は部屋単位で区分すると。まさにそのとおりで、ここの部分はちゃんと厳格に区分されておるかどうかが問います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 部屋単位で区分することということになっているかどうかという事なんですが、今の町長の答弁にもありまして、現在は、これを部屋単位で、1つのブロックとして隔離のできますよう、運用により対応させていただいているということになっております。あくまでも、どういう形で区分していくか、例えば、ここは部屋を分けなくちゃいけない、そういうことによって、その間にカウンターを設けて、例えば、ワゴンを置いたりして、人がここから向こうに行けないようにする、そういったような工夫によって対応をしているということになっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の回答ですと、部屋単位という、解釈のちょっと見解が変わってくる。工夫をして仕切っていると。完全に仕切られていないというふうに思ったんですが、その辺、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 衛生管理基準、ちょっと手元に今あれなんですけれども、例えば、食材室とか、そういった部分はそれぞれ、今これからつくる場合については明確に分けなくてはいけないとか、作業員が靴を脱いで非汚染区域から汚染区域に移動しなくちゃいけない、その明確に分けるべきであるということで、今からつくる部分の施設についてはそういう形で作りにさいという指摘があるんですが、そういった調理場と下処理室、そういうところについては、あくまでも部屋として動かしている部分はありますけれども、それ以外の部分で間違いなく部屋単位として区別しているかというのと、それは、あくまでも工夫ということで運用をさせていただいているような、そんな状況です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、質問いたします。

学校給食の提供には、食材の仕入れ、下処理、調理、配送、配膳を通して、安全・安心の徹底が求められます。

（2）学校給食における事故の防止と対応についてですが、今までに学校給食センターでの食中毒やアレルギー事故、異物混入などの事故はありましたか、問います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、食中毒事故についてですが、吉岡町給食センターでは、平成22年度にサルモネラ菌による食中毒を発生させてしまいまして、この事故の最終的な患者数は、3校で517人となっております。

アレルギー事故については、特にありません。

また、異物混入につきましては、毎年数件程度発生しており、今年度は、これまでに7件発生しております。そのうち3件は、食材の製造過程に異物が付着した事案であり、残り4件は、調理場内に存在しない物質が混入した事案でありました。このように、いずれも給食センターの調理過程に混入したものではありませんでした。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 平成22年、サルモネラ菌、そして異物混入等7件。その事故の原因と再発防止策についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 平成22年度の食中毒事故の原因については、給食センターの汚染、非汚染区域の区分けなど、衛生管理体制に不備があったため、調理工程のいずれかで、もやしナムルにサルモネラ菌が混入した可能性が高いと結論づけられております。

再発防止策としましては、食材の検収体制の見直しや調理器具の明確な使い分け、洗浄消毒の徹底、汚染区域と非汚染区域の往来の遮断、保管場所の明確な区分け、吉岡町独自のマニュアル作成、翌日の作業工程を確認するミーティングの実施などに取り組んだほか、下処理室の水槽改修工事や野菜裁断機の移設工事、それに伴う給排水設備の改修、そして、洗浄後の食缶を熱風消毒した後、自動的に冷却でき、あえものを冷却したまま運べる冷却機能つき消毒保管庫の導入、ガス回転釜の内釜交換工事等を実施しております。

アレルギー事故に関する対応についてですが、こちらは、給食センターにはアレルギー対応調理室がないため、除去食や代がえ食での提供は行っておりませんので、現在は、アレルギー疾患をお持ちの児童生徒に対しては、学校経由でアレルギー詳細献立を配付し、各家庭で給食を食べるかどうかの判断をさせていただいております。

また、異物混入に係る再発防止策としましては、調理場内の目視確認の徹底やダブルチェックなどの防止策を強化しているところであります。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 学校給食における事故を防ぐには、事故の原因や予想される事故などを十分に把握し、日常点検、安全点検を確実にを行い、問題点の解決を図り、事故に対する教職員や学校給食関係職員の意識を高める必要があると思います。また、事故が発生した場合の被害を最小限に食いとどめる手だて、救急体制や緊急連絡体制などを整え、的確かつ迅速に対応できるよう、日ごろから確認しておくことが大切だと考えます。

次に、（3）職場環境について。

昨年の夏、福岡県久留米市立の小中学校64校で、学校の調理室で給食をつくる、いわゆる自校方式の42校のうち、36校の調理室にエアコンが配置されていないため、延べ488人が頭痛や吐き気、めまいなどの熱中症とみられる症状を訴えました。

吉岡町学校給食センターの職場環境についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕



町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 環境改善のための整備は随時行っておりますが、夏場の平均気温が高くなっている影響もあってか、調理場内の気温は25度をはるかに上回っているような状況であります。

今年度も、職場環境に向けた取り組みとしましては、調理室西側への日よけ設置工事等も実施しましたが、現施設において、調理場等の室内温度を抜本的に改善することは非常に難しい状況となっているため、調理従事者の方々には、熱中症対策として、水分、塩分補給を適宜行いながら作業に従事していただいているところでございます。

施設には、エアコンのある休憩室もありますが、非汚染区域の外となっております、調理中の体調管理には実質対応できていないのが現状となっております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 職場環境については、ちょっと劣悪な状態だというふうに感じました。

次に、（4）学校給食費について。

文部科学省の平成30年5月の資料では、学校給食費の全国平均月額、小学校で4,343円、群馬県平均月額4,280円、中学校では、全国平均4,941円、群馬県では5,043円となっております。

そこで、吉岡町の小学校と中学校の月額給食費についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町の学校給食費は、小学校で月額3,640円、中学校で月額4,100円となっておりますが、当町では、その金額を11回徴収しておりまして、単純に月額給食費に月数の12を掛けた金額にはなっておりません。よって、単純に月額給食費を近隣市町村と比較すること等はできませんので、ここでは年間給食費の金額をお伝えさせていただきます。

吉岡町の年間給食費としましては、小学校で4万400円、中学校では4万5,100円となっております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 単純に月額で比較しますと、県平均よりも、小学校ではマイナス640円、中学校ではマイナス943円となって、両方とも県平均よりも下回っているということです。従来から、給食費の無料化については各議員が長い間質問されてきていると思います。そこで、近隣の市町村の給食費についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） では、まず榛東村の学校給食費についてですが、小学校では年間4万8,000円、中学校では年間5万8,200円でありまして、そのうち10%が村補助となっておりますので、実際の保護者負担額としましては、小学校で年間4万3,200円、中学校では年間5万2,440円となっております。

渋川市においては、規則で学校給食費を、小学校は5万1,400円から5万2,600円、中学校では5万9,000円から6万円と定めておりますが、平成29年4月から、保護者が負担する学校給食費を全額免除することとなっております。

前橋市については、1食当たりの単価から学校給食費が算定されておまして、小学校では1食240円、1年を200日と想定した場合には年間4万8,000円となりまして、また、中学校では1食290円となっておりますので、同じく、1年を200日と想定すると年間5万8,000円となります。

なお、これらの自治体では、学校給食費を定めた上で保護者負担を位置づけておりますが、吉岡町では、補助金を充当した後の保護者負担額を学校給食費として定めているため、単純に年間給食費を日数で割った額が実際の給食にかかった費用とはなっておりません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 吉岡町では、食材助成として500万円、そして給食費補助、生徒1人当たり1万450円がありますが、近隣市町村について同様の補助等がありますか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ご質問のあった近隣の状況ということですが、榛東村では、給食費10%軽減事業と第3子以降の給食費の無料化を、渋川市では、保護者が負担する学校給食費の全額免除、前橋市では、小中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している場合の第3子以降の給食費の全額免除を実施しているようです。

なお、吉岡町では、給食費の助成と食材費の補助を行っているわけですが、実際の給食費に対しては、小学校で23%程度、中学校では21%程度の補助を行っている計算となります。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 5番目、給食人員及びクラス数の推移についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、給食を食べる児童生徒数のこれからの推移ということなのですが、令和元年度には2,017人となっておりますが、令和2年度には2,026人、令和3年度には2,076人となることが想定されております。

また、クラス数の推移においても、令和元年度は全校で66クラスであります。令和2年度には65クラス、そして、令和3年度には68クラスとなることが想定されております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 6番、今後も児童生徒がふえる中、安全で安心な学校給食を持続的に提供していくためにも、今までお話を伺ったような過酷な調理環境で大丈夫なのでしょうか。町長に見解をお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先日、給食センターの運営委員会から出された答申を拝見させていただきました。町としても、答申内容を尊重し、今後の方向性について検討を始めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 検討を始める中で、一番大事なことは財源の問題だと思います。財源が豊かであれば、すぐにでもセンターは更新できると思います。この財源に関しては、町長は工夫して確保するようにお願いしたいと思います。

児童生徒の安全で安心な学校給食を持続的に提供するために、学校給食衛生管理基準に適合した新たな学校給食センターの早期着工を期待いたします。

次に、2番、スクールバスについて。

（1）スクールバスの無料化について。

義務教育は無償という考えのもとに、保護者負担金をなくすことについて、町長の考えをお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 通学バスについては、上野原地区を通っている県道前橋伊香保線で運行していた民間の路線バスが昭和63年度に廃止されたことにより、上野原地区の子供たちの通学に支障を来す状況になったことから、平成元年4月から町で運行を始めた事業でございます。

通学バスの運行につきましては、町民皆様の税金を使わせていただいておりますが、バスを使用する方には、受益者負担の原則から、ある程度の使用料をご負担していただくことが適正な行政運営だと考えております。

なお、保護者の皆様の負担の軽減という点につきましては、平成20年度から、それまでの使用料を約半額にして保護者の皆さんの負担軽減を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 平成20年から従来の金額を半分にさせていただいたと。それからまた十二年、三年経過しているわけです。これもまた、負担を減らす方向で検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スクールバスの利用者の推移と、生徒1人当たりの保護者の負担金についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） スクールバスの今年度の利用者数については29名となっております。保護者負担金は、各停留所の場所により金額が変動しますが、小学生料金ですと、年間1万7,120円から2万3,170円となっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） スクールバスの年間経費についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） スクールバスに係る経費についてですが、運転手の賃金、バスに係る燃料費及び車検を含む修繕費となります。平成30年度決算ですと、総額で347万4,085円となっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） このスクールバスの年間経費は、当然、2台分で考えてよろしいのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 2台分で計算をしてあります。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、（2）停留所の新規設定について。

スクールバスの停留所は、現在、水沢方面から町方面への下り側だけにあり、幹線道路を児童生徒が横断しないような停留所の設定が必要であると考えます。児童生徒の登下校時の安全を確保するために、町から水沢方面上り側にも停留所の新規設定について、考えをお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘君発言]

教育委員会事務局長（小林康弘君） コースや停留所については、基本的に前年度に倣い設定しております。しかし、児童生徒の居住実態等により検討の必要がある場合には、その都度協議して、柔軟に対応しているところでございます。

来年度より、現在の北野の停留所の道路の反対側に新たな停留所を増設し、北野の上りと北野の下りとして設置をいたしました。

今も述べましたが、今回の新規設置につきましては、児童生徒の居住場所を踏まえて協議をした結果、登下校の安全性の観点から新規の設置が適切であると判断し、設置したものでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 新たな設置、ありがとうございます。生徒児童の登下校時の安全を確保するためにも、これからもよろしく取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番、林道栗籠・井堤線について。

この林道栗籠・井堤線は、地元住民の長い間の夢で、工事が進んできております。

1、工事区間の確認についてですが、県の補助事業、令和元年度工事区間、延長105メートルについて、予定どおり令和元年度内に完成するのか、お聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 林道栗籠・井堤線の令和元年度事業は、自害沢右岸、いわゆる南側から10メートル付近から自害沢をボックスカルバートで渡り、東電の鉄塔付近まで登り上げる、延長105メートルの林道の開設工事であります。

詳細につきましては、産業建設課長から説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

[産業建設課長 大澤正弘君発言]

産業建設課長（大澤正弘君） 林道栗籠・井堤線の令和元年度の工期につきましては、自害沢デ・レイケ堰堤発掘の調査もありましたが、工期の終了を、当初の令和2年3月5日から3月30日に変更いたしました。既に、ボックスカルバートや側溝、路盤工など、主要な構造物は完成しております。現在、最終的な仕上げ工事を残すのみとなっておりますので、3月30日の工期までに完成する予定でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、（2）洗い越し占有許可の進捗状況についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 町としましては、想定される事業費や利用者数、また、河川にふだん水が流れていないこと等を勘案しまして、山間部でよく見られる洗い越しの構造が最もふさわしいとして事業を進めてまいりました。

洗い越しをする滝の沢川は一級河川であり、渡河構造については、河川管理者である県渋川土木事務所の河川占用許可が必要となります。このため、昨年10月上旬に県と協議を行いました。皆さんもご存じのとおり、直後に台風19号による未曾有の災害が県内各地で発生したため、結論が持ち越しとなってしまいました。災害復旧にかかわる災害査定調査が終わったことから、2月20日に再度協議を行った結果、許可の見込みがない旨の回答を得ました。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 許可の見込みがないということは、はっきり言って、どういうことですか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、産業建設課長より説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 県渋川土木事務所としては、洗い越しとしての許可は出せないということでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） だめ出しを受けて、そのまま反論しないで帰ってきたんですか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より説明を申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 県渋川土木事務所との協議は、昨年度来、事前の相談をしております。今回、このような結果を受けまして、課内でも協議した結果、一級河川のやっぱりハードルは高いということで断念をいたしました。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 断念をしたというのは、町として断念したんですか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 洗い越しの構造が県の許可がおりないということですので、洗い越しについては断念をしました。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） それはおかしいでしょう。当初の計画では滝の沢川は洗い越しで許可が出たんです。なのに、今になって許可が出ないというのはどういうことですか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 当初は、許可が出たというのではなくて、事前に相談した結果、先ほどの回答で、繰り返しとなってしまって申しわけないんですけども、今回のこの事業費や利用者数、また河川にふだん水が流れていないこと等を勘案して、山間部でよく見られる洗い越しの構造が最もふさわしいのではないかとということで事業を進めてまいりました。その当時は、許可をもらったという考えではございません。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。



〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） じゃあ、何で県が補助金を出したんですか。解釈の見解の、いわゆる言葉のあやの違いです。許可は出していない。いや、そんな認識じゃないって。これについて討論するつもりはありません。だけれども、当初は県がそれを認めた形になっているわけですね。言葉だけ許可か、許可じゃないかっていうんじゃないで、認めたから県の補助金が出たわけです。町長、どう思いますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、担当課長の説明のとおり、洗い越しの許可につきまして、最終的には不許可という形が出てきたということになりますと、その県の意向を尊重するしかないと思っております。その後につきましては、また改めて協議していかねばならないというふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 工事の約半分以上過ぎて、ここで洗い越しがだめだったら、この先どういう方法でこの道を開通させるんだか、お聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 幾つか考えられることがございます。

まず、1つ目は、令和元年度工事を終点として、来年度は今まで未舗装であった部分の舗装工事とデ・レイケ周辺の整備を行う案です。

2つ目は、予定どおり、一級河川の滝の沢川右岸まで、つまり、洗い越しの手前まで林道を延伸する案でございます。この案とする場合、回転帯等を設けた行きどまりの林道となります。ただし、行きどまりの林道は県内でも多数あり、問題ないとの回答を県渋川森林事務所よりいただいております。

3つ目……（「議長、4番廣嶋です」の声あり）

議 長（山畑祐男君） まだ発言中です。（「済みません」の声あり）

産業建設課長（大澤正弘君） 3つ目は、相当な費用となりますが、橋梁をかける案でございます。

また、今年度の工事の終点は、滝沢大橋南側の交差点から西へ向かって、ノザキ榛名工場脇を通過して、東電鉄塔付近につながる町道に接続しております。この町道は、ブドウ園

のビニールハウスの付近までは舗装されております。この未舗装区間は約80メートルでございます。別の選択肢としまして、この部分を整備すれば、行きどまりの路線になることなく、林道と町道が接続できるということが可能となります。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の回答は全然話にならない。

1番、未舗装を舗装する。舗装してどうするんですか。行きどまったままじゃないですか。こんな解決方法はありません。根本的な解決にはなっていない。

次に2番目、行きどまりだと。問題ない。どこに問題がないんですか。問題大ありじゃないですか。何考えているんですか。

次、橋をつくる。これだって莫大な経費かかるわけです。そもそも、スタートが洗い越しできているんだから、洗い越しで解決方法を見出すしかないでしょう。

そして、4番目、滝沢から東に沿って現況の県道に出る。だったら、今の道を使って同じ県道に出たほうが早いじゃないですか。誰がこんなことを考えている。ばかばかしくて話にならない。もっと真剣に住民の声を聞きなさい。

さて、これが許可出なかった理由の一つとして、昨年10月12日の台風19号が影響しているというお話です。じゃあ、お聞きします。滝の沢川の平均水位というのは何メートルですか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今、手持ち資料がございませんので、答弁を控えさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 手元に資料がなくなつて、こんな質問されることを想定しなさい。

そして、10月12日土曜日、台風が来たとき、滝の沢川の水位はどんだけあったんですか、お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 大変申しわけございませんが、手持ち資料がございませんので、回答を控えさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 話にならない。滝の沢川について一切知っていないじゃないですか。

じゃあ、もっとお聞きします。水防団待機水位は、滝の沢川は何メートルですか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 水防関係は町民生活課担当でありますので、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 水防団待機水位等の水位につきましては、滝の沢川につきましては明確なものが出ていないかなと今思っております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 明確なものが出ております。氾濫水位も、氾濫注意水位も、滝の沢川については出ております。なぜ、そういうことを知らないんですか。そんなことでこの工事進めているんですか。基本的なことわかっていないです。この道路に対する姿勢ができていない。全く話にならない。

私が調べた数字を言います。本来、あなたたちがここの場でこれを答えなきゃいけない問題なんです。10月12日土曜日、台風があった日、夜9時に最大水位56センチ、56センチですよ、56。平常の水位は1センチなんです。ほとんど水がない。なおかつ、台風が出たときだって56センチしか上がっていないんです。翌日、13日日曜日になりますと、これは12日から13日にまたがった0時の時点で、56センチが27センチに、3時間ぐらいで半減しているんです。つまり、ほとんど水が流れていないという状態。そして、14日月曜日においては、19時に最大時10センチ。それ以降、5センチから1センチに減っているんです。

こういうことをもとに、何で渋川土木事務所と協議できないんですか。ここに問題があるんじゃないですか。こんな状態で地元の気持ちを踏みにじっては困るんです。

本来、今までは、県とこの区間についていろいろやってきたと思いますけれども、これ

から、先ほどのお話で、4つの案が今後出たわけです。だけれども、こんな案で納得できるわけじゃないじゃないですか。開通が目的です。迂回じゃないです。橋じゃないです。具体的な方針を今すぐ出せと言っても、それは無理です。具体的な方針、早急に検討してください。そして、今後、地元住民にはどのように対応するのか考えてください。考えをお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 対応の不備点につきましては、おわび申し上げます。

また、この洗い越しそのものが県の許可見込みがないということで、改めて次の手法を考えていかなければならないと思っております。

繰り返しになりますが、今後、地元の皆さんと、改めて協議が始まるしかないと考えております。その節には、地元議員として加わっていただいて、いろいろとまた協議をしていけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは、中止するわけにはいきません。ということは、洗い越しをどうやって県に説得させるかじゃないんですか。それしかないと思います。今まで出た4つの案なんていうのは、どれもだめです。ましてや、今まで舗装していないところを舗装するなんて、何考えているんですか。途中でなくなっちゃうのを承知して、金使うんですか。それはおかしいでしょう。この工事を頓挫させてはならないんです。

さて、洗い越しならだめだという代案です。地元住民は、意見を聞いても、開通してくださいしかないんです。どういうふうになれば開通するかというのは、皆さんが考えることで、それを地元に対して説明はしていただくと。我々が考えることではないんです。

町長にお聞きします。今までの流れの中で、この問題について見解等お聞きしたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどの繰り返しとなりますけれども、地元の声は要らないと言われても、やはり地元の皆さんと一緒に今後協議をして、よりよい方策を考えていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 県との折衝の中で、今まで勉強不足だったということは否めないと思いま

す。これから、もっと資料とか、理論武装をしていただいて、この事業の完成へ、事業の案を考えていただきたいと思っているわけです。

今、課長が挙げたこの4つの方法以外に、ほかに施策はないんですか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） それらを含めて、今後、協議、検討していけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 地元住民は、開通を心待ちにしております。早期の対策と対応を決定して、おくれを取り戻し、期間内完成に向けて努力してくださいというふうには、今の時点では言いようがありません。この問題は、今後も注視してまいります。

少し時間余ってしまったんですけども、以上で、4番廣嶋の一般質問を終わります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時22分休憩

---

午前10時50分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議 長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、入札と契約問題についてということを出しておりました。昨日の坂田議員の質問でも、さまざまな問題が上げられました。重複する部分が多々あるかと思えますけれども、ご容赦願いたいと思います。

昨日、坂田議員の質問で、指名参加願に対し、県で指名停止を受けていても、吉岡町での指名参加願は何ら問題ないという回答がありましたけれども、これは間違いありません。後になりまして、好ましくなかったというようなことがないということだけは確認しておきたいというふうに思います。

質問の通告では、第1番目には、増額契約は自治法違反であるという、これは後々言っておきますけれども、聞きますけれども、まず第1問目のこの問題についてお答えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本日、駒小体育館工事入札と契約問題について、小池議員のほうから質問をいただきました。ありがとうございます。

まず、最初の質問をいただきましたその内容につきましては、財務課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） きこの坂田議員の答弁に対するの答弁ですが、指名停止要領につきましては、国のモデルをもとに、吉岡町がそれに準じて行ったものでありますので、今回の入札の参加要件につきましては、そちらについては、要綱には当たらないと解しておりますので、問題ないと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 皆さんの答えは、とても曖昧な答えをするんです。私が聞いているのは、坂田議員の質問に対して、問題ないと。私はそのことを再度、本当に根拠法からいっても、町の入札、県の入札要綱、要するに、要綱で決めていると思うんですけども、についても、この場合でも間違いなく問題ありませんねと。後になってから、いや、あのとき回答したの、ちょっと違っていましたということと言われると困るんです。今まで、これまでの経過もそうなんです。入札の問題というのは、

ですから、今回の私の質問というのは、まず、その曖昧さというものは取り除いていつて、地方自治というものは、地方自治法あるいは地方財政法であるとか、建設業法とか、法治国家ですから、全て法律によってそれが適正で正しく行われているかどうかということに進められているし、それが崩れられたら、行政全般、全てが崩れちゃいますからということ。皆さんの中で要綱というものは、法律、条例の定める範囲内において要綱というのは決められていくので、また、条例をはみ出した要綱というのはあり得ませんから、その中で、私は再度確認したいんです。後になってから間違っていましたということはないようにという意味で確認していますから、再度答えてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 先ほどのとおり、これで間違いはないと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、まず最初に確認しておきます。

駒小体育館建設請負工事、増額契約は手続の上で、自治法違反があったということを認めたとということでよろしいですね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子供たちのために一日も早く完成をとの意気込みが強かったために、違法性の認識の甘さがあったと深く反省しているところであります。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 工期どおりにしっかり工事をするというのは、これは契約の中で当たり前のことなんです。私も、早くつくるためには、それはその法を犯してもいいんだと。早くつくってほしい、それは当たり前です。だからといって、法を犯していいということは、私はないと思うんです。

昨日の坂田議員の回答では、手続は間違っていたというふうに回答しました。だから、そのことに改めて、増額契約は手続の上で自治法違反があったということは、きのう認めたんですから、私はまた改めて尋ねているんですけども、そのことで間違いはございませんね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 違法性の認識あったということは理解しております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 認識にその誤りがあったじゃなくて、自治法違反であるということをお認めになりますねって私は確認しているんです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治法に照らして、重大な違反があったということに対しまして、認識を新たにしたところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、お認めになりました。

それから、解体時に、くいが支持層まで原設計では届かないんだということが確認されたという回答がありました。これは、いつでしたか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） お答えさせていただきます。

6月の旧体育館解体工事の中で、想定よりも長いくいが出てきた段階で、もしかしたら地中が想定と違う状況かもしれないという懸念はありました。しかし、その時点では、地中の支持層がどうなっているかわからず、正確に判断できる状況にはありませんでした。

その後、支持層の状況を確認するため、急遽地質調査を開始し、最終的にその結果が判明した7月22日の時点で設計変更が必要であるとの判断をし、くいの変更設計を開始することといたしましたので、原設計のままでは実際の支持層まで届かないとわかったのは、地質調査結果が出た7月22日となります。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 支持層に届かないということがわかると、当然のことながら変更協議が行われます。変更協議書について、以前に出されたものがありましたけれども、その変更協議書を見ると、私は、この変更協議というのは、随分不十分な変更協議じゃないのかなというふうに思っております。その協議書の中には、皆さんがこれは変更協議書だと言っているんですけども、必ず、まずはこういう状態が出てくると、変更協議、業者から言ってくる場合もありますし、また、こちらの町側からも協議をする場合があります。その中で変更協議をします。その変更協議が相調うと、そこでどういうふうにしていこうかということが決まりますけれども、この変更協議というのは正しく行われましたか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 変更協議が正しく行われたかというご質問ですが、きのうの答弁でもお話しさせていただいたとおり、本来であれば、7月31日の段階で予算措置に向けた手続を開始するべきでありました。ただ、今回については、これをせずに進めてしまったということでありまして、行った部分については、8月7日に書面、工事打ち合わせ書にて書面を取り交わしたという形となっております。本来であれば、議決をいただいた上ですべきであったと感じています。



議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先走って回答しなくても、後から聞きますから。

まずは、その変更協議が正しく行われたかどうかというところ。というのは、増額補正をするための変更協議というのは基礎になるものですから。変更協議というのは、業者がやっていながら、この設計じゃどうもできませんよと。それは恐らく、くいを抜いた時点で、業者のほうから、今、設計では9メートル見ましたけれども、実際には19メートル、20メートルありましたよというので、この設計ではできませんからということで、変更協議の申し入れというものを、本来であれば、教育委員会だか、担当している財務課だか、教育委員会なんですか、そちらに話が来るわけです。そうすると、そこで業者の言い分、また、町の言い分というのがあります、そこで協議するわけです。そして、じゃあ、どういう方向で進めていきましょうというのが、そこで結論が出るんです。だから、変更協議というのはとても大事なんです。設計の中でくいを抜いた。実際に入札が行われてから、建物があつたので、またその建物をどかせてから抜いたということで、今まで皆さんは、これまでと違う状況が生まれたということを行っているわけですから。そうしたら、その時点で業者のほうから、これじゃどうもだめですよというので、もっと金かかるかもしれないと、変更協議が必要でしょうというので、恐らく変更協議の申し出があつたと思うんです。その申し出があれば、そのところでは変更協議書というのが出てくるんです。だから、その変更協議書というのを、まだ私見ていないんですけれども、その変更協議はどのように行われたか。これについて、変更協議書があれば変更協議書を出していただく。それで、こういうことになったんですというのがあるんです。それを受けてから、後で、今度設計図面ってできるんです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そのことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 本来であれば、工事をしていて、これではまずいということで、請負業者がどうすればいいかという形での相談に来る形が通常だと思うんですが、今回は、先ほども話したとおり、体育館の解体工事の中で、想定よりも長いくいが出てきた段階で、想定と違う状況かもしれないという懸念があつたということを見て、町としては、それを踏まえて、町として7月に地質調査を行いました。地質調査を行って、それが、このままでは当初想定していたものでは支持層に届かないということで、これは何とかしなければ

いけないということで検討した結果、設計会社と町との協議の中で、7月31日に、じゃあ、こうしようという話が、方向性が出ました。方向性が出ましたので、それを受けて、今度8月に入りまして、請負業者にそれを、その協議をしたのが8月7日ということになりますので、今回のケースは、業者からどうしようかという流れが来たのではなく、町と設計業者のほうでの方針が出た上での動きになりますので、ちょっと通常とは違うのではないかというふうに思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ともあれ、手続というのは、そのJVと請負契約をしているわけですから、当然、相手と、そこを協議しなきゃならないんです。そのところをのけておいて協議というのはあり得ないです。というのも、額を決めて、議会議決を得ているわけですから。だから、その中で、当然、業者もいれば、設計業者もいれば、その中に教育委員会もいていいんです。そこで、だから協議がなされなきゃならないんです。その中で変更協議というのが、変更協議がなされたら、その後に出てくるのが、今度、その変更協議書に基づいてそういう形に変えたら、それは今度は幾らになりますかという、今度は設計が出てくるんです。その設計が出た時点で、みんなその料金が入ってきますから。その時点で、今度の変更協議が終わったら、今度は業者との変更契約はそこで出てくるんです。だから、まず、変更協議がまずは調わなきゃだめなんです。だから、聞いているのは、その変更協議がどうも正しくやられていないというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町と教育委員会としましては、7月31日の段階でくいの方針が決まりました。そのときには、ある程度の数字が把握できたわけですが、それに基づいて、3者での協議を進めていくこととしました。本来であればという話で申しわけないんですが、本来であれば、この段階で変更協議を詰めていって、その上で変更契約に向けた手続を開始すべきであったと思いますが、今回は、ちょっとその辺をせずに、1月に行った変更契約の締結の前に変更協議書を調べて、協議を行ったという形になってしまいました。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君）　じゃあ、その正式な、本来であれば、その変更協議はするんだけど、変更協議は後になるということなんです。恐らくそうだと思います。恐らく皆さんは、これを、工事打ち合わせ書をもって、変更協議書と言いたいんでしょうけれども、それでも違うんです。変更協議というのは、必ず行って、その中で変更協議ができたなら、だって、まず、変更協議をして、というのは、認めるか認めないかという話がありますから、その変更協議を町が協議をしてきて、時には認める場合もあれば、認めない場合っていうのもあります、変更協議というのは。もう受けたんだから、その中でやってくれっていうのもあるし、でも、これは突発的に起きたことだから、業者の要望はわかるから、それは町としても考えなきゃなりませんということで、どうしようかというふうに突っぱねる場合もあれば、それを受け入れる場合もある。これが変更協議です。

これを見ると、順序は間違っているんですけども、全然。これは処理年月が、工事打ち合わせという言い方していますけれども、これを示したのが8月7日にはなっているんです。なっているんですけども、中身は何もないんです。中身がない。やりましたよっていても、判こは押しているんですけども、請負者の判こなんていうのはどこにもないんだよね。工事打ち合わせするのに、請負者という欄があって、現場代理人も、監理技術者もないんですよ。請負者の判こもないというのは、こちらから急にいったもんだから、慌てているもんだから、相手のところまでもらいに行っている暇がないもんだから、とりあえず、議員なんていうのは素人だから、こんなもん出しておけば、それでもうわかんなかんべというので出したんだと思うんです。そういうことだと思うんです。

ですから、やったというなら、じゃあ確認しますけれども、その変更協議は、日にちはずれてもいいです。これは名前でごってください、何とか会社の何とかさん。そういうのは匿名でなきゃ都合が悪ければ、それは匿名でも結構です。そのときに変更協議を行ったときのお人はどなたですか。先ほど3者で行ったって話でしたから。

議　長（山畑祐男君）　町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町　長（柴崎徳一郎君）　このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議　長（山畑祐男君）　小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君）　この7月のくいの変更時に行った工事打ち合わせの場につきましては、町教育委員会と監理業務を行っている福島建築設計事務所、施工業者である池下・飯塚JVの3者となっております。そこに、個人名として誰がいたかというのは、申しわけありません、今、手元に資料がございません。

議　長（山畑祐男君）　小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 工事打ち合わせと、事務局長、工事打ち合わせと変更協議っていうのは、それは全く別なものです。工事打ち合わせと変更協議は全く別なものです。これがもとになって変更契約書ができるんです。これも、だから、本来はちゃんと、いつ、どこで、誰と誰がいて、参加して、そこでどういう話を行ったという。その中でどういう結論が出たというのが本来の変更協議です。そこでどういう結論出しかという。それを記したもので、何かあります。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 8月7日の工事打ち合わせに基づきまして、業者が今度はいの製作に向けた取り組みが始められます。ということなので、ちょっと手元に資料がありませんが、この中では、もちろんそういった協議は行われております。

議長(山畑祐男君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 私、さっきから言っているんですけども、工事打ち合わせと変更協議というのは全く別のものです。変更協議というのは、そこだけに時間をかけられないので、じゃあ、次に進みます。

そういう流れの中で、この時点で、全て解決、調ったという中で、この時点で、予算の増額及び増額変更契約をすべきだったものを、そうですね、本来はここでするんです、わかった時点で。そのことをしなかった理由というのは何でしょうか。普通でしたら、賢明な職員の皆さん、やっぱりお役所仕事というのは、ちゃんと決裁があるかないか、まずそのことを見て、下から上がってくれば、だめだこれは、ここできていないじゃない、突っ返すっていうのが皆さんの仕事です。全てそれがちゃんと、稟議なら稟議書があって、それはちゃんとその順序で上がってきているかどうかという確認して、その順序ができていなければ、それはだめですよというふうに皆さんは必ずやっています。ですから、ここで、先ほど言いましたけれども、この時点で、協議した中で予算の増額及び増額変更契約をすべき、このことを普通だったらしたと思うんです。この前、財務課長に聞いたら、今回特例で、ほかのことはみんなこんなことはないから心配しないでくれっていう回答したから。でも、このときは、何で、普通、賢明な皆さんが、変更契約すべきものをしなかった、その理由をお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回のケースでは、地下の支持層が非常に複雑であり、くいの施工場所が数十メートル離れると、支持層も数十メートルから十数メートル違ってくるといような状況でした。7月31日に基礎ぐいの設計変更の方針が決まったわけですが、想定外であった基礎ぐいの変更による工期のおくれに加えて、工事をとめることによって卒業式とか、入学式に間に合わなくなることへの危機感、それに加えて、52カ所の基礎ぐいが実際の、やってみたら支持層まで到達できるかどうか、それがわからなかったこと、仮に、この支持層まで到達しなかった場合の費用などがつかめなかったということも理由として、予算措置をちゅうちょしてしまい、必要な予算措置をしないまま、施工業者に対して変更したくいの製作を進めるように指示を行いました。

その後については、変更の仕様で製作されたくいによって10月に入ってくい工事が施工され、予定どおり全てのくいが支持層まで到達したことを受けて、その段階でつかめた金額を根拠として、12月の定例会のほうに予算を上程するような事務手続を行ったという経緯でありました。

このように、速やかな予算措置と変更契約の手続を後回しにして、工事の施工を優先させた結果として、このような状態を招いてしまったことについては、大変申しわけなく思っております。本来ならば、基礎ぐいの支持層が想定の高さにないことが判明し、基礎ぐい変更の方針が決まった7月31日の段階で、ちゅうちょせず一旦工事をとめて、臨時議会にて補正予算の審議をいただいて、そして、その上で変更契約の手続を開始し、そして仮契約をした後に、再び臨時議会にて変更契約の議決をいただいた後で、改めて工事を再開するべきだったと考えております。

このように、教育委員会としましても、本工事の予算措置については、不適切な手続があったと考えておまして、深く反省しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、賢明な職員が法を犯してまでも、こんな強引な進め方を進めたということは、ほかにももっと大きな要因があったんじゃないかというふうに考えてしまうんですけれども、いかがでしょうか、町長。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 最初のときにもお話しさせていただいたように、子供たちのため、学校の体育館を早く、一日でも、完成したいという、そういう思い、意気込みが強かったためのこととして理解をしているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私の言い方が悪かったかな。賢明な職員が、こういう、本来とるべき手続を踏まない、これは違法行為ですから。法を犯してまでも進めなきゃならないというのは、今、答えた町長というのは、善良というのか、だからといっていいというもんじゃありませんけれども、私が言っているのは、もっと大きな目に見えない、正しくない力が働いた可能性はございませんかっていうふうに、私、聞いているつもりなんですけれども、町長、再度お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そういう深い思いのなものはないと、自分は信じております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 特に私が問題にしたいことは、間違いをこちらから指摘されれば、それを嫌々認めて、その間、その間違いを議員にも今度のはませちゃうわけです。そして、議員まで今度は同罪にしちゃって、そして、問題がなかったように取り繕うとする、私はその態度が気に入らないんです。こちらは、皆さんが提出するときだって、間違いのことは一切言わないんです。出されて、これはおかしいんじゃないですか、間違いじゃないですかというふうに指摘されれば、それは間違いを認めて、今度は間違いを認めたら、そのまままた進んでいって、やはり法的間違いが出てくる。でも間違えたまま、今度は議員にもそれを認めろという、そして議員もそれをまた、情に訴えたか何だか、それはそれで、またそれを認めていっちゃうという。本当に、すごく悪の連鎖なんです。本来、議員というのは、全ての法律、条例、全てのものが、一般会計もそうです、法律、条例によって、正しく適切に処理されているかというものを監督するのは議員の仕事です。しかし、今回は、間違ったことを皆さん承知していながら、今度は議員みんなにもこのことを承知してくれという法案を出したわけなんです。果たしてこれ、いかがなものでしょうか。私は、これは大きな問題だと思います。議員の皆さんが、人がいいからとか、そういう話じゃなくて、このことをまさにチェックするのが議員なんです。やはりボタンのかけ違えというのが一番最初が違っちゃえば、どうしても最後まで、5つあるボタンというのは最後まで

間違っちゃうんです。でも、これ、直す方法というのは、途中で気づいたら、全部外してもとからかけ直すよりほかないんです。でも、今の形というのは、上から下までずれた格好で、俺のほうも間違えたけれども、また、間違えたまんまみんなにもこれを承諾してくれと、承認してくれというところに、私は物すごい矛盾を感じるし、議会軽視もあると思うんです。そこについて、町長、どのような考えをお持ちですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 職員の行動等につきましても、また、議員さんに対しても、意図してこのことを進めたという意識は全くございません。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 意図をしなくても、結果として、誤ったものを、自治法に違反しているものを、今度議員にそれに同意をしてくれということに対して、どのように考えますかって聞いているんです。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の子供たちのために、いろいろとご指導をいただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それ、全く別の議論なんです。誰だって、体育館を早くできて、工期に間に合って、子供たちが入れるようにしてほしいというのは、それは同じです。しかし、これをつくるのに当たっての手續の問題っていうのは、また全然別の問題です。これをごっちゃにして、人のその心情に訴えるようなことだったら、それは全く、町長、いけません。もう一度確認します。だから、そのように、皆さんも途中で、これは自治法違反の手續で進めてきたなということを、また、これを議員にも承認してくれと。私は、普通の良心ならばなかなか言えないと思います。でも、そのことをあえて言える町長、言わなきゃならない町長、どう思いますか。本当に、その態度って正しいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この建設事業そのものが、気づいた時点でお願いにいろいろご指導いただいたということで、自分は理解しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 全然回答になっていませんけれども、質問に対しての回答になっていませんけれども、ここで同じことの繰り返しですから、この辺でやめておきますけれども、会計管理者にちょっとだけ質問します。

支出負担行為について確認をします。

地方自治法232条の3、法律、制令、地方公共団体の条例及び財産等に関する規則との整合性。契約手続全般について、地方自治法、地方自治法施行令等から見ると、支出負担行為は、正しく契約がなされていない場合は支出ができないんだっただけですよね。正しく契約。今、協議を聞いてご存知ですよね。といいますのは、契約は正しく行われているかどうか。契約が正しくです。本来だって、その後、あっちゃならないことと言っているんですから。でも、あっちゃならないことがあった。いわゆる、自治法違反になってしまう。それで、法令の規定に違反して支出負担行為をして、町に損害を与えた場合というのは、賠償責任……皆さんにお渡ししたの、ちょっと間違っていましたけれども、243条の2の中に、職員の罰則、賠償規定があるんです。間違ったことをすると、当然のことながらその賠償が求められますよというのは、その条例上で注意喚起がされております。

こういう中で、会計管理者として、大変厳しい対応を迫られるのではないかというふうに思いますけれども、気楽に考えてください。余り気楽でもないです。この予算は、繰り越し明許もされているし、支出されるころ、課長はそこにいるかどうか、そこまで言っちゃうまくない。どうか、それはわかりませんが、この支出負担行為というのは、このように大変厳しいががはめられております。そういう中で、今までこういう、会計課長、こういう議論がなければ、正しく、支出負担行為が発生したんだなというふうに理解できると思いますけれども、ここらでその大きな誤った手続が行われたということが明らかになった上での支出負担行為というのは、いかがでしょうか、どうなんでしょうか。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) このことにつきましては、会計課長より答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長(中澤礼子君) 昨年、令和元年7月の臨時会において、本事業についての請負契約についての可決をいただきました。その後、担当課により支出負担行為がなされました。また、12月議会において、補正予算を上程し、議決され、その後、変更仮契約がされました。1月の臨時会にて変更契約についての可決をいただきました後、担当課により支出負担行為の変更がなされました。今後は、事業が完了して、完成検査に合格し、検査調書等書類



が提出されれば、工事代金を支払うことは可能と考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 支出負担行為の中で、契約で自治法違反があっても、それは問題ないという解釈でよろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、会計課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） 今後、工事が完了しまして、支出命令を受けた場合において支出負担行為に係る債務が確定したことを確認した上でなければ、支出することができないとされておりますので、現場において疑義が生じ、必要があると認められた場合には、実地検査も行うと考えられます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どうも。

続きまして、2番目の鉄鋼スラグ問題について質問を行います。

先日、吉岡町議会と榛東村議会で、榛東村メガソーラーの視察に行っていました。これは、かなり議員からも質問出ていましたけれども、視察に先立ち、榛東村長から30分ほどの話をいただき、多くの議員も他人事ではなく、このまま放置しておいたら吉岡町にとってどんな災害が待っているかと不安を感じたと思います。榛東村長も大変大きな危機感を持ち、スラグ碎石を入れた事業者に対し、裁判も辞さない決意を述べていました。町長はどのように思いますか。町の将来のために、榛東村と一致協力して、問題解決に臨むべきだと思いますけれども、町長の見解を問うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 先日は、榛東村のメガソーラーを議員皆さん全員で見学されたということで、ご苦労さまでございました。

榛東村メガソーラー設置場所のスラグ問題については、吉岡町の水源に影響を与える場所であるので、大同特殊鋼株式会社に対して、吉岡町の水源に影響を及ぼさないように、将来にわたって適切な対応をするよう進言するとともに、榛東村と連絡をとり合い、協力し、対応しているところでございます。これから、また榛東村の村長とも会うたびに、ま

たいろいろと協議をしていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） メガソーラーに関しては、ある程度町長の決意をお伺いできましたけれども、そのほかに、吉岡町には、大同の発表の中でも17カ所というのがありますけれども、これまでどこに幾つあるなんていう回答は、これまで、水道課であるとか、産業建設課からお伺いしていますので、いちいちそれを答えてもらわなくても結構なんですけれども、今のままでは、あそこは、何だっけな、あそこの公園は……八幡山公園のところは、上の部分を一部とって、しかしまだ、それも存置という形で、また何か上に建物建てるとか何とかがあったときには、そこは取り除くというような契約をしているだけで、そのままです。この問題も、まだ全然遅々として進まないんです。私はこの問題は早く手をつけて、何としても余分なものは撤去してもらおうという方針に早く町長が立たないと、この問題は解決しないと思いますけれども、早急の対応が必要だと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいまの場所につきましては、文化財センターの南側の、いわゆる古墳群の中央にある駐車場のことかと思っておりますけれども、教育委員会の事務局長のほうから答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 小池議員の質問にもあったとおり、教育委員会、あそこの南下古墳公園内の駐車場が該当するわけですが、28年度に実施した環境調査により、駐車場のスラグ及び土壌の汚染の確認されたことから、町では、議員おっしゃるとおり、舗装被覆工事を行っています。町としては、この舗装被覆をあくまでも被害を拡大させないための一緊急的、一時的な保全措置として認識しておりまして、今後も引き続き、将来的な土地の改変等における費用負担などについては、大同特殊鋼と協議をしていくとともに、環境への影響についても監視を続けていきたいと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） わかりました。特にそこだけを聞いているわけじゃなくて、全体に、町に17カ所ぐらい入っております。このことというのは、3者協議があるなんて言っていますが、あの3者協議ってもうとても曖昧なもので、まだ、3者協議というものは案だし、

あれは、あの3者というのは吉岡町入っていませんから。吉岡町のスラグを撤去するのに、渋川市の人じゃ関係ないんで、そんなことは関係なく、やっぱり町に存置という形で基準値オーバーしているものがありますから、それを私は、町長、どこかに、誰に答えさえるじゃなくて、町長が、当然、課長等とも相談しながら、早くこの町から有害なスラグを撤去するという気持ちになってもらって、アクションさえ起こしていただければいいんです。その町長の決意をお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、以前からこの鉄鋼スラグについては大同との交渉はされていると、自分も以前聞きました。また、今後も自分がこの立場になって、吉岡町からスラグがなくなるように、その撤去に向けて鋭意協議を進めていけたら、交渉を進めていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間が押し迫ってきました。

教育環境の充実ということで、教育長に質問出しておりました。質問も余り雑駁過ぎて、ちょっと、このやろう、何聞いているのかなというんで、つかみにくいところがあるかと思えますけれども、これまで新聞報道等見たりしまして、パソコンの普及が、県内の中でも吉岡町はけつのほうだったとか、私たちはそういう一種の報道とかを見て、吉岡町は教育の中では、教育環境というのはそういう状態だったのかというものを知らされるわけなんです。そういう中で、教育長としていろんな、校長先生としていろんな、学校を回ってきた中で、見た感じで、吉岡町の小学校、中学校のこういうところがまだ他校から比べてちょっとまだ充実していないんじゃないか等あると、十分整っていることは、別に、それは整っているでいいんです。でも、もっとこういうものが整うともっとよりよい子供たちの学ぶ環境がよくなるんじゃないかと。

しかし、教育長の立場というのは、絶えず執行との顔を伺いながら、学校現場もそうですけれども、お願いしても、いつも、出しても予算がないといって蹴られるんだよねとか、そういうことでなかなか上がってこないものが多いんです。それは、絶えず、よその教育長もそうだと思うんです。あればいいけれども、やっぱり町の予算を考えたときとか、町全体で教育予算というもので考えたとき、そこまで言えないんだなというふうになっちゃうと思うんですけれども、そういう、決して空想じゃありませんけれども、予算というものをちょっと度外視した中で、度外視というか、ちょっと外した中で、こういうことがあればもっともっと子供たちの教育環境というのがよくなるし、スキルアップもできますよ

というものがあつたら、考えがあつたら、私は教育長に聞きたいなと思ったので、ぜひ、そのことをお答えください。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 前回の一般質問では、教育の保障、どの子にもひとしく教育の原理の保障、受ける権利の保障、このことについて質問していただきまして、私の考えを述べさせていただきました。また、今回は吉岡町の、最初の、何ていうんですか、書類では、どの部分がまさり、どの部分が劣っているかということについて伺いたいということでありましたので、実は、小池議員おっしゃるように、私は今までの教員生活の中で、県内全体を見渡すような場所で各校長と意見を交換させていただいたり、また、この周辺の学校を回らせていただいたり、また、前橋に長くいたりということで、さまざまな経験をしてきて、いろんな学校を見てきたわけですが、そういう中であって、吉岡町の教育環境がどういう環境なのかというのをぜひ述べさせていただく機会をいただいて、非常に感謝しておりました。ただ、今、どの部分がまさりというよりも、どの部分が劣っているかという、ここはもうちょっと充足するといいいんじゃないかというところでありましたので、非常に今、実は答えにくいというふうに思っております。ぜひ、なかなかこういうところでよい面というのをクローズアップできないもんですから、ぜひ、いい面も交えながら、その中で劣っている面というのも述べさせていただければ、非常にありがたいというふうに思います。

まず、教育環境というふうにいわれまして、人と施設設備、このことについて考えました。

初めに、吉岡町の学校、この人のことについて初めに申し上げます。

吉岡町の学校が中規模から大規模ということが3校、現実でございます。この大規模だからこそのよさというのが非常にありまして、小学校の高学年の専科指導では、理科、音楽、英語が専門の専科の指導にできています。また、1教室当たりの子供の数は、実は平均30人ちょっとでありまして、比較的多いということなんですけれども、これは私は長所というふうに捉えています。何と云っても、きのう、富岡大志議員からもありました、多様な意見を持った多様な子供の中で学ぶことの意義、こういうことから考えると、学級編制がえをまた通して、多様な個性を持つ子供とも交流できる、こういうことで、いろんな子と日常的に触れ合い、社会性を高めるということにつながるというのは、すばらしい教育環境だというふうに思っています。ただ、きめ細かさという点でいくと、小さいクラスの子供たちと比べると欠点になるかもしれません。

また、中学校は部活動の数が非常に多いので、いろんな生徒の興味・関心に応じた選択

が可能です。指導体制も主顧問、副顧問という指導も可能になっておりますし、これは、いろんなほかの学校と比べると大変な長所だというふうに思います。また、1つの部活動の数の生徒は非常に多い。それなりの結果も出せる。ただ、多くなったことで、なかなかレギュラーになれない子供たちのそのつらさというのがありますので、ここは吉岡町としても、そういう子供たちをどういうふうにモチベーションを上げていくか、また、フォローしていくかというのは、先生方が苦勞しているところではないかというふうに思います。

また、もう一つ、3校で1人のスクールカウンセラーが吉岡町には配置されておまして、1人のスクールカウンセラーが毎日どこかの学校に行っています。これは9年間見通して、家庭の様子であるとか、子供の一人一人の様子を見ながら、カウンセラーが相談に乗ってもらえるというのも、これもすばらしいところかなというふうに思います。また、町の福祉部局と一緒に、家庭で困難さを抱えている方々へのフォローも、町当局と一緒にやっていると。これも見通しながらやっているとということで、とてもいいところだというふうに思います。

来年度は、各校1人のALTも配置します。英語補助員も配置することで、小学校では3年生から5年生、6年生まで、全ての英語関係の授業で複数の指導者で指導ができます。英語というのは、やっぱりコミュニケーションですから、そのモデルがないと英語の学習はなかなかうまくいきません。そこで、ALTと専門家の先生、こういう形でモデルを示して、それを子供たちがまねするというので、いい授業ができていくと、さらにいい授業ができていくというふうに考えます。

また、事務職員がそれぞれの学校、複数体制、また養護教諭も複数体制ということで、これは町のほうでもかなり事務職員を2人、それから養護教諭にかわる補助員の人を雇っていただいて、できるだけ保健室を空にしない、また健診のときに補充するというようなこともできているわけでございます。

また、低学年の補助員を4名、また、特別支援学級の補助員も3校で6名任用しておりますけれども、これについては、私はこの人数で足りているというふうには思いませんけれども、ただ、吉岡町のいいところは、課題が生じたときに年度途中であっても、この状態であるとやはり補助が必要だということになったときに、臨機応変に雇用していただける、そういう体制が整っているというふうに感じております。これはすばらしい学校をフォローしてくれる、そういう町の状況かなというふうに思います。

施設設備もたくさんいいところがありますが、時間もありませんので、ちょっとだけ述べさせていただきます。

全ての教室、特別教室に冷房が完備、小学校が廊下を除くほぼ全館冷房の自治体は、県内でも5つか6つしかありません。

トイレについても、小学校は平成27年度、早期にトイレの洋式化をなされており、中学校は半数に到達していないものの、他市町村と比べると洋式率は高いです。

ただ、空き教室が少ない。また、1人当たりの校庭面積が狭い。これらは欠点というふうには申し上げなくてはなりません。

中学校は、先ほど部活動の話をしましたけれども、あれだけの数の部活動が体育館において、社会体育館も使いますので、ローテーションなしで毎日体育館で練習ができる環境が整っております。

給食センターは、先ほど廣嶋議員のところでも申し上げたとおり、老朽化進んでいますので、ここは課題かなというふうに思っています。

このように、人の配置、また、施設設備の良好さ、これも小林議員がきのう、窓割れ理論の話がされました。これを学校に置きかえれば、きれいな状態に保っているところで学習できる子供たちは落ちつくというふうに、私は思っています。業者によるワックスがけ、窓拭き、カーテンのクリーニング、これをやっていただける町はそうはありません。こういうふうにきれいな環境を整えていただいているからこそ、これだけ大きな学校にもかかわらず、それぞれの学校が落ちついて、子供たちが頑張っているという状況をつくっていただいていると思います。

ほかにもいろいろなところ挙げたいんですけども、時間の関係でこれまでにしますが、いずれにしても、9年間を見通して、町のバックアップの中でいい子供を育てていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろとご質問いただければありがたいというふうに思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間が押してきちゃったので、また、今度は教育問題については時間を先のほうに持ってきます。

コロナウイルスの問題につきましても出しておきましたけれども、時間等の制約の中でできませんけれども、国でも問題になっているのが、コロナウイルスによって全校休業になったり、また、フリーランスの人たちが生活はどうするかというような問題も出ております。そういう中では、国の政策を待たずに、町としましても、できることはしてあげるということも私は大事かなというふうに思っております。住民の生活、町でいろんな貸し付け制度等もありますけれども、また、社協なんかでも貸し付け制度なんかありますけれども、そういうものを超えて、緊急事態ですから、ぜひ、いろんなものを考えてほしいという問題があります。

それと、もう一点は……あと50秒ぐらいあるんだよね……済みません、そういうこと

で、コロナウイルス対策は万全にやっていただきたいということをお願いしておきます。

また子供の、急だったもんですから、子供たちが急な休みの中でどうするかというようなことも社会問題になっております。

それと、最後に私言っておきますけれども、先ほどの入札の案件なんですけれども、これは文科省と防衛省の補助事業となっています。相当これが入っています。そういう中で、こういうふうに契約上で不備があったものが、会計検査院とか、国の国交省ですから、そういうものでも問題なく私はすんなりお金が来るのかな、どうかという危惧もしています、実際には。皆さんはどういう見解を持っているかは知りませんが、大変大事な問題ですから、よろしくをお願いします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 午前中の廣嶋議員からの一般質問に対する答弁の中で、給食を食べる児童生徒数の推移を聞かれたことに対しまして、令和元年度には2,017人、令和2年度には2,026人、令和3年度には2,076人と答弁をいたしましたが、人数のカウントに誤りがありましたので、おわびするとともに報告をし直させていただきます。

正しくは、令和元年度には2,069人、令和2年度には2,070人、令和3年度には2,120人でありますので、答弁の修正をよろしくお願いいたします。申しわけありませんでした。

---

議長（山畑祐男君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、自治体SDGsの推進についてでございます。

このSDGs、具体的にどのように取り組んでいくのかということでお尋ねするものでございます。

2015年9月、国連で採択されたSDGsの持続可能な開発目標は、「誰一人取り残さない」との理念を掲げ、貧困を終わらせ、全ての人が平等な機会を与えられ、地球環境

を壊さずに、経済を持続可能な形で発展させ、よりよい生活を送ることができる世界を目指すために、17の目標、169項目の具体的なターゲット、230の指標が掲げられ、2030年へ向けて世界中の国々が取り組み始めています。

その17の目標ですが、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、すべての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基礎をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任 つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさを守ろう、16、平和と公正をすべての人に、17、パートナーシップで目標を達成しようという17の目標がございまして、その達成へ向けて取り組んでいるところでございます。

2018年7月に発表されたSDGs達成ランキングでは、日本は156カ国中15位でありました。トップ5は、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ドイツ、フランスでした。日本は17の目標のうち、達成されていると評価されたのは、目標4の質の高い教育をみんなにの1つのみでした。特に、目標5のジェンダー平等を実現しようと、目標12のつくる責任 つかう責任、目標13の気候変動に具体的な対策を、目標14の海の豊かさを守ろう、目標17のパートナーシップで目標を達成しようの5つに関しては、4段階評価でも最も低い達成度という評価でございました。

国としては、2030年の達成期限までの残り10年を見据え、今後、注力すべき優先課題には、取り組みのおくれが指摘される女性活躍の促進など、ジェンダー平等の実現を初め、防災気候変動対策を掲げております。

そうした中で、自治体の取り組みが求められておるところでございます。我が吉岡町では、どのようにこれから取り組んでいくのか、町長にお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯島議員より自治体SDGsについてとの質問をいただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

ご指摘のSDGsについては、飯島議員がお話しされたとおり、「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする、先ほど議員が並べられた17の国際目標を、その下に169のターゲット、232の指標が決められておりますが、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されたものでございます。17の国際目標には、貧困や飢餓、保健、教育などが掲げられており、現在、



多くの自治体で取り組みが進められているところでございます。

国が示すSDGs実施指針の改訂版では、主なステークホルダーの役割について言及しており、地方自治体においては、各種計画への反映として、さまざまな計画にSDGsの要素を反映することが挙げられております。

町でも、現在策定を進めている第2期吉岡町まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標1、「地域力を活かした、誰もが安心して暮らせるまち」の(1)豊かな住環境の整備と安心・安全、便利なまちづくりにおいて、未来志向の持続可能なまちづくりとして、全世界共通の目標であるSDGsの取り組みを推進してまいりますと掲げているところであります。

また、令和2年度の策定に向けて取り組んでいる第6次吉岡町総合計画においても、SDGs推進が全庁的に行えるよう、取り込んでいく予定でございます。

いずれにしましても、国が示すSDGs実施指針改定版では、国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みが不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待されるともされているところから、一層の取り組みを推進していく考えでございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町ではこれから取り組んでいくというふうにお聞きしたところでございますが、このSDGs、これは、経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発に対する総合的な取り組みとして推進するものであり、さまざまな目標の追及は、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の活性化を推進するものでございます。町でも、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むということでございますけれども、ぜひ、このSDGsの計画の中に一つ一つ明記していただければと思いますが、その辺の町長の見解をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 現在、町で策定を進めております第2期吉岡町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、基本目標の1といたしまして、「地域力を活かした、誰もが安心して暮らせるまち」の(1)のところで、豊かな住環境の整備と安心・安全、便利なまちづくりにおいて、未来志向の持続可能なまちづくりとして、全世界共通の目標であるSDGsの取

り組みを推進していきますと掲げさせていただいております。

現在、第2期総合戦略の策定状況といたしましては、パブリックコメントは終了いたしまして、外部有識者による推進会議の最終検討を終え、庁内組織である創生本部での最終決定を待つ段階となっております。

お話しいただいたSDGsの明記についてなんですけれども、SDGsに係る記載の追加等について、これから外部有識者による推進会議での検討が行うことができないこと、また、繰り返しにもなりますけれども、取り組みとして、全体として明記をさせていただいておりますことから、今回、個別の記載は行わずに進めていきたいと考えております。

しかしながら、先ほども町長のほうからもお話がありましたとおり、来年度最終的に取り組み、策定予定の第6次総合計画においても、SDGsについての取り組みは盛り込んでいく予定でございます。その策定の過程におきまして、その整合性等も含めて、総合戦略においても記載の必要が生じましたら、改めて推進会議等による検討を進めていきたいと考えております。

また、推進会議等の中のご意見で、SDGsのことを説明させていただいた中にもあったんですけれども、考え方が盛り込まれていけばいいという意見が委員さんの中からも寄せられていたということも、あわせてご報告をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今、県のほうでも、ぐんま広報の中で前面に出したりとか、国を挙げて推進していることでありますので、その政策の中に生かしていくということでのご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、第6次の総合計画のほうに盛り込んでいただければと思います。

続きまして、教育現場の取り組みということでちょっとお尋ねしますが、学習指導要領の改正ということで、中学校の学習指導要領ということで、社会編の中に、今回の改定では、中央教育審議会答申の中で、持続可能な社会づくりの観点から、地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質、能力を育てていくことが求められているというふうな形で、持続可能な社会のづくり手の育成ということで明記されております。また、このSDGsを積極的に推進することになりました。また、昨年12月20日に中長期的な国家戦略であるSDGsの実施方針が初改定され、若者が未来の社会を担う中核の存在と位置づけ、啓発を強化する方針が盛り込まれております。

町の教育現場では、どのように取り組んでいくのかということをお伺いするわけですが、昨年の10月22日、上毛新聞紙上で、吉中の生徒がSDGsの講演会を開いて

いる記事が載っておりました。

また、ことしの2月17日では、高崎の小学校、中高生が、このSDGsのカードゲームというのをやっているのを報道されておりました。私も、この高崎の小学校がやっているこのカードゲームですけれども、高崎商科大学の前田教授さんという方がおまして、その方の指導のもと、2月に高崎商科大学のほうで、このSDGsのカードゲームというのをちょっと体験させてもらったんですけれども、実によくできたゲームなんです。教育長、ご存じか、ちょっと、ご存じだと思うんですけれども、実に、日常な、我々がふだんやっている、時間とお金を使って到達するターゲットみたいのがあるんです、ゲームの中で。それを追求していくと、環境がおろそかになっていくという、自然のうちに、そういったちょっとおもしろいゲームですので、ぜひ、学校現場でもこういうカードゲーム、取り入れていただけたらなと思っているんですけれども、その辺の見解をお伺いするものでございます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 教育におけるSDGsの17の目標の実現につきましては、全ての教育活動を通して行っていくものというふうに考えております。今、飯島議員が教えていただきましたゲーム、これについては、私も初めて知りまして大変興味を持ちましたけれども、ここでは、特にSDGsの目標の4番、すべての人に質の高い教育を、これについてちょっと述べさせていただきます。

その実現のためには、互いによさや欠点もあるのが人間であるということを前提といたしまして、多様な視点から意見を交換し合い、認め合い、方向性を持った努力を尊重し合える環境を構築していくことを抜きにしては、目標に近づけないと考えております。

4月から実施される新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びが求められておりますけれども、子供の主体性を重視した基盤を整え、学習単元の目標を実現する方向に児童生徒を向かわせる中で、どのように学び、何ができるようになったかということを重視しており、学習指導要領による教育を実践していくことがSDGsの目標4の実現につながると考えております。

具体的には、これまでも実践してきておりますけれども、問題解決的な学習のさらなる充実、教科だけにとらわれない教科横断カリキュラムの工夫、そして来年度から全国的に実施されるキャリアパスポートの活用、これらに取り組んでいくことが大事であるというふうに考えております。

このような、従来からの取り組みをさらに充実させたり、継続していくことこそがSDGsに向けた吉岡町の教育で大切なことであるというふうに考えております。何より、S

DG sの目標実現は、学習指導要領全てを網羅しておりますので、教育現場においては、何が大事かといいますと、やはりこのSDG sを意識しながら、この目標について、この単元を実現していくとこの目標に到達するという意識を教員が持ちながらやっていくということも大切なことであると考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に、このSDG sというのはすばらしいあれです。これは21世紀の世界を抱える課題を全て包括的に網羅されているような課題でして、本当に世界中でこれを取り込んでいるということで、日本はかなり出おくれていて、一生懸命、これから10年、30年目指してやっているというふうな教育でございます。

また、先ほど、若者が未来の社会を担う中核の存在と位置づけるということで、啓発を強化する方針が盛り込まれていましたというふうに発言したんですが、これは、私、昨年、テレビ見ていたら、すごい女の子が世界にいるんだなというような形で、皆さん知っていると思いますが、昨年の9月23日にニューヨークの国連気候行動サミットというところで、出席したスウェーデンの16歳の環境活動家グレタ・トゥーンベリさんというすごい人が気候変動に対して、私たち現代の年寄りに向かって、すごいけんまくで怒っている映像をちょっと見まして、改めて文書というのを入手しましたら、本当に、もう今は17歳になっているんですけども、本当に、その中の一文をちょっと紹介させていただきますと、生態系はもう崩壊しつつあります。私たちは、大量絶滅の始まりにいるのです。なのに、あなた方が話すことはお金のことや永遠に続く経済成長というおとぎ話ばかり。よくそんなことが言えますね、なんていう形で、テレビでこの子がわめいているのを見まして、すごい子が出てきたなということで、本当に何ていうか、ちょうど今まで日本は本当に高度成長、急成長して、大量生産、大量消費という時代が来たわけですけども、そういうのはもう限界に来ていて、生活様式の転換期になっているんじゃないかというふうな形で、このSDG sの運動というのは、本当にこれから日本にとっても、また地方のこういう政策にとっても大事なものになるんじゃないかと思っておりますので、全てが、議員としても、この考えを取り入れた政策というのをまた今後ともやっていきたいと思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移りたいと思っております。

保育園、幼稚園の給食費の無料化をということで質問いたしますが、昨日、富岡議員のほうからもちょっと質問がありまして、重複するところがございますが、改めて、再度お伺いするものでございます。

この件に関しては、昨年9月の議会で、私も、保育園の無償化が始まるその間際の議会でちょっと質問させていただいたわけですけども、町の負担についてということで、ち

よっと再度またお聞きしますけれども、昨日のことと重複してもよろしいと思いますので、ご答弁お願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 保育園及び幼稚園の給食費の無償化をということで質問いただきました。

昨日の富岡大志議員の質問にもありましたが、保育園、幼稚園無償化に伴う町の負担ですが、令和2年度予算ベースでお答えしますと、無償化による町の負担軽減額は2,500万円ほど、第2子の無償化に係る町負担は2,000万円ほど、完全無償化を行った場合は4,200万円ほどと見積もっております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 昨年のときは、この負担額はどのくらいになるかというのはわからなかったような状況ですけれども、今改めて町の負担は2,500万になったということでおります。

それから、その次ですけれども、給食費の無料化ということでございますが、これも昨日ちょっとお話のほう聞いていますけれども、再度またお聞きしたいと思いますが、我が公明党では、昨年11月と12月に全国で幼児教育・保育の無償化に関する聞き取りの実態調査というのを行いました。利用者は1万8,922人、事業者が2万7,424人から意見を頂戴いたしました。利用者の人たちでは約9割が無償化を評価するとの回答でした。そして、要望では、保育の質の向上が50.1%、ゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大が38.8%、待機児童対策が36.6%、給食費の軽減を望む人が30.9%、障害のある子供の教育・保育の充実が27.4%などが寄せられました。

このように要望があるわけですけれども、町の、給食費の無償化ということではできないでしょうかということでございますけれども、給食の軽減という要望が30.9%もあります。昨日の答弁では、この副食費を無償化、副食費も給食費も、私、一緒にちょっと捉えていますけれども、これを無償化した場合、4,000万円かかるというふうにお聞きしているんですけれども、軽減措置と、いずれは4,000万円ぐらいの予算のどこか裏づけでもいただけるのであれば実施するという方向でもよろしいのでしょうか。そこら辺、町長、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件については、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

**健康福祉課長（米沢弘幸君）** 富岡大志議員の質問でも同様な質問があったんですが、吉岡町は、人口増に伴って歳出予算も増加しており、現段階では、今後も増加を見込んでおります。

議員質問の副食費の無償化につきましては、4,000万円程度と試算しており、相応の費用負担がかかるということになります。限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思いますので、全体のバランスを見た中で考えていきたいというふうに思っております。

**議長（山畑祐男君）** 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

**10番（飯島 衛君）** 昨日も聞いておるので、ちょっとこれは、話にはしないんですけども。

次は、事務の負担ということで、これも昨日、富岡議員のほうからあったんですけども、これも実態調査した中では、事業者の人たちで要望が多かったのは、保育士確保や人材の育成など、保育の向上のための処遇改善を望むが8割強でした。2番目が事務負担の軽減61.9%、運営費への補助60.7%、障害のある子供への教育・保育の充実が51.2%、また、ICT化への支援23.9%などが寄せられたわけでございます。

また、茨城県取手市では、ICT化ということで、ある情報通信システムを使って物すごく事務が楽になったと。そして、この取手市というのは東京に近いということで、物すごく、ある程度保育士さんが、給与など待遇のよい東京都内やその辺、みんな行ってしまおうというような形で、いかに東京側のそういう全てを引きつけてしまう大都市かというのはよくわかるんですけども、その周りのところは深刻な保育士不足に陥ったりしたわけですけども、その市の市長さんが、良質な保育士を確保するためには、働きやすい環境づくりが必要だということでこのICT化、要するに、事務の簡素化というのを取り入れたというふうな記事がございました。

昨日の話でも、以前は、吉岡町の保育所のほうに相談したら、何か、要らないですよというような答弁というふうにお聞きしていますけれども、また再度、何か要請してみるというようなことで、前と違って状況は、事務の負担がふえているというふうな要望を、私も町内の5つの保育所・幼稚園行ってお話聞きますと、状況が前と変わっておりますので、ぜひ、この辺のICT化を進めて、事務の軽減を図っていただければというふうに思っております。

また、この調査を受けて、我が党としても国のほうには働きかけるということで、いざれ何らかの事務負担が軽減されるような助成金等ができるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、とりあえず、それまで待つのか、それとも、やはりこういうシステムがありますので、費用もしますけれども、それを応援して、何ていうか、事務負担の軽

減を図っていただければと思うんですけども、町長の考えをお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） まずは、法人が実施主体ということもありますので、早急に園のほうに意向を確認したいと思います。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、自動車誤発進防止装置の助成についてということで、町長の施政方針の中で盛り込まれておりました。これも、昨年9月の議会で質問させていただいたわけですが、そのときタイミングよく、吉岡町の交通安全の会長の三木会長さんからもこの件については要望があったということで、それでこんなに早く実現になったのかなというふうには私には思っているわけですが、これによって、なかなか、車をずっと乗っていきたくいという人には朗報になるのではないかと考えております。

ただ、町長は、補助金を購入費の2分の1、限度額2万円で予算ということで支援をしていきたいということでございますが、タイミングよく、ことしの1月30日に国で2019年度の補正予算が可決して、高齢ドライバーの事故防止に向けた安全運転サポートカー、サポカーの普及へ購入費を補助する事業に約1,139万円が計上されたということで、サポートカーと後づけのペダルの踏み間違い装置、みんな一緒くたでございまして、国でもこういった形で補助金が出るというふうになったわけなんです。こういう場合、町長は、施政方針のとき、これをつくったときはまだ、できていましたか。町長は、国のあれを見て、この施政方針のほうをつくりました。ちょっとその辺を確認したいんですけども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） その辺を別に連携したというところではありません。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これは東京の葛飾区なんです。東京都というのは、こういう安全運転の危険装置の設置にもう早くから補助制度を設けて、9割補助、上限10万円積んでもう始め

ておりまして、そうして、葛飾区は、今度はこのやっぱり安全運転装置の助成を始めていたんです。だから、都でやっているのを、残る本人負担も1割を今度は区が補助するというふうにやったものですから、要するに、実質的に自己負担がゼロになったというような記事があったんです。

だから、私はこれを見て、町で町長が今度助成するじゃないですか。それで、国のこれも今度は助成するじゃないですか。だから、これ、両方いただけないかなというふうな形で質問をしているんですけども、ご見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯島議員のほうから自動車誤発信防止装置の助成についてを質問いただきました。

自動車誤発信防止装置設置補助金については、高齢運転者による交通事故の防止対策として、後づけの自動車誤発信防止装置の購入費に対し、予算の範囲で支援することを考えております。

ご質問の補助額の増額についてですが、まずは、この事業を実施し、その後の経過や国、近隣市町村の状況を見て判断したいと考えます。

また、ご質問の状況につきましては、担当課の課長のほうからご答弁を申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 誤発信の補助事業を設定した後、議員おっしゃるように、国の施策も出ました。その状況もまだ、出たということで、詳しい、詳細は伺っておりませんので、今後、そういった詳細を見ながら対応していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） どういうふうになるかわかんないかと思えますけれども、でも、国のほうでもこういう補助金をくれるということでもありますので、そうすれば、吉岡のを引っ込めるんじゃなくて、合算していただきたいと思えます、そのときは、よろしく願います。

それでは、続きまして、町のタクシー事業、いろいろあります。相乗り推奨タクシーとか、福祉タクシーとか、その移送サービスについての質問をお伺いいたします。

このタクシー事業に対しては、各自治体でさまざまな移動支援がなされておりまして、本当にそれぞれ苦慮しているようでございます。デマンドバスがあつたり、タクシーによる移送サービスもあつたり、無料化の導入も見受けられております。これも、昨日



ちょっとお話聞いたんですが、町の対応といたしまして、見直しということはどういうふうにお考えになっているかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町のタクシー事業の移送サービスについて質問いただきました。

町では、タクシー事業については、総務政策課で実施している相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と健康福祉課で実施している福祉タクシー事業、また、免許返納者に対しては、町民生活課において高齢者運転免許証自主返納者事業としてタクシー券の配付を実施してまいりました。これらの事業については、統合も含め、見直した方がいいのではというご指摘もいただいております。

今年度、関係各課において検討を進めた結果、1つの事業として、また内容も見直した上で、新規事業として来年度より、吉岡町タクシー運賃等助成事業としてスタートしようとしているものでございます。

主な変更点として、対象の方は、①として年齢満70歳以上の方、②として年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方、③として身体障害者手帳、精神障害者手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかをお持ちの方となります。これは、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と福祉タクシーの対象者をまとめたものとなります。

利用金額の面では、利用券をお持ちの方がお一人で乗車される場合には、従前は1枚500円相当でしたが、料金の範囲内で利用券を2枚1,000円相当をご利用いただけるようになります。

また、年間配付上限枚数では、現在、相乗り推奨タクシーと福祉タクシーが48枚であるのに対し、72枚と大幅に増としており、金額としても年間最大3万6,000円相当の補助となります。

今後も、公共交通の一つとしてのタクシーの利用を促進すべく、多くの方にご利用いただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この相乗り推奨タクシーとかあります。吉岡町に、町長、もう一つあるんです。移送サービスというのが社会福祉協議会のほうで。要するに、今、吉岡に3つ、タクシーを使うのがあります。

そして、これは地元の老人クラブの人からの相談なんですが、社会福祉協議会の移送サービスというのをちょっと申し込んだんです。前橋の東のほうの病院に行くのでちょっと利用したんです。社会福祉協議会の移送サービスというのがありまして、これは1回の利

用当たりが300円で、ボランティアの方がやってくれて、買い物をする場合とか、病院、そういうときに、待ち時間45分以内の往復利用した、そういうのに1回300円、往復だから2回分となりますから600円で利用できるというのが、社会福祉協議会のほうで移送サービスやっています。ただ、この中に、直線距離でおおむね10キロ以内というのがございまして、そのご老人のご夫妻の方、二人で住んでいて、1人は病院に行くのに、要するに、10キロを超えてしまった、病院までは10キロ超えているということでございまして、利用できなくて、やむなくタクシーを使ったら片道5,000円かかってしまったというようなことで、それと、相乗り推奨タクシー、要するに、乗り合わせじゃないとだめなんです。1人とか2人で、家族で行くとか、そういうのはできない。相乗りしないと意味がないというようなタクシーでございまして。

そこで、今、先ほど町長がおっしゃっていましたがけれども、福祉タクシーと一緒にするんだという。これ、一緒にすればいいという問題ではないような気がするんです。

新聞でいろいろ今出ているんです。去年の7月27日には、明和町がタクシーで、定期券型タクシーというので、毎月7日間、かかりつけの病院やスーパー、最寄りの駅など、事前に指定した目的地2カ所に自宅との間を送迎してくれるらしいんです。運行時間は午前9時半から午後5時まで、1日何回でも利用できるという。料金が、町が2割負担するんですけれども、料金は1カ月9,600円から3万400円ということで、指定した目的地と自宅の距離が、これも距離の7キロ未満というのがありますがけれども、これは明和町の場合は定期券式な、何回でも行ける、1日いいですよという。また、当然これは自宅から自宅へ行けるわけです。

そのほか、太田市も、ことしの1月17日の上毛新聞にですけれども、太田市では、デマンドバスなんかがあるんですけれども、ひとり暮らしで移動手段を持たない70歳以上の条件を満たす市民に、通院用にタクシー券を交付するとともに、スーパーへの無料相乗り送迎を始めると、これは無料で相乗りはやると。タクシー券もあって相乗りもやる。それで、この改良点は、バスとか、こういうのを改善して、いずれも自宅からドア・ツー・ドアで目的地まで行けるといって、そういう方法でございまして。

そのほか、これは東京の西東京市ですけれども、やはり割安タクシー巡回ということで、これは15分置きにタクシーが市内を回っていて、これは本当に自宅、ドア・ツー・ドアじゃないんですけれども、自宅近くまで来てくれて、15分置きに、要するに、タクシーが年中ぐるぐるぐるぐる回っているという。

そこで、思うんです。やっぱり、この解決策は、一緒にするんじゃないかと、ドア・ツー・ドアをできる仕組みができないかということが一番大事じゃないかと思うんです。デマンドバスを幾ら循環しようが、遠くのところで行けない人たちが利用するわけですから、

やはりこの辺は、タクシーの事業をまとめるとか、そういったあれじゃないかなというので、だから、逆に、社会福祉協議会の移送サービスが、それがボランティアの方が多分お車に来てくれるんだと思うんです、あれは。ちょっと済みません、確認はしなかったんですけれども。だから、何ていうのか、やり方です。デマンドバスは要らないと思います。タクシーみたいな小回りのきくやつで、ぐるぐる回るような仕組みを何とかしていただく。なるべくドア・ツー・ドア、最低でも二、三十メートルぐらいの辺まで行けるぐらいの、そういったシステムが必要ではないかと思うんですけれども、町長、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、幾つか提案が、飯島議員のほうからあったんですけれども、まず、社協の移送サービスにつきましてなんですけれども、自分、町長になる前、この移送サービスの移送ボランティアをさせていただきました。7年間させていただいたんですけれども、社会福祉協議会に行って、そこで車を借りて、その車で送迎者のうちに行って、そのうちから病院まで行って帰ってくるという、そういう移送サービス、本当に利用者さんには喜ばれていたという。それが本来の形ではないかなとは思いますが。

また、先ほど、新しい新規のタクシー事業をこれから始めるわけでございますので、まずはそれを利用拡大を図って、次に進めたいなどは思っております。

また、詳細につきましては、飯島議員の質問に対して、総務政策課長のほうから答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほど、今、ドア・ツー・ドアの話がされたかと思うんですけれども、町長の施政方針の質問の中でも触れられておりましたが、公共交通機関というよりも、これからの交通のあり方が広く議論され始めているという認識であります。Society 5.0等の導入によりまして、無人運転等の新たなモビリティサービスの方向性が今後打ち出されてくる可能性があります。

また、財政的な負担等についても、シェアリングエコノミー、要するに、最適負担をどういうふうに議論していくかということが今着々と始まっている最中というふうに認識しておるところでございます。そういったところで、サービスに対する受益と負担のバランスをよく考えながら、地域社会が持続していくことが可能になるようなサービス提供のあり方を検討していく必要があると考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、今回統合するというごさいます。ぜひ、またそれをちょっと利用して、柔軟性を持った運用にしたいと思ひます。もうやったからいいといふんじやなくて、常にこういうふうには試行錯誤をして。

それで、ちょっと確認なんです、やはり、社協のこの移送サービスというのは、要するに、並行して続いてやっていくということによろしいですか。社会福祉協議会のほうの移送サービスというボランティアがあるんですけども、それはそのまま、今までどおり存続ということで、確認なんですけれども、よろしいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その事業は、社会福祉協議会の独自の事業ですので、そちらでされていると思ひます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、続きまして、子ども食堂についてごさいます。

吉岡町もロバロバを使って子ども食堂をやっているということでごさいます、今、やはり、この子ども食堂も物すごくはやっておりまして、食べ物とか何かも食品ロスをなるべくなくそうというふうな形でフードドライブなどが、そういうのはやっておりまして、子ども食堂のほうの、何というのか、食料というのか、食材というのか、とりあえずどうなっておりますか。その辺を聞いて、このフードドライブの窓口の設置というのもあわせてお聞きしたいと思ひます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） フードドライブの窓口を設置してはと、それと食材について質問をいただきました。

フードドライブについては、住民の方から提供を受けたとしても、保管場所がない、賞味期限があり、必要な時期までの保存が難しいなどの課題があり、現在のところ導入してありません。

なお、町社会福祉協議会においてフードバンク事業を実施しており、相談があった場合、群馬県社会福祉協議会を通じて食品提供の必要性が認められれば支援を行っております。

なお、食材関係につきましては、担当課長のほうに答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 子ども食堂のほうの食材についてとのご質問なんですけれども、こちら

らのほうは、当然、参加者から一部負担金という形でいただいているんですが、それ以外については、町の予算のほうから出しているということになっております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 社協のほうでフードバンクということで、いただいたものをストックして利用しているということで、わかりました。

それで、次のおとな食堂の併用はということで質問させていただきます。

これは国立社会保障・人口問題研究所が昨年発表したものなのですが、2040年までの都道府県別世帯数の推計結果によると、ひとり暮らしのうち、65歳以上の高齢者の世帯は2015年の625万世帯から2040年には896万世帯になるということで、全体に占める割合は11.7%から17.7%に増加するなんていうような数字がありました。

それで、大人の食堂ということでございますけれども、取っかかりをやったところは、豊島区のほうでやっているんですけれども、子ども食堂をヒントに、ひとり暮らしのお年寄りを社会参加を促すためにそこへ呼んでみようではないかというような形で事業を始めております。

吉岡町も社協のほうで配食サービスというのをやっているかと思います。ぜひ、お弁当を届けているわけですが、たしか300円か何かで届けているんだと思いますけれども、やはりこういう子ども食堂と一緒に、中で、世代間交流じゃないですけども、そういったところにもひとり暮らしのお年寄りなんかを呼んで一緒にご飯食べて、要するに、今、高齢者の孤食というのがやはり問題になっているということで、ひとりで寂しく食べているという。うちの近所のアパートでも、ちょっと障害のある方がいまして、年中会々んです。それで、たまたまちょっと近くの飲み屋でも会ったら、ひとりはずまんねえよなんていうので、飯島さん、ひとりはずまんねえんだよなんていうので、言われたことがございました。本当にずっとひとりで孤食に耐えて、今、お年寄りじゃなくて、子供でもひとりで食べているという家庭もあるんです。もう本当にひとりで食べるなんていうのは、私なんかだつて、ひとりで食べているのは惨めになります、それは。

ですから、こういった形で、せっかくロバロバで子ども食堂を開いておるわけでありまして、どこかの機会で、お年寄りなんかもたまには一緒に食べて、若い子供たちと会話したりして、そういうのもいいんじゃないかと思いますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ひとり暮らし高齢者に対する食のサービスとしては、議員ご指摘の配食サービスがあり、現在、月曜から金曜まで安否確認を兼ねて昼食を宅配しているところ  
です。また、交流の機会としては、サロン推進事業というのをしているところですが、現  
在開設している子ども食堂は、吉岡町とすると、食育を推進するために主にやっている  
というようなところもありまして、おとな食堂の開設という、人的、さまざまな課題が出  
てくるので、検討としたいんですが、そのロバロバを使って世代間交流、それについては  
なかなかいいアイデアだと思いますので、検討していきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、少しずつ、だんだんでいいと思います。始めていっていただきたい  
と思います。

それでは、道路整備についてでございます。

住宅ができる前に、速やかな道路整備が必要だというふうに思うわけでございますが、  
住宅団地等ができたりすると、その団地部分については町の町道が側溝ができたりして、  
舗装道路ができてきれいになるんですけども、ちょっと離れると、未舗装の道路などが  
なっているというようなことがございます。お配りした写真なんですけど、これは吉岡バイ  
パスの東のほうということで、住宅がどんだん建っているような地域なんですけれ  
ども、手前のこの道路が大きく写っているほうが、手前が南から北へ写真撮っている  
んですけども、この右側が住宅地になっていて、住宅地の辺までこういうふうに舗装にな  
っていて、側溝ができていて、その先行くと、こういうふうに右のほうの、もう一つの写  
真も側溝が途切れていたり、道路がバラスのまんまでこんな感じで、要するに、将来もう  
この辺はどんだんうちが建つであろうという場所にもかかわらず、こういった状  
況がございまして。こういった状況になってしまうのは何か、何ていうか、もうちょっと計  
画を持って、道路のほうを先にこういうふうにつくれないかというのが私の質問なんです  
けれども、町長、その辺の見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 住宅ができる前に速やかな道路整備ということで質問をいただいておりますが、吉岡町では、民間開発行為による住宅団地の造成が数多く続いている状況であり  
ます。しかし、これを予見しての道路整備につきましては、現在のところ大変難しい状況

でございます。

道路整備につきましては、主に危険箇所の改善や維持管理に係る整備のほかは、自治会要望などの地域住民からの必要とされる整備に取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては、産業建設課長から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 道路整備に対する要望箇所は数多く、また、新しい要望も次々に上がっております。あらかじめ、住宅団地の造成にかかわる道路需要を見越した整備を行うことは、やはり非常に難しい現状であると考えております。

また、民間の住宅団地の開発計画におきまして、議員のおっしゃるように、例えば、未舗装道路などに関しては禍根が発生しないように、これまで以上に慎重さを持って開発事業者との協議を行っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 高渋バイパス走っていると、榛東のほう、農道があります。農道が順番に南のほうから、こういうふうに農道を拡張して舗装しています。農道ですよ、農道。それで、吉岡は、その高渋バイパスから東になりますけれども、農道があります。狭いまんまです。そして、吉岡バイパスの東あたりでも農道で狭かったり、舗装はされてあったり。このところなんかも、こういう農道で舗装になっていないところ。

要するに、危惧しているのは、その狭いまんま、もし、宅地か何かができる、両側にうちが建っちゃったらもう道があかない、後であげられないということを私は危惧しているわけなんです。だから、この写真も、この手前まで広がっているけれども、その先の地主が、万が一、子供か誰かに売るとか何かして、この道沿いにうちを建てるじゃないですか、自分ちの土地だから。それで、広がったところが急に狭くなったりして、そういうちぐはぐな道路にならないような方策ができないかということ、私、ちょっと聞いているんですけども、見解をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その関係につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 確かに、開発されたところの道路が舗装ができて、側溝ができて、4メートル60センチ程度の舗装した道路ができると。その道路が、例えば、この写真のよ

うに、手前側は確かにされていないと。こういうところが、また将来転用されるときに、ちぐはぐにならないようにとの質問でございますけれども。また、この、例えば、未舗装のところの、またここが開発されるとなると、また同じように、やっぱりその建築基準法の関係で後退をして、しっかり4メートルの道路に接続するような道路になると考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これから開発して建てる時は、もう後退して、必ずできるというふうに。大丈夫ですね。狭いままうちが建つことはないということで。万が一、個人で、もしうちつくった場合でも、両側が個人個人でうちつくった場合も、後退はして、道路は確保できるということでよろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長のほうから答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 建築基準法の関係になります、道路後退の関係につきましては、その道路が後退が必要となる道路であれば、必ず後退しなければいけないものとなります。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、次の質問に移ります。

吉岡バイパスの大松の信号から西松屋までの間の西側に、農耕用のトラクターとか、車が入るような側道というのがございます。吉岡町、今、大型商業施設の進出が検討されているようなところで、町としても、何とかそこを、入り口、進入路みたいな形で利用できないかということなんです。もうその、今ある側道のところの関係者の農地は大型商業施設ができる土地になりますので、その進入路として、あの縁石とか木というのを将来的というか、お店ができるころには広げられるものかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕



産業建設課長（大澤正弘君） 当該道路につきましては、出店予定の大型商業施設が、その道路の活用法について既に県と協議を行っております。その中で、当該道路は、あくまでも農業用車両の通行を目的とした機能補償の意味合いがあり、当該目的以外の利用はできないとの話がされております。

また、当該道路には、現在、4カ所バイパスからの進入口がございます。進入口の拡幅についても、あくまで農業用車両の通行を目的とした構造となっております。一民間事業者のための一般車両の通行の利便を図るための道路改良は難しいと考えております。

しかしながら、将来的には、当該道路沿いの土地利用の形態が変わった場合には、その道路改良につきましても協議が可能になるのではないかと考えております。また、町としても、周辺の交通状況の変化などに応じて、実態に即した対応を道路管理者である県に対し要望していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、よろしくお願いたします。大型商業施設の進出に対して、町としても、歓待する意味でも、あらゆる方法を講じていただければと思います。

最後になります。

新型コロナウイルス対策、これはもう、私がこの通告を出した後に、一斉に卒業式とか、入学式が、もうかなり規模縮小してやることになりましたので、これは省かせていただきます。

問題は、マスクの備蓄ということでございます。最近、買い占め等ありますけれども、町の備蓄など、どうなっているか、ちょっと、最後にお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） マスクの備蓄はどうかということで質問いただきました。

健康福祉課長のほうより答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 新型インフルエンザの対策のため、5,000枚程度常備してまして、職員とか、業務上必要な課、室にとりあえず一時的には配っております。まだ在庫は数千枚あります。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

いました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後2時02分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、3月議会、議長への通告書に従って、一般質問をいたします。

前回、12月の定例議会におきまして質問いたしました内容について、その後の進捗状況及びその他の事柄についてお尋ねいたします。

まず1つ目は、駒寄小学校東側の鉄道線路に沿った雨水排水のその後及び駒寄川下流域の護岸整備に関してお尋ねします。

昨年7月24日の降雨によるJR上越線の路肩の土砂が一部分流失した事象の対策については、側溝ふたの一部を金網状に変更した、いわゆるグレーチング化工事が完了し、路面上にあふれ出た雨水をスムーズに側溝に流入させるための排水設備が処置が完了しましたことは、大変ありがたいこととあります。地域の住民を代表してお礼を言わせていただきます。町長、大変ありがとうございました。

しかし、この対策というのは、本来の目的ではありません。路肩流失の根本原因はそこにあるのではなくて、いまだそれも改善されていません。前回の答弁におきまして、その理由も十分に町は承知しているとのことでした。

そこでお聞きいたします。

これの根本的解決策の手だてについて、進捗状況はいかがでしょうか。また、同様に、駒寄川下流域の護岸整備についても、現在どのような状況にあるのでしょうか。事象の発生からはや7カ月が経過しております。もう4カ月で、もう少したちますとまた大雨の時期を迎えます。住民は大変心配しております。現状をお答えいただきたいと思います。町長、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員から、令和元年度降雨被害の復旧措置に関して、その後の進捗状況ということで質問をいただきました。ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

昨年大雨によるJR上越線の路肩被害への対策といたしましては、JRの担当と協議を行い、道路を横断する部分の側溝ふたをグレーチングへ変更し、また、止水壁の設置による流入対策を講じております。

路肩被害への対策に関する進捗状況については、産業建設課長から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） JR上越線の路肩被害への根本的な解決策としましては、集水ますから暗渠で町道を横断し、JRの側溝に接続されている排水パイプの口径を大きくする対策を検討しております。

進捗状況でございますが、現在のところ、JR側に協議の日程調整を申し入れたところであり、今月中には、先ほど申し上げた検討案を含めてJRと協議を行い、改善策を講じたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ちょっとうれしくない答弁で、がっかりしていますが、もう既に、先ほど述べましたように、事件があつてからもう7カ月たっているわけです。あと4カ月でまた大雨です。この急場をどうしのぐか、それが問題だと思います。しかも、協議をする日程を申し込んでいて、もう間もなくその協議の日程が決まるというものでは、ちょっと遅過ぎるんじゃないですか。

私、最近、漆原西の自治会長が、自治会の要望として出した要望書、それをこの間いただきました。1月でしたか、12月でしたか、ちょっと時期忘れかもしれませんが。その中に、もう既に漆原西自治会長は、7月にこの件について改善してくれと、すぐお願いされているでしょう。大澤さん、ご存じですよね。というのは、今まで漆原西、あの辺は、実際の行政というか、自治会の区分は瀬来の地区でありまして、駒寄自治会なんですけれども、西自治会の方が結構多く住まわれているので、おつき合いは西自治会が多いんです。多分、それの方が西自治会に以前からお願いしていて、西自治会長が昨年の7月に改善要望出したと思うんです。7月に事件が起こって、7月にすぐ要望出すということは、相当早いです。というのは、もう私が前から言っているように、何年も前から放置されていて、とうとうこうなったかということですぐ出したんだと思います。それなのに、もうすぐ協議が日が決まるというのは、ちょっとおかしくないですか。

しかも、私は9月の定例議会で一般質問しているじゃないですか。そのとき答弁してもらいました。協議を進めて、なるべく早くやるということでした。それなのに、何で今、

その協議の日程を決めているところなんですか。もう私が、自治会から7月に出ているわけですから、私がもう9月に一般質問しているわけです。そうしたら、9月、10月、遅くても11月にはJRにそういう話をして、協議の日程はもう11月か12月に決まって、もう年明けあるいは12月中に協議をしていないと、もうすぐあれです、4カ月で大雨の時期なんです。だって、大澤課長、今までいろいろな体験をされてきたと思うんです。長い間役場に勤務されていて、それでいろいろな知識もありますし、いろいろ体験されてきたと思います。いろいろなものが起こったときに、何をどうすればどうなるかというのが大体頭の中にすぐわかりますよね。それだったら、今、協議の日を決めるんじゃないくて、もう10月、11月あるいは、相手がいますから、JR様という相手がいますから、吉岡町の行政の都合だけで日は決まりませんから。だけれども、11月か12月にはそういう協議が始まっていないと、それでもう工事計画というのはもう、役場の来年度の予算もそうですけれども、10月、11月、12月にはもう決まるわけでしょう。そうすると、あそこはJRさんが工事する分もあるわけです。JRも大体似たような予算計画でいっていますから、そういうことをしないとJRも工事できないです。あしたからやるっていったって、JRも役場のほうもできないでしょう。そうすると、4月1日から予算ついたからやろうとといったってできないじゃないですか。そうしたら、もうその次だと、3カ月で大雨の時期です。これじゃちょっと、私はこういう結果が出るとは思っていなかったんです。非常に残念に思いますが、町長、責任者として、各課あるいは仕事のやり方というのは、どういうふうにご指導されているんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 各課、局において、それぞれ年間の事業計画が立てられております。その計画に沿って順次進めている。その中に、突発的な事業が当然入ってきます。それらについても、それに合わせて協議して、また、実施に向けて進めていると。

先ほど、議員おっしゃったように、相手もあるし、また、いろんなほかの事業との絡み等もございますので、職員のほうは順次それに沿って進めていると理解しております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） ご指導はしているんでしょうけれども、なかなか足踏みがわかりません。

そうしますと、どうも私は今の答えを聞きまして、町としての今回の事柄の捉え方が根本的に違うと思います。

これは余り言いたくなかったんですけども、去年、渋川と敷島の間、八、九年前には上越線です。後閑駅と水上駅の間で、崖の上に水がいっぱい出まして、それが流れ下って

土砂を巻き込んで、線路上に流出して堆積した事故があったんです。去年の6月の事故は覚えてますよね。列車がとまりました。この吉岡町の去年の事故も全く同じパターンなんです。崖の高さが違うし、被害も雲泥の差があります。しかし、高いほうに水が出て土手の土砂を流して、相手の敷地に飛び込んだという、全く同じパターンなんです。これは、単に水が出て土砂が少し流れたというだけじゃなくて、さっき言った上越線の2つの事故と同じように、これは事故なんです。単に少しだけ水が出て、いつも大体あそこは水が出るんだよなど。ことしも大丈夫だろうと。ゆっくり、町、それと県と協議して、ゆっくり直すかというんじゃないんです、これは。

というのは、私は、そういうふうになってしまっているのは、前から私が言っているように、この駒寄地区というのは水がいっぱい出るというのは、前、お話ししましたよね。これはもう20年ぐらい前から始まっているわけです。近年、10年ぐらいの間にひどくなってきて、とうとうこうなったんです。ですから、駒寄グラウンドも時々水没しますけれども、そういうのが町民から話があったけれども、今まで放置してきて何ともなかったと。何となく過ぎていたということは、その状態にもう慢性化して、こういうことが起こってもびんどこない。そういう状態になっているんじゃないんですか。

これは、さっき言ったように事故なんです、事故。事故というのは、すぐ原因を追及して、いつまでに対策して打とう、復旧しようという、そういうことをしないといけない事象なんです。大澤課長さん、あと3カ月、4カ月でまた大雨が来ますけれども、この急場をどうしのぐか、今までの経験と実績からちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長を名指しでございますので、産業建設課長のほうから答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） まず、去年のJRとの協議でございますけれども、先ほど申し上げました対策工事をまずは実施して、その後、前回ご指摘いただきました町民グラウンドの北側の線路を越えてあふれてしまう、あのボックスの問題とか、そういうものを昨年協議を行いまして、対策をJRと協議をして、そういった工事は発注はしております。この今回の案件の箇所だけがちょっと協議が残ってしまったということでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 今、発注したというのは、長坂踏切のところですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 町民グラウンドの北側のJRをこう、くぐったところのボックスです。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） それは大変手早いことで、よろしく願いいたします。あれも放っておくと斜面が土砂崩れになります。

早急に、もうそういうふうになってしまったならしょうがないですけども、町民は非常に困っているんです。あそこは水が出たら人は歩けません。自転車ももう難しいでしょう。車も車輪が半分ぐらい入れれば通れます。そういうふうになっています。それで、さらに水があそこ出ると、課長もご存じだと思いますけれども、先ほどのパイプ、道路の下に通っている、あの下はかなり洗掘されています。さらにことしも出て洗掘されると、ひどくなれば道路が陥没するというようなことにもなりかねない状況ですから、その辺は十分承知していただいて、ことし、大雨の時期まで多分もう施工できないですよ。急場をしのぐ対策、雨が降る時期になったらあそこを巡回するとか、その対策をやっていたかといと思います。

次へ行きます。

次は、前回終わりませんでした道路改良について、続きをお尋ねいたします。

今回は、県道南新井前橋線の道路改良です。県道南新井前橋線については、現在、駒寄スマートインターチェンジから榛東村方向、高崎渋川新バイパスまでの間が建設工事中です。これが完成すれば、榛東村の高崎渋川バイパスから駒寄インターチェンジに接続して、さらに前橋市内から上武バイパス、国道17号線までが直通となります。これにより、関連周囲の地域一帯における生活及び産業流通に貢献する基幹道路になることは確実です。もちろん、そのようになることを策定して、計画を進めているわけですから、多分そうなるでしょう。

そこで、道路の現状を見ますと、吉岡バイパスと南新井前橋線が交差する大松信号の交差点から西方向へ、関越道までの五、六百メートルの区間、ここは3車線区間になっています。3車線といっても、中央の1車線は右折車両専用の待ち受けラインです。実質、上下線がそれぞれ1本の2車線道路と全く同じです。町長、この状況に何か違和感がないでしょうか。各課長さんもどうでしょうか。

近年、ここ一帯は、周辺の道路が整備されつつありまして、また、居住者も大きく伸びてきている地域であるため、日曜、祭日など、休日には、この交差点は混雑が激しくて、行き先方向によっては信号を2回、3回待つ状況が時々見受けられます。今そんなに頻繁に起こっている状況ではありませんけれども、このあたり一帯については、駒寄インターチェンジ東側には、先ほどの一般質問の中で出てきましたけれども、大型店の出店計画、さらに、インターチェンジの西側には別の開発計画が予定されているとのことをお聞きしておりますが、そうなったとき、道路混雑はますます進み、大松交差点から関越道の間はパンク状態、周辺道路を含め、交通ネックの中心になるのではないのでしょうか。交通の中心じゃないです、ネックの中心ですから。先ほど言いましたように、既にその兆候はあらわれているでしょう。この兆候を感じている人は随分おられると思います。

さらに、去年の一般質問の答弁において、県道大久保上野田線は令和9年度までに着工の予定、町道漆原総社線は建設に向けての事務処理手続に着手しているとのことでした。特に、この南新井前橋線は、将来、赤城榛名広域道路と名前を変えて、前橋市内から榛東村中央部まで延伸する計画があるのではないのでしょうか。期成同盟会の資料にはそうなっております。

これらの道路整備、2040年以降までのふえ続ける居住者、これらの条件を考え合わせたとき、大松交差点の交通量は大幅にふえて、また、今は走っていないバスやトラックもスマートインターチェンジに出入りして、大松交差点の交通量は吉岡町最大になると十分予測されます。また、将来にわたって、この大松交差点の交通量をしのぐ交差点は、吉岡町にはあらわれないでしょう。私は思います。今のままでよいのか。この大松交差点から関越道までのこのわずかな区間ですが、ここがとても心配です。

そこで、町長にお尋ねします。大松交差点から関越道の間を4車線化することは、吉岡町にとってのみならず、周辺自治体にとっても必要なことではないのでしょうか。県への働きかけをすべきであると思います。数年後の道路状況として、あそこ行ったらいつも渋滞なんだ。あそこは避けていこうぜ。こういうことになったらまずいんじゃないですか。町長のお考え、いかがでしょうか、お聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 大松交差点の関越道までの4車線化についてご質問をいただきました。

当該道路は、南新井前橋線バイパスとして県が整備し、平成24年12月から県道として供用されております。また、県道南新井前橋線バイパスの一部を構成する道路として、2車線道路、幅員16メートル、延長740メートル、都市計画道路の大久保線という名称で、平成26年4月に吉岡町の都市計画決定もされております。

議員ご質問の件につきましては、産業建設課長から説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 県道南新井前橋線バイパスは、高崎渋川線バイパスと国道17号上武道路に接続する広域幹線道路の一部であります。また、駒寄スマートインターチェンジのアクセス道路であることから、交通機能の強化、交通利便性の向上に寄与する道路でもあります。

議員ご指摘の大松信号から関越道までの第1期工区部分が右折車線付きの2車線である理由について、設計をするに当たって、関越道のボックスカルバートがコントロールポイントになっており、また、当時の交通量推計に基づき道路改良が行われたと聞いております。なお、大松の信号で4車線が2車線になっているのは、関越道側道まで4車線化した場合、交差する道路は片側1車線の側道であります。また、関越道のボックスカルバートにより車線が減少し、そこで渋滞が発生するため、その手前である4車線道路と交差する大松の信号で車線を絞るコントロールポイントを設けているという考えが推測できます。

大型商業施設の出店、駒寄スマートインターチェンジの供用開始、また、大型車対応化による交通量の増加が見込まれることは町も十分承知しております。大型商業施設の出店に対しては、県とのさまざまな協議が行われており、交通量の調査も必要となります。県の適切な指導がされているものと考えております。

町としても、この地域については、交通量の増加による生活環境の悪化がないよう、交通渋滞対策として、町道熊野・吉開戸線や町道大久保南下線の道路改良事業に着手しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 以前の道路の交通量の策定が、予想が間違っていたということですよ。その当時では、そこに大型出店だとか、西側の開発をしようとか、そういう話は出ていたのかどうか分かりませんが、そういうことからいうと、現在の状態が仕方ないのかなと思いますけれども、先ほど課長が答弁されたとおり、現在、それから将来においては、もうあそこはみんなパンク状態になります。

先ほどの答弁の中に、熊野・吉開戸の道路については、あれは1つ北の道路から大型店までの進入路で、大型店に対する車の出入りの混雑を緩和させるということだと思わすけれども、それはそれだけ有効かなと思いますけれども、私は今ここで言っているのは、それもありますけれども、要するに、高速道路から大松の間です。ですから、今の答弁ですと、あちらに行くと混雑が発生するから、その手前で食い止めようということでしょう。



それはまずいと思います。というのは、あそこに大松の交差点は、後ろは行かないですけども、前と左右行くわけですから、当然、前方に行く車もありますし、右折する車もあるわけです、前橋から来て。そこで混雑ができたなら、その右折する、前方に直進する、高速道路に行く人のために、そういう人たちが影響を受けるわけです。そこをなるべく混雑を避けて、どうしても混雑ができてしまうとすれば、その先に行った高速道路のところ、そこまでにある程度緩和する策を、そういう方法をつくるべきだと思います。

先ほど、大澤さんから答弁あったというのは、ということで、県からの適切な指導であるというのは、県からそういうふうに言われて、それもそうだなと思って、町もそれで、今の状態でいいだろうと、そういう意識でしょうか。ちょっとお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） よろしいですか。県の指導そのものは、あそこは県道だからということで、県の指導を仰ぐということでございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ちょっと今、意味、私にも意味がわかりませんでしたけれども、とにかく、これはちょっと検討していただいて、将来に禍根を残さない。お願いしたいと思います。次行きます。

待機児童についてです。その解消策とその具体的計画をお尋ねいたします。

近年の子育て、教育支援の拡充が叫ばれる中、国、県の支援対策も十分行われていくようになりました。吉岡町においても、数々の施策が実施されて、これは喜ばしいこととっております。しかし、吉岡町では、多くの一般質問の中に出てきたとおり、年々、幼児、児童、生徒の数が増加が続いておりまして、保育園、幼稚園の整備拡充、小中学校の増改築などを行うなどの対応をしているところであることは私も承知しております。

最近では、ここ数年来、幾つかの保育園、幼稚園の改善策が行われており、来年度は第二保育園の若干の改善が行われると聞いております。これら、着々と改善措置が実施されていることは大変喜ばしいことと感じております。これは、町としても努力しているなど、私は感じているんですけども、しかし、保育園、幼稚園の入園希望者への全員にまだ応えられていない実態、これが継続しているのはどうしてでしょうか。また、その改善策は現在どのようにお考えでしょうか。具体的な方策と待機解消の目標時期、これについてお聞きします。町長、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 待機児童解消策の質問をいただきました。

昨日、富岡大志議員の質問にもありましたが、町の想定している以上に、保育園などを希望する子供がふえております。今年度策定の第2期吉岡町子ども・子育て支援事業計画の中に、来年度以降の取り組みについて盛り込んでおり、3年間の間に50名程度の定員増を想定した増改築を予定しております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 50名程度の努力をするということですが、町長、その50名を、努力や成果が実った暁には、待機児童はゼロになるのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現時点での人口動態、あとは出生数、今現在のゼロ歳、1歳、2歳、3歳の人口の数等を鑑みると、50名ふえれば待機児童は解消できるかというふうには考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 力強いお言葉で、ありがとうございました。私もその50名で解消されることを期待しております。

ちょっと別な話をします。町長、私は、以前から疑問に思っていることがあります。私が農協吉岡支所の隣の私の畑で農作業していると、子供たちを送迎する幼稚園バスがとまって、園児が乗りおりするのが見受けられます。そのバスが、町内の幼稚園バスにまぎって、駒寄以外の幼稚園の名前を書いた幼稚園バスもとまります。保護者の勤務先や教育方針など、個人的な幼稚園を選ぶ都合や選択もあるでしょう。これは個人の自由ですから、もちろんそれでオーケーです。しかし、町内の子供たちが周囲の自治体のお迎えバスに乗っていくのはどうなのか。吉岡町の待機児童を減らすという意味では好都合になっていると思いますけれども、この状況を町はどのように分析しているのでしょうか、お聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その関係につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘の町外の認定こども園等に通っている子供たちのことだと思うんですけども、現在、100人を超える子供たちが町外の認定こども園等に通っております。

それで、この子供たちなんですけれども、こちらに関しましては、保護者の意向があつて町外の認定こども園等に通っていると考えています。ただ、その子供たちが保育が必要となる段階になりますと、当然、保育園を希望するというようなことになるでしょうから、そういった場合を想定して、町としても施設整備をしていくことが重要というふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 想定されて、今後の幼稚園の増改築、これを計画しているということであるのかなというふうに思います。

ただ、私が見ている幼稚園は4つなんですけれども、この間この話をしましたら、議長から聞きましたけれども、7つの幼稚園に行っているということらしいです。待機児童を減らすということでは好都合だというふうになってはいますけれども、これは都合がいいなと、これにのっかって余り努力をしないということにならないように注意していただきたいなと、私は思います。

それから、ちょっと続かせますけれども、私の耳には、幼稚園をもう一つつくってくれというような話が聞こえてきます。ちょっと大げさだなと私も感じますけれども、その若いお母さんは、決して、町議の私に話をしているわけですから、冗談を言っているわけじゃないと思うんです。その若いお母さんもママ友がいて、いろいろ話をしていると思うんです。そういう中で、皆さんがもう一つあったらいいなというぐらい逼迫しているんじゃないかと、そういう感じを若いお母さんは持っているということです。これを十分認知しておいていただきたいんです。

それから、町の、この間、この文案をつくるに従いまして、私も待機児童ってどのくらいいるのかなと、町の職員の方にお聞きしました。米沢さんの部下の方です。そうしましたら、待機児童は、今、十数人なんだということです。先日の一般質問で米沢課長さんは、20人から30人程度という話でした。若干数字は違うと思うんですけども。10人、20人、30人に満たないぐらい。大体似た数字だと思うんですけども。その数とお母さんが感じている数がちょっとずれているんだと思うんです。ですから、町で、先ほどどう分析しているのでしょうかというのは、そこをお聞きしたかったんです。町ではどんなふ

うに全体を捉えているのか。お母さんたちはどんな要求があるのかということをよく、意識調査じゃないんですけども、余りアンケートとるのも、頻繁にとるのもどうかと思いますけれども、そういうのをよく認識してやっていただきたいと、こういうことです。それが、先ほど町長が、今後40人で対策を打つと言いましたけれども、大きなその基本になると思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。

元気になるカフェ・ロバロバというのが駒寄にあります。これは、吉岡町社会福祉交流施設として元気になるカフェ・ロバロバ、これが開設されてから約2年がたとうとしています。開設地は駒寄小学校西隣の旧駒寄村のほぼ中心地。いろんな場所からアクセスがしやすい適切な場所にあると思います。若干駐車場が不便なのが玉にきずですけども。

このロバロバの開設は、私が自治会長をしていたときの自治会連合会の会議の中で、役場の担当者から趣旨説明を受けております。当初は、1週間に1回、午前中の開催として始め、順次ほかのことにも利用を広げていくと、こういう説明でありました。

ここは、主に年配者の交流の場、健康を維持しつつ、人のつながりもつくって、地域社会の輪を広げていく、こういう大切なことを目的に開催されているところであります。私も、開設されてから、数は少ないですけども、今まで3度ほど出かけてみました。会場にはたくさんの方々が集まり、楽しそうに語り合っておりました。大変よいものができたなど感じております。

しかしながら、2年を経ようとしている現在も、1週間に1回、当初の午前中の開催のままで来ています。きょうこのごろ、私の耳に、もう少し開催回数をふやしてほしい、ほかのことにも利用できないかといった声が聞こえてきています。町長、このような希望やお願いが出るということは、この取り組みがうまくいっているということなんです。あんなものあっても役に立たないなと思えば誰も希望しません。行政の施策と住民の希望がうまくマッチングしている成功例です。しかし、町民はもっと集まって話がしたいんです。

そこで、町長にお聞きしたいです。1週間に1回の開催ではなく、年配者、老人が集い、交流できる機会をもう少し広げていただけないでしょうか。開催拡大については、幾つかの条件、制約があると思います。しかし、年配者、老人が集い、交流を深め、人のつながりを広げていく、こういったものにはもう少しお金を使ってもいいんじゃないでしょうか。これは、今が楽しければよいということのみならず、むしろ将来への大切な布石なのだと私は思います。町長、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 社会福祉交流施設の一層の活用をということで質問をいただきました。

現在、地域福祉交流拠点施設では、毎週木曜日10時から元気になるカフェを開催しております。元気になるカフェは、認知症の方やご家族、地域住民、子供らから大人まで、誰でもぶらりと気楽に立ち寄れる、自由におしゃべりができる居場所でございます。

私も、この町長職になる前、認知症サポーターとして、この元気カフェ、駒寄と明治と2カ所ございます。開設日には、よく顔を出させていただいて、お年寄りの方たちと一緒にこういう交流をさせていただいてまいりました。

そういった内容の場所でございますけれども、活動状況につきまして、その詳細については、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 先ほど町長答弁の認知症カフェのほか、本年度より認知症の方やその家族、認知症の介護経験者を対象に、毎月22日午後1時からですが、22カフェと銘打って認カフェみたいなものを開催しています。その他、医療介護の専門職や認知症介護経験者と、認知症に関する相談や情報交換ができます。

交流できる機会を広げるべきとのご指摘ですが、認知症カフェが町内さまざまな場所にできるというのが町としても理想ですが、現在の認知症カフェの担い手は、介護予防サポーターなど、ボランティアが担っており、この担い手のなり手が少なく、育成が急務となっております。町としても、担い手の育成を行いたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございました。

今、答弁されたようなことも、私も何人かからお聞きして承知していたんですけども、その家族の方の講習会、これも大切です。

しかしながら、私がここでお願いしているのは、今のロバロバの本来の集まりをもっと拡大してほしいということなんです。今の答弁の中に、こういうロバロバといったようなものをもっとふやしたいのが本来の目的だということですけども、それはふやしていただくのは大変いいんですけども、そうすれば、行きたい人は場所を変えてそのところに行けばいいわけですから。そうすると、そういうふやす計画というのはどのくらいあるんですか。教えていただけますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現在も町内さまざまなところで、サロンということで活動はしてもらっているんですが、町とすると、その認知症カフェ、ロバロバを活用して本来そのボランティアを育成して、そのボランティアがそれぞれの地域に行つて認カフェみたいなものをつくってもらいたいというようなことを考えておりました。それなので、ロバロバを使って、いわゆるサポーターというか、ボランティアを育成したいというふうに考えておりましたので、特に町として、どこどこに幾つとかというので、数を目標として持っているものではございません。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そういうことなんですか。そうすると、その場所というのは、今の各地区にある住民センターとか、そういうところを使うんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現在のサロンの状況で申し上げますと、地元の自治会所有の集会所等を使っているところもありますし、個人のお宅を使ってサロンを開催しているところもあります。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） わかりました。そうすると、今、空き家対策というのがありますけれども、そういう空き家を改装して提供していただければ使えるということも開けてくるんでしょうか。そうなれば、空き家対策に非常にいいと思いますけれども。

それから、先ほど課長のほうから答弁がありましたサポーター、これがなり手がなくて、なおかつ、一定の講習を受けた資格を持った人じゃないとだめだということですが、駒寄自治会は、実際には、先ほどのご老人に食事を届けているボランティア活動をされているボランティアの方がこれに、担当になっているんです。もちろん、町もすぐそういう人を要請するということにならないでしょうから、そういう方に要請しているんだと思いますけれども、あのボランティアの方だけに依頼している、そういう荷重をあそこにだけかけるんじゃなくて、私がお願いしたいのは、先ほどの制約というのは、そこを言っているわけです。お金を使ってもいいんじゃないですかというの、そこを言っているんです。

ですから、違う方法で若干そのサポーターをふやしていただきたいなというふうに  
思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現在、特定の人というか、現状のサポーターさんに荷重がかかっている  
というのは私も承知しているんですが、できればそういった講習会とか、そういうのを  
多くするとか、時間を工夫するとか、そういった形でできて、そういうサポーターさんを  
ふやすというのができればいいかなというふうには思っています。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） そういうことで、いろいろ努力を積み重ねていただきたいと思いま  
す。

最後になりますけれども、さっきの将来への布石と私言いましたけれども、これは、今、  
町が人がふえて、子供がふえて、税収もふえて、その反面、それらに対するサービスをし  
ていかなくちゃならない。財政が硬直化しているというのが町長の答弁の中にありました  
けれども、その先に、吉岡町もだんだんここにペースがダウンしてくるんです。そうした  
ときに、高齢化がさらに進んだとき、こういったところで住民の輪を広げておく、それが  
大切だと思うんです。そうでないと、高齢化したとき別々のスタイルになって、先ほど、  
意味合いは若干違いますけれども、ひとりでいるのはつまらないよと、飯島議員が言われ  
ていましたけれども、誰かの方の意見として。ああいうふうになってしまうんです。そう  
すると、その先は孤独死ってなっちゃうんです。こういうことで、だんだんだんだんこの  
輪を広げていっていかないと、将来まずいことになるんじゃないかなというふうに思いま  
す。それで、将来への布石ということで申し上げました。その辺も十分考えて、今後やっ  
ていただきたいと思います。町長、よろしくお願いします。

では、最後に移ります。

この最後の質問は、吉岡町の観光事業のこれからについてです。

町長、町では、行政の組織改革を行い、次年度4月からは新体制の組織になる予定で  
すが、準備のほどはいかがでしょうか。お忙しいとは思いますが。この新体制への移行は、住  
民への行政サービスの向上と迅速化、それと業務執行の効率化と、それに伴う経費の節減  
などが町民から求められるものであって、むしろ、それを実現するために今回の組織改正

を行うものと理解しているのは、私一人だけではないと思います。

そこで、今回の組織改革によって、産業建設課が分割されて、その片方が産業観光課になります。今後、伸ばしていかなくてはならない吉岡町の産業分野であります観光の文字が、課の名前につけられて、表舞台に上ってきたんです。

そこで、産業といえば、農林業、商業、工業、サービス業と、観光業も含めて、いろいろたくさんあります。したがって、産業と書けば、それぞれいろいろな業種の中に観光業も含まれているわけですから、産業課と名づければ意味は通るのであって、殊さら、産業観光課と観光の文字を入れなくても私は思います。

しかし、この産業観光課とあらわしたことの意味は、今後、町としての観光産業振興への強い意思表示であると私は捉えております。町長、そういう意味合いでよろしいですね。各課長さんもその意味合いを十分承知しておられると思います。

さて、吉岡町の観光資源、集客場所といえば、まずは船尾滝周辺及びよしおか温泉と周辺のスポーツ施設を含んだ地域が思い当たります。緑豊かな自然と温泉、それに運動公園的ないろいろなスポーツを楽しめる施設の集合体です。いろいろあるんです。この船尾滝とよしおか温泉を抱き合わせるによる集客、観光開発、これを推進すべきではないでしょうか。そんなことはもう百も承知だよと、この議場におられる全員が思っているでしょう。町長もちろんそう思っていると思います。

しかしながら、私は議員になって1年になりますけれども、この1年の体験の中で、現実なかなかそのようにはなっていないように思われます。それがこれからの課題です。

滝は山の中に自然にありますけれども、温泉は我々の先輩方々が今の私たちのために準備してくれただけのものだと捉えるべきであって、今の私たちはこれらをさらに開発、有効活用して、町の発展に貢献していくという責務があるのだと思います。もちろん、私たちの議員も含み、私の目の前におられます町長、これはあなたの役目であります。意志あって町長になられましたから、その辺のところは十分認識されていると思いますから、よろしく願いいたします。と同時に、私の前に並んでおられます各課長さんの役目でもあります。組織というのはトップダウンだけではだめです。そういう組織は弱いんです。各課長さんがそれぞれの持ち場持ち場でよく考えてそれぞれの仕事に取り組む、これをしないと吉岡町はうまく動いていきません。はっきり言って、私は実際の仕事をしているのは、これからつくられる係長さん、あるいは、ここにおられます課長さんだと思います。町長なんてそんなに力ありませんから。一人でできることは限られているんです。

アメリカでいい例がありました。もう2カ月前か3カ月前のテレビです。すごい優秀な極めてハイレベルなアメリカの大学を出て、起業して、その社長の言うとおりにものをつくる手順、技術、それから材料の仕入れとか、販売とか、全部その社長が決めてスタートし



ました。最初はうまくいっていたんです。ところが、どうしたってそんな100%のことはありませんから、ちょっとほころびが出る。そのときどうするかというと、社長だってそのときはパニックになっていますから、問題が出て業績が少し落ちているわけですから。そのときに、自分の部下、どうなっていると思います。社長のトップダウンで全部社長の言うとおりにしてうまくいってきた。そうすると、その部下というのは、全部待ち受け状態になっているんです。今度は社長がどういうことを言っているかなど、何を言いつかるかなど、何をすればいいかなど、こういうことになっているんです。そういう組織は非常に弱いんです。社長がすごい立派でもだめなんです。その会社は潰れました。この話はテレビでやっていましたから誰かご存じだと思うんですけども。

ここの行政でも同じです。みんな一人の力は弱いんです。私がいたサラリーマン時代、会社も同じです。ですから、これからの、今もそうですけれども、しょって立つのは町長でなくて各課長さんです。課長さんの能力とその動き方によって行政がどうなるか決まるんです。それをコントロールするのが町長ですから。そのコントロールがうまくいかないと、もう全然だめです。そのときは、町長にはかわってもらわなければならないんです。ですから、この産業観光課、これを発展させるためには、各課長さんがよく考えて、その行動を起こすということでもあります。

しかしながら、私も議員になってもう少して1年になります。行政は、観光振興は大切だと言いつつ、今までの滝周辺の工事は補修が主体。将来こうありたいから、ことしはこの部分をこのように工事するといった芯となる政策、方針がはっきりしていないように思われてなりません。

そこで、町長にお尋ねしたいんです。観光という名前をつけた産業観光課を筆頭にして、吉岡町観光事業の目玉の一つというべき、船尾滝周辺の開発、これを今後どのように進めていくのでしょうか。幸い、次年度は組織改革の初年度です。また、吉岡町の次期総合計画の策定年度でもあります。開発には新しい考え、新しい取り組みを採用していく必要があると思います。今までの延長線だけで考えていたのでは失敗します、多分。発想の転換が必要です。部外有識者の斬新な意見、考えも必要でしょうと私は考えていましたら、先日提出された議案の中にありました。ひと・まち・しごとの総合戦略策定のため、推進委員会議を広く人材を集めて設置するというふうにありました。これは非常によいことだと思います。したがって、その次に来ます第6次総合計画、吉岡町の、これもしっかりしたものができ上がると期待しております。

今後の船尾滝周辺の開発について、町長のお考えをお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま、吉岡町の観光事業のこれからはというテーマで道しるべを示していただいたような気持ちになりました。多くの意見、また、アドバイス、ありがとうございます。今後のまちづくりに生かしていけたらと思っております。

さて、船尾滝は、吉岡町を代表する観光資源であるということ言うまでもありません。群馬DCの開催を機に、群馬県と連携して周辺工事や新たな散策道の新設を行うなど、今までにないほどの事業を行い、バージョンアップした形で4月を迎えることとなります。船尾滝周辺については、安全に四季折々の自然美を楽しんでいただくために、あずまやの修復や転落防止柵の改修等を行い、絶好のビュースポットとして小川にかかる橋の整備も行いました。

観光事業の目玉というべき船尾滝周辺の開発を、今後どのように進めていくかのご質問でございます。

今後、多くの人を訪れることが予想されます。船尾滝周辺の地形や地質を考慮するとともに、船尾滝周辺を訪れる人の安全面や観光の面から、安心して散策することができるのはもちろん、それとともに、自然豊かな環境を維持していくことが重要と考えております。

また、今まで埋もれていた静思像や観音像も確実に保存し、後世に残すことが大事ではないかと考えております。船尾滝を起点とした周遊観光ができれば、吉岡町の魅力をさらに感じられるものと期待しております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） あと23秒になってしまいました。ちょっと私聞きたいことがあったんですけども、また船尾滝については今後もまた一般質問しますので、そのときにきょう残したことはお話しさせていただきます。これで終わります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

---

散 会

議 長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時15分散会



# 令和2年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和2年3月16日（月曜日）

## 議事日程 第5号

令和2年3月16日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第2～第33〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例  
(討論・表決)

- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 吉岡町空家等対策協議会設置条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について  
(討論・表決)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算 (第 6 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)

- 日程第27 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第28 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
（討論・表決）
- 日程第29 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第30 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
（討論・表決）
- 日程第31 議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
（討論・表決）
- 日程第32 議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第33 議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第34 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）〔第35〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第35 議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算  
（討論・表決）
- 日程第36 委員会議案審査報告  
（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）〔第37～第43〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第37 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第38 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第39 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第40 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第41 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第42 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算  
（討論・表決）

日程第43 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算  
(討論・表決)

日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第45 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第47 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第48 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第49 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第50 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第51 議会議員の派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 委員会議案審査報告

(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告) [第2～第33]

(委員長報告に対する質疑)

日程第 2 議案第 3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 3 議案第 4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例

(討論・表決)

日程第 8 議案第 9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例

(討論・表決)

日程第 9 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

(討論・表決)

日程第10 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

(討論・表決)

日程第11 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例

(討論・表決)

日程第12 議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第13 議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第14 議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第15 議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第16 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第17 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例

(討論・表決)

日程第18 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第19 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第20 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第21 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第22 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第23 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について

(討論・表決)



- 日程第24 議案第25号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第25 議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)  
(討論・表決)
- 日程第26 議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第27 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第28 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第29 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第30 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(討論・表決)
- 日程第31 議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第32 議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第33 議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 追加日程第1 議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第34 委員会議案審査報告(予算決算特別委員会委員長報告)〔第35〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第35 議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算  
(討論・表決)
- 日程第36 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第37～第43〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第37 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第38 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(討論・表決)

- 日程第39 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第40 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第41 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第42 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第43 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第45 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第47 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第48 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第49 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第50 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第51 議会議員の派遣について

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第34、第36で予定しております。

日程第1では、主に条例関連と令和元年度の各会計の補正予算であります。日程第34では、令和2年度一般会計の当初予算、日程第36では令和2年度一般会計以外の各会計の当初予算です。

各委員長にはよろしく願いいたします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第33までの中で付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会であります。金谷委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。令和2年第1回定例会総務産業常任委員会の委員長報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月2日、本会議にて議長より付託されました議案24件について、3月11日木曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席のもと審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例は、第8条で延期を変更とあり、前日でも可の意味合いですかの質問で、延期だと休日に当たる場合があり、ふぐあいを生じるためとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認

め、全会一致で可決です。

議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例は、審査の結果、原案適正と認め全会一致で可決です。

議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例は、質疑、第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議の委員と、第43号の検証委員会の委員が重複するのはふぐあいを生じるのではの質問に対して、確かに検証は第三者の目になると、全員違う委員でとの見解となるが、行政側がきちんと施策を実行したかを検証するのに当たり、施策の策定の流れ、目標、数値など、よく理解した人の目にしても確認が大切で、推進会議の委員と検証委員会議の委員が重複するのは決してお手盛りということではないという見解とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第11号 群馬県市町村の公平委員会の共同設置については、質疑、渋川市と19町村、14団体だが、衛生、清掃などと団体に偏りがあるのでは構成する団体において公平委員のなり手不足、ノウハウ不足、育成しづらさなど、小さな団体ならではの弊害があり、客観性を持たせるために外部にあったほうがよいということで、共同設置とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第13号 吉岡町町営住宅管理者条例の一部を改正する条例は、生活困窮者など、連帯保証人をつけづらい人たちに住宅に入りやすくするため、連帯保証人の設定を不要にするなど、所要の規定の整備を行うもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第18号 吉岡町空き家等対策協議会設置条例は、質疑、第4条協議会は、委員12人以内で組織（1）地域住民の記載があるが、選定は空き家が集中する地域などの考慮では4人ほど予定、空き家が集中する地域など考慮したいとのことで、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第19号 吉岡町農業委員候補者選定委員会設置条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、

審査の結果、原案適正と認め全会一致で可決です。

議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第24号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第25号 町道路線の認定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ7,137万6,000円を減額し、総額を81億2,092万8,000円とするものです。事項別明細の款、項の順に審査をしました。主な質疑としては、歳入では1款町税固定資産税330万8,000円の減の件数と、大きな要因では147件、死亡者課税を相続人へ賦課替えとのこと。14款使用料及び手数料文化センター使用料120万円の増は、渋川市民会館が改修工事で使用できなくなったことが要因だと思うが、詳細の把握では、確かに渋川市民会館改修工事での増だが、詳細は把握していないとのこと。16款県支出金、尾瀬学校補助金22万6,000円の減では、利用する児童数の減で、ガイド料の減によるものとのこと。

歳出では、2款総務費補助金等審査委員会委員の28万1,000円の減は、実績では8名の委員にて、計4回との委員会とのこと、総合計画審議会委員15万8,000円の減、第6次総合計画策定業務委託料78万円の減、第2期総合戦略策定業務委託料400万円の減、各策定に工程のおくれが懸念されるがでは、総合計画審議会は今年度3回開催予定を1回に、6次総合計画策定は実績によるもの、2期総合戦略策定は委託予定を職員による策定によるもので、減額で工程におくれが出るものではないとのこと。4款衛生費水質臭気検査委託料25万4,000円の減では、対象箇所では河川6カ所、井戸9カ所とのこと。6款農林水産業費経営転換協力費35万円、全額減と、2年度予算に計上がないがでは、今年度該当者なし、次年度この制度はなくなるとのこと。8款土木費町道改良測量設計委託料2,200万円の減は、大きなものは大下十王線が地権者、前橋市との関係で五郎平太橋付近の水路改修が地権者の関係で、町道栗籠井堤線が、洗い越しの関係で減によるもの。用地買収費800万円の減、不動産鑑定業務80万円の減、電柱移設補償費の500万円の減は、町道熊野吉開戸線等が今年の台風19号の影響にておけている

ため。渋川吉岡連携道路負担金981万8,000円の減は、令和元年度の事業確定によるものとのこと。10款教育費小中学校ICT推進事業2,698万3,000円は、いきなり計上されたのは計画性がないのか。では、今年度1月後半に国の方針によるもの。中体連出場経費補助金250万円の減は、今年度全国大会への出場がなかったため。吹奏楽部の全国大会優勝と聞くが。では、郡、県とかの公的な大会が補助金対象であり、民間企業主催は対象外とのこと、などです。

以上、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,703万8,000円を減額し、総額4億7,053万3,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め全会一致で可決です。

議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ786万1,000円を減額し、総額1億7,939万円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、総額297万5,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出、水道事業収益で13万5,000円を減額し、総額4億2,723万2,000円に、水道事業費用では272万5,000円を追加し、総額4億1,382万5,000円に、また、資本的収入及び支出、資本的収入で5,783万8,000円を減額し、総額7,502万円に、資本的支出で5,781万8,000円を減額し、総額2億687万7,000円に。以上、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 報告します。

3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案についての審査報告を行います。

去る3月12日に、委員全員と議長、町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席のもと審査を行いました。

議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決です。

議案第15号 吉岡町福祉医療支給に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決です。

議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決です。

議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決です。

議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数で可決です。

議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、賛成多数で可決です。

議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、賛成多数で可決です。

議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、賛成多数で可決です。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

---

## 日程第2 議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第2、議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。



議案第3号 吉岡町監査委員条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例及び吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委

員会設置条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会設置条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 昭和天皇の崩御に伴う吉岡町職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例

議長（山畑祐男君） 日程第11、議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町公平委員会設置条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する

条例を廃止する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第15 議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第16 議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例

議長（山畑祐男君） 日程第17、議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 吉岡町空家等対策協議会設置条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第18、議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第19、議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第20 議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第20、議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第21、議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置  
工事変更請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第23、議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和元年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第25号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 日程第24、議案第25号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（山畑祐男君） 日程第25、議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第6

号)を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第26 議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

議長(山畑祐男君) 日程第26、議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第27 議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(山畑祐男君) 日程第27、議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第28、議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第29 議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第29、議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第30 議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第30、議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31 議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第31、議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第3号）

議 長（山畑祐男君） 日程第32、議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（山畑祐男君） 日程第33、議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程の追加

議長（山畑祐男君） ここで議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加したいと思います。

暫時休憩し、追加議事日程と議案書を配付させます。

午前10時09分休憩

---

午前10時10分再開

議長（山畑祐男君） それでは、再開します。

ただいま配付いたしました日程表どおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

配付しました議事日程〔第5号の追加1〕により会議を進めます。

---

#### 追加日程第1 議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（山畑祐男君） 追加日程第1、議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、新型コロナウイルス対策経費として上程させていただくもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ936万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,029万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、財務課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）をごらんください。

令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長の説明にもありましたように、歳入歳出それぞれ936万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,029万円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の追加でございます。こちらは「第2表繰越明許費補正」によるということで、7ページをごらんください。

まず、1段目、2款総務費1項総務管理費の第6次吉岡町総合計画策定業務で、翌年度繰越額は603万7,000円です。国から会議等の自粛要請を受け、予定していたワークショップを開催することができず、事業が年度内に完了する見込みがないため翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目の、4款衛生費1項保健衛生費「新型コロナウイルス対策業務（予防対策）」377万9,000円です。マスクなど、年度内に納品が困難であることが想定されるため、翌年度へ繰り越すものです。

3段目から最後6段目まで、10款教育費の「新型コロナウイルス対策業務」として、事務局費及び小中学校にそれぞれ30万円、また、文化センターの78万3,000円です。こちらもマスクなど年度内に納品が困難であることが想定されるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が繰越明許費補正でございます。

続きまして、補正予算の主な内容を事項別明細書で説明させていただきます。

11ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金の子ども・子育て支援交付金400万円の増です。学童クラブの追加経費に伴うもので、補助率は10分の10となっております。

次の19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、536万2,000円の増となっております。なお、年度末における財政調整基金の残高見込額は、予算ベースで16億6,961万9,000円となります。

次に、12ページをごらんください。

3款民生費2項福祉費3目学童保育事業費13節委託料の学童クラブ指定管理料400万円の増です。朝から学童クラブを開設するための人件費に要する経費となります。財源につきまして、先ほど歳入で説明申し上げたとおり、全額国庫補助となります。

次の4款衛生費1項保健衛生費2目予防費11節需用費で消耗品213万4,000円です。マスクや消毒液、防護服などに要する経費となります。その下、13節委託料の101万2,000円は、町内施設等で感染者が発生した際、施設の消毒作業を委託するための経費となります。その下、18節備品購入費の23万3,000円も、同じく感染者が発生した際に使用する消毒用の噴霧器を購入する経費となります。

次の10款教育費1項教育総務費2目事務局費11節需用費の30万円は、小中学校で感染者が発生した際に使用する消毒液などに要する経費です。



13ページの10款教育費2項小学校費及び3項中学校費では、それぞれ30万円の増額です。非接触型の体温計やマスク、またアルコール消毒液などに要する経費となります。最後、文化センター費の78万3,000円も非接触型の体温計やマスク、またアルコール消毒液などに要する経費となります。

以上が歳出の主な補正内容となります。また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。参考にごらんいただければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） コロナウイルス対策ということで、さまざまなことが計上されましたけれども、私が懸念するのは、こういうことによりまして、仕事がないとか、また商売をしていても収入が得られないというようなことで経済対策についての考えというものは考えられなかったのかということだけをお伺いをしたいと思いますけれども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 対策につきましては、町独自としては休職など余儀なくされた方たちへの思い切って支援策も必要かと思っておりますけれども、現段階におきましては商工会等々と検討をさせていただいているところでございますけれども、詳細につきましては産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 国や県の動向がはっきり固まっていない段階でございます。しかしながら、町としましては、危機管理意識を持ちつつ、町商工会と協議を行い、小規模事業者や個人事業者が必要としている支援策などについて検討をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 自治体によりますと、貸付事業なんかもどんどん開始している自治体もございます。また、あるいは社協等を通じまして、そろえるほうがいいかもしれませんけれども、緊急対策としてフリーランスの方なんて1カ月近く仕事がないような状態でおりますから、そういうところに対する貸付事業なども国の施策を待つということよりも自治体のほうで積極的に進めていかないと、私たちが想像している以上に生活苦というものが発生しているのも事実ですけれども、これらに対するこの補正予算には直接組み込まれては

いませんでしたけれども、早急の対策が必要だというふうに思いますけれども、その点についての今後の町の考え方はいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然これからの状況変化、それらを踏まえながら現在商工会の事務局、あるいは社協等々と協議を進めさせていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。金谷委員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 11日の総務産業委員会で町民生活課長に自治体の備蓄倉庫にマスクあるのかと質問をしたところ、備蓄倉庫にはマスク等はなく、食料品等ということでした。町ではマスクがなくて困っている方がたくさんいると思います。お年寄りの方、病院に行くとか、デイに行くとか、外出する機会はあります。町民向けのマスクと、消耗品というのはマスクのことだと思うんですけども、町民向けのマスクのほうはどのように町は検討されているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、今、全国挙げて人が集まることは今避けるよう努めておりますが、町の温泉センターはいまだに営業しているようです。不特定多数の人がたくさん集まり、危険性は大きいように感じますが、町はこの温泉センターをどのように考えているのか。また、休館になった場合には補償費とかいろいろあるかと思うんですけども、その予算計上とか、どのようにしているのか。

それとあと、教育長のほうから学校のコロナウイルス対策のための臨時休業等の細かな説明がありましたが、臨時休業が明けてから、特に授業数が減った場合のこま割りだとか、夏休み中にその減った授業数を補うのかとか、いろいろ今後の対応の問題があるなど思うんですけども、それに対する補正とかの検討とかはどのように考えているのか、その3点をお尋ねしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、金谷議員のほうから3点ご質問いただきました。マスク関係はまた後で健康福祉課長のほうに、また、学校関係につきましては教育長のほうに答弁をさせます。

温泉につきましてなんですけれども、現在、温泉を開業しております。ただ、開業中でありましても、入り口、また個室等の規制、そして大広間を使う場合には間隔等をあけるような制限を設けたりして、できるだけ空間をつくりながら、温泉施設を活用していただけるという状況でございます。

ただ、先日13日に、町の対策本部会議を開かせていただきまして、その中で、温泉のほうには、周辺の市町村の状況等を判断しながら、場合によったら緊急で閉館する場合もあるので、まずは、お客様のほうに周知をしてから、それから閉館するのであれば、閉館していくような、そんな今方向性で13日を開けたというところでございます。

また、今後につきましてはきょう以降のまた先日大泉等でも発症しております。今後の状況につきましては、改めてまた協議をしたいと思っています。

マスクにつきましては、健康福祉課長のほうから答弁をさせます。

そして、学校につきましては教育長のほうからさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） マスク不足の関係ですが、町としても、町で最低限必要な枚数を確保して、施設であるとか、町民に配っていくようなことも検討していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 金谷議員がおっしゃいました学習の保障、この辺につきましては、私も大変大きな問題だというふうに捉えております。臨時休業日になった日数が16日で、大体5時間から6時間授業をやっておりますので、16掛ける6ということになりますと、普通に計算して、96時間ぐらいですか。この時間を子供たちから奪うことになったということについては、重ね重ね大変大きな問題というふうに思っています。

この後、臨時休業の期間がいつまでになるのか。このコロナウイルスの感染状況の先行きが見通せない中で、なかなか難しい判断になると思うんですけども、この休業期間の学習が不十分だった点につきましては、教科によって積み重ねの教科については、1部分が欠けると、幾ら学年を進んだからって、次のところに学習を進めてもわからない状況が発生するというのは、現場の教員も非常によくわかっております。この後、もし4月から再開ができれば、早速学年の初めから失った部分の、失ったといいますかね、きちんと履修できなかったことにつきましては、どこを重点的にやっていったらいいのか、配慮しながら授業を進めると。当然、小学校6年生の部分で不十分だったところは、中学校に行つて、小学校の内容を中学でやるということも当然考えられることです。ここにつきましては、今、現場の教員がそこを補うべく新年度どういうふうに取り組んだらいいのかという計画づくりに今取り組んでいるところであります。

また、この先の状況で夏休みのことについても言及がありましたけれども、ここにつきましては、どのように回復させることができるかということ踏まえながら、今後検討し

ていきたいというふうに思っております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） この学童の件について質問をさせていただきます。

学童保育学会も緊急声明を出してしまっていて、子供同士が密接にかかわる場所のために、学校以上に感染リスクが高いことによって、予防に対する必要な物資の支給を求めているところなんですけれども、今回、学童に関しては人件費のみという形ではあるんですけれども、このマスクとか、消毒液を学童保育に支給する考えというのは現在ないのでしょうか。

それと同時にまたあわせて、現在、昼食は給食がない状態なので、学童の子供たちは昼食をお弁当に頼っていると、保護者の。こちらに対しての何かしらの支援等を考えていらっしゃるのでしょうか。

2点あわせてお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員おっしゃるとおり、400万円の部分に関しましては、支援員さんの人件費分の委託料ということで了解していただければと思います。

また、マスク、アルコール消毒等につきましては、町の備品からお渡ししているという状況になります。当然不足すれば、町の備品からまた出すというような形になります。

2点目の昼食に関しましては、ただいま検討中ということでお答えさせていただきます。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） マスクを町から支給とあるんですけれども、これは学童の職員さんとかを今派遣してくださっている学校の先生以外に、児童の分はどのようにお考えでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） マスク、児童用につきましては、町としても在庫が僅少でありまして、配布することができないような状態となっております。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 私、1年間議員をやってきました、どうもいろいろなことがさっさとやられていないということでちょっと今回のことで質問します。

というのは、いろいろ消毒液、マスク、防護服とか、いろいろ防疫の準備をしていますが、今一番大切なのは、その準備を早急にすることだと思います。それと、もう一つ、金谷議員が言っておりましたいろいろな人間が集まって会食するとか、その2つだと思うんですね。片方のほうについては、大分やられておるかなど。なお、先ほど金谷議員が発言された。まだちょっと不足しているかなとも思いますけれども、私が一番心配しているのは、先ほどの防疫のいろいろなマスクを初め液にしる、いつまでに何を準備できるかと。きょう、あすもいつ発生するかわからない、もう群馬県も状態になっているわけです。そうすると、発生したときに、ああ用意はしていたけれども、これはなかったよねというのでは話にならないわけで、いつまでに準備をするのか。現在準備をする手はずをとっていると思うんですけれども、その状況を聞かせてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然この新型コロナウイルス、刻一刻と状況が変化しております。その変化に対応できるべくその都度対策本部会議を開かせてもらって、庁内の情報共有をまずはさせていただいて、正確な情報をまず入手して、それを地域に流していきたいという、それがまず1点であります。

そしてその必要なものをすぐそろえるべきだと言いましたけれども、きょうのこの上程をさせていただいた後に、即配慮など、現在ある予算の中で発注しているところと、両面で今進めさせていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そうしますと町でも努力はしていると思いますけれども、県とか、その辺の連携、県からマスクはいつ何枚入るとか、そういう県との連携はどうなっているんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長のほうから答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 県といたしましても、マスクとか、アルコールとか、防護服が不足しているような状態ということになっております。町としても現状ある在庫、マスクであるとか、アルコールであるとか、防護服であるとか、こういったものは当然、この後発生した場合に、使用しなければいけないので、県と町でもものの融通というのは現状できておりません。ただ、情報の交換という形では行っております。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 3回目です。先ほど学童の児童用マスクが配布されないという形で、配布できないという形なんですけれども、これは購入することができる状況であれば配布予定なのかどうか、お聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 配布予定かという質問ですが、当然、今回の予算、可決いただければ発注をかけて納品されればもちろんそういった形で行いたいとは思っております。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 現在町のホームページを見ますと、トップページに関して、町長のメッセージが載っていないんです。つまりどういうことかということ、町民はかなり不安がっているわけですね。町としては、こういう方向、対策本部をつくりました。こういうことをします。これから町民に対してはこういうふうに行っていきますと。そういう町長のメッセージを載せるべきだと思います。それと、現在そのホームページ上から相談窓口の電話番号へ検索がかかっていないんですよ。しかし、1カ所、よくよく見ていたら相談窓口というコメントじゃなくてほかのところからそこへ行ったという。だから、もっと簡単に相談窓口の番号がわかるようにすべきだと思います。

と同時に、もう一つ、学童クラブに400万円予算がつかしました。保護者の経済的負担

が非常に大きい中、学童クラブの利用料金を無料、もしくは減額するなり、そういうことは考えているのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ホームページ、あるいは相談等を提言いただきましてありがとうございます。早速取り組みたいと思います。

また、学童の関係につきましては健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 学童クラブの減免というようなお話なんです、ちょっとその辺に關しましては検討させていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第44号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第34 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第34、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算特別委員会、小池委員長、お願いします。小池議員。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） 報告します。

3月3日の本会議におきまして、当委員会に付託されました令和2年度吉岡町一般会計予算についての審査報告を行います。

去る3月6日、9日、10日の3日間、委員全員と議長、町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席のもと、目ごとに細かく審査を行いました。

6日は歳入の審査を行いました。1款町税では、個人、法人、固定資産税、軽自動車税の増減理由や、滞納繰越の見込みなどについて質疑され、13款1項1目民生費負担金では、3歳未満児の保育料無料化などに対する質疑、16款2項4目の農林水産業県補助金では、林道改良事業、18款1項2目ふるさと納税などについて多くの質疑がされました。

9日は歳出の審査を行いました。2款総務費で電話交換業務及び総合案内業務委託料や、庁舎のLED化整備事業、タクシー運賃等助成事業委託料、証明書のコンビニ交付などについて質疑され、林道改良工事、観光事業、みはらし公園など、公共施設の除草業務の取り組み、各学年のAEDの設置や、三津屋古墳駐車場用地などの用地購入などについて質疑が行われました。

10日は、歳入歳出の総括を行い、採決の結果、賛成多数により本議案は可決されました。

また、当委員会としまして、要望書の提出を決定しましたので、報告いたします。要望事項1、コロナウイルスのウイルス感染症対策の町独自での施策を図られたい。2、ふるさと納税の強化充実を図られたい。3、保育園の待機児童の解消のため、施設の増設を含め施策を図られたい。4、学童保育の待機児童解消と利用時間等の利用者ニーズに対応するための施策を図られたい。5、タクシー運賃助成事業について、利用者の拡大と利用改善を図られたい。6、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。

以上であります。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席にお戻りください。

---

### 日程第35 議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第35、議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算を議題といた



します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号 令和2年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第36 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第36、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

議事日程第37から第43までの中で、付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、お願いします。金谷議員。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月3日、本会議にて議長より付託された議案3件について、3月11日木曜日午前9時半より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席のもと審査を行いましたので、結果を報告します。

議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、歳入歳出の総額は223万8,000円と定めるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算は、給水戸数7,904戸、年間総給水量244万1,000立米、収益的収益及び支出、水道事業収益4億3,745万3,000円、水道事業費用4億2,898万8,000円、資本的収入及び支出、資本的収入1億1,437万7,000円、資本的支出2億1,536万5,000円と定めるものです。質疑では、給水戸数は135戸増の7,904戸だが、今後の見通しでは、町の人口を見て、今後も微増の認識、料金の見直しについての見解では、町民サービスとしての現状維持できればと考える。とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致

で可決です。

議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算は、令和2年4月1日より、特別会計から公営企業会計になりますので、公営企業会計に沿った予算書の作成であります。処理戸数4,370戸、年間有収水量118万立米、収益的収入及び支出、公共下水道事業収益3億2,069万4,000円、公共下水道費用3億4,022万3,000円、資本的収入及び支出、公共下水道事業資本的収入3億9,212万6,000円、公共下水道事業、資本的費用4億6,340万円と定めるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席にお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、お願いいたします。小池議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 報告します。

3月3日の本会議において当委員会に付託されました議案についての審査報告を行います。去る3月12日に、委員全員と議長、町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の参加のもと、目ごとに細かく審査を行いました。

議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席にお戻りください。

### 日程第37 議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第37、議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第38 議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第38、議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第39 議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第39、議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

---

午前10時47分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議案第38号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり決定されました。

---

#### 日程第40 議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第40、議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第41 議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第41、議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第42 議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第42、議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第43 議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第43、議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第45 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第47 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第48 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第49 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について  
日程第50 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第44、45、46、47、48、49、50各委員会の閉会中の継続調査の申し出について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、地域開発対策特別委員会委員長、人口問題対策特別委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元にお配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出7件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会の委員長からの申し出についてお諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算特別常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

地域開発対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、地域開発特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

## 日程第51 議会議員の派遣について

議長（山畑祐男君） 日程第51、議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

東日本大震災から9年がたちました。しかし、復興作業は道半ばという状況であり、被災者の皆さんが早期に安心して生活が送れるように願うとともに、亡くなられた方々のご冥福をここにお祈りしたいと思います。

一方で、議会開会前から新型コロナウイルスの対応をめぐり、さまざまなニュースが飛び交い、3月7日の太田市で群馬県内初感染者の発表、さらに12日には2名、そして14日は、新たに大泉町で2名の感染者が判明しました。それらの状況を受け、本日追加上程にて、感染症関連の補正予算の議決をいただきました。今後とも得られた情報をもとに、追加施策の必要が生じましたら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いた



き、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

いよいよ新年度予算が認められました。新しい年度に向かって準備を進めていきたいと思いを。そして、それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

また、本会議における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。そして円滑な事業の推進を図るよう職員には指示、指導を徹底していきたいと思っております。本定例会が議員皆様にとって最初の予算編成に係る定例会でもありました。それぞれの思いがあるかとは思いますが、今後吉岡町の発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

おととい、東京で桜の開花宣言があり、大分春めいてまいりましたが、気候の変化が激しい傾向は続いております。議員皆様におかれましては、ますます健康に十分留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 廣 嶋 隆